

クラス		受験番号	
出席番号		氏 名	

2012年度 第2回 全統マーク模試  
学習の手引き【解答・解説集】

# 国語・地理歴史・公民

【2012年8月実施】

• 国 語 .....	1
• 地理歴史	
世界史B .....	29
日本史B .....	38
地 理B .....	47
• 公 民	
現代社会 .....	58
倫 理 .....	70
政治・経済 .....	80
倫理, 政治・経済 .....	90

本冊子の解答・採点基準をもとに自己採点を行ってください。「自己採点シート」は学習の手引き〈英語〉編冊子の巻末にありますのでご利用ください。

河合塾



【国語】

【解答・採点基準】

(200  
点満点)

第3問	第3問					第2問					第1問					番号題					
	問6	問5	問4	問3	問2	問1					問6	問5	問4	問3	問2	問1					
自己採点小計																設問					
	27	26	25	24	23	22	21	20			19	18	17	16	15	14	13	12	11		
③ ⑤ ② ⑤ ② ① ② ③	5	5	8	7	8	8	3	3	3	3	5	9	8	7	6	5	4	3	2	1	番解号答
(50)	8	8	7	7	5	5	5	5	(50)	5	5	8	7	8	8	3	2	2	2	2	正解
																				配点	
																				自己採点	

第4問	自己採点小計	第4問					第4問					番号題
		問7	問6	問5	問4	問3	問2	問1	C	A	(2)	
36	35	34	33	32	31	30	29	28				番解号答
⑤ ⑤ ③ ③ ③ ① ④ ②												正解
(200)	(50)	8	6	6	7	5	5	4	4	4	4	配点
												自己採点

※の正解は順序を問わない。

## 【解説】

### 第1問 現代文

#### 【出典】

野田研一「世界／自然とのコミュニケーションをめぐつて」の一節。本文は、『異文化コミュニケーション学への招待』（鳥飼玖美子、野田研一ほか編みす書房、二〇一一年）所収の論文である。ただし、作問の都合上、途中省略した箇所が複数ある。

野田研一（のだ・けんいち）は一九五〇年生まれ。立教大学大学院を修了。専門は、英語、アメリカ文学／文化、環境文学。人間と自然環境の関係を文学の観点から探求している研究者である。著書には、『交感と表象』、『たのしく読めるナイチャーライティング－作品ガイド120』（共著）、『概説アメリカ文化史』（共著）、などに加え、本文と関連の深い入門書『自然を感じるこころ』（ちくまプリマ―新書）がある。

#### 【本文解説】

現代を生きる私たちにとって、環境問題は重要な課題のひとつである。だが、その解決をめぐる思考は、科学的な環境メカニズムの探求や、人間の営みが環境に与える影響を分析、評価する研究が主たるものとなつていて、自然そのものを私たちがどう見ているか、どう表現してきたか、ということはあまり取り上げられない。これに対して本文は、自然と人間の関わりをコミュニケーションの観点から問い直し、そこに見出される論点が環境問題にとって重要なものとなるということを論じようとしている。観察され測定される自然、利用され一方的に破壊される自然是、人間とのコミュニケーションの可能性を秘めた存在でもある。この観点が本文を貫いている。

本文は海外の複数の作家や研究者の意見を紹介しながら議論を進めており、そこに特徴がある文章となっているが、全体は大きく二つの部分に区分される。フインチ、バージャー、マニスの三者を取り上げて自然と人間とのコミュニケーションの必要性について論じた前半、トドロフを取り上げて自然とのコミュニケーションの回復に関わる課題を示し、その回復がもたらす意義を論じた後半の二つである。この大きな区分とそれを分節する論点にしたがって、本文の内容を確認していくこう（なお、前半に出てくる引用文も、それぞれ独立した一つの段落として数える）。

#### ◆前半——自然とのコミュニケーション（第1～11段

##### 落）

- ① 他者との出会いを渴望する人間（フィンチ）  
最初に取り上げられているのは、フィンチのエッセ

イ「鯨のように」である。海岸に死んだ鯨が打ち上げられたという報せに、街の人々が殺到する（第1段落）。海岸の街にとつてはさほど珍しいことではない

にもかかわらず、人が集まり大騒ぎしたことは、たんに好奇心によるものとは考えられない。むしろ、そう

した好奇心を人に抱かせるものが何であるのかを探るべきだ（第2段落）。そう考へたフィンチは、私たちが「人間とは別の生き物が僕たちを見つめ返してはくれないものかと探ししている」のだと述べる（第3段落）。私たちは、「他者との出会い」を求め、「人間とは別の生き物」であり「究極の不可知の他者」である動物から見つめ返されたいという「渴望」がある（第4段落）。鯨の死骸に人が群がるのには、そうした理由があるというのである。

これについては若干の補足説明が必要であろう。動物が「他者」であるとは、それが何を思い、何を感じているのか、人間の側から想定できず、知ることもできないという意味である。もちろん、動物に人間が抱くような感情や思考があるわけではない。ただ、動物もまた自分たちと同じように、何かを思い、感じているはずだという想定なし希望を人間の側がもつてしまふ、ということである。したがって、死骸にすぎない鯨から「見つめ返して」もらいたいというのも、あくまで人間の願望なのである。

#### ② 動物を周縁化した人間の孤独（バージャー）

では、なぜ人間は動物から見つめ返されたいという願望を抱いてしまうのか。それについて、筆者はバージャーの意見を紹介しながら説明している。

近代は、動物を文化的に「周縁化」した。これは、人間を中心にして、動物をその周縁、つまり中心から遠い外側の、まわりのふちに位置づけたということを意味する。人は動物園に囲い込んだ動物を眺め見ることを楽しみ、動物を玩具やキャラクターにして商品化する一方で、動物を「日常生活から撤退」させてしまったのだ（第5段落）。

その結果、人間は、かつてのようになにがしか動物とともにあつたことなどを指しているのである。ところが現代人は、そうした動物を自分たちから遠ざけてしまい、そのせいで「孤独」を感じるようになつた（第6段落）。そうしたことによれば、「なにがしかの危機感を覚える」ようになつた人間は、動物から見

つめ返されることを望むようになつたというのである（第7段落）。

### ③ 自然とのコミュニケーションへ（マニス）

フィンチの言う動物から見つめ返されることへの欲望は、「自然とのコミュニケーションへの欲望」と言い換えることができる。このようなコミュニケーションは、「環境倫理」（＝人間が環境とどのように関わることが正しいことかを考えること）の問題と深く関わっている（第8段落）。

マニスは、近代以降の人間が自然を「話す主体」として認めなくなつたということを問題にする。彼によれば、かつて自然とは、人間にとつて「ざわめき、吠えたて、沸き立つ」ようなものだつた。これは、文字どおり自然が音や鳴き声をたてていたということだけなく、人間の側がそうした音や気配などを意味あるものとして受け取つていたことであろう。ところが西欧近代は、「ロゴス中心主義」（＝真理は人間の用いる言葉によって捉えられるという考え方）と「ヒューマニズム」（＝人間中心主義）によつて、「話す主体としての地位」を「人間のみの特権」であるとしてしまつた。その結果、人間だけ「沈黙の世界でただひとり独白をおこなう」存在となり、自然は「声も主体も奪われ」た單なる「客体」とみなされるようになつてしまつた（第9段落）。これは要するに、人間と自然との間のコミュニケーションが失われてしまつたということである。

こうして、特権的な地位にある人間（＝主体）がもの言わぬ自然環境（＝客体）に一方的に働きかけるという、近代的な自然と人間との関係が成立する。「自然に対する擇取の倫理」が当たり前のようになつたのも、こうした近代的世界觀の成立によるといえるのである。だとすれば、私たちはそうした考え方には「対抗」する倫理を模索しなければならない（第10段落）。そして、それは人間と自然の関係を「再構築」することだと、筆者は主張するのである（第11段落）。

### ◆後半——コミュニケーションの回復とその意義（第12～16段落）

#### ④ 自然／世界とコミュニケーションする能力を失つてしまつた近代人（トドロフ）

前半の帰結である自然と人間との関係の「再構築」いう課題のために参照されるのは、トドロフである。彼は、アメリカ大陸の「征服」に際して、ヨーロッパ人とインディオの間にどのような関係が展開されたのかといったことを考察している（第12段落）。すでに近代を通過しつつあつたスペイン人は、コミュニケーションにおいても近代的な形式を探る。人間

と人間との間に個人レベルで交わされる、その都度ごとに展開する一回限りの即応的なコミュニケーションは、「恣意」的なものである。他方、インディオは、

神話や予兆という形式をとつて理解される宇宙觀や世界觀の中に、相手の発言を位置づけ直す。他者による新たな発言は、なぜいまここでそれが言われ、告げらるべきかを、自分たちの宇宙觀の中で位置づけられねばならない。というのも、すべてのコミュニケーションは、「必然性」を伴つていて、宇宙や世界の全体に

とつて何らかの特別な意味をもつていると見なされるからである。このような再編を必要とするために、インディオのコミュニケーションはどうしても「即応性、即時性を欠く」ものになつてしまつ（第13段落）。

近代人とインディオとのこうしたコミュニケーションのあり方の違いが、「数百人の部下」しか従えていなかつたコルテス（＝アステカ王国を征服したスペインの侯爵）が「数十万」の兵士を従えた君主モクトヌマの王国を占領できた事情であるとされる。王国は、見知らぬ他者の出現やその行為の意味を、自分たちの宇宙觀の中で再解釈しているうちに、瓦解したというのだ。しかし、近代ヨーロッパのこの勝利は、自然や世界とのコミュニケーションの可能性を、自ら否定したことの意味する。かつてはヨーロッパ人も、「世界と一体化」し「世界との調和」を感受する能力を持つていたはずである。しかし、そうした能力を自ら叩きつぶしたという意味で、近代ヨーロッパの勝利は「敗北」でもあつたというのだ（第14段落）。

### ⑤ 世界／自然とのコミュニケーションの回復

以上の考察を経て、本文は総括に入る。

人間には、「コミュニケーションのふたつの形式」が用意されている。一つは人間とのコミュニケーションであり、もう一つは世界／自然とのそれである。にもかかわらず、前者だけを肥大させ、後者を抑圧してきたのが「近代的理性」であった。それがいかに不自然なことであつたのかは、文化人類学の知見や、生態心理学の理論、さらには本文前半で取り上げられたネイチャーライターの文章などからも明らかであると、筆者は言う（第15段落）。

このように考えれば、世界／自然とのコミュニケーションの回復が意味するところも明らかになる。自然とのコミュニケーションの喪失は、人間が世界の半分を失つたままでいることを意味する。したがつて私たちは、その回復が必要なのである。たとえば学校で推進される「環境教育」も、単に知識としての理科を学び自然に触れることで子どもを成長させるという教育的な意図を超えて、より「ラディカルな」（＝根

源的な意味を与えられ、自然と交感するための営みとして位置づけ直されるだろう。何よりも、自然／世界とのコミュニケーションという考え方には、従来の議論にはない可能性と意義を含むに違いない。こうしたことが、筆者の結論である（第16段落）。

は、「本国に」とあるため、「送り返す」ことを意味する「送還」である。

①は、どれくらいの数の兵士を率いていたかといふことが述べられている箇所に出てくる言葉で、「所有する、抱える、率いる」などの意味をもつ、「擁する」である。②は、芸術などにおける「統一的な表現の形式」を意味する「様式」。③は、「かばい守ること」を意味する「擁護」であって、これが正解。③は、「すぐれたところがなく平凡なさま」を意味する「凡庸」。④は、「必要なことの実現のために求めること」を意味する「要請」。⑤の「斜陽」は、具体的には「夕日」の意味だが、一般には「衰退」の意味で使われる。

## 問2 フィンチとバージャーの「同質」性について答える問題

①は、「範囲のひろいこと」を意味する「広範」である（「広汎」とも書くが、選択肢のなかに「汎」という字は含まれていない）。①は、「はつきりしているさま」を意味する「判然」。②は、「そもそもこと、相容れないこと」を意味する「背反」。③は、「未熟で中途半端なありさま」を意味する「生半可」。④は、「見習うべき手本」を意味する「模範」であり、これが正解となる。⑤は、「こみいつてわざらわしいさま」を意味する「煩雜」、または「多すぎてごたごたしている」を意味する「繁雜」である。

①は、「触ること・ささわること」という意味の「抵触」である。本文では「無縁であるどころか……抵触する」とあるので、「深く関わる」といった意味で使われていることがわかる。①は、「さしあげる」という意の漢語的表現で、「呈する」。「苦言を呈する」は、「忠告をあえて言う」という意味である。②は「抵抗」で、これが正解。③は、「主人、あるじ」を意味する「亭主」。④は、「外から見た様子」を意味する「体裁」。⑤は、「あるところに留まり調子よく進まないこと」を意味する「停滞」である。

①は、「思いがけない人やものごとと出会うこと」を意味する「遭遇」である。①は、「怒りなどの感情がはつきり表れた顔つき」を意味する「血相」。

②は、「勇ましく意気盛んな様子」を意味する「勇壯」。③は、「過ぎ去ったことについて思いめぐらすこと」を意味する「回想」。④は、「災難にでくわすこと」を意味する「遭難」であり、これが正解。⑤

a フィンチの意見とバージャーの意見との間には「同質」性がある。

次に、二人の意見の内容をそれぞれ確認しなければならない。

フィンチのエッセイでは、海岸に打ち上げられた鯨の死骸を見に、大勢の人々が押し寄せたという出来事が述べられていた。そして彼は、そうした出来事の背景には、動物という「他者」との出会いを求め、それに「見つめ返して」ほしいと願う人々の「渴望」があると述べている。

b フィンチは、人々が動物を「他者」とみなし、それとの出会いを希求していると述べている。

さらに、バージャーについてはどうか。彼によれば、近代における動物の「周縁化」によって、動物は人間の日常生活から「撤退」させられ、「動物と人間との間に交わされた視線」も「失われつつある」。人間は、かつて自分たちの生活に深く関わっていた動物との関係を断ち切って孤立している。動物園を訪れた人も、「視線を相手から返されることのない人間」になっているのである。こうしたバージャーの見解をまとめると、次のようになる。

c バージャーは、動物の周縁化によって人間が孤

立し、動物から見返されなくなつたことを問題視している。

では、いつたい **b** と **c** のどこが「同質」なのであろうか。これについては、バージャーの引用文の直後の二文に注目すればよい。バージャーの言うように、「視線を相手から返されることのない人間は孤独である」。「しかし、がゆえにヒトという生物種」は、フィンチの言うように「人間とは別の生き物が見つめ返してはくれないものか」と相手を探し回る。この部分で筆者は、**b** と **c** を結びつけているのである。バージャーは、動物園に行く人々のなかに「孤独」があることを指摘する（＝**c**）。そして筆者は、そうした「孤独」ゆえに、人々は動物との交わりを渴望して鯨の死骸を見に行つたりする（＝**b**）のだと述べているのである。

以上の内容に最も即している④が正解である。

①は、人が鯨の死骸に群がる「理由を探る」ことと、人が動物園に行き動物に見返されようとするとの「理由を探る」ことを、「同じ性質」の行為だとしている点が間違い。たしかにフィンチもバージャーも、人が鯨の死骸に群がる理由や、人が動物を見返されようとする理由を探っているかもしれない。だが、この選択肢では、単にそのように「理由を探る」という「行為」が共通しているといふだけのことになつてしまふ。傍線部の「同質」というのは、あくまでフィンチとバージャーの考えたことの内容が似ているということである。

②は、「日常的なコミュニケーションの様相を示すものである」が間違い。**b** や **c** の内容を確認すればわかるが、二つのエピソードは、動物との「日常的なコミュニケーション」が圧倒的に欠落していることを示すものだといえる。近代以降の人間は、動物とのコミュニケーションを日常のなかで失つてゐるからこそ、かえつて鯨の死骸を見に行つたり動物園を訪れたりしたがるのである。

③は、フィンチのエッセイに登場する人々のなかに、バージャーのエッセイに登場する人々と同じ心情が共有されているといった趣旨の選択肢だが、この説明は無理がある。フィンチ自身の考え方とバージャー自身の考え方との間にはたしかに共通性があるが、フィンチのエッセイに登場する鯨を見に行つた人々が、動物園と人間の問題について考えているというわけではない。また、「近代の人間を中心主義に対する不安」と批判の共有が確認される」というのも言い過ぎ。たしかに第7段落には、「動物という存在の周縁化になにがしかの危機感を覚える」と述

べられているが、現代人が「人間中心主義」にもとづく「動物」の「周縁化」に対し、「批判」を「共有」しているとまでは述べられない。

⑥は、**b** と **c** とをまとめて「人々が人間とは別生き物から『見つめ返される』体験を求める」としているところは許容されるが、そのような欲求を「人間が本来もつてゐるコミュニケーションへの欲求の現れ」であるとしている点が誤り。人間が鯨や動物園の動物から見つめ返されることを希求するのは、近代以降の人間に特有のコミュニケーションへの欲求であつて、それが「人間が本来もつてゐるコミュニケーションへの欲求だと断定することはできない。また、近代の人間が「他者を周縁化してやまない」というのも不正確。この書き方では、動物に限らず人をも含んだあらゆる他者を排除するという意味にもなつてしまふからである。

### 問3 近代における自然と人間の関係について答える問題

**a** 「餓舌な」話す主体としての人間  
**b** それは「虚構」である  
**c** **a**・**b**にもとづいて強力に再編されてしまった人間と自然の関係

これらの内容を、一つずつ確認していく。

まず **a** については、マニスによる整理が下敷きになる。人間は「話す主体としての地位」を「人間のみの特権」とした。それは、西欧近代の「ロゴス中心主義」とヒューマニズムによるものだった。その結果、自然は沈黙する「客体」とみなされ、人間だけが「餓舌な」話す主体としての人間」として特権的な地位を得るようになったのである。

**a** 人間だけが話す主体性をもつており、自然是沈黙する客体とみなされるようになつた。

**b** については直接の説明が見当たらないが、「虚構」という言葉は「事実ではないこと・作りごと」という意味である。したがつて、**a** が虚構であるというのは、**a** が人間による身勝手な決めごとにすぎないという意味だといふことがわかる。人間だけが主体的に話すことができ、自然は単なる客体にすぎないとする関係（＝**a**）は、近代の人間が頭のなかで作り上げた観念にすぎないのである。

b aは人間による身勝手な規定にすぎない。

にもかかわらず、近代以降、人間と自然の関係はaによって「強力」に「再編」された。人間と自然が互いに話す主体として濃密な対話を繰り返すといった本来のあり方が失われ、bの観念が強力に固定化されてしまったということである。人間の側が頑なに、自らが作った「虚構」に従っているのだ。

c 近代以降の人間は、aを固く守り続けて改めようとしない。

以上のa～cの内容をすべて満たした選択肢は⑤であり、これが正解である。特にその末尾、「⋮という図式で、固定的に理解してしまう」という説明に注目したい。「語り話すことができる唯一の存在としての人間と、ひたすら沈黙し人間によって表現されるだけの対象たる自然」がaに、「図式」がbに、そして「固定的に理解してしまう」がcに、それぞれ対応している。

①は、人間に「合理性」を、自然に「不合理性」を割り当てて説明している点が誤りである。第9段落にあるマニスの言葉によれば、人間は「不合理な沈黙の世界」で獨白する存在なのである。また、人間と自然の関係を「抽象的な関連においてとらえてしまう」というのも、本文に述べられていない内容である。

②は、人間と自然とが「現実にコミュニケートし合っている」というのが間違い。傍線部で述べられているのは近代における人間と自然との関係であり、そこでは、人間は自然とのコミュニケーションを失っているのである。また、人間が「孤独のなかでからうじて主体性を保持している」というのも、本文から確定できない内容である。

③は、人間が「沈黙」しており自然が「沈黙を忘れている」とされている点が、傍線部の趣旨とは正好対応。「沈黙」しているのは自然のほうであり、人間は「饑舌な」話す主体」なのである。  
④は、「ひたすら話すだけの自然と沈黙するほかない人間」という事実」が誤り。そうしたこととは本文に述べられていない。近代以前において自然が「話す主体」であったことはいえるかもしれないが、そこでは人間と自然がコミュニケーションをしていたのだから、「沈黙するほかない人間」はやはり誤りである。

問4 近代的なコミュニケーションと、それ以前のコミュニケーションとの差異について答える問題  
傍線部の「ふたつ」というのは、もちろん一方が

侵攻するスペイン人たち、もう一方がインディオのことである。そして前者が「近代を通過しつつあつた」というのだから、後者は前近代的なあり方にとどまっているのだと考えられる。ここで問われているのは、この両者の「コミュニケーション形式」の違いである。あらためて整理してみよう。

スペイン人による近代的コミュニケーション

a 人間と人間との間で行われる

b 事象を一回性の即応的な解釈対象とする

c 即時性をもつた決定や判断ができる

d 世界との一体化、調和を保持している

↔

インディオによる前近代的コミュニケーション

a' 人間と自然／世界との間で行われている

b' 事象を宇宙觀／世界觀の内部の問題とし、解釈体系全体の再編制を必要とする

c' 決定や判断に即応性、即時性が欠ける

d' 世界との一体化、調和を保持している

以上の内容に最も即した選択肢という観点から、①を選べばよい。

②は、設問で問われていることに対応していない。たしかにスペイン人は、知力をめぐらせて「戦闘」に「勝利」したかもしれないが、それは結果的にもたらされた出来事にすぎない。ここで問われているのは、そうした出来事の背景にある「コミュニケーション形式」についてである。また、インディオのコミュニケーションが「互いが対等な立場にある他者同士」で當まれるというのも、正確ではない。これでは人間同士のコミュニケーションのことを指していることになりかねないが、インディオのコミュニケーションは、人間と「世界」との間で行われるものである。

③は、スペイン人のコミュニケーションを「恣意的」だとしている点は正しいものの、その「恣意性の中身を「特定の宇宙觀にもとづく」としている点が誤りである。たしかに第13段落には「恣意性の世界」という表現があるが、この「恣意性」とは、右のbやcのような内容を言い換えた表現だと考えられる。これは、そのつどごとにコミュニケーションが行われるということなのだから、ある「特定の宇宙觀にもとづく」ものだとは考えにくい。前近代的なコミュニケーションが一定の宇宙觀や世界觀にもとづくものだということを考えると、近代的なそれはむしろ特定の世界觀にもとづいていないがゆえに「恣意」的なのだと見えるだろう。

④は、「世界や宇宙を改変していくことを目指す」や、「世界や宇宙」の「安定を目指す」というのが、本文に述べられていない内容。また、これではコミュニケーションの目的についての説明になってしまい、「コミュニケーション形式」そのものの違いについて答えよという設問の問い合わせに適っていないことになる。

⑤だが、インディオのコミュニケーションを「神話的」としている点は、第13段落に「神話・予兆形式など」とあるので間違いでない。しかし、近代的コミュニケーションを「自己」とのコミュニケーションだとするのはおかしい。これでは、近代人は自問自答するかのようにコミュニケーションしているという意味になってしまふ。また、前近代的なコミュニケーションが「宇宙を自然的世界とする見方にもとづいて」いるのも、正確な説明ではない。

### 問5 近代社会の「敗北」とはどういうことかを答え

#### る問題

問3と同様、傍線部そのものがどういうことを言つてているのかを答える問題である。ここでは、傍線部を二点に分けて、それぞれの内容について確認してみたい。

a 「世界と自然からその声と主体を奪い去った近代社会」とはどういうことか

問3でも確認したとおり、これは近代になつて、人間だけが話す主体として特権化され、自然は沈黙する客体としてしか扱われなくなつたということを指している。こうした状況は、第14段落にあるトドロフの言葉に即していえば、近代人が「世界（＝自然）とのコミュニケーション」の能力を失つてしまつたということである。したがつて、aについては次のようにまとめることができる。

a 近代の人間は、世界／自然と「コミュニケーションする能力を自ら喪失させてしまった。

なお、こうしたことの背景に「近代的理性の発明」があつた（第15段落冒頭）という筆者の指摘も押さえておこう。

b aによって生じた「敗北」とその「様相」とはどういうことか

では、自然とのコミュニケーション能力を失つてしまつた人間は、どのような状況に置かれることがなつたか。これについては、本文前半で紹介されて

いたフィンチやバージャーの見解を思い出してほしい。人間にとつて、自然とのコミュニケーションを失つたということは、動物との交わりも失つてしまつたということである。その結果、人間は「孤独」な存在として「孤立」し（第6段落）、そのせいで動物に見つめ返されないと「渴望」するようになつてしまつた（第3・4段落）。これは、人間が自然とのコミュニケーションの回復を希求するようになつたということであろう。

以上のことから、bについては次のようにまとめることができる。

b 近代の人間は、aのために孤立してしまい、そのせいで世界／自然とのコミュニケーションを取り戻すことを望むようになつていている。

以上のa・bを過不足なく説明している③が正解である。

①は、選択肢前半の内容は間違いではないものの、後半が本文に述べられていない内容である。「植民地支配」の失敗や、「動物の保護や自然の回復」における「失敗」といったことについては、本文にはまったく言及されていない。

②は、①と同様、環境問題において重大な失敗を経験している」というのが、本文に述べられていない内容である。また、世界との調和が失われた理由を「人間同士のコミュニケーションだけを追求してきた結果」だとしているのも、正確さに欠ける。世界や自然との調和が失われた原因は、「近代的理性の発明」（第15段落）や、「ロゴス中心主義とヒューマニズム」（第9段落）などである。

④は、選択肢前半の「コミュニケーションのための能力」というのが、人間とのコミュニケーションの能力なのか世界や自然とのそれなのか明記されておらず、説明不足である。また、かりにここでの「コミュニケーション」というのが世界や自然とのコミュニケーションだとしても、選択肢前半の因果関係がおかしい。たしかに第10段落には「自然に対する搾取の倫理が具体化し」と述べられているが、これは世界や自然とのコミュニケーション能力が失われたことの結果であつて、環境破壊が原因となつてコミュニケーション能力が失われたというのは、順序が逆である。

⑤は、近代人が世界や自然と対話する「時間」を失つたというのが、本文に述べられていない。また、傍線部の「敗北」というのは、「環境教育」や「環境問題の理解」といった問題とは直接には関係しないことである。

## 問6 本文の論の展開を説明する問題

今年度の大学入試センター試験の形式を踏襲した問題である。このような問題においては、本文全体の論の流れを振り返るだけでなく、先行する設問における解答作業によって整理された内容の理解をふまえることも必要になる。ここでも、【本文解説】を下敷きにし、そこに問2から問5までの解答を関連づけて考えてみるといいだろう。

本文全体の論の流れを整理すると、次のようになる。

### ① ネイチャーライター・フィンチのエッセイ 鯨の死骸に人々が群がる理由

- ・現代人は、動物／他者に見つめ返されたいという欲求をもっている。

### ② 美術評論家・バージャーのエッセイ 近代の人間が動物園に行く理由

- ・動物を周縁化したことで孤立した。
- ・そうした近代の人間は、他の生き物との交感を求めている（フィンチの考え方と同質）。

### ③ ネイチャーライター・マニスの議論 近代の人間中心主義がもたらした問題

- ・沈黙する自然（＝客体）と、話す人間（＝主体）という分断。

### ④ 記号学者・トドロフの議論

- かつてのコミュニケーションと、近代的なコミュニケーションとの違い
- ・近代的なコミュニケーションの肥大化によって、人間は、世界や自然とコミュニケーションという新しい視点につながる。

### ⑤ 筆者による総括

- ・世界／自然とのコミュニケーションの回復という命題を重く受けとめるべきだ。
- ・そのことは、「環境コミュニケーション」という新しい視点につながる。

各選択肢について、こうした本文全体の流れを的確に説明しているかどうか、検討していく。

①は、①と②の関係を「感性」の類似であるとしている点が誤り。問2でも確認したとおり、両者の類似性は自然とのコミュニケーションを渴望しているというところにあつた。また、⑤を「より広く世界や自然を求めていく」としている点も曖昧である。筆者が結論として主張しているのは、世界／自

然とのコミュニケーションの回復の重要性である。

②は、①と②の共通性を「動物と人間の関係の希薄さ」としたうえで、③でこれらが「人間と自然とのコミュニケーション」としてまとめられているというところまでは妥当である。だが④で、そうした問題を環境問題と関連づけているのはトドロフだとしている点がおかしい。トドロフが説いているのは二種類のコミュニケーション形式の違いについてであって、そのことを環境問題と関連づけているのは筆者である。

③は、①～④までについてはとくに間違いなくまとめられているものの、選択肢の最後の部分が誤りである。たしかに本文からは、近代という時代を批判する態度はうががえるが、「これ以上の近代化に歯止めをかける」「べきだとか、「現代社会の再生」とかいった主張は、本文から読み取ることができない。

④だが、まず「文化的に周縁化された動物が人間にとつての他者として求められている」というのは、①と②の共通点をまとめたもの。そして「この願望がコミュニケーションに関する近代人の自己中心的な態度に由来する」というのは、③の説明として正しい。さらに「そうした態度とは異なるあり方との比較考察」というのは、④における二種類のコミュニケーション形式の違いの説明のことだといえる。最後がややわかりにくいかもしれないが、「コミュニケーション概念の再編成」とは、⑤での世界／自然とのコミュニケーションの回復の試みのことを指している。また、それが「環境問題へのアプローチに有効だ」というのも、最終段落における筆者の主張と合致している。以上のような理由で、この④が正解である。

⑥は、まず「実証的なスタイル」というのがおかしい。「実証」というのは事実によつて何かを証明することであり、他の筆者の書いた文章を紹介することを普通「実証」ととはいわない。また、フィンチやバージャーの見解と「対照的な意見」が紹介されているというのも間違つていて。さらに、④について「歴史書を提示しながら話題を現実論へと展開」としている点も誤り。これは、トドロフが提示しているのは単なる歴史的な問題にすぎず、本文の途中でそれが現実の問題へと変わつていくということになつてしまふ。

## 第2問 現代文

【出典】

小山清「犬の生活」の一節。ただし、途中一部を省略し、表記を現代仮名遣いに改めている。「犬の生活」は、「新潮」一九五五年二月号に掲載され、同年、短編集『犬の生活』（筑摩書房刊）に収められた。

小山清（こやま・きよし）は、一九一一年、東京生まれ。太宰治に師事する。次々と悲運に見舞われ、不遇な生活を余儀なくされたながら、真摯に文学に向き合った。純粹な眼で世情を見つめた佳作を数多く残した。『落穂拾い』『小さな町』『幸福論』などの著作がある。一九六五年、死去。

【本文解説】

本文は、それまで人とつきあうことを苦手としていた「私」が、犬を拾い、その犬に愛情を傾けていくことで、自分自身も変化していく様子が綴られた小説である。

本文は、二カ所の空行によって区切られた三つの部分によつて構成されている。それに従い、本文の内容を確認していこう。

① 「私」は、大家のお婆さんから、拾つた犬を飼う許しを得た。（冒頭～41行目）

ここでは、「私」が犬を飼うに至つた経緯が描かれている。

本文において、「私」がその犬とどのように出会つたか、具体的には説明されていない。お婆さんとの会話の中で、「迷い犬」か、「捨犬」と思われる犬が公園からついてきたということがわかるだけである。「私はその犬と出会い、飼おうと思ったが、当初は、犬を飼うことに対して「自分は軽はずみなことをしているのではないか」とためらう気持ちがあつた。「私は、これまで友人との同居に失敗していることもあり、犬を飼うことに対する自信をもつことができなかつたのである。けれども「私の過去は軽はずみの連続のようなもの」だという、ある種開き直つた気持ちがあつたこともあり、「私はやはりいつもの伝（＝しかた）でやることにした」。「私は、犬を飼うことになったのである。（1～5行目）。

「私は、自分が借りている「離れ」（＝母屋から離れたところに建てられた部屋）に犬を連れてきてはじめ、『母屋の年寄の思惑』が気になつてくる。「母屋の年寄」とは「私」に離れを貸している大家のことだろが、大家の意向を無視して犬を飼うことが難しいことに「私」はようやく気がついたのである（6～10行目）。その犬が牡であるのか牝であるのかということを確かめることもせずに拾つてしまつたことからも

わかるように、「私」は、犬を飼うという思いつきに「とりのぼせて（＝気持ちをたかぶらせて）いた」のである（17～18行目）。

「私は、犬を飼う許しを得るためにお婆さんのところに犬をつれていく。犬を何度も飼つたことのあるお婆さんは、犬を「一寸調べる（＝じょうざる）」だけで、その犬が牝であり、しかも仔もちであることまで見抜き、「仔どもが出来たので、飼主が捨てたのでしょ」と推測する（11～27行目）。

そうしたお婆さんの言葉を聞いた「私」は、いくらか「興ざめ」し「かりそめの出来心からとんだ厄介ものをしょい込んだ」と感じた「私」は、「また心をそそられを「不憫がっている」（＝かわいそうに思つて）いるお婆さんが「娘を労つておられる母親のやさしさ」を示し、犬も「お婆さんの愛撫に応え」「ほつとしている」ようだと感じた「私」は、「また心をそそられ」ていく（28～31行目）。

結局お婆さんは、「私」が犬を飼うことを許してくれた。「私」は、お婆さんの言つた「初産」という言葉が心にしみるよう感じたのである（32～41行目）。この①の部分では、次の内容を確認しよう。

- ・「私」は、多少のためらいはあつたが、いつもの軽はずみにまかせて犬を飼うこととした。
- ・「私」は犬に心のつながりを感じたが、お婆さんからその犬が仔もちであることを知らされたときには、いくらか興ざめした。
- ・お婆さんは、犬に対し、分別をもつて接すると同時にあたたかなまなざしを向けてくれた。そればかりでなく、「私」が犬を飼うこととも許してくれた。

② 「私」は、連れてきた犬にメリーと名づけ、心つながりをさらに深く感じるようになった。（43～55行目）

「私は、拾つてきた犬にメリー」という名をつけた。メリーは、お婆さんの言うように「たいした犬ではない」が、「よく見ると、可愛い顔をしている」し、「眼がいい」と「私」は感じる。メリーの眼に「善良な庶民の心」を感じ、「こういう動物達の方が、人間よりも、神様のそば近くに暮らしている」ということが、よくわかる」と思う「私」は、メリーを純粹で無垢なる存在だと捉えているのである。

そうした「私」は、メリーにますます気持ちを傾けていく。メリーが自分の気持ちをくんぐれれるようと思ふ「私」は、その一方で、メリーが「前の飼主のことを思い出しているのではなかろうか」と「何んだこ

とを考えたり」もしてしまった。しかし、「私」のそうした「気まづさを救ってくれる」のも、ほかならぬメリーであった。「私」の中でメリーはいよいよ大切なものになっていく。そして全身で愛情を示してくれるメリーが、前の飼い主からも愛されていたはずだと思ふようになり、自分に拾われる前のメリーやメリーの前の飼い主に対してもあれこれと想像をふくらませていくのであった。

この②では、次の内容を確認しておこう。

- ・「私」は拾った犬にメリーという名をつけた。
- ・「私」はメリーに純粹さを感じ、ますます心を傾けていった。
- ・「私」は、全身で愛情を示してくれるメリーが、前の飼い主からも愛されていたはずだと思うようになつた。

### ③ 「私」はメリーを獣医のもとに連れて行つた。(57行目～本文末)

ここでは、まず、メリーと暮らすようになつたことで生じた生活の変化が描かれている。

メリーと出会うまでの「私」は、「生れつき引っ込み思案な性分」であることもあって、人とのつきあうことに苦痛を感じ、人とのつきあいを避けてきた。ところが、「メリーと共に暮らすようになつてから、私の日常生活も多少あらためてきただ。メリーの世話をしなければならなくなつたことで、「私」の生活にめりはりができたばかりか、メリーの世話を焼くこと自体が自分の楽しみになつたのである。その後「私」は、メリーのために小屋をつくつた。そうした「私」は、「自分にもなにかがつくれるという喜び」を感じると同時に、「愛することだって、出来ない限りでもない」という思いを抱く。

つまり、「私」は、メリーと一緒に暮らす中で、誰かのために生きる喜びと張り合いを感じ、自分にも誰かを愛することができるのではないかという希望を感じるようになつていつたのである(57～72行目)。「メリーには出来るだけのことをしてやりたい」と思った「私」は、メリーを獣医の許に連れて行つた。そこで出会つた「柔軟な顔をした青年紳士」である獣医のことが、「私」には、神から「その素質にふさわしい使命」を受けられた人のように見えた。メリーに予防注射をしようとする獣医に対して、「私」がおなつかの仔どものことを心配するくだりがあるが、そこでの獣医は、「私」の気遣いを受けとめたうえで「破顔一笑し」、心配がいらないことを教えてくれる(73～94行目)。

もちろん、こうしたやりとりはすべて「私」の視点から描かれたものであり、「私」の目に獣医がどのように映つたかがわかるだけで、獣医が本当はどのような人物なのかということはさだかではない。ただ、②でメリーを捨てたはずの前の飼い主に対して「決して薄情な人ではなかつたに違いない」と思った(54行目)のと同様、メリーを愛するようになつた「私」にとっては、メリーに関わるさまざまなことが自然と肯定すべきものに見えてしまうのだと考えることができるだろう。

注射を終えて解放されたメリーは、「私の顔を見上げて尾をはげしく振つた」。「私」は、そうしたメリーのことが「可憐」に思えて、「人前ではあつた」が「メリーの頸を抱きその額をなで」、「ずにはいられなかつた。獣医に犬の名を聞かれた「私」は「メリー」と答えるのだが、そのときの「私」は、メリーの名を答えることに高揚感すら覚えているようである。獣医が犬の名を聞き、飼い主が答えるというのは、ごくあたりまえのことである。しかし、メリーをからいとおしく思う「私」にとって、自分がつけたメリーという名前を人前で呼ぶことは、はかりしれない喜びと満足感を覚える、特別なことであつたのだろう(95行目以降)。

この③では、次の内容を確認しておこう。

- ・メリーと暮らすようになつてから「私」の生活には、確かな手応えと希望がうまれた。
- ・メリーに対する愛情をますます深めた「私」は、メリーを連れて行つた獣医のもとで、自分のメリーに対する深い思いをかみしめた。

#### 【設問解説】

##### 問1 語句の意味を答える知識問題

大学入試センター試験の小説問題では、こうした問題が必ず出題されている。これを解く際には、以下のことに注意してほしい。

この問題は、基本的には語句の辞書的な意味を問う知識問題である。傍線部前後の文脈ばかりにとらわれず、傍線部の語句自体がそもそもどういう意味かといったことを考えたうえで、解答を選ぶことが大切である。

①の「他意はない」は、「言葉や態度で示されいる考え方や意味だけしかなく、それ以外に隠している考え方や意味などない」という意味である。したがつて正解は①。他の選択肢はいずれも辞書的な意味から大きく外れている。

(イ)では、「無聊<sup>ぶりょう</sup>」と「託<sup>たご</sup>つ」のそれぞれの意味を確認する必要がある。「無聊」とは「やることがなく退屈」という意味であり、「託<sup>たご</sup>つ」とは「不遇をこぼす、恨み言を言う」といった意味である。したがって「無聊を託<sup>たご</sup>つ」とは「やることがなく退屈であることを嘆き、愚痴をこぼす」という意味になる。以上のことから正解は③。「手持ちぶさた」とは「なすべきこともなくて退屈なこと」という意味である。①は、「退屈」はいいのだが、「紛らわしい誤り」が誤り。②は語義とまったく無関係。④は、「無聊」に該当する説明がない。⑤は、「託<sup>たご</sup>つ」に該当する説明がなく、「無聊」の意味も間違っている。

(ウ)の「鷹揚<sup>たかうよう</sup>」は、鷹が空を悠然と飛ぶ姿から出た言葉で、へゅつたりと落ちているさま」という意味。こせこせしない堂々としたたたずまいなどを指す言葉である。したがって正解は②。④が紛らわしいが、「やすらぎ」が、「鷹揚」の意味とは無関係である。

## 問2 傍線部に続く部分からうかがえる「私」の心情について答える問題

ここで問われているのは、「犬を飼おうと思った」ときの「私」の心情である。そのときの心情については、本文の冒頭から18行目までの間などで、次のように説明されている。

- ・自分は軽はずみなことをしているのではないかといふ気もした。
- ・その一方、自分の過去は軽はずみの連続のようなものだと考え、今回もやはりいつもの伝(=しかた)でやることにした。
- ・自分が保護者らしい気持を失わないならばうまくいくだろうと思つたものの、自信のあるような、ないような気持であった。
- ・なぜなら、かつて友人と幾度か一緒に暮らしたときも、気まずい羽目になつていたからである。
- ・自分の借りている離れには土間があるので、そこなら犬が飼えるのではないかと考えた。
- ・犬を飼うには（大家の）お婆さんの許諾が必要なはずだが、そのことは失念していた。
- ・自分で飼う氣でいながら、その犬が牡<sup>おず</sup>なのが牡<sup>め</sup>なのかを確かめることさえ忘れていた。

## 問3 傍線部に至る部分から読み取れる「私」と「お婆さん」のあり方について答える問題

「私」が「ほつとした」のは、直後から明らかのように、母屋のお婆さんから犬を飼う「許諾」が得られたからである。そしてこの問題で問われているのは、「ここに至るまでの『私』と『お婆さん』との

り、なんとかなるのではないかという思いもあったため、たしかな自信は持てなかつたが、いつもどちらに軽はずみな思いつきを実行に移そうとしたのだ。

以上の内容を正確に踏まえた⑤が正解。なお、選択肢中の「見通しが立たないこともなかつた」は、土間で飼うことを見ついたことを指している。

①は、「あまりにも軽はずみだったと反省する」もやや大きすぎだが、それ以上に「周囲が反対するようなことがあつたとしても……」という部分が誤り。これでは「周囲が反対する」ことをある程度予想していたことになつてしまふが、「犬を飼おうと思つた」ときの「私」は、母屋のお婆さんのことすら念頭になかつたのである。

②は、まず「自分の気持ち次第ではやつていけないこともないだろうと高を括る気持ちもあり」が誤り。「高を括る」とは「見くびる、あなどる」といった意味だが、「私」は「自信のあるようないいような気持」（4行目）だったのだから、「高を括」ついたわけではない。また、「犬を飼おうと思った」とき、「私」の念頭に「離れの土間」のことがあつたのは事実だが、どの程度「具体的な計画」を考えていたかは、本文からは確定できない。したがって、「具体的な計画を思い描いている」も誤りである。

③は、「保護者としての自覚をお互いが忘れなければ上手くいかないはずはないだろう」が、3~4行目の内容に矛盾する。「私」には上手くいくといふ確信はなく、「自信のあるような、ないような気持」しかなかったのだし、「保護者としての自覚」も、「お互い」に求められるものではなく、「私はえ」もてばいいものだとされている。

④は、「自分が借家住まいの身であることが気にならないわけではなかつた」が誤り。これでは、傍線部の時点ですでに大家のお婆さんのことを気にかけていたことになつてしまふ。しかし9~10行目には、「そのとき（=犬を土間に入れて水をのませた後）になつて私は、犬を飼うには、私の一存だけではすまないことに気がついた」とある。つまり傍線部の時点では、「私の一存だけではすまない」ということに気づいていなかつたのである。

やりとり」である。「人のやりとりの要点をまとめると、次のようになる。

- a 「私」は、犬を自分が借りている離れた土間に連れてきてはじめて、母屋の「お婆さん」の許可を得なければならぬことに気づき、「お婆さん」のところに犬をつれて行った（6～11行目）。
- b 「お婆さん」からその犬が「仔もち」であると知らされた「私」は、「少しく興ざめ」し、「かりそめの出来心からとんだ厄介ものをしょい込んだような気がした」（16～28行目）。
- c 「お婆さん」は、犬を冷静に観察しながらもやわらしく扱い、犬も眼を細めて「お婆さん」の愛撫に応えていた。いつたんはbのような気持ちになつていた「私」も、そうした様子に心をそそられた（21～31行目）。
- d 「亡くなつた連合が犬や小鳥の好きなたち」で、何度か飼つたことがあると話す「お婆さん」に対して、「私」は犬を飼いたいと思つていることを打ち明けるが、「お婆さん」は予想に反して許してくれた（35～39行目）。
- 以上の内容を正確に踏まえた④が正解である。選択肢中の「『私』はお婆さんが犬を飼うことを許してくれるかどうか気になりはじめた」がaに、「犬の状態を知るにつけそれ（＝犬を飼うこと）を面倒に感じたりもする『私』」がbに、「お婆さんは犬に分別をもつて接つとも変わらぬあたたかなまなざしを向け」がcに、「犬を飼うことを許してくれた」がdに、それぞれ対応している。
- ①は、「お婆さん」が「私」に対して犬を飼う際の構えを説くとしている点が誤り。「お婆さん」は「私」に対して「なに、それほど世話を焼けませんよ」と言つているだけであつて、「飼う際の構えを説く」ようなことはしていない。
- ②は、「お婆さんの了解を得ないまま犬を飼おうとしている『私』」が誤り。犬を拾つたとき、母屋の「お婆さん」の了解を得なければならぬことを失念していたことは事実だが、その後「私」は、自分の「一存だけではすまない」（9行目）ことに気がついて、大家である「お婆さん」の了解を得ようとしている。「お婆さん」のところに犬をつれて行つたのも、飼うことの許諾を得るために考へられる。また、「お婆さん」が「私」に「好きでなければ飼えない」と教えたというのもややおかしい。「お婆さん」は「私」に対して、「犬は好きですか」と尋ねたり、「可愛いもんですよ」と言つたりしただけである。

③は、「お婆さん」が「私」に、「犬のためを思つて飼うよう勧め」たというのが間違い。「お婆さんは、「出来れば飼つてやりたいと思つてゐるんですが」という「私」の申し出に対し「そうですね」と答えているだけで（38行目）、けつして自分から飼うことを「勧め」ているわけではない。さらにいえば、「私」が犬の「仔もちであること」を「気にして」飼うのを「ためらつて」いた」というのも正確ではない。たしかに「私」は、犬が「仔もち」であるのを知つたとき「少しく興ざめた」が（28行目）、そこでは犬を「とんだ厄介もの」だと感じただけで、飼うこと自体を「ためらつていた」かどうかまでは断定できないはずである。

⑤は、「不承不承（＝いやいや）」ではあつたが飼うことをしてみせた」もや行きすぎた表現。「お婆さんは、犬について「仔どもが出来たので、飼主が捨てたのでしょう」と語つてゐるだけであり、その犬がどのような主人に飼われ、どのように育つてきたのかという「来歴」まで推測したわけではない。

#### 問4 傍線部の前提にある「私」の心情について答える問題

傍線部中の「そんな想像」とは、傍線部の前の内容から、次のような内容であることがわかる。

- ・前の飼主が、メリーや捨てたのだとしても、やむにやまれぬ事情があつたのであり、飼い主は決して薄情な人ではなかつたに違いない。
- ・飼い主の一家には、とくにメリーや仲良しの坊やがいたかも知れない。

つまり「私」は、メリーや飼い主に愛情をもつて育てられたのではないと想像しているのである。それではなぜ「そんな想像が湧いて」きたのか。それは、傍線部中にあるように「私」が「メリーや見ていく」からである。43～52行目に書かれているとおり、メリーやは「私」にとって、自分の心をくんでくれるように見え、ひたすら寄り添い、心を和ませてくれる、かけがえのない存在だった。こうしたメリーやの様子を目撃した「私」は、こうしたメリーやが前の飼い主から愛されなかつたはずはなし、また飼い主に愛されたからこそ、メリーやはこうした愛すべき存在となつたのだと考えたのである。

の気持ちをつい忖度<sup>そんね</sup>してしまう「私」という表現がややわかりにくかったかもしれないが、「忖度」とは「他人の気持ちを推し量る」という意味。50行目が、そうした「私」のあり方に該当する箇所である。

①は、メリーガ「善良な庶民の心を持つがゆえに神のみもとにあることを許された存在」であるという因果関係がおかしい。たしかに、メリーアについては「善良な庶民の心を持つてゐる犬」であり「神様のそば近くに暮らしている」ようだと書かれているが(46～47行目)、「善良な庶民の心」を持つていなければ神のみもとにあることが「許され」ないといふわけではない。また、本文には犬と他の動物との違いといったことも書かれていないのでから、「メリーアは、他の動物とは違つて、善良な庶民の心を持つ」<sup>51</sup>といふのも正確ではない。

③は、「これまで誰からも愛されることがなかつた『私』」が、やや行きすぎた表現である。たしかに「私」は「引つ込み思案な性分」であり、独りでいることを好んでいるが(58行目)、だからといって「これまで誰からも愛されることがなかつた」とまで言えるかどうかは確定できない。また、「私」はメリーアの前の飼い主のことを肯定的にとらえるようになつてゐるが、「メリーアと関わりのあつた人のことも許すべきだ」と考えているわけではない。

④は、「前の飼い主のことなど気にかけず」<sup>52</sup>が誤り。むしろ「私」は、前の飼い主に対して「メリーアと仲良しの坊やがいたかも知れない」などと想像をめぐらしているのである。また、メリーアが「前の飼い主のことを忘れて」いるのかどうかも、本文からは確定できないはずである。

⑤は、「親の意向でメリーアを手放さざるをえなかつた子どもの切ない気持ちがわかるような気がしてきた」が誤り。「私」は「メリーアと仲良しの坊やがいたかも知れない」と想像しているだけであり、「親の意向でメリーアを手放さざるをえなかつた子どもの切ない気持ち」を想像しているわけではない。

## 問5 傍線部からうかがえる「私」の心情について答える問題

傍線部には、次の二つのことが書かれている。

- a 「メリーア」という名前を獣医の前で口にしたときに「私」の頬には血がのぼつた。
- b 「私」はそうした自分の声音から、メリーアに対する自身の気持ちを確かめるような思いを味わつた。

このa・bがどういう意味を持っているのか、それぞれ確認していく。

### aについて

「私」が頬に血をのぼらせたのは、「メリーア」という名前を口にしたときである。したがつて、傍線部での「私」の心情は、「メリーア」という名前と密接に結びついたものだということができる。そう考えれば、52～53行目にある「メリーアは前の飼主のものでは、なんという名で呼ばれていたかは知らないが、いまはもう全く、私のメリーア以外のものではない」という一文に注目できるだろう。メリーアという名前は他ならぬ「私」によつてつけられた名前なのであり、偶然出会い飼うことになつた犬は、メリーアと名づけられることで「私のメリーア」となつた。獣医にとつて飼い主に飼い犬の名前を問うのはあたりまえのことにはすぎないが、問われて「メリーア」と答えたときの「私」は、自分とメリーアとの強い結びつきを実感し、喜びや誇らしさを覚え、心を高ぶらせ頬を紅潮させているのだと理解することができる。

### bについて

こうしたa・bの内容を正確に踏まえた③が正解である。「かけがえのない存在」という表現が大げさだと感じた人もいるかも知れないが、「私」はメリーアに対して「出来るだけのことをしてやりたいと思つ」ていたのだし(73行目)、メリーアを飼うようになったことで日常生活のあり方もあらたまり(62行目)、心も「活発」になつてきた(67行目)といふのだから、「私」がメリーアのことを「かけがえのない存在」だと考へてゐるとしても、とくに大げさなことではないだろう。

①は、「自分の過剰とも言えるメリーアへの思い入<sup>53</sup>れが、他人にはどう理解されるか一抹の不安も感じている」が誤り。たしかに傍線部の少し前に「人前ではあつたが、私はそうせずにはいられなかつた」とあり、「メリーアの頬を抱きその額をなでた」ときの「私」が人前であることを意識していることはわかるのだが、むしろここで「私」は、たとえ人が見

ていても「メリーアの頸を抱きその額をなで」ずにはいられないほど、高揚し陶酔しているのである。したがって、ここに及んでなお「他人にはどう理解されるか一抹の不安」を感じているとは考えにくい。また、そもそもメリーアという名前を人前で告げるこれがこのとき「はじめて」であつたかどうかも本文からは確定できない内容であるのだから、選択肢の冒頭も不適切である。

②は、aの内容に触れていない点で、正解としては不充分である。またメリーアを「自分の分身のような存在」というのもやや不正確だし、「メリーアとの偶然の出会いから今までの出来事を反芻」(=くり返し思い考えること)している」というのも、本文からは読み取れない内容である。

④は、「獣医に突然名前を問われたことに当惑する」が誤り。獣医が飼い主に對して飼い犬の名前を尋ねることはごくあたりまえのことであり、「私」を当惑させる(=とまどわせる)ような行為ではない。また、頬に血がのぼるというのは頬が赤くなることで、一般には興奮している様子や恥じらっている様子を指す表現であり、「当惑」して頬を赤らめるというのは不自然である。

⑤だが、「愛犬の名を告げることを、照れくさく感じながら」というのは、「私」が頬を紅潮させていることから考えると、必ずしも間違いとはいえない。しかし、「メリーアのために獣医と協力しつつできることをやらなければ」と「思いを新たにしている(=あらためて考え直している)」というのは、傍線部とは無関係な内容である。また、「気の置ける獣医」も誤っている。「氣の置ける」または「気が置ける」とは「氣詰まりで遠慮がある」という意味だが、「私」は、「柔和な顔をした青年紳士」である獣医に深い信頼を寄せ、通じ合うものを感じていたのである。ちなみに「気が置ける」は、伝統的な日本語ではない。本来は「氣が置けない」(=氣づかいしなくてよい)という慣用的な表現があつたのだが、その対義語のようなかたちで近年になつて定着しつつある言葉である。

#### 問6 本文の表現の特徴について答える問題

近年、大学入試センター試験の小説問題の問6では、本文における具体的な表現や叙述に関する出題が続いている。こうした問題の場合でも、主觀的な印象で解答を選ぶことなく、一つ一つの選択肢を本文と照合しながら丁寧に検討し、消去法を用いて解答を選ぶようにしよう。

①は、メリーアの様子を「見えた」と表現すること

で「『私』の思い」に客觀性が与えられているという内容であるが、まったく根拠のないものである。本文が「私」の視点から描かれている以上、メリーアの様子だけでなく、母屋のお婆さんや獣医の様子もすべて「私」の目に映じた姿であり、「私」の主觀によってとらえられた姿でしかないものである。ましてここでの「『私達はもう他人じやありませんね』と云つている」というのは、犬が実際にしゃべっているわけではなく、「私」にはそう言つてているようを感じられたということなのだから、明らかにこれは主觀的なものである。

②は、「メリーアに恭順(=心から服従すること)であること求めめる『私』の変貌」が間違つている。メリーアは「私」の気持ちをくみ取つてくれるかけがえのない存在であり、服従させるべき存在などではない。また、「私」のメリーアに對する愛情はその強さを増していくのであつて、「変貌」しているわけでもない。

③は、まず「お婆さんの辛辣な(=きわめて手きびしい)言葉」が誤り。たしかに「お婆さん」はメリーアを見て「たいした犬じやないしね」と言つているが、これは厳しい言葉というより、単に冷静な判断と考えるべきだろう。「お婆さん」は、基本的にメリーアに「やさしさ」(30行目)をもつて接しているからである。したがつて、「私」がその言葉を「悲しく思う」というのも、「それゆえにいつそメリーアに愛情を傾けていく」というのも、間違つた説明だということになる。

④だが、たしかに58~61行目の「」で括られた部分には、「世間的なつきあいが苦手な『私』の孤独」が描かれている。52行目の「私はこれまで誰からも、こんなふうに媚びられたことはなかつた」という一文なども、こうした「孤独」を裏づけるものだといつていいたいだろう。ところがメリーアを飼うようになって、「私」は、「メリーアのために」さまざまなことをしてやるようになり(62~68行目)、「誰かのことを」愛することだつて、出来ない限りでもない」とまで思いはじめる。こうした気持ちがメリーアを溺愛する態度につながつてゐるのは明らかであろう。したがつて、一つ目の正解はこの④である。

⑤で取り上げられている93行目の表現も、①で説明したのと同じく「私」の視点から描かれたものである。したがつて、選択肢後半にあるとおり、これが「『私』自身が感じていること」を示したものだというは間違いない。そして82~83行目などからわかるように、「私」は獣医のことを信頼し、彼に好感を持つてゐる。獣医の眼つきを「いい眼つ

き」と表現し、その笑う様子を「破顔一笑」(=顔をほころばせてにつこり笑うこと)と表現しているのも、そうした好印象の表れだと考えると、とくに矛盾はない。したがって、この⑤が二つ目の正解である。

⑥は、まったく根拠のない内容である。たしかに、この103~104行目の表現からは、「愛するメリ一の出産を心待ちにしている「私」の思い」を読み取ることはできる。しかし、そこに「日本古来の自然観」が表れているといえる理由はない。そもそも「生命的豊饒さは自然との相即的な関わりの中で育まれていくものだ」という考え方を「日本古来の自然観」と言えるのかどうかも疑問である。

### 第3問 古文

【出典】『伊香保の道ゆきぶり』

成立

江戸時代中期

作者 ジャンル 紀行文  
油谷(弓屋)倭文子(一七三三~一七五二)

江戸時代中期の歌人。江戸京橋の裕富な商家に生まれ、国学者であり歌人でもある賀茂真淵が師事した。真淵が「県居」と号したことから、鵜殿余野子・土岐筑波子とともに「県門」(真淵の門下)の三才女」と称され、その才能は高く評価されていたが、わずか二十歳の若さでこの世を去った。今回の紀行文『伊香保の道ゆきぶり』や鵜殿余野子との往復書簡『ゆきかひ』歌集『散りのこり』が、同門の先輩である村田春道たちによって編まれた遺稿集『文布』に収められている。

内容 作者が十八歳の春、母や供人たちとともに温泉地である伊香保に旅をした時の紀行文である。本作品の冒頭付近に、「思ひたつ

事の待るめるついでに、上つけ野に伊香保なる出湯浴みてんとて、母刀自そそのかし、伴ひ給ふれば、弥生の十日あまりひと日になん出で立つ」「刀自」は女性の敬称)とある。

「道ゆきぶり」とは旅行中の見聞を記した紀行文のことと、作者たち一行が旅をしたときの様子や旅先での見聞などが、細かく感受性豊かに描かれている。また、古典を踏まえた表現も随所に見られ、作者の古典に関する教養の深さがうかがえるものとなっている。

今回の本文は、文芸書院刊の『女流文学全集 第三巻』に掲載されるが、出題にあたり、センター試験の形式にならって一部表記を改めている。

#### 【本文解説】

今回出題した部分は、旅先の宿での出会いと別れの場面である。賀茂真淵の門下生の中でも、当時、特に優れた弟子と称された作者ならではの感性で描かれ、風流を愛する者同士の共感と、思うに任せない人生を送っているように思われる宿の娘への、若い女性としての同情に似た思いが、繊細に表されている。

#### 【第一段落】

作者たち旅の一便是、伊香保からの帰途、佐野の地で宿をとる。人々はくつろいで、食事をしながら冗談まじりの会話を弾ませる。この時の冗談は同行の男が「菜はあれど今一つの物」がないと言つたものである。これは、酒を飲むときに添えて食べる物を「肴」とい

うが、この「さかな」の「さか」は「さか→さけ→酒」を意味し、「な」は副食物の総称で、「菜」とも書

くので、男たちがここで「菜」が出てきたので、もう一つの「さか」つまり酒がないとしゃれて言つたのである。

この宿の女あるじはいなかつたが、かわりに対応し

たのはその女あるじの娘であつた。作者が宿で、古い草紙が無造作に取り散らしてあるの暇にあかして見ていると、小さい童を仲立ちにして、作者の和歌を見せてほしいとの申し出があつた。作者が、そちらの方にこそ風流な和歌があるだろうから、少しだけでもそれを見たいと返事をしたところ、また同じ童が紙に書き付けた和歌を二首、作者のもとに届けてくる。「一つは「雨のうちにほととぎすを聞く」、もう一つは「恋」を題に詠んだものであつた。その歌は、それを見た作者の供の者から有名な和歌の一部を書き損なつたのだろうと指摘されるようなもので、古歌によく用いられる言葉を組み合わせた程度の作品であつた。おそらく詠み手は、古い草紙で学んだ王朝和歌の知識から、いろいろな古歌の一部を引用しては和歌を詠んでいたのだろう。十分な出来とは言えないので、この和歌を見た作者は、その人物に興味をもち、相手のことを知りたく思つて尋ねると、童の姉、つまり宿の娘であることがわかつた。そして、娘への関心を深めているうちに、ふと見かけた風采のあがらない男が娘の夫であると聞き、和歌を詠むような娘とはあまりにも不釣り合いな夫の様子に驚き、娘の置かれた境遇を思つて、他人事ながら悲しみに胸が塞がるような思いがするのだった。自分はただの宿泊客にすぎないが、ここに一夜の宿をとつたのも何かの縁と思い、身の上話を聞いて慰めてあげたいと思ひながら、旅の疲れに紛れてそのまま寝てしまった。

この段落を読むにあたつての注意点は、童を介してのやりとりの部分である。このやりとりに関しても、本文四行目の「つれづれなるままに取りて見るたるに」からBの和歌の部分までは、「かの酒欲しみたる男」と「同じ童」の二箇所を除いて主語が示されていない。日記や隨筆、紀行文などでは、作者が主語になる場合は主語を示さないことが多いが、ここは会話の場面だから、どれが誰の発言なのかを文脈から判断することが重要である（これについては問1ア・問3の【設問解説】を参照）。

## 〔第二段落〕

翌朝、作者は娘との別れを惜しみ、再会を期して宿を後にするが、さらに名残を惜しむ思いを詠んだ和歌を宿の娘のもとに届けさせる。旅の途を進みながらも、作者は自分がここまで宿の娘を思つていることを

不思議に感じる。

## 〔第三段落〕

道すがら、田で鳴いている蛙の声にもしみじみとするのだが、蛙の声は雨を呼ぶものだと言う供の者の発言を巡つて一行の人々たちの軽妙なやりとりが続く。

### 【全文解釈】

佐野の誰それの住まいとかが、繁った木の間に奥深く見える。岩舟山から（生身の地蔵尊が）出現したなどという（言い伝えのある）尊い寺を拝んで回つて、夕方に宿を取つた。実によい野菜などを料理してあるのを、「菜」（＝惣菜）はあるがもう一つの物（＝酒）がありそうにもないようだ」などと言つて、（同行の）男たちは笑うが、「しづかに（しなさい）、耳成山ではないが、（相手に）耳がないことがあろうか、いや、あるだろう（相手に聞こえててしまうではないか）」などと言う人もいる。この宿の女あるじは最近旅立つて、（その人の）娘である人はしつかり者であつた。かたわらに古びた草紙を散らかして（置いて）あるのを、（私が）所在ないままで手に取つて座つて見ていたところ、「どれほど（あなた様には）風流なお心もあるだろうとつい存ぜられますので、（あなた様の）書き損じてお棄てになつてしまふような和歌などのなぐさみに書いたものを拝見したい」などと、小さい男の子を通じて申し出たのを聞くと、例の酒を欲しがつた男が、急に口を塞いで（慌てたり）などするのもおもしろかった。それは、誰が言うのだろうかと気になつて、「田舎の長旅の疲れで、ふさわしい（風流な）心のありさまなども、袖口の糸がほつれたのと同じよう、すっかり乱れてしましました。（そちらの）お手元にこそ（そうした風流な和歌などが）おりだらう。旅の（疲れた）心も晴らすようなことのためには、（そういう風流な和歌などは）この上なくすばらしいだろう。せめて（和歌の）ごく一部だけでも（見せてほしい）などと答えてやつたところ、しばらく経つて同じ子どもが、小さい紙に書いてあるのを持って来た。見ると、「雨の中にほととぎすを聞く」という題で、

五月雨のころは訪れる人もいないのに、薄情にも通り過ぎていく山ほととぎすだよ。  
また「恋」（という題）で、  
思つたか、いや、思わなかつたよ。霜のおりる  
寒い夜の寝床に、松虫が鳴くように、あなたの訪  
れを待つて声を出して泣いて帰ることになろうと  
（書いてあつた）。「この松虫は、きりぎりす（と書  
くべきな）をつい書き間違つたのでもあろうか」な

どと言う人もいる。何はともあれ、このよう風流心のありそうな人がいたのだなあと、不思議に思つて

(子どもに)尋ねると、(和歌の主は)この子どもの姉であつた。思いもよらず、(その)人のことが知りた

く思われて(奥の方を)見やつたところ、たいそう汚い様子のものを着て、何であろうか、その子どもの姉

(=宿の娘)と小声で話して行つてしまつたのは、

「宿の娘の夫である」と言うが、見て驚くほど不釣り合いでござりますのは、どういうことだつたのであ

らうか。それ相応な人が失意の状況にあるのだろうと思ふと、悲しいとまで自然と思われて、思いがけない

(行きずりの)旅人とはいへ、一夜の宿(を借りたの)もそうなるはずの前世からの因縁だつたのだろうと思ふので、(身の上を)尋ね慰めたいなどと思うけれども、(長旅の)道中(の疲労)に心が塞いでしまつていたので、どうしようもなくて寝静まつてしまつた。

翌朝急いで出立するにつけても、じつに心残りが多くて、「再び訪問し申し上げる機会もきつとあるだろう。あちら(=私のところ)にもお立ち寄りください。どこそこのう所を訪れて、(私の家に)必ずお泊まりくださいませよ」などと言つて別れたが、(その後で)人を遣わして伝えさせた。

この宿に私の心は留め置いた。ほととぎすが薄情に通り過ぎると思わないでほしいことだよ。

と言つて、どんどん進みつつ、それでもやはりどうして、これほどまで(宿の娘のことを私は)思つているのだろうかと(我ながら)不思議である。

道のほとりの小さな田の数々に、蛙が声々に鳴くのも、何とはなしにしみじみとことさらに聞いてしまふのだが、「これ(=蛙)は雨を呼ぶという」などと、供である人が言うのを聞くにつけては憎らしくなつてしまつた。(それから)すぐに(雨が)降つてくれるので、「思つたとおりだよ」と(さきほどの供人が)言つた。(それを聞いて)「(雨が降るのを言いあてたらといつて)どれほどのすばらしいことであろうか。吉兆を言い当てたような時は、どんなにか得意に思うだろうに」などと、(同行の)人々は(雨の道中が)苦しいとはいうものの(みんなで)笑う。

### 【設問解説】

#### 問1 短語句の解釈問題

例年、センター試験の古文の問1では、一語から数語程度の語句の解釈を問うものが三題出題されるのが定番である。古語の意味や文法の知識が決め手となつて解答できる問題もあるが、本文の文脈に照らして判断しなくてはならない問題もあるので、最終的には、どれも必ず本文に戻つて内容の裏付けを

取つてから正解を導いてほしい。

(ア) 誰が言ふならんとおぼつかなく

ポイントとなる重要古語は「おぼつかなく」である。

おぼつかなし(ク活用形容詞)

1 はつきりしない。たよらない。

2 気がかりだ。心配だ。

3 待ち遠しい。じれつた。

4 疑わしい。あてにならない。

「おぼつかなし」には、右記のような意味がある。

選択肢①「不審」は④の意味、②「心配で」、③「気になつて」は②の意味に該当し、④「わからなくて」も①の表現として誤りとは言えない。しかし

⑤「滑稽で」は「おぼつかなし」の意味としては不適当である。「おぼつかなし」の語の意味では選択肢をこれ以上絞り込むことはできない。そこで、何

が「おぼつかなし」だつたかを検討して選択肢を絞り込もう。

まず、傍線部の前半の「誰が言ふならんと」について、「誰が言ふ」の部分を①では「誰のために言うのだろうか」、④では「誰のことを言つているのか」と訳しているが、格助詞「が」の用法からは

「のために」や「のことを」のような意味は表しがたい。さらに、ここは、「小さき男の童」を仲立ちとして、誰かが言葉を伝えてきている場面である。

傍線部のすぐ後に「鄙の長路のやつれに」とあって、「鄙の長路」にあるのは旅をしている作者だから、伝えられた言葉に対する返答は作者がしたものだとわかる。よつて、傍線部は誰かが作者に、「書き破り給ふらん御手習ひを見聞こえばや(=あなた様の書き損じてお棄てになつてしまつような和歌などのなぐさみに書いたものを拝見したい)」と申し出きたことに対する作者の反応であり、作者自身にあてて言つてきたことは明確なので、①・④は誤りである。それに對して、②は「誰が言つたのか」、③は「誰が言うのだろうか」と「が」を主格の格助詞として訳しており、「小さき男の童」から言伝を受けた際に、はじめて泊まつた宿で作者が、その言伝の主が何者かわからないことは当然であるから、これらは文脈からも正しい。

次に「ならん」の部分についてであるが、これは、断定の助動詞「なり」の未然形に推量の助動詞「む(ん)」が接続したものだから、「うであるだう」「うであろう」などの意味になる。「ならん」を正しく訳しているのは③「のだろう」で、②は「言つた」となつており「ならん」の部分が訳がされて

いない。さらに、「おぼつかなし」の意味について文脈に即して再考すると「誰が申し出でたのか」と考えた作者の「おぼつかなく」という思いは、その後で、作者が相手の和歌を所望したり、また、相手の様子を董に尋ねたりしていることからも、②「心配で」よりは③「気になつて」のほうがふさわしい。以上のことから、正解は③と決まる。

(イ) またこそたづね聞こえなん世もあらめ

ポイントとなる語は、「たづね」「聞こえ」である。

たづぬ（ナ行下二段活用動詞）	
1	さがし求める。
2	質問する。聞きだす。尋ねる。
3	訪問する。おとずれる。
4	申し上げる。（手紙などを）差し上げる。
5	～申し上げる。お～する。 …謙譲の補助動詞

まず、「たづぬ」の意味であるが、これは多義語なので文脈から判断しよう。傍線部は、出発の朝、別れを名残惜しく思う作者が宿の娘に対して言い置いた言葉である。また、Cの歌で「この宿に心はとめつ（＝この宿に私の心は留め置いた）」「つれなく過ぐと思はざらん（＝薄情に通り過ぎると思わないでほしいことだよ）」などと詠んでいることから、「また／たづぬ」とは「再びさがす」「再び質問する」ではなく、「再び訪問する」の意味と考えるのが適当である。「聞こえ」は、動詞「たづぬ」の直下にあるから、右記の5の謙譲の補助動詞である。よって「たづね聞こえ」は「訪問し申し上げる」と訳せる。選択肢で「訪問する」の意味は、①「おいでになる」と②「訪問し申し上げる」だけであるが、①は「訪問する」の尊敬語の訳なので不適当である。よってこの時点では正解は②と決まるが、それ以外の部分も確認しておこう。「聞こえなん世」の「なん」は、文法的な判断が必要な語である。また、「世」は多義語である。

「なん（なむ）」の識別

1 完了（強意）の助動詞「ぬ」の未然形「な」  
+ 助動詞「ん（む）」

- ※ 活用語の連用形に接続する。
- 2 他者への願望の終助詞
- ※ 活用語の未然形に接続する。
- 3 強意の係助詞
- ※ 文末に置かれる。

- 3 強意の係助詞
- ※ 助詞・体言・活用語の連体形に接続する。
- ※ 形容詞・形容動詞・打消の助動詞「ず」の連用形に接続する場合もある。
- ※ 結びの語が連体形になる。

世（名詞）	
1	現世。この世。
2	時代。時。治世の期間。
3	世間。世の中。
4	機会。
5	男女の仲。夫婦仲。

「なん」は、ここでは「聞こえ」に接続している。ヤ行下二段活用動詞「聞こゆ」は未然形と連用形が同形なので、右記の3でないことはわかるが、1か2かは、形からは判断できない。しかし、文中にあって下に「世もあらめ」と語句が続いていることがら、願望の終助詞「なむ」ではないと判断でき、右記の1である。下に体言が続くことから、この「む」の文法的意味は仮定・婉曲である。婉曲用法の「む」は、訳すとすれば「ような」となるが、訳さなくともかまわない。ここまでを訳すと「再びきっと訪問し申し上げるような」となるから、それに続く「世」は右記4の「機会」の意味と考えるのがふさわしい。「あらめ」の「め」は、「こそ」の結びの語で推量の助動詞「む」の已然形であるから、「だろう」と訳せる。②は、以上の点も正しく訳している。

(ウ) 何のたけきわざかは  
ポイントとなる語は、「たけき」「かは」である。

たけし（ヲ活用形容詞）	
1	勢いが盛んだ。
2	強い。勇ましい。
3	すばらしい。立派だ。すぐれている。
2	〔反語〕～だろうか、いや、～でない。

まず、選択肢の中で「たけし」の意味を正しく訳しているのは、①「すばらしい」、④「すぐれた」である。二つとも、「たけし」を右記3の意味で解釈している。次に、「わざ」は「様子・有様・しわ

「ざ・事柄」などの意味であるから、「たけきわざかは」は、「かは」が疑問なら「すばらしいことか」「反語なら「すばらしいことか、いや、すばらしいことではない」の意味となる。よって、①「すばらしことであろうか」は訳として問題ないが、④「すぐれたことではあるなあ」は不適当である。よつて、ここで正解は①と決まる。念のためにそれ以外の部分も検討しておこう。係助詞「か」は、「は」とともに用いられる場合は反語になることが多く、ここもその例である。「何の」は、下に打消や否定の表現を伴う場合、「なにほどの・どれほどの」の意味になる。①はこれも正しく訳されている。文脈を見てみると、供の者が雨が降ることを言い当てたのに対し、まわりの人が「何のたけきわざかは」と言う場面である。続けて「よき祥言ひ合はせたらんをりは、いかばかりほこりかならまし（＝吉兆を言い当てたような時は、どんなにか得意に思うだろに）」と言っているから、雨のような「よき祥」ではない、すなわち望ましくないことを言い当てた者に対して周りの人が「どれほどのすばらしいことであろうか、いや、そうではない」と言った、と考えるのは文脈にも合つており、①が正しいことが確かめられる。

## 問2 文法問題

センター試験の古文の問2では、文法問題か敬語

の問題が出題されるのがほとんどである。今回は、紛らわしい語の識別として、「ん（む）」の文法的な説明問題を出題した。では、波線部についてそれぞれ検討していこう。

**a** 迷ひはてなん侍る

**d** 思はざらなん

**a・d** の選択肢は、どちらも「なん」の一部で、「係助詞の一部」と「終助詞の一部」の二通りの説明が選択肢にある（「なん（なむ）」の識別については【設問解説】の問1④を参照のこと）。

**d** を含む部分を単語に分けると、「なぐさめ／なん／に」となり、「ん」は助動詞「む」である。助動詞「む（ん）」は、活用語の未然形に接続し、「推量」「意志」「適當・勧誘」「仮定・婉曲」の、四つの意味を持つが、なかでも直下に体言や助詞がある場合には「仮定（～ならば）・婉曲（～ような）」の意味になる。**b** は、直下に助詞の「に」があること、宿の娘の和歌を見せてもらうことに関して、「旅の疲れた心も晴らすようなことのためにはそういう風流な和歌などは、この上なくすばらしいだらう」という意味になり、ここは「仮定・婉曲の助動詞」が適当である。

**c** 何にかあらん

**c** を含む部分を単語に分けると、「何／に／か／あら／ん」となり、「ん」は、ラ行変格活用動詞「あり」の未然形「あら」に接続していることから、用語の終止形、もしくはラ変型活用語の連体形に接続する現在推量の助動詞「らん（らむ）」と考えると「あ／らん」と単語に分けることになり、この「あ」を文法的に説明できないので、その考え方は誤りである。ここは宿の娘とその夫と思われる男が話している内容について、作者が「何であろうか」と考えている場面だから、「推量」の用法だという説明は正しい。

以上のことから、すべての要素を満たす②が正解である。

## 問3 内容説明問題

内容説明問題の場合は、まず、傍線部を解釈して、そこを起点に前後の文脈を考える必要がある。

傍線部**X**「かたはしをだに」の「かたはし」は名詞で、「ごくわずか・一部分」の意味で、副助詞「だに」は次の二つの用法を持つ。

だに（副助詞）

1 ～さえ。〔類推〕

※程度の軽いものを示して、それより重いものを類推させる。

※「軽いもの」だに……だ。まして（重いもの）は……だ。と呼応するのが原則だが、「まして」以降が省略されていることもある。

2 せめて／だけでも。〔限定〕

※「意志・希望・願望・命令・仮定」といつた表現と呼応する。

文中の「だに」を右記1「類推」と考えると、記

は「よく一部分でさえ……だ。まして……」となり、

2 「『限定』で考えると「せめてよく一部分だけでも……」となるが、傍線部は「だに」が文末にあるため、文脈をたどって「だに」の後に省略されている部分を考える必要がある。

まず、「何をどうしようとしているのか」を確認してみよう。傍線部は、作者のもとに、誰からか（その人物は、宿の娘であるとすぐに判明するのだが）「御手習ひを見聞こえればや（＝和歌などのなぐさみに書いたものを拝見したい」と申し出があつたことに対する、作者の返答の末尾にある。そこで、傍線部Xに至るまでの、宿の娘と作者との会話をそれぞれまとめていこう（会話内の尊敬の接頭語「御～」は、「あなたの」となる場合が多いことなども合わせて考え方）。

I いかにをかしき御心ばへもあらんと思う給へ  
らるるを  
(＝どれほどあなた様には風流なお心もあるだ  
ろうとつい存ぜられますので)

II 書き破り給ふらん御手習ひを見聞こえればや  
(＝あなた様の書き損じてお棄てになつてしま  
うような和歌などのなぐさみに書いたものを拝  
見したい)

III 鄕の長路のやつれに、さるぐき心ばくじもも  
く迷ひはててなん侍る  
(＝田舎の長旅の疲れで、ふさわしい風流な心  
のありさまなども、くすつかり乱れてしまいま  
した)

IV 御もとにこそおはさめ  
(＝そちらのお手元にこそそうした風流な和歌  
などがおありだろう)

V 旅の心もなぐさめんに、こよなかるべし  
(＝旅の疲れた心も晴らすようなことのために  
は、そういう風流な和歌などはこの上なくすば  
らしいだろう)

VI かたはしをだに

まず、Iで「あなたには風流心があるだろう」という娘に対し、作者はIVで「長旅の疲れで風流心もどうかへいつてしましました」と答える。そしてIIの「和歌などのなぐさみに書いたものを拝見したい」という望みに、IVのように「あなたのお手元にこそそうした風流な和歌などがおありだろう」と対応するのだから、「あなたのお手元にある」と作者が言つたのは、娘が作者に求めた「御手習ひ」、すなわち和歌などを書きつけたものであると考えられ

る。それは、Vで言うように旅に出ている心を慰めるのにうつてつけのものであり、作者の方が逆に、そちらにこそそういったものがあるだろうから、何か見せてほしいと頼んだのがVIの記述である。その後しばらくして、娘の弟である男の子が、和歌を書きつけた紙を持って来たとあることからも、そのことは証明される。よってVIの「かたはしをだに」の後には、何らかの願望の表現が省略されていると推測されるので、「だに」は限定用法であり、全体としては「せめて、そちらにあるものをごく一部分だけでも見せてほしい」と作者が娘に言つていると考えることができる。

以上を踏まえて選択肢を見ていくと、まず、「誰が」を「宿の娘」としている選択肢①・②はあります、③・④・⑤に絞ることができ。あとはその「言おうとしている」内容を検討していく。

③は、「疲れ切つてしまつた同行者たちもいて彼らの世話をしなくてはいけない」とあるが、このような内容は本文のどこにも書いてないし、「かたはしをだに」を、その後の補足を含めて「ほんの少しもできないだろう」と説明していることも、不適切である。

④は、「長旅の疲れで風情を楽しむ心の余裕はあるまいない」、「ここで和歌を詠むのも気分が変わつてよいかもしれない」の部分については前述のIII・Vの内容に該当するが、最後の一、二首だけでも詠んでみよう」の部分が誤りである。作者は、「相手の和歌を見たい」と言つているのであって、自分が詠むことは考えていないのである。

⑤は、「そちらにこそ趣深い和歌はあるだろう」の部分が前述のIVに、「旅に疲れた自分の心をとりわけ楽しませてくれるだろう」の部分がVに合致し、最後の部分、「少しだけでもそれを見せてほしい」は、前述した「かたはしをだに」の後に補足される願望を表現した説明と言える。よつて、正解は⑥。

#### 問4 心情説明問題

宿の娘の置かれた境遇を垣間見た作者の心情を説明する問題である。まず、傍線部Y「とひなぐさめばや」の現代語訳を確定してから内容を分析していく。「なぐさめ」は「気を晴らす・なだめる・いたわる」などの意味を持つマ行下二段活用動詞だが、選択肢はすべて「慰める」の訳にもとづいた説明で統一されており、検討の対象とはならない。ポイントは次の語句になる。

とふ（八行四段活用動詞）

1 尋ねる。質問する。  
2 訪ねる。訪問する。

3 見舞う。安否を氣づかう。  
4 吊う。弔問する。

ばや（願望の終助詞）  
～したいものだ。～しよう。

※未然形に接続する。

「とふ」について、作者は宿に泊まっており、右記<sup>2</sup>のようにさらに入こかを「訪ねる。訪問する」とはありえないし、また、3のように誰かを「見舞う」ことも、4のように「吊う。弔問する」ことも考えられず、Yの部分は、作者が宿の娘に「尋ねて慰めたい」といった解釈になる。それによって①の「互いに語り合い」は、「とふ」の内容としては考えにくい。③の「娘の悲しみを慰めてあげられない」は、明らかに正反対の意味で不適当である。④の「家に招き、知り合いを紹介する」も、「とふ」の意味からはとても考えられない。よつて、傍線部Yの内容を踏まえているのは②と⑤ということになる。

次にどういう経緯でそのように思うに至ったかを検証しよう。まずは作者が、宿の娘やその弟とのやりとりを通じて、娘や、その夫について理解したことをまとめる以下のようになる。

I 宿の娘は、和歌を詠み、風流を解するような教養ある女性だった。

II 一方、弟が「夫なり」と作者に教えたその夫は、「きたなげなるものを着て」、「見驚くばかり似げなく」とあるように、見るからに娘に不釣り合いな男であった。

次にそれらI・IIのことにに対する作者の心情を確認すると、以下のようになる。

i 「思ひかけず、人ゆかしう（＝思ひもよらず、その人のことが知りたく）」思われた。

ii 「おるべき人の時失へるならん（＝それ相応な人が失意の状況にあるのだろう）」と思い、「悲しうきへ」感じられた。  
「おるべき人」というのは、「それ相応の人・れつあとした人」の意味、「時失う」は「時勢に合わず落ちぶれる・失意の状態になる」ことを意味する。  
そこで、作者はわらに

iii 「ゆくりなき道行き人とへど、一夜の宿もおるべきに」（＝思ひがけない行きぎりの旅人とはいえ、一夜の宿を借りたのもそうなるはずの前世からの因縁だったのだろう）」

と考え、つづいて「とひなぐさめばや」と思うに至るのである。

思いがけず一夜の宿で風流な交流をし、心を通わせた女性が、思うに任せぬ境遇にあることに対する忍びなさ、同情の気持ちが作者に芽生えてから「話を聞いて慰めてあげたい」と希望するまでの、iiiの部分がポイントになる。iiiの部分にある「ゆくりなし」は「思いがけない・不意である」の意味の形容詞、「道行き人」は「旅人」の意味の名詞である。

また、「おるべきにこそ（あらめ）」は、「そうなるはずの前世からの因縁であったのだろう」という慣用表現でこれらをまとめると前記iiiのように解釈できる。そして宿の娘に声をかけて慰めたい思いに駆られるわけである。以下、②・⑤以外の選択肢も含めて検討する。

①は、傍線部の内容のほか、「宿の娘の身の上にまで踏みこんだ話をすることへの躊躇」が誤り。作者は娘と話をして慰めたいと思いつつも、旅の疲れでそれができなかつたのであるから、躊躇しているわけではない。また「自分と同じようにつらい境遇」とあるが、作者の置かれた境遇について本文には記述はないので、「自分と同じ」かどうかはわからない。

②は、「教養のある宿の娘」が前記のIに、「宿の娘とはあまりにも似つかわしくない夫の姿」が前記のIIに、「娘のことが気の毒に思われ」が前記のiiに、「この家の宿に泊まつたのも前世からの因縁だろう」が前記のiiiに該当する。②は傍線部の内容も、具体的な心情についても、正しく説明されており、②が正解である。

③は、傍線部の内容にあたる部分が誤りであるほか、「宿泊客である自分が軽はずみに口出しすべきことでもない」が誤り。本文中に、作者がそのように思ったという記述はない。

④は、傍線部の内容にあたる部分が誤りであるほか、「宿の娘が無風流な生活を嫌い、趣深い会話ができるような話し相手もいないことを嘆いでいる」が誤り。宿の娘が自分の境遇をどう感じているかについては、本文には述べられていない。また、作者は「娘を自分の家に招き、知り合いを紹介する」というようなことを考えているわけでもない。

⑤は、まず、「宿の娘」が「ひどくみすぼらしい姿をしている」としている点が誤りである。前記のIIで見たように、汚い衣服を着ていたのは、娘の夫のほうである。また、「おるべきにこそ」について、娘の境遇を「前世からの因縁」としている点も誤り。前記のiiiで見たように、作者が「おるべきに」

そ」と思っているのは、自分が旅人として娘の宿に泊まつたことである。

#### 問5 和歌に関する内容説明の問題

'12年のセンター本試験では、三首の和歌それぞれについての内容と表現が問われた。和歌の問題ではあるが、修辞法などの知識を確認するだけではなく、詠み手や和歌に詠まれた状況を本文に照らして確認し、不適当なものを消去することで解答できるものであった。今回も、A・C三つの和歌それぞれの詠み手、詠まれた状況や目的、和歌から読み取れる心情などをしつかりおさえつつ選択肢を検討している。

まず、A・Bの歌はともに、宿の娘の作であるが、これらがどのような状況で詠まれたのかを確認する必要がある。**問3の【設問解説】**を改めて参照してもらおうといが、この一首の和歌は、作者の「あなたの和歌を少しだけでも見せてほしい」という依頼を受けて、宿の娘が弟に届けさせたものであった。これは、つね日ごろ、娘が「手習ひ」としてみずから詠んでいた作品であろうと考えられる。Aに「五月雨」「山ほとときす」という夏の風物が詠まれ、Bに「霜夜」「まつ虫」という秋の風物が詠まれており、それぞれの歌に詠まれる季節が異なっていることから、この場で詠んだものではないことが裏付けられる。A・Bそれぞれの和歌の内容と、それに関連する選択肢について確認しよう。

A 五月雨は／こととふ人も／あらざるに／つれなく過ぐる／山ほとときす

（連語）

- 1 ものを言う。話をする。
- 2 尋ねる。聞く。
- 3 訪れる。訪問する。

つれなし（く活用形容詞）

- 1 そつけない。よそよそしい。薄情だ。
- 2 素知らぬ顔だ。平然とした。さりげない。

Aは、「雨のうちにほとときすを聞く」とつづられた題から、ほとときすの飛来する夏の季節の風情を詠んだものだとわかる。逐語訳すると「五月雨の中、訪れる人もいないのに、薄情に通り過ぎていく山ほとときすだよ」となるように、これは情景を詠んでいるだけで恋の歌とは言えない。仮に選択肢①のように、「こととふ人もあるざる」を「恋人の訪れが途絶えた」ととらえたとしても、自分を「五月雨」になぞらえ、「山ほとときす」が「五月雨」を

訪れる（あるいは訪れない）とする内容は想定しがたいので、①は不適切である。

B 思ひきや／霜夜の床に／まつ虫の／音をのみなきて／帰るべしとは

思ひきや／四段動詞「思ふ」+過去の助動詞「き」+係助詞「や」（連語）

……と思ったか、いや、思いもしなかった。

ねをのみなく・ねをなく「音を（のみ）泣く」（連語）

声に出して泣く。

この歌は「恋」の題が付けられていることから、王朝和歌によく見られる「待つ女」のモチーフを取り込んで詠んではいるものの、「待つ」はずの女がどうして「泣いて帰る」となるのかは判然としない。しかし、選択肢の正誤は細かい部分を見ていくことで判定できる。初句の「思ひきや」は、その意味から、ここで句切れになる。また、倒置になつており、内容的には第五句から初句に続く構成である。②のように全体を踏まえて「～とは思わなかつた」と一括して反語で否定する訳は問題ないが、③の「予想通り」の部分は、初句の内容に反するので間違いである。また、「霜夜の床に／まつ虫の／音をのみなきて」の「まつ」に、「松（虫）」と「（寒い夜の床に）待つ」の二つの意味を掛けているという③の説明は正しく、「待つてはみたものの……松虫が鳴くように声をあげて泣き」と解した③の説明はよいが、②の「（あなたは松虫のよう）声を聞かせるだけで……帰つていく」という説明は「音をのみなきて帰る」の語意に合わない。さらに、②は泣いている人と帰つて行く人を別人とするが、歌では同一人物である。以上から、②も③も不適切である。

最後にCの歌の内容を確認しよう。この歌は、旅先の宿で、思いがけない風流な交流を持った作者が、出発の後、別れを惜しむ思いを娘に送つた際の歌である。

C この宿に／心はとめつ／ほとときす／つれなく過ぐと／思はざらん

Cは、第二句の末尾「つ」が完了の助動詞「つ」の終止形であることから二句切れとなる。「なん」【設問解説】の問1(イ参照)の説を踏まえると、「この宿に私の心は留め置いた。ほとときすが薄情に通り過ぎると思わないでほしいことだよ」と解釈できる。この歌に倒置法は用いられていない。宿の娘は、田舎の地で宿を経営し、和歌や文学に

ついて語り合う相手もないまま「古びたる草子ひき散らし」、ひとり和歌を詠み溜めていて、「をかしき御心ばへ」があるであろう江戸からの「道行き人」に和歌を見せてほしいと申し出る。そして逆に作者から所望されたことから、自作の歌を披露する。作者はわずかなやりとりで、その人に心ひかれ、それと一緒に、みすぼらしい男を夫に持つ娘の境遇を知つて同情し、もっと娘と交流を持ちたいと思いながら、結局はそのまま別れの朝を迎えたのだ。宿の娘がAで「薄情に通り過ぎる山ほととぎす」と詠んだのをうけて、作者はCで「ほととぎすが薄情に通り過ぎると思わないでほしい」と詠んで娘に送った。

作者が別れを惜しんで詠んだ和歌であることを考えると、ほととぎすが実際に通り過ぎている情景を詠んだのではなく、ほととぎすに自分を重ね、「自分はこの宿を出発するが、あなたのことを気にも掛けず薄情に通り過ぎるのだと思わないでほしい」と詠んだと解釈すべきである。

以上から、④は、「倒置法」としていること、「ほととぎす」は宿を立つ作者自身が重ねられているという説明になつていないことなどから不適切である。よって、正解は⑤。⑤にはCの歌について説明した、すべての要素が入っている。

#### 問6 文章の表現の特徴と内容に関する説明問題

センター試験の古文の本試験では、表現に関する設問が'08年・'11年・'12年に出題されている。近年のこうした傾向や、現代文や漢文でも同種の設問が出題されていることなどから、今後、古文でも表現に関する問題は続いて出題されると考えられる。単純な「内容合致問題」と比べて、本文の表現の特徴の説明は、判断がつきにくいところもあるが、まずは本文に照らして選択肢を吟味し、明らかな間違いを消去していくところから手をつけるとよい。

①は、文章全体の描写についての説明であるが、「各地の名所の風光明媚な様子」というのが正しくない。文章中、「名所」にあたると思われるのは、冒頭の「岩舟出づるなどいふ尊き寺」だけであるし、そこには「風光明媚な様子」と言えるほどの詳しい描写もないのでは、①は不適切。

②は、「古歌の『ありありす』をわざわざ『まつ虫』に入れ替えて詠む」の部分が間違いである。Bの歌の直後の、「この松虫は、きりぎりすをふと書きそこなへるもや」という発言は、有名な古歌を踏まえて詠んだであろう娘の和歌について、書きそこなったのかという想像を巡らしたものであつて、娘が「わざわざ」まつ虫と入れ替えて詠んだの

かどうかはわからないし、風流な「王朝人」というより、むしろ、この娘が、田舎の十分な教養が得られない限られた環境で和歌や文学を独学している、という想像を示す発言ととらえるのが妥当である。

③は、本文が同行の人々との会話、宿の娘とのやりとりなど、「会話を中心に具体的に」述べられており、引用される三箇所の形容詞を含む表現も、すべて「作者の心情」である。選択肢後半の記述も、宿の娘との出会いを通して生じた作者の感情の説明として適切である。よつて③が正解。

④は、「江戸に出て本格的に古典を勉強したいとまで思つてゐる宿の娘」の部分が間違いである。宿の娘が古典に興味を持つてゐることは、問3や問4で解説したように間違いでないが、江戸に出て本格的に古典を勉強してみようと思つてゐるかどうかは、本文には語られていない。また、「茎立ち」「よき祥」といった表現や「袂の下り」という古歌を踏まえた表現は、作者たちの会話や返答の言葉の中にあるのであって、「宿の娘の人柄」とは結びつかないことからも、この選択肢は不適切である。

⑤は、「三首の和歌」を、作者たちの会話や返答の言葉のなかで解説したよう間に違いでないが、江戸に出て本格的に古典を勉強してみようと思つてゐるかどうかは、本文には語られていない。また、「茎立ち」「よき祥」といった表現や「袂の下り」という古歌を踏まえた表現は、作者たちの会話や返答の言葉の中にあるのであって、「宿の娘の人柄」とは結びつかないことからも、この選択肢は不適切である。

⑥は、「三首の和歌」を、作者が詠んだとしていることが誤り。問5の【設問解説】を参照してもらいたいが、AとBの歌が宿の娘の作、Cの歌のみ作者のものである。また、「本文全体があたかも歌物語を思わせるような構成」の部分も、そうとは言えない。旅先での出会いを通じて、自分の感じたことを繊細に描写している文章で、そこには歌物語を思わせる設定はない。

## 第4問 漢文

【注釈】

李之彦『東谷所見』一巻。著者の李之彦は、南宋の

永嘉（現在の浙江省永嘉県地方）の出身で、「東谷」

と号した。永嘉地方は、南宋の時代に政治・経済・歴

史・制度などの実用の学問を重んじた学派が発達し、

永嘉学派と呼ばれている。李之彦も、出身地由来のこ

の永嘉学派の影響を受けたと考えられる。官吏となつ

たことはなく、五十年にわたって天下を巡り、老いて

からは私塾の教師となつたと伝えられている。

『東谷所見』は、その書名のとおり、李之彦が折に触れて書き綴った文章を友人の薦めで刊行したものである。「異端」「物価」「名利」「朋友」などの項目が立てられ、それぞれの内容についての筆者の見解が述べられている。本文は「富貴貧賤」から採つた。

### 【本文解説】

貧賤と富貴のそれぞれの生活を比較して、富貴よりも貧賤の方が人の生き方としてはよいものであるという、極めてすつきりとした論理が展開されている。常識的には富貴の方が貧賤よりもよいということになるが、ここでは富貴の生活の気苦労の多さ、贅沢によって心身共に脆弱になり早死にする可能性が大きいことを挙げて、むしろ貧賤の方が気楽で健康な生活を送ることができるということが述べられている。

常識を裏返しただけの単純な論理ではあるが、今日にもそのまま通用するような価値基準に基づいて議論が展開されているところに、本文の面白さがあると言えよう。

### 【書き下し文】

貧賤は富貴に如かざるか。抑富貴は貧賤に如かざるか。人温飽より急なるは莫し。靡衣華飾は固より美なり。然れども補破も寒を遮れば、其の温を為すは則ち一なり。甘味盛饌も亦た佳し。然れども糧食も餓を充たせば、其の飽を為すは則ち一なり。温飽之余、なんぞ必ずしも富貴を羨まんや。

彼委横愈厚ければ、鞭算愈切にして、鬚鬢愈

白ければ、計慮愈よか。第宅田園、器用服飾、曷ぞ嘗て其の厭足を見んや。子の為に計り、又た孫の為に計り、惟だ其の克く紹がざるを恐れ、日間は飲膳期会を失ひ、夜も亦た甘寝する能はず。貧賤の者は是くのいときの劳苦あらざるなり。

肥甘辛酒は、乃ち疾を致す媒なり。粉白黛綠は、皆身を喪すの具なり。動もすれば順境に由り、摧挫するを禁じ難く、少しく意のとくならざれば、或い

は氣を飲み血を嘔きて暴に亡ず。素より參養に処り、風霜に耐へず、稍感触有れば、良藥と雖も療す能は

ざる所。有り。貧賤の者は是くのとときの脆弱あらざるなり。

### 【全文解説】

貧賤は富貴に及ばないのだろうか。それとも富貴は貧賤に及ばないのだろうか。人にとって、寒さと飢えをしのぐ（＝身を温かく保ち空腹を満たす）こと以上に切実なこと（＝望み）はない。豪華な服や装飾品はもちろん美しい。しかし継ぎはぎだらけの服でも寒さを防いでくれれば、寒さをしのぐという点では（豪華な服と）同じである。美味しいものやごちそうもちろんよい。しかし粗末な食べ物でも腹を満たしてくれれば、飢えをしのぐ（＝）ことでは（美味しいものやごちそうと）同じである。寒さと飢えをしのぐこと以外に、どうして富貴を羨む必要があろうか。

富貴の者は貯えが多くなるほど、（貯えを）懸命に数えるようになり、あごひげと耳きわの髪の毛が白くなればなるほど、（財産について）深く考えをめぐらすようになる。家屋敷と田畠、道具や衣服装飾などは、もうこれ以上必要ないなどということはない。子供のために考え、さらには孫のために考え、ただ貯えた財産がうまく引き継がれない（かもしれないといふ）ことを心配し、（そのため）昼間は飲み食いが時間どおりにならなくなり、夜もやはりぐっすりとは寝られないようになる。貧賤の者にはこのような苦労はない。

美食や酒におぼれることは、とりもなおさず病気になるものである。美しい女性は、身を滅ぼすもとである。ともすれば（富貴の者は）恵まれた境遇にあるため、我が身を害うようなことをなかなか止められず、少しでも意のままにならないと、場合によつては息を飲み込み血を吐いて突然死んでしまうことがある。日頃ぬくぬくと養われているため、風と霜（－）いうような厳しい環境には耐えられず、少しでも外からの刺激を受けると、いい薬があつたとしても、治すことができないことがある。貧賤の者にはこのよう弱さはない。

### 【重要語・基本句形】

(1) 重要語

- 抑 いつたい・元來／それとも
- 固 ちからこゝり 本来・いうまでもなく・もちろん
- 然しかしながら
- 則 はなはだしある はつまり……

- 亦また (も) また・(も) やはり
- 愈ますます

これまでに・以前に  
□のために

□のために

（することができない）

ともすれば、どうかすると  
——なので——から  
——(するの)がむずかしい

○あるイハ  
○にはかニ  
○暴  
○もなヨリ

素(ya) 稍(sō) 所(sō) すこしばかり (スル) ——するもの・——すること

○ A は B に 及ばない [比較形]  
不<sup>ず</sup>如<sup>し</sup>レ B より  
耶<sup>か</sup> B より  
—— (する) のか [疑問形]

○莫レニハ  
於ヨリ  
——より□なものはない  
——が一番□だ

（なんとかならズシモ）（せんや）  
○何必哉——どうして必ず——である  
うか（いや必ずしも  
——とは限（うな））

（反語形・部分否定）  
どうして――しようか（いや  
うそ、うそ、うそ）

——しない）〔反語形〕  
——だけだ〔限定形〕  
——としても〔仮定条件〕

（セ）は活用語の未然形、（シ）は活用語の連用形、  
（スル）は活用語の連体形をそれぞれ表す。また、  
――ではあるが「確定条件」

(ナル)は形容詞・形容動詞の連体形を表す。

詒體解說

- 由」)という意味である(①)重要語の項参照)。選択肢のうち②・④「……ため」および③「……ので」は、いずれも「由」)」の意味を踏まえているが、①「……になつて」および⑤「……ていて」は、どちらも「由」)」の意味と一致するのかどうか、見極めにくい。そこで正誤判断のポイントとなるのが「順境」の意味である。

「順境」とは「物事が都合よく進んでいる幸運な状態・境遇」のことで、「逆境」と対義の関係にある語である。傍線部を含む第三段落は、第二

## 問2 解釈の問題

A 「人莫急於溫飽」

がつて、正解は④である。

**重要語の項参照。**ここでの「暴」は直後の「亡」(死ぬ)を修飾し、副詞として働いている。したがって、正解は④である。

(2) 「暴」は副詞として働くときは「にはかに」と読み、「突然に・出し抜けに」の意味である(1)

①「穢やかな心境」、②「一定のられた境界」、③「悟りの境地」は、いずれも「富貴」とは関わりのないものであり、④の「整備された環境」も文

境遇にあることを指していると判断できよう。したがって、②の「恵まれた境遇」が正解である。

段落に引き続いて、「貧賤」の者と対比して「富貴」の者のが詳述されており、また、第一段落には「靡衣華飾<sup>モダニタリ</sup>固美矣」（豪華な服や装飾品はもぢろん美しい）・「甘味盛饌亦佳矣」（美味しいものやごちそうももちろんよい）と述べられてゐるから、ここでの「順境」は、「富貴」の状態・

足<sub>二</sub> そく  
宅<sub>一</sub> 宅<sub>二</sub> たく<sub>一</sub>  
田<sub>一</sub> 田<sub>二</sub> たん<sub>一</sub>  
園<sub>一</sub> 園<sub>二</sub> えん<sub>一</sub>  
器<sub>一</sub> 器<sub>二</sub> き<sub>一</sub>  
用<sub>一</sub> 用<sub>二</sub> ゆう<sub>一</sub>  
肥<sub>一</sub> 肥<sub>二</sub> ひ<sub>一</sub>  
飪<sub>一</sub> 飪<sub>二</sub> てん<sub>一</sub>  
譽<sub>一</sub> 誉<sub>二</sub> ゆい<sub>一</sub>  
嘗<sub>一</sub> 嘗<sub>二</sub> 尝<sub>一</sub> じよう<sub>二</sub>  
見<sub>一</sub> 見<sub>二</sub> み<sub>一</sub>  
其<sub>一</sub> 其<sub>二</sub> き<sub>一</sub>  
雇<sub>一</sub> 雇<sub>二</sub> ぎ<sub>一</sub>

足<sup>そく</sup>二<sup>二</sup> 第一宅田園 器用服飾 暮嘗見<sup>ミ</sup>其眉<sup>まゆ</sup>  
傍線部の後半が反語形であり、この反語形をどう解釈するかがポイントである。「曷嘗見<sup>ミ</sup>ニ」は「どうして今までに——を見たであろうか、いや見てはいない」の意味となる(② 基本句形の項参照)。考えなければならないのは「其

「厭足」である。「厭」は「あきる・有り余つて嫌になる」という意味であり、熟語の「厭足」は「あき足りる・十分になつて満足する」という意味である。これを踏まえて傍線部の後半を直訳すれば、「どうして今までそれが十分になつて満足するのを見たであろうか、いや見てはいない」となる。この場合の「其」(それが)が傍線部前半の「第宅田園、器用服飾」を指していることは明白であろう。要するに、「家屋敷や田畠、道具や衣服装飾などは、どんなに沢山手に入れても満足することはなく、いくらでも欲しくなる」ということを意味している。この意味と合致する選択肢は⑤だけである。①・②・③は、いずれも正解とほぼ反対方向の意味となつていて、④は「多くあつたからといって邪魔になるものではない」という点が誤りである。「邪魔になる」かどうかではなく、ここでは「欲望が充たされることがない」ということが強調されている点に注意したい。

### 問3 書き下し文の問題

まず、傍線部が「何——哉」(どうして——しようか、いや——しない)という反語文であることには注目する。傍線部は第一段落の末尾の文であるから、疑問文ではなく、筆者が段落の内容をまとめるのに、反語文を用いて文意を強めていると考えたい。

「何」は、「何をか」と読んで「何を・どういうものを」という意味で用いられることがあるが、ここでは、述語「羨」(羨ましく思う)の対象が「富貴」であることが明示されているので、①・④のように「何をか」ではなく、②・③・⑤のように「何ぞ」(どうして)と読むのが適切である。

おらに、「何」の直後に「必」が置かれていることに注意しよう。「何必——哉」は、「何ぞ必ずしも——(せ)んや」(どうして必ず——であろうか、いや必ずしも——とは限らない)と読み、内容的には部分否定となる形である。(2) 基本句形の項参考照)つまり、「不<sup>二</sup>必<sup>(ア)</sup>」(必ずしも——とは限らない)という形と同じ意味を表す。

よつて、傍線部を書き下すときのポイントは、「必」を「必ずしも」と読む点と、文末を「未然形+んや」と読む点である。この二つの点を満たしているのは、⑧しかない。⑨の読み方に従うと、「どうして富貴を羨む必要があろうか」と訳せるが、これは「補破遮<sup>モルガ</sup>」(継ぎはぎだらけの服でも寒さを防いでくれる)、「糧充<sup>モロコシ</sup>饑<sup>シキ</sup>」(粗末な食べ物でも腹を満たしてくれる)という、傍線部までの内容に

も無理なくつながる。したがって、正解は⑧である。

なお、解釈するときの工夫について、付言しておきたい。「必」は、「必ず」「絶対に」という方向ではなく、ここでは「必要である」「必須である」という方向で解釈すると、文脈、文意ともしつくりすることにも留意しておこう(【全文解釈】の項参照)。

### 問4 内容説明の問題

本文は、第一段落では、冒頭で「富貴」と「貧賤」とどちらがよいかという問題提起がなされ、「富貴」ではなくても、「温飽」が保たれれば(寒さと飢えがしのければ)よいと、一応の結論が提示される。続いて第二段落では「富貴」の「劳苦」が語られ、それを受けて傍線部Dの文がある。したがって「如<sup>ク</sup>是<sup>ク</sup>之劳苦」とは「富貴」にある者の「劳苦」を指し、ここで「貧賤者」の在り方については、「富貴」の者の「劳苦」の内容を把握し、それを踏まえて反対の方向に考えれば、容易に説明できるだろう。

では、「富貴」の者の「劳苦」とは何か。文中の語句を利用してまとめれば、「第宅田園、器用服飾」などの「厭足」する(あき足りる)ことのない財産の維持管理のため、さらに子のため孫のために考え悩み、その結果、食事もままならず、ぐっすり眠ることさえできないということになる。「貧賤者」にはこのような「劳苦」はない。何故ならば、とりもなおさず「貧賤」であるからであり、維持管理すべき「第宅田園、器用服飾」など持ち合わせていないからに他ならない。この内容に合致するのは③だけである。①は「貧賤者」自体の説明としては間違っているわけではないが、この文章では「貧賤者」の方が財産に関する気苦労がないことが強調されているのであって、「貧賤者」にとつての「財産を築く余裕」の有無が問題にされているのではない。また、②「財産を築くことに关心がない」、④「財産を得る手段を持たない」、⑤「儉約を心がけない」は、いずれも本文では述べられていない内容である。したがつて、正解は③である。

### 問5 内容説明の問題

傍線部は、すぐ後の「粉白黛緑<sup>ホウハイトイリ</sup>、皆喪<sup>セウ</sup>身之具<sup>ナリ</sup>」(美しい女性は、身を滅ぼすもとである)と対句をなしており、意味上も対応している。「致<sup>ス</sup>疾<sup>ヲ</sup>之<sup>ヲ</sup>媒<sup>ナリ</sup>」(病気になるもとである)は「喪<sup>セウ</sup>身之具<sup>ナリ</sup>」と対応し、「媒」は「具」と近似した意味で「きつかけ・原因・もと」などと解釈できる。「媒介」などの熟

語を考えてみるとよい。問題は「致<sup>ス</sup>疾<sup>ヲ</sup>」である。

「疾」には「やまい」「なやみ」「にくしみ」「ねたみ」などの意味があるが、「喪<sup>レ</sup>身<sup>ヲ</sup>」（身を滅ぼす）との意味の対応を考えると、「疾」は「やまひ」と読んで、「致<sup>ス</sup>疾<sup>ヲ</sup>」を「病氣になる」と解するのが適当である。「喪<sup>レ</sup>身<sup>ヲ</sup>」は、「粉白黛綠」（美しい女性）の作用によって「富貴」の者の身に引き起こそられるマイナスの事態であり、同様に「致<sup>ス</sup>疾<sup>ヲ</sup>」も「肥甘沈湎」（美食や酒におぼれること）によって引き起こそられる「富貴」の者の身体上のマイナス変化と考へてよいからである。したがつて、①「人から妬まれる」というような方向ではないし、また②「憎しみを忘れさせる」や、④「悩みを解消する」というようなプラスの効果を持つ方向のものでもない。また、⑤は、「富貴」の者の身に関するところから離れて、一般化された内容となっている点が誤っている。よつて、正解は③である。

#### 問6 返り点の付け方と書き下し文の問題

返り点や書き下し文など、訓説に関する問題は、鍵となる語句に注目して文全体の構造を考える必要がある。この文の場合は「雖」が鍵となる。「雖」は「雖<sup>クル</sup>」、「……」（——と雖も、……）という構文を作る。したがつて、「——」に当たる部分を確定することが解答のポイントとなる。

「不能療」は、「不<sup>能</sup>療<sup>スル</sup>」（——することができない）という表現を踏まえれば① 重要語の項目参照)、一つながらの語句として扱つて、「不<sup>能</sup>療<sup>スル</sup>」（治すことができない）と読むしかないから、

「——」に当たるものとしては、「良薬」「良薬有」「良薬有所」の三つが考えられる。しかし「良薬有」も「良薬有所」も「雖」につなげられるような読み方はできない。「雖良薬有」は「良薬有りと雖も」と読み下してよいと思うかもしれないが、こう読む場合には「雖有良薬」という語順でなければならぬ。「有」は、「有<sup>ク</sup>良薬」のように、存在の主体を必ず「有」の後に置くという形で使われる。つまり、「良薬有」では「良薬有り」とは読めないのである。同様に「雖良薬有所」も「良薬所有りと雖も」としか読みようがないが、これでは意味をなさない。ここは「良薬」が「——」に当たると考えて、「良薬と雖も」と読むのではないのである。したがつて、①・②・③は、いずれも読み方として成立しない。

次に、「有所不能療」の部分は、「有」の存在の主体として「所不能療」を想定するのが最も妥当である。④のように「有れば療す能はざる所なり」と読

#### 問7 本文の内容と構成の説明の問題

本文は、「富貴」と「貧賤」とはどうちらがよいかという問題提起を冒頭に据えて、次いで着物と食事の面から考察し、美しい着物も粗末な着物も寒さを感じぐという点では同じであり、どんなごちそうも粗末な食べ物も、やはり飢えをしのぐという点では同じであるとして、人が生きていくという前提に立てば、「富貴」と「貧賤」それ自体に根本的な差異はないと論じている。その上で、第二段落では、「富貴」の者の財産を持つが故の苦労を挙げ、続いて「貧賤」者にはそんな苦労はないと断言している。さらに第三段落では、「富貴」の者の贅沢な生活やふしだらな生活が不健康で脆弱な身体を作ることを述べ、「貧賤」にはこのような脆弱さはないと結論づけるという構成になつていて。直接は述べられていないが、「貧賤」の方が「富貴」の者の苦労も脆弱さもないという点でましであるということが述べられていると考へてよい。

以上の内容を前提としてそれぞれの選択肢を検討してみよう。

① 「貧賤」も「富貴」も相対的なものでしかないことを最初に述べて、「富貴」には「富貴」なりの、「貧賤」には「貧賤」なりの苦労があり、はつきりとは優劣をつけがたいと結論づけている」は、「貧賤」も「富貴」も相対的なものでしかない」という前提に立つて、「富貴」と「貧賤」のいづれがよいのか「優劣をつけがたい」と結論づけているが、この説明は本文の結論とは方向違いであり、明らかに誤りである。

② 「貧賤」も「富貴」も当人の受け取り方次第であると最初に述べ、「富貴」であつても不幸な人々、「貧賤」であつても幸福な人々を具体例として挙げ、人の心の持ち様の大切さを訴えているは、「貧賤」も「富貴」も当人の受け取り方次第であり、「人の心の持ち様の大切さを訴えている」と説明しているが、「心の持ち様の大切さ」については、本文ではまったく触れられていない。

③ 「貧賤」と「富貴」というあり方を健康とい

う視点から対比的に検討し、衣食などの具体例を提示しつつ、『富貴』が『貧賤』に勝るという常識がいかに正しいかを証明しようとしている」は、「『富貴』が『貧賤』に勝るという常識がいかに正しいかを証明しようとしている」という説明が、①と同様に本文の結論の方向と違つており、誤りである。

④「人にとって『貧賤』が『富貴』よりもましであるという結論を最初に述べ」という説明も、「その理由として『富貴』の人々の向き合わなければならぬ危險性を挙げ」という説明も、ともに本文の構成と矛盾している。

⑤「人が生きるうえで『貧賤』と『富貴』どちらがよいのかという問題を、衣食を例に挙げて提起し、『富貴』にあることの危うさを具体的に述べ、結果的に『貧賤』の方がよいと示唆している」は、内容も構成も本文と一致している。したがって、正解は⑤である。

# 【地理歴史】

## 世界史 B

### 【解答・採点基準】

(100点満点)

問題番号	設問	解番 答号	正解	配点	自己採点
第1問	A	問1	1 ③	3	
		問2	2 ④	3	
		問3	3 ①	3	
	B	問4	4 ②	3	
		問5	5 ①	2	
		問6	6 ①	3	
	C	問7	7 ①	2	
		問8	8 ②	3	
		問9	9 ③	3	
第1問 自己採点小計		(25)			
第2問	A	問1	10 ④	2	
		問2	11 ②	3	
		問3	12 ③	3	
	B	問4	13 ②	2	
		問5	14 ④	3	
		問6	15 ③	3	
	C	問7	16 ④	3	
		問8	17 ③	3	
		問9	18 ②	3	
第2問 自己採点小計		(25)			
第3問	A	問1	19 ④	3	
		問2	20 ②	3	
		問3	21 ④	2	
	B	問4	22 ②	3	
		問5	23 ①	3	
		問6	24 ①	3	
	C	問7	25 ③	3	
		問8	26 ①	3	
		問9	27 ①	2	
第3問 自己採点小計		(25)			

問題番号	設問	解番 答号	正解	配点	自己採点
A	問1	28 ④	④	3	
	問2	29 ①	①	3	
	問3	30 ①	①	2	
B	問4	31 ②	②	3	
	問5	32 ②	②	3	
	問6	33 ③	③	3	
C	問7	34 ②	②	3	
	問8	35 ⑤	⑤	2	
	問9	36 ④	④	3	
第4問 自己採点小計				(25)	
自己採点合計				(100)	

### 【解説】

#### 第1問 世界史上の裁判

##### 【出題のねらい】

世界史上の裁判について、Aでは古代ギリシアのアテネの裁判制度を、Bではガリレイ(ガリレオ＝ガリレイ)の異端審問裁判を、Cでは『大岡政談』のエピソードの一つを、それぞれ扱って出題した。

##### 【設問別解説】

###### A

問1 1 ③

③ソクラテスは、前5世紀から前4世紀にかけてのアテネの哲学者で、a真理の絶対性を説き、ポリスの市民としての善き生き方を追究したが、神々を無視して青年たちを堕落させたとして裁判にかけられ、死刑判決を受けた。なおソクラテスの弟子に、イデア論をとなえたプラトンがいる。①②リュクルゴスは、古代ギリシアのスパルタの伝説的立法者。②④b「人間が万物の尺度」と主張して真理の相対性を説いたのは、弁論・修辞の職業教師であるソフィストの代表者プロタゴラス。ソクラテスは、ソフィストたちの相対主義を批判して、真理の絶対性を主張した。

問2 2 ④

④古代アテネの民主政においては、奴隸制が存在して奴隸には参政権が与えられず、また女性や外国人にも参政権が与えられなかった。①前5世紀に十二表法が制定され、それまで貴族(パトリキ)が独占していた法が成文化されて平民(プレブス)にも公開されたのは、アテネではなくローマにおいてであ

る。アテネでは、前7世紀にドラコンによって慣習法が成文化された。②平民会の決議が元老院の承認なしに国法となったのは、ローマにおいて、前3世紀のホルテンシウス法による。これによって、共和政ローマにおける貴族と平民の身分闘争は一応終結した。③アテネの民会は、市民から選挙で選ばれた代議員によって構成されるのではなく、成年男性市民全員によって構成されており、直接民主政であった。

### 問3 [3] ①

① a 8世紀半ば、唐の玄宗時代に節度使の安禄山と部下の史思明が起こした安史の乱は、ウイグル(回紇)の援助や他の節度使の協力で鎮圧されたが、以後、唐の国力は衰退した。b 百年戦争中の14世紀後半、フランスの緒戦でのあいつぐ敗北や重税に対して農民の不満が高まり、ジャックリーの乱が起つたが、国王や諸侯によって鎮圧された。イギリスでも、百年戦争中の14世紀後半に農民反乱(農民一揆)のワット=タイラーの乱が起つた。

### B

### 問4 [4] ②

②ア. 16世紀から17世紀にかけてのイタリアの天文学者・物理学者ガリレイ(ガリレオ=ガリレイ)は、ポーランドのコペルニクスがとなえた地動説を支持し、異端審問裁判にかけられた。イ. イギリスのニュートンは、17世紀後半に『プリンキピア』を著し、万有引力の法則を明らかにした。③④ア. 天動説は、2世紀頃のブトレマイオスが体系化し、のちにローマ=カトリック教会に採用された。①③イ. デカルトは、16世紀末から17世紀半ばのフラン

スの哲学者。『方法叙説』を著し、演繹法による合理論哲学を主張した。17世紀から18世紀に活躍したヨーロッパのおもな文化人については、下の表を参照。

### 問5 [5] ①

①2世紀後半の後漢末期に、宗教結社の太平道を創始した張角が農民を率いて黄巾の乱を起こした。これを機に各地で有力豪族が自立して、3世紀前半に後漢は滅亡した。②ローマ帝国は2世紀、レピドゥスではなく五賢帝の一人トラヤヌスの時代に、領土が最大となった。レピドゥスは、共和政末期の前1世紀後半にオクタウ(ヴ)ィアヌス・アントニウスとともに第2回三頭政治を行つた。③2世紀末に、後漢から自立してベトナム中南部に成立した港市国家のチャンバーは、当時の中国では扶南ではなく林邑と呼ばれた。扶南は、1世紀から2世紀頃にメコン川下流に成立した東南アジア最初の本格的国家。④アルサケスが、カスピ海東南でセレウコス朝シリアから自立してパルティア(アルサケス朝)を建てたのは、前3世紀。イラン系国家のパルティアは、東西貿易で繁栄したが、ローマとの抗争で疲弊し、3世紀にササン朝ペルシアに滅ぼされた。

### 問6 [6] ①

①ボッカチオは、14世紀に俗語で『カンタベリ物語』ではなく『デカメロン』を著した。『カンタベリ物語』は、イギリスのチョーサーが『デカメロン』の影響を受けて著した。②15世紀から16世紀の画家ボッティチェリは、フィレンツェの大富豪メディチ家の保護を受けて「春」「ヴィーナスの誕生」などの作品を描いた。③15世紀から16世紀にかけて

科学	ニュートン(17~18C, 英)	万有引力の法則,『プリンキピア』
	ラヴォワジエ(18C, 仏)	燃焼理論の確立
	ジェンナー(18~19C, 英)	種痘法の開発
哲学	フランシス=ペーコン(16~17C, 英)	帰納法による経験論哲学の基礎を確立
	デカルト(16~17C, 仏)	演繹法による合理論哲学を主張,『方法叙説』
	カント(18~19C, 独)	ドイツ観念論を創始,『純粹理性批判』
政治思想	グロティウス(16~17C, 蘭)	国際法・自然法,『海洋自由論』『戦争と平和の法』
	霍ップズ(16~17C, 英)	社会契約説,『リヴァイアサン』
	ロック(17~18C, 英)	社会契約説,『統治二論(市民政府二論)』
	モンテスキュー(17~18C, 仏)	啓蒙思想,三権分立,『法の精神』
	ヴォルテール(17~18C, 仏)	啓蒙思想,『哲学書簡(イギリスだより)』
	ルソー(18C, 仏)	啓蒙思想,『人間不平等起源論』『社会契約論』
	ディドロ・ダランベール(18C, 仏)	啓蒙思想,『百科全書』
経済学	ケネー(17~18C, 仏)	重農主義,『経済表』
	アダム=スミス(18C, 英)	古典派(古典学派)経済学,『諸国民の富(国富論)』

17~18世紀に活躍したヨーロッパのおもな文化人

活躍したマキアヴェリは、『君主論』を著してイタリアの統一のために強力な君主の必要性を説き、道徳と政治を切り離して論じたことから、近代政治学の祖とされる。④トスカネリは15世紀に地球球体説(大地球体説)を主張し、これを知ったコロンブスが西回りのルートでインドをめざし、いわゆる「新大陸」に到達することになったとされる。

C

問7 [7] ①

①ドイツでは、1618年にペーメン(ボヘミア)の新教徒の反乱から三十年戦争が起こり、1648年のウェストファリア条約で終結した。②ポーランドとリトアニアが同君連合を形成してヤグウォ(ヤグロー)朝が成立したのは、14世紀後半。③デンマークを中心として、スウェーデン・ノルウェーの北欧3国でカルマル同盟が結成され、デンマーク連合王国が成立したのは、14世紀末。④チベットでソンツエン=ガンポが吐蕃を建国したのは、7世紀前半。

問8 [8] ②

②b 前3世紀末に前漢を建てた高祖(劉邦)は、郡県制と封建制を併用する郡国制を採用し、地方統治の一部を諸侯にゆだねたが、前2世紀半ば、前漢の諸侯抑圧策に反発した一族諸侯が吳楚七国の乱を起こした。この反乱が鎮圧されたのちに武帝が即位し、中央集権体制が確立した。武帝は対外的に積極策をとって匈奴に遠征し、また中国南方からベトナム北部にかけての地を支配していた南越を滅ぼして9郡を置き、朝鮮半島の衛氏朝鮮を滅ぼして楽浪郡など4郡を設置した。しかし、たびかさなる外征は財政難をまねき、武帝の死後国力は衰え、後1世紀前半に外戚の王莽が前漢を滅ぼして新を建てた。

問9 [9] ③

③イエズス会(ジェズイット教団)は、宗教改革の時代の16世紀前半にイグナティウス=ロヨラやフランシスコ=ザビエル(シャヴィエル)らによって創立された修道会で、カトリック側による対抗(反)宗教改革で活躍した。①6世紀にイタリア中部のモンテ=カシノで創設されたのは、ベネディクトゥスが開いた修道院である。②十字軍の時代に、聖地エルサレムで医療活動などに従事したのは、一部の宗教騎士団。④イエズス会は、明末から中国で積極的に布教活動を行った。イエズス会が中国の祖先崇拜や孔子崇拜を認めて布教を行うと、その布教方法を認めないカトリック他派との対立から、普遍論争ではなく典礼問題が起こり、これに対して清の康熙帝(聖祖)はイエズス会以外の布教を禁止した。さらに雍正帝(世宗)はキリスト教の布教を全面的に禁止し

た。普遍論争は、中世ヨーロッパのスコラ哲学(スコラ学)における実在論と唯名論(名目論)をめぐる論争である。

## 第2問 印刷技術の実用化とその影響

【出題のねらい】

印刷技術の実用化とその影響について、Aでは宋代の中国の印刷技術と朝鮮王朝(李氏朝鮮・李朝)の銅活字を、Bではグーテンベルクが実用化した活版印刷機を、Cでは印刷技術の実用化がヨーロッパにもたらした影響を、それぞれ扱って出題した。なお、フラン시스=ベーコンの『新オルガヌム』の引用文は、『ノヴム・オルガヌム—新機関』(桂寿一訳、岩波書店)を用いた。

【設問別解説】

A

問1 [10] ④

④東林書院を中心として政治批判を行った東林派の官僚と、それに反発して宦官と結んだ官僚との政治抗争が起きたのは、南宋末期ではなく明代後半である。宋代には、北宋後半に王安石の新法をめぐり、新法党と新法に反対する旧法党の対立が起こった。①遼(契丹)は10世紀前半に、五代の後晋から燕雲十六州を獲得していた。10世紀後半に成立した北宋は、燕雲十六州の奪回に失敗するなど、遼との間で緊張状態が続いた。そこで11世紀前半に澶淵の盟を結び、国境の現状維持や、北宋が遼に対して毎年銀や絹を贈ることを取り決めた。②11世紀後半、北宋の神宗の信任を得た王安石は、新法と呼ばれる政治改革に着手し、中小農民救済のために穀物や資金を貸し出して低利で返済させる青苗法や、中小商人の保護のために低利融資を行う市易法などを施行した。③12世紀前半、北宋は女真(女直)の金と結んで遼を滅ぼしたが、その後、金が北宋の都の開封を占領して皇帝の欽宗や上皇の徽宗らを連れ去ったため、北宋は滅亡した。これを靖康の変といいう。

問2 [11] ②

②a 『文選』は、南朝の梁の昭明太子が編纂した詩文集。c 『五經正義』は、唐初の儒学者である孔穎達らが編纂した五經の注釈書。b 『古今図書集成』は、清の康熙帝の命によって編纂され、18世紀前半に完成した百科事典。

問3 [12] ③

③高麗は10世紀に王建によって建てられ、開城を都とし、新羅を滅ぼしたのちに朝鮮半島を統一した。①文班と武班からなる兩班による官僚体制は、ヤンバン  
高句麗ではなく高麗で成立し、朝鮮王朝(李氏朝

鮮・李朝)の時代に整備され、確立していった。②新羅は、唐と結んだ百濟によって滅ぼされたのではなく、7世紀後半に唐と結んで百濟と高句麗を滅ぼし、さらに唐の勢力を退けて朝鮮半島をほぼ統一した。その後、唐の冊封を受けた。④白村江の戦いは、7世紀後半に朝鮮王朝ではなく唐・新羅の連合軍が、百濟再興のため出兵した日本軍を破った戦い。朝鮮王朝は、16世紀末に豊臣秀吉の朝鮮侵略(壬辰・丁酉の倭乱)を受けたが、李舜臣の活躍や明軍の援助などでこれを後退させ、豊臣秀吉の死で日本軍は撤退した。

## B

### 問4 [13] ②

②15世紀前半に琉球は中山王の尚巴志によって統一され、明の冊封を受けた。17世紀に薩摩藩の島津氏の支配下に入ったが、中国への朝貢も続いたため、日中に両属する状態となった。その後、19世紀後半に日本に編入された。①ロシアのロマノフ朝のピョートル1世(大帝)が北方戦争でスウェーデンを破り、バルト海の覇権を掌握したのは、18世紀前半。この戦争のさい、ロシアはバルト海沿岸に新都ペテルブルク(サンクト=ペテルブルク)を建設した。③フランスでパリ伯ユーグ=カペーが国王に即位してカペー朝を開いたのは、10世紀後半。④大理は10世紀に中国の雲南に成立したが、13世紀半ばモンゴル帝国のモンケ=ハン(憲宗)の時代にフビライによって滅ぼされた。

### 問5 [14] ④

④ア. 8世紀半ば、アッバース朝はタラス河畔の戦いで唐を破り、そのさいに製紙法が中国からイスラーム世界へ伝わったとされる。イ. ハールーン=アッラシードはアッバース朝のカリフで、8世紀後半から9世紀初頭のその治世に、アッバース朝は最盛期を迎えた。①②ア. ニハーヴァンドの戦いは、7世紀前に正統カリフ時代のイスラーム勢力がササン朝を破った戦い。この敗北でササン朝は崩壊し、まもなく滅亡した。①③イ. ウマイヤ朝は7世紀後半にムアーウィヤが建てたイスラーム王朝で、

8世紀半ばにアッバース家によって滅ぼされ、その結果アッバース朝が成立した。

### 問6 [15] ③

③ローマ教皇ウルバヌス2世は、11世紀末にクレルモン宗教会議(公会議)を開いて、十字軍を提唱した。①フランク王国のカール大帝(シャルルマーニュ)に西ローマ皇帝の帝冠を授けた教皇は、インノケンティウス3世ではなくレオ3世。12世紀末から13世紀前半にかけてのインノケンティウス3世は、教皇権の極盛期をもたらし、第4回十字軍を提唱するなどした。②6世紀末から7世紀初めの教皇グレゴリウス1世は、キエフ公国(ウラディミル1世)をローマ=カトリックに改宗させたのではなく、ゲルマン人への布教を積極的に進めた。キエフ公国(ウラディミル1世)は、10世紀後半にギリシア正教に改宗した。④教皇レオ10世は、16世紀前半にサン(聖)=ピエトロ大聖堂の改修にあたり、贖宥状(免罪符)の販売を厳禁したのではなく許可した。これに対してドイツのマルティン=ルターが反発し、九十五条論議を発表して宗教改革が始まった。おもなローマ教皇については、下の表を参照。

## C

### 問7 [16] ④

④イギリスは、18世紀後半にヨーロッパの七年戦争と並行して北アメリカで展開されたフレンチ=インディアン戦争に勝利し、パリ条約でフランスからカナダとミシシッピ川以東のルイジアナを獲得した。①11世紀前半に、デーン人の、アルフレッド大王ではなくクヌート(カヌート)によってイングランドが征服された。アルフレッド大王は、9世紀後半にデーン人の侵入を撃退したアングロ=サクソン系のイギリス王。②ウィリアム1世ではなくフランスのアンジュー伯であったヘンリ2世が、12世紀半ばにプランタジネット朝を創始した。11世紀後半にノルマンディー公ウィリアムがノルマン征服(ノルマン=コンクエスト)によってノルマン朝を樹立し、ウィリアム1世を名乗った。③16世紀後半に統一法を制定してイギリス国教会を確立したのは、テュー

グレゴリウス1世(6~7C)	ゲルマン人への布教
レオ3世(8~9C)	カール戴冠
グレゴリウス7世(11C)	神聖ローマ皇帝ハインリヒ4世と叙任権闘争、カノッサの屈辱
ウルバヌス2世(11C)	クレルモン宗教会議開催、十字軍提唱
インノケンティウス3世(12~13C)	教皇権の極盛期、第4回十字軍提唱
ボニファティウス8世(13~14C)	フランス王フィリップ4世と対立、アナーニ事件
レオ10世(16C)	メディチ家出身、贖宥状販売、ルターの宗教改革をまねく

## おもなローマ教皇

ダー朝のメアリ 1世ではなくエリザベス 1世。テューダー朝では、16世紀前半にヘンリ 8世が首長法(国王至上法)を発布して国教会を成立させた。これに対してメアリ 1世は、カトリックを復活して新教徒を弾圧したが、次のエリザベス 1世が国教会に復帰した。

問 8 17 ③

③15世紀末にポルトガルとスペインの間でトルデシリヤス条約が締結されて、両国の勢力圏の分界線が定められ、その後、ポルトガルのカブラルがブラジルに漂着し、ポルトガル領であることを宣言した。①アメリカゴ=ヴェスپッチではなくスペインのバルボアが、ヨーロッパ人として最初にパナマ地峡を横断して太平洋に到達した。アメリカゴ=ヴェスپッチは、コロンブスの到達した地がヨーロッパ人にとって未知の土地であると報告し、彼の名が「アメリカ」の名称の由来となった。②ポルトガルの、バルトロメウ=ディアスではなくヴァスコ=ダ=ガマが、アフリカ大陸南端の喜望峰をまわってインド西南岸のカリカットに到達し、インド航路を開拓した。バルトロメウ=ディアスは、ヨーロッパ人として最初に喜望峰に到達した。④カボットではなくマゼラン(マガリヤンイス)の一行が、西周り航路でマゼラン海峡や太平洋をへてフィリピンに到達した。マゼランはフィリピンで戦死したが、その部下がスペインに帰還し、世界周航に初めて成功した。カボットは、イギリスのヘンリ7世の支援で北アメリカ沿岸を探検した。

問 9 18 ②

② **a** 古代エジプトの神聖文字(ヒエログリフ)は、フランスのシャンポリオンがロゼッタ＝ストーンの碑文を手がかりに解読した。**b** ピルマ(ミャンマー)のパガン朝ではなくベトナムの陳朝で、中国の漢字をもとにした字喃(チュノム)が普及した。パガン朝は11世紀に成立したビルマ最初の統一王朝であったが、13世紀に元の攻撃を受けて衰退した。

### 第3問 イスラーム世界の「近世」に存在した諸帝国

#### 【出題のねらい】

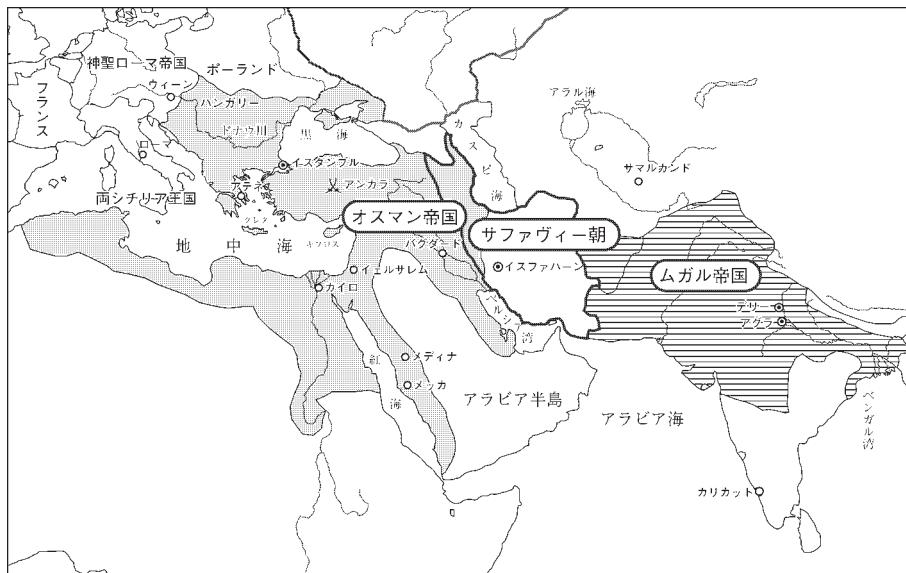
イスラーム世界の「近世」に存在した諸帝国について、Aではオスマン帝国を、Bではサファヴィー朝を、Cではムガル帝国を、それぞれ扱って出題した。

【設問別解説】

A

問 1 19 ④

④イエニチェリは、オスマン帝国のスルタン直属の常備歩兵軍で、キリスト教徒の子弟を徵集して改宗させ要職に登用するデウシルメと呼ばれる制度によって徵用された。のちに特權階層化したため、19世紀前半に廃止された。①ティマールは、オスマン帝国が騎士に対して軍役の見返りとして与えた土地の徴税権。②ヒジュラ(聖遷)は、622年にムハンマド(マホメット)がクライシュ族の迫害を受けてメッカからメディナに移住した出来事で、この年はイスラーム暦(ヒジュラ暦)元年とされている。③ワクフ



## 16世紀のオスマン帝国・サファヴィー朝・ムガル帝国の領域

は、イスラーム世界の寄付のことで、これによってモスクやマドラサ(学院)などが建設・運営された。

問2 [20] ②

②オスマン帝国のメフメト2世は、15世紀半ばにコンスタンティノープルを占領し、ビザンツ(東ローマ)帝国を滅ぼした。この後コンスタンティノープルはオスマン帝国の都となり、イスタンブルと呼ばれるようになった。①バヤジット1世はアンカラの戦いで、ティムールを破ったのではなくティムールに敗れて捕虜となった。これによりオスマン帝国は一時中断した。③16世紀後半のレパントの海戦は、フェリペ2世時代のスペインが中心となったヨーロッパの連合艦隊に、オスマン帝国が勝利したのではなく敗北した戦いで、またセリム1世の時代の出来事でもない。セリム1世は、16世紀前半にマムルク朝を滅ぼし、メッカ・メディナの管理権を獲得した。④オスマン帝国がカルロヴィッツ条約でオーストリアにハンガリーを割譲したのは17世紀末で、スレイマン1世の治世のことではない。スレイマン1世は16世紀のオスマン帝国最盛期のスルタンで、ハンガリーの大半を征服し、第1次ウィーン包囲を行ったほか、プレヴェザ海戦でスペインなどの連合艦隊に勝利して地中海の霸権を掌握了。16世紀のオスマン帝国・サファヴィー朝・ムガル帝国の領域については、前ページの地図を参照。

問3 [21] ④

④a 14世紀末にマレー半島に成立したマラッカ(ムラカ)王国は、清ではなく明に朝貢した。また15世紀にイスラーム教を受容し、インド洋と南シナ海の結節点として、香辛料貿易で繁栄したが、16世紀前半ポルトガルに征服された。b マタラム王国は、ベトナム北部ではなくジャワ島東部に16世紀末に成立したイスラーム国家で、18世紀にオランダの圧迫を受けて衰退・消滅した。

B

問4 [22] ②

②鮮卑の拓跋氏は、4世紀後半に北魏を建国し、5世紀前半の太武帝の治世に華北を統一した。①匈奴の冒頓单于は、前漢の高祖(劉邦)に敗北したのではなく勝利して和親策をとらせ、また月氏を擊破するなど匈奴の最盛期を現出した。③トルコ系の突厥は、モンゴル系の柔然によって滅ぼされたのではなく、柔然を滅ぼしてモンゴル高原を支配し、さらに中央アジアにも勢力を拡大したが、6世紀後半に東西に分裂した。柔然は、5世紀から6世紀にかけてモンゴル高原で活躍し、北魏と対立した。④ウイグルではなくオイラト(瓦刺)のエセン=ハンが、15世

紀半ばに土木の変で明の正統帝(英宗)を捕らえた。トルコ系のウイグルは、安史の乱のさいに唐を援助して鎮圧に協力し、強盛となつたが(第1問問3 ①a解説参照)、9世紀にトルコ系のキルギスに滅ぼされた。

問5 [23] ①

①a 16世紀後半から17世紀前半にかけてのサファヴィー朝最盛期の王であるアッバース1世は、イラン中部のイスファハーンに遷都し、イマームのモスクを建立した。イスファハーンは「世界の半分」と呼ばれるほどの繁栄をみせた。b 16世紀前半、ポルトガルはペルシア湾口に位置するホルムズ島を占領したが、アッバース1世は17世紀前半にその奪回に成功した。

問6 [24] ①

①アケメネス朝の全盛期を現出したダレイオス(ダリウス)1世は、全土を州に分けて各州にサトラップ(知事)を置き、王直属の「王の目」「王の耳」に監視させ、また「王の道」を建設して駅伝制を整備するなど、中央集権体制の確立につとめた。②秦の始皇帝は、郡国制ではなく、中央から官僚を派遣して統治する郡県制を全国に施行し、中央集権化を進めた。郡国制は、郡県制と封建制を併用する制度で、前漢の高祖が施行した(第1問問8 ②解説参照)。③ビザンツ帝国は、イスラーム勢力など外敵からの防衛のため、イクター制ではなく、屯田制を基盤とした軍管区制(テマ制)を導入し、中央集権化をはかった。イクター制は、イスラーム世界において軍人などに土地の徴税権を与える制度で、イラン系シーア派のブワイフ朝が導入し、11世紀に成立しブワイフ朝を滅ぼしたトルコ系のセルジューク朝が西アジア一帯に普及させた。④明の洪武帝(朱元璋・太祖)は、尚書省ではなく中書省を廃止して六部を皇帝直属とし、皇帝独裁体制を確立した。尚書省は、唐の中央政府の最高機関である三省の一つで、行政機関の六部を管轄して詔勅を施行したが、その後、皇帝権が強化されるなかで衰退・廃止され、元代には中書省に六部が属した。

C

問7 [25] ③

③4世紀に成立して北インドを支配したグプタ朝は、中央アジアの騎馬遊牧民であるエフタルの侵入を受けて衰退し、6世紀半ばに滅亡した。①マウリヤ朝は前3世紀の、カニシカ王ではなくアショーカ王の時代に最盛期を迎えた。2世紀のカニシカ王は、クシャーナ朝の最盛期の王で、彼の時代にヘレンズム美術の影響を受けたガンダーラ美術が発展し

た。②クシャーナ朝は、パートリップトラではなくブルシャプラを都とした。ブルシャプラは現在のパキスタン北部のペシャワルにあたる。ガンジス川中下流に位置するパートリップトラは、マウリヤ朝やグプタ朝が都とした。④7世紀のヴァルダナ朝の時代にインドを訪れた僧は、東晋の法顯ではなく唐の玄奘で、ナーランダー僧院で学び、帰国後、旅行記『大唐西域記』をのこした。法顯はグプタ朝のチャンドラグプタ2世の時代にインドを訪れ、旅行記『仏國記』を著した。

問8 [26] ①

①ティムールの子孫であるバーブルは、16世紀前半に奴隸王朝ではなくロディー朝を破ってムガル帝国を建てた。奴隸王朝は、13世紀初めにアイバクが北インドに創始したイスラーム王朝で、奴隸王朝・ハルジー朝・トゥグルク朝・サイイド朝・ロディー朝と続くデリー＝スルタン朝の最初の王朝。ロディー朝はデリー＝スルタン朝の最後の王朝である。②ムガル帝国の第3代皇帝で、16世紀後半から17世紀初めのアクバルは、非イスラーム教徒への人頭税であるジズヤを廃止するなど、ヒンドゥー教徒をはじめとする非イスラーム教徒との融和につとめた。③シャー＝ジャハーンはインド北部のアグラに、妃の廟としてタージ＝マハルを建立した。これは代表的なインド＝イスラーム建築である。④17世紀後半から18世紀初めのアウラングゼーブの時代にムガル帝国は最大領土を実現したが、ジズヤ復活などの強硬策をとったため、非イスラーム教徒の反発をまねき、その死後ムガル帝国は衰退していった。

問9 [27] ①

①中世ヨーロッパの荘園の農奴は、領主に対して結婚税や死亡税をおさめた。領主に対する負担としてはそのほかに、労働地代の賦役や、生産物地代・貨幣地代の貢納などがあり、また教会に対しても十分の一税をおさめた。②イスラーム世界では、非イスラーム教徒にハラージュではなくジズヤと呼ばれる人頭税が課せられた。ハラージュはイスラーム世界の地租。正統カリフ時代・ウマイヤ朝時代にはアラブ人ムスリム(イスラーム教徒)に免税特権がある一方で、非アラブ人改宗者にはジズヤ・ハラージュの負担があったが、アッバース朝では、非アラブ人改宗者のジズヤ廃止とアラブ人ムスリムの免税特権廃止が実現し、ムスリム間の平等が達成された。③18世紀後半にフランスではなくクライヴ率いるイギリス東インド会社が、プラッシーの戦いでフランス・ベンガル地方王侯連合軍を破り、ベンガルの徵税権(ディーワーニー)を獲得した。敗れたフランス

は、インドから後退した。④8世紀後半に唐の楊炎の献策によって、両税法に代えて租庸調制が施行されたのではなく、租庸調制の崩壊を受けて両税法が施行された。両税法は、土地や資産に応じて年2回現住地で課税する税制で、明代半ばまで実施された。租庸調制は、隋から唐前半にかけて行われた均田制に対応する税制。

## 第4問 アメリカ大陸の歴史

### 【出題のねらい】

アメリカ大陸の歴史について、Aではアメリカ大陸の先住民を、Bではスペインの征服者を、Cではヴァージニアに移住した人々を、それぞれ扱って出題した。

### 【設問別解説】

#### A

問1 [28] ④

④イエルマークはコサックと呼ばれる戦士集団の首長で、モスクワ大公国のイヴァン4世(雷帝)の時代の16世紀後半にシベリアに進出した。ロシアはこれをを利用してシベリア進出を始めた。①ステンカラージンはコサックの首長で、ロマノフ朝初期の17世紀後半に農民反乱を指導した。②リューリク(ルーリック)はノルマン人の一派ルーシ(ルス)の首長で、9世紀にスラヴ人を征服し、ノヴゴロド国を建てたとされる人物。③ラクスマンは、ロマノフ朝のエカチェリーナ2世が18世紀末に日本に派遣した人物。

問2 [29] ①

①アステカ帝国(アステカ文明)は、メキシコ高原のテノチティランを都として繁栄した。②マヤ文明・アステカ帝国・インカ帝国(インカ文明)などのアメリカ大陸の古代文明は、トウモロコシの栽培を基盤に栄えたが、鉄器はもっていなかった。また、車輪は実用化されておらず、牛・馬などの大型家畜も知らなかった。③キープ(結縄)は、インカ帝国において記録の手段として用いられ、数などをあらわした。④アステカ帝国は、ピサロではなくコルテスに滅ぼされた。ピサロに滅ぼされたのはインカ帝国。アメリカ大陸の古代文明や古代帝国については、次ページの地図を参照。

問3 [30] ①

①隋の煬帝は、華北と江南を結ぶ大運河を開通させ、南北の経済的結びつきを強めた。②ドイツのケルン大聖堂は、ロマネスク様式ではなくゴシック様式の建築物。ゴシック様式は12世紀に興った建築様式で、尖頭アーチ・ステンドグラスを特色とする。



アメリカ大陸の古代文明や古代帝国

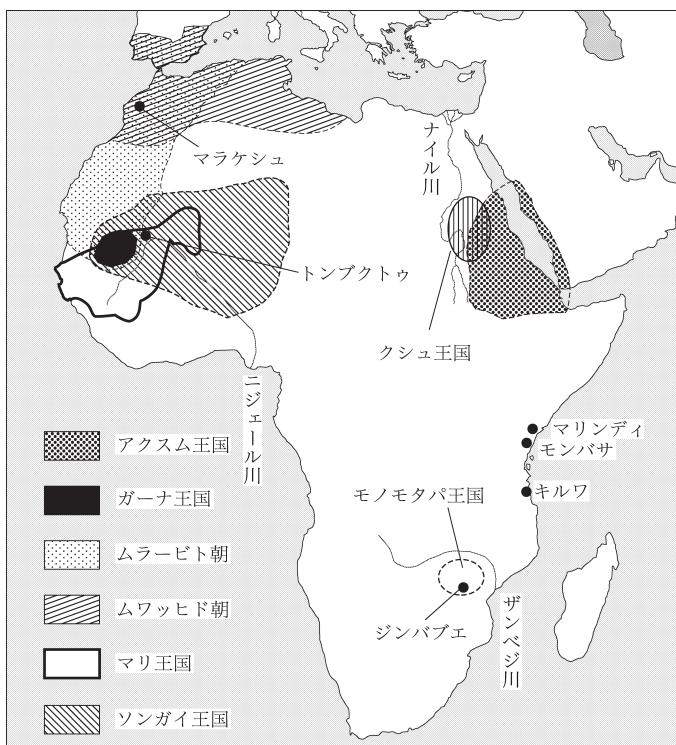
11世紀から12世紀に発達したロマネスク様式は重厚・莊重を特色とし、イタリアのピサ大聖堂などがある有名である。③シャイarendラ朝は8世紀にジャワ島に成立した王朝で、大乗仏教が信仰され、アンコール=ワットではなくボロブドゥールの遺跡をのこした。アンコール=ワットは、カンボジアにおいて真臘のアンコール朝が12世紀に建造したヒンドゥー

教寺院。④フランスのルイ14世ではなくプロイセンのフリードリヒ2世(大王)が、ベルリン郊外のポツダムにロココ式のサンスーシ宮殿を造営した。18世紀のフリードリヒ2世は、オーストリア継承戦争・七年戦争を戦い、オーストリアからシェレジエン(シレジア)を奪い、また第1回ポーランド分割に参加する一方で、フランスの啓蒙思想家ヴォルテールと親交をもつ啓蒙専制(絶対)君主でもあった。17世紀から18世紀前半のルイ14世は、フランス絶対王政を確立したブルボン朝の国王で、バロック式のヴェルサイユ宮殿を造営した。

## B

### 問4 [31] ②

②12世紀以降、エルベ川以東のスラヴ人地域への東方植民が活発になり、神聖ローマ帝国内にプランデンブルク辺境伯領が成立した。金印勅書(黄金文書)によってプランデンブルク選帝侯国となり、15世紀以降はホーエンツォレルン家が支配した。①オットー1世ではなくビザンツ帝国のユスティニアヌス(大帝)が、6世紀にヴァンダル王国や東ゴート王国を滅ぼした。オットー1世は、10世紀後半に教皇からローマ皇帝の帝冠を与えられ、神聖ローマ帝国の初代皇帝となったとされる。③大空位時代は、13世紀に事実上神聖ローマ皇帝が不在となった時代を



16世紀までのおもなアフリカ諸国と都市

いう。15世紀前半に開かれたコンスタンツ宗教会議(公会議)は、教会大分裂(大シスマ)を解消し、ウィクリフやフスを異端とした宗教会議である。④神聖ローマ皇帝ハインリヒ4世ではなくカール4世は、14世紀に金印勅書を発布して、7人の選帝侯に皇帝選挙権を認めた。この結果、神聖ローマ帝国において領邦の自立化が加速した。ハインリヒ4世は、11世紀に聖職叙任権をめぐって教皇グレゴリウス7世と対立して破門され、カノッサで教皇に謝罪した。

問5 [32] ②

②アクスム王国(エチオピア王国)がクシュ王国に滅ぼされたのではなく、前10世紀頃ナイル川上流に成立した黒人国家のクシュ王国が、4世紀にアクスム王国に滅ぼされた。アクスム王国はエチオピアのアビシニア高原に成立し、キリスト教を受容した。①アレクサンドロス(アレクサンダー)大王の帝国は、大王の死後、アンティゴンス朝マケドニア・セレウコス朝シリア・プトレマイオス朝エジプトなどに分裂し、プトレマイオス朝はアレクサンドリアを都にヘレニズム文化の中心として繁栄した。③マリ王国は、13世紀に西アフリカのニジェール川流域に成立した黒人国家で、サハラ北部の塩とニジェール川上流の金を交換するサハラ縦断交易で繁栄した。イスラーム教を受容し、マンサ=ムーサの時代に最盛期を迎える。トンブクトゥは学芸・経済の中心として栄えた。④アフリカ南部のザンベジ川流域のジンバブエを中心に、モノモタバ王国が成立した。16世紀までのおもなアフリカ諸国と都市については、前ページの地図を参照。

問6 [33] ⑧

③イ. 神聖ローマ帝国におけるカトリックとプロテスタントの対立を解消するために、16世紀半ばに南ドイツのaアウクスブルクで宗教和議が成立した。その内容は、諸侯と帝国都市(自由都市)にカトリックかルター派かの信仰選択権を認めるものであったが、個人の信仰の自由やカルヴァン派の信仰は認められなかった。②ア. 14世紀初頭、フランス王フィリップ4世が南フランスのbアヴィニョンに教皇廷を移し、以後教皇はフランス王の監視下に置かれた。これを「教皇のバビロン捕囚」と呼ぶ。

C

問7 [34] ②

②フランス革命が勃発すると、国民議会ではなく国民公会が王政を廃止して共和政の成立を宣言し、国王ルイ16世を処刑した。以後、19世紀初頭にナポレオンが皇帝に即位するまでの時期を第一共和政と

いう。国民議会は、第三身分代表が三部会から分離して成立させた議会で、球戯場(テニスコート)の誓いを以て憲法制定議会と改称し、1791年憲法を制定した。①クリルタイは、モンゴルでハンの選定など重要事項を決定する会議。テムジンは、1206年にクリルタイでハンの称号を得て、チンギス=ハンと称した。③イギリスでは、プランタジネット朝のエドワード1世が13世紀末に模範議会を招集した。その後、14世紀には二院制が成立した。④イギリス本国が発布した茶法に対して、アメリカ植民地側はボストン茶会事件を起こした。イギリス本国との対立が激化すると、植民地側はフィラデルフィアで大陸会議を開催して団結を強化した。

問8 [35] ⑥

⑤c王党派(国王派)と議会派の対立からピューリタン革命が勃発すると、議会派のなかの独立派を率いたクロムウェルが、ピューリタンを中心とする鉄騎隊を創設して議会派を勝利に導いた。1649年にはスチュアート朝のチャールズ1世が処刑され、共和政(コモンウェルス)となった。クロムウェルの厳格な軍事的独裁体制に国民の不満が高まると、その後、a王政復古によってチャールズ2世が即位した。しかしチャールズ2世と次のジェームズ2世が専制政治を行ったため、議会はオランダからオラニエ公ウィレム夫妻を迎える。ジェームズ2世は亡命した。b夫妻は議会が提出した権利の宣言を承認してウィリアム3世・メアリ2世として即位し、この宣言を権利の章典として制定した。これを名誉革命という。

問9 [36] ④

④アメリカ独立戦争にさいして、ロシアのエカチェリーナ2世は武装中立同盟を提唱してイギリスを牽制し、間接的に植民地側を支援した。①ヨークタウンの戦いではなくレキシントンの戦いを機に独立戦争が始まった。ヨークタウンの戦いは、独立戦争において植民地側の勝利を事実上確定した戦い。②ジェファソンではなくトマス=ペインが、『コモンセンス(常識)』を著してアメリカ植民地の独立の必要性を説いた。ジェファソンは独立宣言の中心的起草者で、19世紀初頭にアメリカ合衆国の大統領となった。③フランスは、アンリ4世ではなくルイ16世の時代に独立戦争に植民地側で参戦した。この結果フランス財政は破綻に瀕し、フランス革命の一因となった。アンリ4世は16世紀後半に即位してブルボン朝を創始し、ナントの王令(勅令)でユグノーに信仰の権利を認めてユグノー戦争を終結させた。

●写真・図版提供

PPS通信社

## 日本史 B

### 【解答・採点基準】 (100点満点)

問題番号	設問	解 答 番 号	正解	配点	自己採点
第1問	A	問1 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</span>	②	3	
		問2 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span>	④	3	
		問3 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span>	①	3	
	B	問4 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span>	③	3	
		問5 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</span>	②	3	
		問6 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</span>	⑤	3	
第1問 自己採点小計			(18)		
第2問	A	問1 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7</span>	③	3	
		問2 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">8</span>	①	3	
		問3 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</span>	②	3	
		問4 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">10</span>	④	3	
	B	問5 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">11</span>	①	3	
		問6 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">12</span>	②	3	
		問7 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">13</span>	④	2	
第2問 自己採点小計			(20)		
第3問	A	問1 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">14</span>	③	3	
		問2 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">15</span>	①	2	
		問3 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">16</span>	⑤	2	
		問4 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">17</span>	②	3	
	B	問5 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">18</span>	④	2	
		問6 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">19</span>	①	3	
		問7 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">20</span>	④	3	
		問8 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">21</span>	③	3	
第3問 自己採点小計			(21)		
第4問	A	問1 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">22</span>	①	3	
		問2 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">23</span>	②	3	
		問3 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">24</span>	④	2	
		問4 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">25</span>	②	3	
	B	問5 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">26</span>	③	3	
		問6 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">27</span>	①	3	
		問7 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">28</span>	③	3	
第4問 自己採点小計			(20)		

問題番号	設問	解 答 番 号	正解	配点	自己採点	
第5問	A	問1 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">29</span>	①	2		
		問2 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">30</span>	②	3		
		問3 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">31</span>	④	2		
	B	問4 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">32</span>	①	3		
		問5 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">33</span>	③	3		
	C	問6 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">34</span>	④	2		
		問7 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">35</span>	③	3		
		問8 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">36</span>	②	3		
第5問 自己採点小計				(21)		
自己採点合計				(100)		

### 【解説】

#### 第1問 食文化の歴史

##### 【出題のねらい】

本問は、センター試験の第1問に対応したテーマ史問題である。出題形式もセンター試験の第1問に準拠して会話形式を用い、会話の内容は「日本料理の歴史」に主眼をおいた。「食文化の歴史」という特殊なテーマをあつかっているが、食文化に関する詳しい知識は必要なく、基本的な知識で正解が導けるようになっている。テーマの内容に惑わされることなく、落ち着いて各設問に取り組んでほしい。

##### 【設問別解説】

**A** 日本料理が中国・朝鮮の影響をうけて形成されてきたことを趣旨とする会話文を設定し、弥生時代から平安時代までをあつかった。

##### 問1 1 ②

正しい組合せは②。**a**は正しい。弥生時代の前期には低湿地での湿田の比重が高かったが、後期になると鉄製刃先の農具が普及し、生産性が高い乾田の開発がすすめられた。**b**は誤っている。弥生文化の主な特徴である水稻耕作は、北海道や南西諸島には伝播せず、北海道では続縄文文化、南西諸島では貝塚文化とよばれる食料採取文化が続いた。**c**も誤っている。大唐米は鎌倉時代に大陸から日本に伝わったとされ、災害に強い多収穫米で、室町時代に普及した。**d**は正しい。古墳時代には、堅穴住居の内部にこれまでの炉にかわってカマドが設けられ、米などの食物を蒸す甑とよばれる土器が使われた。この内容判断はやや難しいが、**c**の誤りを判断できれば正解が導けるようになっている。

## 問2 [2] ④

正しい組合せは④。空欄 [ア] には、長屋王が入る。空欄直前の「平城京にあった」という点から、奈良時代の人物が該当すると判断できれば容易だったと思う。教科書などに掲載されている平城京の条坊図には、平城宮の東南角に隣接する場所に長屋王邸と記してあるので、一度確認しておきたい。この長屋王の邸宅跡から多量の木簡が出土し、その記載内容から当時の貴族の生活ぶりを具体的に知ることができる。藤原良房は、9世紀半ば頃に承和の変や応天門の変で他氏を排斥し、清和天皇の摂政をつとめた人物であり、奈良時代の貴族には当たらない。空欄 [イ] には、延喜式が入る。空欄直前の「10世紀前半に完成した」をヒントに正解が導ける。三代格式の最後をなす延喜格式は、10世紀前半の醍醐天皇の時代に完成したもので、そのうち延喜式は現在に伝わっている。養老令をふくむ養老律令は、8世紀前半に制定され、8世紀半ばに施行された。

## 問3 [3] ①

誤っているのは①。男性の成人式は元服といわれ、10~15歳ごろに行われるのが一般的であった。裳着は、女性の成人式である。②は正しい。平安貴族の食生活は比較的簡素で、食事は朝・夕の1日2食が基本であった。また、仏教の影響やケガレ観などを背景に、獸肉は貴族の食膳からしだいに遠ざけられていったが、これは細かい知識なので判断保留でもよい。③も正しい。男性貴族の正装は束帯・衣冠、女性の正装は女房装束（十二单）で、ともに絹が用いられ、日本風の意匠をこらした文様や配色などが施されている。④も正しい。貴族の住居には、白木造・檜皮葺の日本風の寝殿造とよばれる様式が用いられ、その内部の屏風や襖障子には日本の風景や風俗を題材とした大和絵などが描かれた。

**B** 日本料理を代表する精進料理や懷石料理が成立・発展した中世を中心に、日本料理が完成したといわれている近世までも展望する会話文を設定し、鎌倉時代から江戸時代までをあつかった。

## 問4 [4] ⑧

誤っているのは⑧。足利学校を再興したのは、関東管領の上杉憲実である。臨済宗の禪僧である桂庵玄樹は、応仁・文明の乱を避けて西国に赴き、肥後の菊池氏や薩摩の島津氏のもとで朱子学を講じ、のちの薩南学派のもとをひらいた。①は正しい。道元は、南宋にわたって曹洞禅を学び、帰国後、政治権力と結ぶことをきらい、越前の永平寺を拠点に只管打坐の教えを説きながら布教をすすめた。②も正しい。足利義満の時代に五山・十刹の制が整備され、

五山僧らは五山文学のみならず、幕府の政治・外交顧問として活躍した。義満のころに活躍した絶海中津と義堂周信は、五山文学の双璧といわれている。④も正しい。江戸時代の17世紀半ばには、明僧の隱元が禪宗の一派である黄檗宗を伝え、山城宇治に万福寺をひらいた。

## 問5 [5] ②

正しい組合せは②。Xは侘茶を創出した人物ということから、村田珠光が正しい。村田珠光は、室町時代の東山文化のころ、大徳寺の一休宗純に参じて禪の精神を身につけ、侘茶を創出した。侘茶は、村田珠光から武野紹鷗、そして千利休へと受け継がれた。千利休は、織田信長や豊臣秀吉に仕えて活躍し、侘茶を大成した。Yは北野大茶会を開催した人物ということから、豊臣秀吉が正しい。秀吉は京都北野天満宮と社頭の松原で大茶会を催し、貴賤・貧富の差なく参加させよと広くよびかけ、公家や茶人たちが設けた茶屋は1500から1600にのぼったという。その大茶会の亭主をつとめたのが千利休であった。以下に、茶の湯の発達について整理しておいたので、参照してほしい。

## ◆茶の湯の発達

## 闘茶の流行…南北朝文化

- ・種々の産地の茶を飲みわけ、賭物を争う茶寄合の一つ
- ・武家・公家・僧侶らのあいだで流行

## 侘茶の成立・展開

- ・閑寂な草庵の茶で、心の静けさを求める
- ・村田珠光…東山文化  
侘茶の創始者
- ・武野紹鷗…戦国期文化  
堺の豪商出身  
茶の湯を村田珠光の門人らに学ぶ
- ・千利休…桃山文化  
堺の豪商出身  
茶の湯を武野紹鷗らに学び、侘茶を大成  
草庵風の茶室である妙喜庵を造作

## 問6 [6] ⑥

正しい配列は⑥。年代順に解説する。Ⅲ内容については覚える必要はまったくなく、年代決定の決め手は「寛永年間」である。武家諸法度の「寛永令」や「寛永の飢饉」などの語句から、3代將軍徳川家光の時代（17世紀前半）であることが想起できればよい。I 「享保の飢饉」をヒントに、18世紀前半の出来事と判断できればよい。青木昆陽は、8代將軍徳川吉宗に登用され、救荒用の作物として甘藷栽培

の普及に尽力した。また、吉宗の命をうけてオランダ語を学び、蘭学興隆の基礎を築いた。II 「渡辺隼山」や「大蔵永常」をヒントに19世紀、少なくとも、I の18世紀前半よりは後の出来事と判断できてほしい。以上より、III—I—Iが正解となる。

## 第2問 律令国家の国家事業

### 【出題のねらい】

本問は、律令国家が行った国家事業のうち、造都事業と国史編纂事業をとりあげ、7世紀から10世紀の政治史を中心に確認した。律令国家による国家事業の展開は、律令国家の形成・展開、そして律令国家が変質していく過程とも密接にかかわっている。本問を通して、古代の政治史についての理解を深めてもらいたい。

### 【設問別解説】

A 藤原京造営から平安京遷都までの造都・遷都事業に焦点をあて、律令国家の形成や平安初期の政治、さらには国家仏教についても出題した。

問1 7 ③

誤っているのは③。庚午年籍(670年)は、白村江の戦い(663年)で唐・新羅の連合軍に大敗した後、近江大津宮で即位した天智天皇によって作成された最初の全国的戸籍である。したがって、白村江の戦いに備えて作成されたものではない。①は正しい。645年に中大兄皇子や中臣鎌足らが蘇我蝦夷・入鹿を滅ぼすと、孝徳天皇が即位し、中大兄は皇太子となり、大化改新とよばれる政治改革が進められた。この改革のもとで、中国にならって大化という年号が立てられ、都も飛鳥から難波に遷された。②も正しい。孝徳天皇の時代には、北陸に渟足柵・磐舟柵が設置され、つづく齊明天皇の時代には、阿倍比羅夫が秋田・津軽地方の蝦夷を服属させたといわれる。④も正しい。壬申の乱で近江朝廷側についた中央豪族が没落し、強大な権力を握った天武天皇は、天皇の一族である皇親を重用し、中央集権国家建設を進めた。右記に、律令国家の形成過程について整理しておいたので、参照してほしい。

### ◆律令国家の形成

孝徳天皇 難波宮に遷都  
改新の詔(公地公民制など)

齐明天皇 阿倍比羅夫を東北へ派遣

#### 白村江の戦い

(中大兄) 水城・朝鮮式山城を築造

近江大津宮に遷都

天智天皇 近江令を制定

庚午年籍を作成

#### 壬申の乱

天武天皇 飛鳥淨御原宮に遷都

律令・国史の編纂事業開始

八色の姓を制定

持統天皇 飛鳥淨御原令を施行

庚寅年籍を作成

藤原京に遷都

文武天皇 大宝律令を制定

問2 8 ①

誤っているのは①。平城宮(大内裏)は、天皇の居所である内裏、政務・儀礼の場である大極殿・朝堂院、諸官庁などが置かれた都城の中核的区域であり、貴族・官人の住宅などは置かれていなかった。②は正しい。朱雀大路は、都の中央を南北に走る大路で、都はこの朱雀大路を中軸に東側の左京と西側の右京に分けられた。③も正しい。外京は左京を東へ延ばし、春日山山麓に設けられた街区である。④も正しい。都には東西に官営の市が設けられ、市司によって管理された。

問3 9 ②

正しい組合せは②。Xは正しい。藤原廣嗣の乱などの政情不安や飢饉・疫病などの社会不安が高まるなかで、聖武天皇は仏教のもつ鎮護国家の力によって国家の安泰をはかろうとし、741年に国分寺建立の詔を発して、諸国に国分寺・国分尼寺の造営を命じた。Yは誤っている。鎮護国家の一環として、聖武天皇のもとで進められた大仏造立事業は、つづく孝謙天皇の時代に完成し、752年に大仏開眼供養の儀式が盛大に催された。したがって、「聖武天皇のもとで」が誤っている。この大仏開眼供養の儀式には、聖武太上天皇・光明皇后・孝謙天皇らが参列した。

問4 10 ④

正しい組合せは④。aは誤っている。桓武天皇は、公出舉の利息を低減するとともに、雜徭の日数を半減するなど農民負担の軽減をはかった。雜徭は成年男子を対象としたものなので、「男女ともに」

が誤りとなる。bは正しい。8世紀後半以降、浮浪・逃亡などが増え、班田収授の実施が困難になると、桓武天皇は班田を勅行させるため、6年1班であった班田を12年1班に改めた。cは誤っている。『令義解』が編纂されたのは、9世紀前半の淳和天皇の時代である。dは正しい。桓武天皇は、地方官の国司や郡司への取締りを強め、また勘解由使を設置して、国司の交替に際する事務の引継ぎを厳しく監視させた。以下に、おもな令外官についてまとめておいたので、参照してほしい。

#### ◆おもな令外官

<桓武天皇の時代>  
征夷大將軍…蝦夷征討の最高指揮官  
勘解由使……国司交替時の事務引継ぎを監督  
<嵯峨天皇の時代>  
蔵人頭……天皇の機密に関与  
檢非違使……京内の治安維持

B 律令国家の国史編纂事業をとりあげ、8世紀から10世紀の政治・文化について出題した。10世紀前半の醍醐・村上両天皇の治世は、「延喜・天暦の治」とよばれて、のちに天皇親政の理想とされたが、律令体制の崩壊がはっきりしてきた時代でもあった。この時期に、国史編纂事業だけでなく、格式の編纂や銭貨の铸造といった律令制下の国家事業が相次いで終焉したことは象徴的である。

#### 問5 [11] ①

正しい組合せは①。Xは正しい。『古事記』は、古くから伝わる「帝紀」「旧辞」をもとに天武天皇が稗田阿礼に命じて誦みならわせたものを太安万侶(安麻呂)が筆録したもので、日本語の固有名詞や歌謡などを漢字の音・訓を用いて表記している。Yも正しい。『日本書紀』は、舍人親王を中心に編纂されたもので、中国の歴史書の体裁にならい、神代から持統天皇の時代までを漢文・編年体で記している。

#### 問6 [12] ②

正しいのは②。醍醐天皇は、藤原時平を左大臣、菅原道真を右大臣に任じて、天皇親政をすすめた。道真に脅威を感じた時平は、策謀によって道真を大宰府に左遷し、藤原氏の地位を強固なものにした。①は誤っている。大宰府管内に直営方式の公営田が設置されたのは、嵯峨天皇の時代の9世紀前半である。③も誤っている。延久の荘園整理令は、11世紀後半に後三条天皇が出したもの。醍醐天皇が出した最初の荘園整理令は、延喜の荘園整理令である。④も誤っている。最初の勅撰漢詩集である『凌雲集』

が編纂されたのは、嵯峨天皇の時代である。醍醐天皇の時代には、最初の勅撰和歌集である『古今和歌集』が編纂されている。

#### 問7 [13] ④

正しい組合せは④。空欄Aには、日本三代実録が入る。六国史の最後『日本三代実録』は、その名の通り、清和・陽成・光孝の3天皇の時代を記している。宇多天皇の命で編纂が開始され、901年に醍醐天皇に撰上された。『続日本紀』は、『日本書紀』のあとをうけて編纂された正史である。空欄Bには、10世紀半ば頃に終焉した国家事業とあるので、銭貨の铸造が入る。律令国家が铸造した銭貨(皇朝十二銭)は、10世紀半ばに村上天皇が铸造した乾元大宝が最後であった。六勝寺の造営が行われたのは、平安時代末期の院政期においてである。

### 第3問 中世の外交と政治

#### 【出題のねらい】

中世の外交は、平安時代末期から鎌倉時代前期にかけての日宋貿易、鎌倉時代後期から室町時代初期にかけての日元貿易、室町時代前期以降の日明貿易と日朝貿易など、中国・朝鮮との貿易関係が主軸となるが、これに元寇や倭寇の活動が密接に結びついて展開した。本問は、中世の外交史を中心、当該期の政治史をも確認させる問題である。全体として、基本的なレベルの設問が中心なので、この問題を利用して中世外交の展開を復習してもらいたい。

#### 【設問別解説】

A 鎌倉時代の貿易は、院政期から活発化した日宋貿易に始まり、元が建国されてからは日元貿易が展開された。どちらも、日本との正式な国交が結ばれていない私貿易であったことが大きな特徴である。

#### 問1 [14] ③

正しい組合せは③。X平清盛ら平氏一門が繁栄祈願のため裝飾経(平家納経)を奉納した神社は、安芸国(広島県)の嚴島神社なので、正解はbとなる。嚴島神社は、平清盛が安芸守就任以来、平氏一門の崇敬を集めて隆盛した。Y平清盛が修築・拡張して日宋貿易の拠点とした要港は、摂津國の大輪田泊(現在の神戸港の一部)なので、正解はcとなる。aは博多で、日宋貿易や日明貿易の拠点として発展した。dは坊津で、室町時代に明や琉球との貿易の拠点として繁栄した。

#### 問2 [15] ①

正しい組合せは①。空欄Aには、金が入る。日宋貿易のおもな輸出品は金・硫黄などで、輸入品は宋銭(銅銭)・陶磁器などであった。空欄Bには

は、鎌倉幕府が元に派遣した貿易船なので、建長寺船が入る。建長寺船は、建長寺の修造費用を調達するため、鎌倉幕府が元に派遣した貿易船である。天竜寺船は、天竜寺建立の費用調達のため、足利尊氏が元に派遣した貿易船である。

問3 [16] ⑤

正しい配列は⑥。文永の役(1274年)と弘安の役(1281年)との大きな相違点は、前者が元・高麗軍の侵攻(III)であったのに対して、後者は元・高麗軍(東路軍)と旧南宋軍(江南軍)の2軍による侵攻(II)であった点にある。そして、両者の間の出来事として、元による南宋の滅亡があったことに注意したい。南宋の滅亡(I)は、「東路軍・江南軍」が侵攻する弘安の役(II)の前の出来事であり、IIIは元が高麗軍とともに博多湾に上陸したとあるので、文永の役と判断でき、具体的な年号を記憶していくても、III—I—IIの配列が正解として導ける。文永の役・弘安の役を軸に、おもな出来事を整理しておこう。

◆元寇関連年表

1268	フビライが服属を求めて使者を派遣
	→執権北条時宗は拒否
1271	フビライが国号を元と定める
1274	文永の役(元・高麗軍の襲来)…III →博多湾に石墨構築、異國警固番役の強化
1279	元が南宋を滅ぼす… I
1281	弘安の役(元・高麗軍と旧南宋軍襲来)… II →鎮西探題の設置(1293 執権北条貞時)

問4 [17] ②

正しい組合せは②。Xは正しい。元寇を機に西国一帯に勢力を拡大した鎌倉幕府は、九州の博多に北条氏一門を鎮西探題として送り、九州地方の軍事・行政・裁判の処理にあたらせた。Yは誤っている。幕府の勢力強化とともに、北条氏の権力が拡大し、なかでも、北条氏の家督を継ぐ得宗の勢力が強まった。それについて、得宗の家臣である御内人と御家人との対立が激化し、執権北条貞時の時代に、有力御家人の安達泰盛が内管領(御内人の代表)の平頬綱に滅ぼされる霜月騒動がおこった。宝治合戦は、執権北条時頼が三浦泰村一族を滅ぼした合戦である。

B 室町時代の外交は、倭寇の活発化を背景に、元を北方に追いやった明、高麗に代わって建国された朝鮮との間で行われた日明貿易・日朝貿易が中心である。今回は扱わなかったが、15世紀前半には、琉球王国が建国され、東アジアと東南アジアとを結ぶ中

繼貿易の拠点として繁栄した。

問5 [18] ④

正しい組合せは④。空欄[W]には、南北朝合一が入る。南北朝合一(1392年)は、3代将軍足利義満の時代に、南朝の後龜山天皇が北朝の後小松天皇へ譲位する形で実現した。両統迭立は、鎌倉時代中期以降の持明院統と大覚寺統の対立に対して、幕府が解決策として両統が交代で皇位につくことを提案したものである。空欄[W]には、李成桂が入る。李成桂は倭寇の鎮圧で名声を高め、1392年に高麗を滅ぼして朝鮮を建国した。朱元璋は、1368年に元を駆逐して明を建国した人物である。

問6 [19] ①

正しい組合せは①。aは正しい。遣明船は、明から交付された勘合とよばれる証票を持参することが義務づけられた。bは誤っている。朝貢形式に反発して日明貿易を一時中断したのは、4代将軍足利義持である。日明貿易はその後、6代将軍足利義教によって再開された。cは正しい。応仁・文明の乱以降、幕府が衰えると、日明貿易の実権は堺商人と結んだ細川氏や博多商人と結んだ大内氏の手に移った。両者は激しく争って、1523年には寧波で衝突を引きおこし(寧波の乱)，この乱に勝利した大内氏が貿易を独占した。dは誤っている。日明貿易では、明から銅錢(明錢)・生糸・絹織物などが輸入され、日本からは銅・硫黄・刀剣などが輸出された。

◆日明貿易の推移

1401	足利義満の遣使(祖阿・肥富を派遣) →明皇帝は義満を「日本国王」に冊封
1404	日明貿易の開始 朝貢形式・勘合の使用
1411	足利義持が貿易を中止
1432	足利義教が貿易を再開
1467	応仁・文明の乱(～1477) →貿易の実権は守護大名へ 細川氏(堺商人)と大内氏(博多商人)
1523	寧波の乱(大内氏が細川氏に勝利) →以後、大内氏が貿易を独占
1551	大内氏滅亡 →日明貿易断絶

問7 [20] ④

正しいのは④。応仁・文明の乱により京都が荒廃すると、公家や僧侶のなかには、地方の大名の保護を求めて、京都をはなれるものもいた。地方の大名も中央文化への強いあこがれから、これを積極的に受け入れた。とくに日明貿易で繁栄していた大内氏

の城下町である山口には、多くの文化人が集まり、西の京といわれた。①は誤っている。足利義持ではなく、8代将軍足利義政の弟(義視)と子(義尚)の家督争いが、応仁・文明の乱の原因の一つであった。②も誤っている。乱勃発の背景に、細川勝元と山名持豊(宗全)との争いがあったが、それは幕府の実権をめぐる争いであり、管領の座をめぐる争いではない。管領は、三管領とよばれる細川・斯波・畠山の3家から任命された。山名氏は、侍所の所司に任じられる四職の一つである。③も誤っている。応仁・文明の乱では、足軽とよばれた傭兵が活躍したが、足軽はその名の通り、騎馬武者ではなく、軽装の歩兵であった。

#### 問8 [21] ③

誤っているのは③。朝鮮が倭寇の本拠地と考え対馬を襲撃した事件は、「刀伊の入寇」ではなく「応永の外寇」である。応永の外寇で日朝貿易は一時中断したが、16世紀初めまで活発に行われた。刀伊の入寇は、11世紀前半に、沿海州地方に住む刀伊とよばれる女真族が、九州北部に襲来した事件。大宰帥の藤原隆家の指揮のもと、九州の武士たちがこれを撃退した。①は正しい。日朝貿易は、日明貿易と違い、当初から幕府だけでなく、守護大名・商人なども参加して盛んに行われたので、朝鮮は対馬の宗氏を通じて通交の制度を定め貿易を統制した。②も正しい。朝鮮は、富山浦・乃而浦・塩浦の3港(三浦)を開き、日本使節の接待と貿易のための倭館をおいた。④も正しい。日朝貿易では、日本から銅・硫黄、琉球から入手した南海産物などが輸出され、朝鮮からは木綿や大蔵絹などが輸入された。とくに木綿は従来日本にはなかったもので、大量に輸入され、衣料など人々の生活様式に大きな影響を与えていった。

### 第4問 中世後期の「一揆」

#### 【出題のねらい】

「一揆」とは本来「揆を一にする」という意味で、同じ目的をもって団結し行動することを指し、室町時代には社会の各層で一揆が結ばれた。「一揆」の様相を追うことで、当該期の理解を深めたい。本問では、「一揆」を素材として当該期の社会を中心に、政治・文化などについても問うた。

#### 【設問別解説】

- A 土一揆・国一揆をとりあげ、農業生産力の向上を背景として成長してきた農民らによる自治的な組織である惣(惣村)についても確認した。

#### 問1 [22] ①

誤っているのは①。「結」は、田植えや屋根葺など一時に多くの労力を必要とする時に、親類や近隣で行う共同労働のことである。惣の結合の中心となつたのは、神社の祭礼を行う宮座とよばれる祭祀集団であった。②～④はすべて正しい。惣は、寄合での決定に従って、おとな・沙汰人などとよばれる村の指導者によって運営され(②)、惣庭(村庭)を定めて、村内の秩序を維持するため村民自らが警察権や裁判権を行使する自檢断(地下検断)もみられた(③)。また、領主へ納める年貢などを惣が請け負う百姓請(地下請)も行われた(④)。

#### 問2 [23] ②

正しい組合せは②。空欄[A]には、正長が入る。問題文中に「日本開白以来、土民蜂起はこれ初めなり。」という史料が引用されているので、最初の大規模な土一揆として知られる正長の土一揆(1428年)を想定できる。播磨の土一揆(1429年)は、前年の正長の土一揆の余波でおこったもので、守護赤松氏の家臣を国外へ追放するという政治的要求がかかげられていた。空欄[I]には、土倉が入る。室町時代の高利貸し業者としては、土倉と酒屋が考えられるが、選択肢には土倉しかないため、土倉が正解となる。馬借は、馬の背に荷物を載せて運搬した中世の運送業者である。

#### 問3 [24] ④

誤っているのは④。史料の読み取り問題は、史料を丁寧に読みながら、選択肢を検討していくことが大切である。史料の下から2行目以下に「定む徳政の事 右、一国平均の沙汰たるべきの旨、触れ仰せられおわんぬ。」とあり、徳政令が発布されたことがわかる。もちろん、嘉吉の土一揆に際し、室町幕府が初めて徳政令を発布したことは基本事項でもあるので、知識で正解することも可能である。①は正しい。嘉吉の土一揆は、嘉吉の乱によって6代將軍足利義教が殺害された混乱に乗じておこったもので、史料の4行目にも「今土民等、代始にこの沙汰先例と称す」と記されている。②も正しい。史料2行目に「江州(近江国)より起こる」とあり、3行目には「法性寺(現京都市東山区に所在した寺院)辺この事有りて火災に及ぶ」とあることから、嘉吉の土一揆は、近江国から周辺に広がったことが読み取れる。③も正しい。史料の3行目に「侍所多勢をもつて防戦する」と記されている。

#### 問4 [25] ②

正しい組合せは②。Xは正しい。南山城では、応仁・文明の乱後も畠山氏両軍の抗争が続き、南山城の地は荒廃した。このため、国人らが一揆を結ん

で、畠山氏両軍の退去などを求めて蜂起した。これが山城の国一揆(1485～93)である。Yは誤っている。確かに、国人らの一揆は、畠山氏両軍を退去させることに成功し8年間にわたって自治的支配を実現したが、「祇園祭を再興した」という事実はない。応仁・文明の乱で途絶えていた祇園祭を再興したのは、京都の富裕な商工業者である町衆であった。以下に、中世のおもな一揆についてまとめておいたので、参照してほしい。

#### ◆中世のおもな一揆

正長の土一揆(1428)

最初の大規模な土一揆

私徳政の実施

播磨の土一揆(1429)

守護赤松氏の家臣の国外退去を要求

嘉吉の土一揆(1441)

嘉吉の乱直後に発生

「代始め」の徳政を要求

→ 幕府は初めて徳政令を発布

—————《応仁・文明の乱》—————

山城の国一揆(1485～93)

畠山氏両軍を退去させることに成功

国人らによる8年間の自治支配

加賀の一向一揆(1488～1580)

一向宗徒らが守護富権政親を滅ぼす

約1世紀にわたって加賀国を自治支配

織田信長が平定

法華一揆(1532～36)

京都町衆の日蓮宗徒による一揆

山科本願寺を焼き打ち

延暦寺と衝突(1536 天文法華の乱)→解体

B 室町時代の一揆のなかには、宗教的な結びつきを基盤とするものもあった。ここでは、一向一揆と法華一揆をとりあげ、戦国大名の分国支配などについても出題した。

#### 問5 [26] ③

正しい組合せは③。Xは誤っている。各地を遊行しながら踊念仏によって教えをひろめたのは、時宗の開祖一遍である。法然の弟子であった親鸞は、師の教えを徹底させ、罪深い人間こそが阿弥陀仏の救済の対象であるとする悪人正機説を唱え、その教えはおもに東国の武士や農民の間にひろまった。Yは正しい。日蓮は、延暦寺で学び、天台宗の根本經典である法華經が釈迦の正しい教えであるとして、題目(南無妙法蓮華經)を唱えることで救済されると説き、その教えはおもに関東の武士や商人の間に浸透

した。

#### 問6 [27] ①

正しい組合せは①。空欄□には、加賀が入る。北陸地方では、15世紀後半、蓮如が越前の吉崎道場を拠点に布教を行い浄土真宗(一向宗)の教えがひろまっていた。加賀では、一向宗門徒らが国人とともに一揆を結んで、守護の富権政親を滅ぼし、織田信長に制圧されるまでのおよそ100年間にわたって、一向一揆が国を支配し、「百姓の持ちたる国」といわれた。空欄□には、延暦寺が入る。法華一揆は1536年に延暦寺と衝突して壊滅し、京都の日蓮宗寺院はことごとく焼きはられた(天文法華の乱)。

#### 問7 [28] ③

正しい組合せは③。aは誤っている。戦国大名が行った検地は、家臣となった領主や寺社などに自己申告させるもので、これを指出検地といい、大名自らが検地役人を派遣して調査するものではなかった。bは正しい。戦国大名は、国人や地侍を家臣に取り立て、寄親とよばれる有力家臣のもとに寄子としてあずけて組織化した。これを寄親・寄子制という。cは正しい。領国支配の基本法となった分国法は、従来からの慣行を規定しているものが多いが、喧嘩兩成敗法のように、当事者同士による紛争解決という従来の慣例を否定し、大名の裁判権に委ねさせるような規定もあり、戦国大名の新しい権力としての性格を示している。dは誤っている。楽市令は、自由な商業活動を認めたものである。このように、戦国大名のなかには、城下町の経済活動をさかんにするため、楽市令を出したたり、流通の障害となる関所を撤廃し、宿駅や伝馬などの交通制度を整えるものもいた。

## 第5問 近世の政治・外交・経済

### 【出題のねらい】

江戸・長崎・大阪といった江戸時代の代表的な都市を素材に、それぞれの都市の特色を確認しながら、江戸時代について多角的に出題した。政治・外交・経済・文化史を分野別にばらばらに覚えるのではなく、各分野を関連づけて整理することが大切である。本問を通じて、もう一度学習方法を確認してほしい。

### 【設問別解説】

A 江戸城の建設を素材に、織豊政権期から文治政治が展開された18世紀初頭までを、政治史中心に出題した。

#### 問1 [29] ①

正しい組合せは①。空欄□には、豊臣秀吉に滅ぼされた小田原の大名とあるので、北条氏が入

る。小田原を本拠とした北条氏は、惣無事令違反の名目で、1590年に豊臣秀吉によって滅ぼされた。惣無事令とは、秀吉が停戦と領国の確定を自らにゆだねることを命じたものである。奥州の伊達氏は、小田原攻めに参陣し秀吉に服属した。空欄①には、関ヶ原の戦いが入る。関ヶ原の戦いは、秀吉の死後、石田三成らの西軍が、徳川家康ら東軍と戦って敗北した戦いで、天下分け目の戦いと称される。これに勝利し霸権を握った家康は、1603年に征夷大將軍に就任し、江戸幕府を開いた。大坂の役は、家康が1614年冬と1615年夏の2度にわたって大坂城を攻撃し、豊臣秀頼を自殺させて豊臣氏を滅ぼした戦いである。

問2 [30] ②

誤っているのは②。大名の領地は石高で把握され、大名は「領民の数を基準として」ではなく石高に応じて、一定数の兵馬を常備し、戦時には出陣した。①は正しい。大坂の役直後の1615年、幕府は一国一城令を出して大名の居城以外の城を破却させ、さらに武家諸法度を制定して、大名が守るべき規範を示すとともに、大名の新規築城や私的婚姻などを禁じた。③も正しい。3代将軍徳川家光によって、武家諸法度が改定され、参勤交代が義務づけられた結果、大名は幕府から与えられた江戸の屋敷に妻子をおき、原則として1年ごとに国元と江戸の間を往復することになった。④も正しい。幕府は、武家諸法度違反などに対し、改易(領地没収)・減封(領地削減)・転封(領地移動)などを行って、法度を遵守させた。

問3 [31] ④

正しい配列は④。年代順に解説する。Ⅰ3代将軍徳川家光の死後、由井正雪らの幕府転覆計画(慶安の変)が発覚すると、4代将軍家綱は、これまでの強圧的な武断政治を改め、大名の末期養子の禁を緩和して牢人の増加を防ぐなど、制度や法令を尊重する文治政治へと転換した。Ⅲ文治政治を進めるうえで、幕府は上下の秩序や礼節を重んじる朱子学を重視した。5代将軍綱吉は、江戸の湯島に聖堂を建て(湯島聖堂)、そこに林家の家塾を移し、林羅山の孫林鳳岡(信篤)を大学頭に任命した。Ⅰ綱吉の死後、6代将軍家宣・7代将軍家継のもとで、朱子学者の新井白石が幕政を主導し、儒教理念に基づく政治である正徳の治を推進した。白石は、将軍の権威を高めるため、家継と皇女との婚約をまとめたり、閑院宮家を創設したりして、朝廷との融和をはかった。以上より、Ⅱ-Ⅲ-Ⅰとなる。

B 鎖国体制下で西洋に対する唯一の開港地となった

長崎をとりあげ、江戸幕府の職制や鎖国体制下での対外関係を確認した。鎖国といつても、国を閉ざしていたのではなく、幕府直轄の長崎でオランダ・中国と交易し、対馬藩を介して朝鮮、薩摩藩を介して琉球、松前藩を介してアイヌとそれぞれ関係をもっていたことに注意してほしい。

問4 [32] ①

正しい組合せは①。aは正しい。江戸幕府の職制は当初、将軍や大御所が有能な家臣にその時々の諸課題を担当させていたが、3代将軍家光のころに、職名や職務内容が定まり、職制が整備された。bは誤っている。江戸幕府の要職は、譜代大名・旗本から任命された。老中は譜代大名から4~5名が任命され、月ごとに当番を決めて政務にあたった(月番制)。cは正しい。若年寄は老中を補佐するとともに、目付を配下におき、旗本・御家人の支配にあつた。dは誤っている。寺社を統轄する寺社奉行、江戸の市政を担当する町奉行、幕領の行政と財政をつかさどる勘定奉行を三奉行と総称した。遠国奉行は三奉行には含まれない。遠国奉行は、江戸以外の幕府の重要直轄地に置かれた奉行の総称である。ちなみに、寺社奉行のみが将軍直属で譜代大名から任命され、町奉行・勘定奉行は老中の支配下で旗本から選任された。教科書などで江戸幕府の職制図をもう一度確認しておこう。

問5 [33] ③

誤っているのは③。琉球王国は、1609年に薩摩藩の島津氏によって征服された。琉球は、琉球国王の代替わりごとに就任を感謝する謝恩使、徳川將軍の代替わりごとに祝賀する慶賀使を幕府に派遣したが、他方で中国への朝貢貿易の継続を許されたため、日本と中国の双方に服属することになった。①は正しい。オランダは来航のたびに、オランダ商館長がオランダ風説書を幕府に提出した。幕府はこれによって海外情報を知ることができた。②も正しい。1607年に幕府の要請にこたえて朝鮮使節が来日し、以後、將軍の代替わりなどに通信使が来日した。1609年には、対馬の宗氏と朝鮮との間に己酉約条が結ばれ、両国の関係の基本となった。④も正しい。15世紀以降、蝦夷地南部に勢力を有した蝦夷崎氏が近世に松前氏と改称し、徳川家康からアイヌとの交易独占権を認められた。

### ◆鎖国体制下の対外関係

オランダ…長崎出島で交易  
商館長はオランダ風説書を提出  
中 国……長崎の唐人屋敷で交易  
朝 鮮……対馬藩宗氏が貿易を独占  
通信使が来日  
琉 球……薩摩藩島津氏が支配  
謝恩使・慶賀使を幕府に派遣  
中国への朝貢も継続→日中両属  
蝦夷地……松前藩がアイヌとの交易を独占

C 商業・経済の中心都市であった大坂をとりあげ、元禄文化・交通の発達・天保の改革など多角的に出題した。

問6 [34] ④

正しいのは④。図版は、尾形光琳の代表作「紅白梅図屏風」である。光琳は、俵屋宗達の画法を取り入れて、装飾性に富む琳派とよばれる画風を確立した。その他の代表作に「燕子花図屏風」などがある。①は、元禄文化期の菱川師宣「見返り美人図」。②は、桃山文化期の狩野永徳「唐獅子図屏風」。③は、東山文化期の雪舟「秋冬山水図」。

問7 [35] ③

誤っているのは③。幕府の命をうけて、西廻り航路や東廻り航路を整備したのは、河村瑞賢である。角倉了以は、朱印船貿易に従事するとともに、天竜

川・高瀬川などの水路開発にも貢献した江戸初期の京都の豪商である。西廻り航路や東廻り航路は、地図でしっかりと確認しておいてほしい。①は正しい。五街道は、江戸日本橋を起点とする重要な幹線道路で、幕府が直轄し、道中奉行が管理にあたった。②も正しい。幕府は、治安維持を目的に、主要な街道に関所を設置した。関所では、江戸への武器流入や江戸に住まわせた大名の妻の脱出などを防止するため、「入鉄砲に出女」が厳しく取り締まられた。④も正しい。大坂・江戸間の南海路には、菱垣廻船・樽廻船が定期的に運行され、大坂から綿・油・酒など多くの生活必需物資が江戸に運ばれた。

問8 [36] ②

誤っているのは②。関東取締出役の設置は、文化・文政時代を中心におこなわれた11代將軍徳川家斉の時代の政策の一つで、天保の改革とは関係がない。①は正しい。天保の改革を主導した老中水野忠邦は、華美な風俗や歌舞伎をはじめとする娯楽を取締り、人情本作家の為永春水や合巻作家の柳亭種彦らも処罰した。③も正しい。忠邦は、江戸に流入した貧民の帰郷を強制する人返しの法を発し、天保の飢饉で荒廃した農村の再建をはかった。④も正しい。忠邦は、幕権強化などを目的に上知令を発し、江戸・大坂周辺を幕府直轄地に編入しようとしたが、大名や旗本らの反対によって失敗した。これが原因で忠邦は失脚し、幕府の権威も失墜した。

### ●写真提供・協力

宮内庁三の丸尚蔵館／

東京国立博物館 Image:TNM Image Archives 「秋冬山水図 秋景図」(雪舟),「見返り美人図」(菱川師宣)／MOA 美術館

## 地理 B

### 【解答・採点基準】 (100点満点)

問題番号	設問	解 番 答 号	正解	配点	自己採点
第1問	問 1	1	④	3	
	問 2	2	③	3	
	問 3	3	④	3	
	問 4	4	①	3	
	問 5	5	②	2	
	問 6	6	⑧	3	
第1問 自己採点小計			(17)		
第2問	問 1	7	③	2	
	問 2	8	④	3	
	問 3	9	④	3	
	問 4	10	①	3	
	問 5	11	③	3	
	問 6	12	③	3	
第2問 自己採点小計			(17)		
第3問	問 1	13	④	3	
	問 2	14	③	3	
	問 3	15	①	3	
	問 4	16	②	2	
	問 5	17	④	3	
	問 6	18	①	3	
第3問 自己採点小計			(17)		
第4問	問 1	19	③	2	
	問 2	20	③	3	
	問 3	21	④	3	
	問 4	22	①	3	
	問 5	23	④	3	
	問 6	24	①	3	
第4問 自己採点小計			(17)		
第5問	問 1	25	②	3	
	問 2	26	③	3	
	問 3	27	②	2	
	問 4	28	①	3	
	問 5	29	①	2	
	問 6	30	④	3	
第5問 自己採点小計			(16)		

問題番号	設問	解 番 答 号	正解	配点	自己採点
第6問	問 1	31	②	3	
	問 2	32	①	3	
	問 3	33	②	3	
	問 4	34	④	2	
	問 5	35	②	2	
	問 6	36	④	3	
第6問 自己採点小計			(16)		
自己採点合計			(100)		

### 【解説】

#### 第1問 世界の地形

##### 【出題のねらい】

プレート境界、大地形、火山の分布、河川の侵食速度、氷河地形、海岸地形について問うた。プレート境界の種類や大地形は頻出なので、地図で分布を確認しておこう。氷河地形や海岸地形などの各種小地形については、成因からの理解が重要であり、地形図も出題されるので、読図できるようにしておこう。なお、使用した地形図は、国土交通省国土地理院発行2万5千分の1地形図「羽根」、「旭」、「相賀浦」である。

##### 【設問別解説】

###### 問1 1 ④

地殻とマントル上部の岩石圈をプレートといい、マントル対流によって移動しているため、三種類の境界がみられる。マントル物質が上昇し、プレートが押し上げられて引き裂かれるところが広がる境界で、プレートが新しく生まれるところでもある。大部分は海底にあり、長大な海底山脈である海嶺を形成しているが、アフリカ大地溝帯では陸上に現れている。図1中のBは大西洋中央海嶺の一部、Cはインド洋中央海嶺の一部で、④B・Cが正解である。広がる境界で互いに離れていたプレートが衝突し、沈み込むところがせばまる境界で、海洋プレートが沈み込むところには海溝が形成され、並行して弧状列島や山脈がみられる。大陸プレート同士がぶつかると、ヒマラヤ山脈のような山脈が形成される。図1中ではAとDが該当し、Aのペルー・チリ海溝にはアンデス山脈が、Dのマリアナ海溝(世界最深のチャレンジャー海淵-10920mがある)にはマリアナ諸島が並行している。プレート同士がすれ違うずれる境界では、横ずれ断層が形成され、カリフォルニア付近のサンアンドレアス断層が例として有名である。

問2 [2] ⑧

大地形は、造山運動を受けた時期によって三つに分類される。先カンブリア時代に造山運動を受けた安定陸塊は、楯状地と卓状地に区分され、広大な平野や高原がみられる。古生代に造山運動を受けた古期造山帯は、その後の侵食によってなだらかな老年期山地となっているところが多い。中生代末から新生代にかけて造山運動を受けた新期造山帯は、現在も隆起を続けており、高峻な山脈となっている。アルプス・ヒマラヤ造山帯と環太平洋造山帯に分かれ、ウのイラン高原はアルプス・ヒマラヤ造山帯に位置するため、⑧が誤りである。古期造山帯に位置する①アのアパラチア山脈やロシアのウラル山脈、オーストラリアのグレートディヴィアイディング山脈は、いずれもなだらかで、最高峰は2000 m前後である。一方、④エのテンシャン山脈は古期造山帯に位置するが、インド・オーストラリアプレートとユーラシアプレートの衝突によるヒマラヤ・チベット山塊の形成に伴って断層運動を受けて再隆起したため、最高峰の標高は7439 mに達している。②イはアルプス・ヒマラヤ造山帯に位置するアトラス山脈で、最高峰は4165 mである。

問3 [3] ④

火山はプレートの境界付近に多く、④Sのルソン島を含むフィリピン諸島は、フィリピン海溝に並行する弧状列島で、多くの活火山が分布する。①Pのグレートブリテン島は、大部分が古期造山帯に位置し、ペニン山脈などがみられるが、火山は分布していない。ヨーロッパで火山がみられるのは、シチリア島などの地中海周辺とアイスランド島である。②Qのマダガスカル島と③Rのセイロン島は、大陸移動の際にアフリカ大陸やインド半島から分かれた島で、ともに安定陸塊に位置し、火山はみられない。

問4 [4] ①

①誤り。流域面積が世界1～5位のアマゾン川、コンゴ川、ナイル川、ミシシッピ川、ラプラタ川は、いずれも侵食速度があまり大きくない。②正しい。北極海に注ぐ河川は、いずれも侵食速度が小さい。これは、流量が比較的少なく、流域の平均高度が低いからである。③正しい。コロラド川やティグリス・ユーフラテス川、インダス川など乾燥帯を流れる河川は、熱帯を流れるアマゾン川やコンゴ川より侵食速度が大きい。熱帯では森林に覆われて侵食が進みにくいが、乾燥帯では植生が少なく、降水量が少なくて侵食が進みやすいためである。④正しい。チベット高原に源をもつガンジス川、黄河は図中で最も侵食速度が大きく、長江やインダス川もそ

れに続いている。これは、チベット高原の標高が高く、河川勾配が大きいことに加え、ガンジス川流域では夏の季節風により大量の降水があること、黄河では中・上流域が乾燥帯で植生に乏しいことが原因である。

問5 [5] ②

①正しい。大陸氷河(氷床)は、現在は南極とグリーンランドにしかみられない。約7万年前から1万年前まで続いた最終氷期には、北半球のハドソン湾を中心とする北アメリカ北部やバルト海を中心とするヨーロッパ北部などにも大陸氷河が発達し、水が氷として陸上に蓄えられたため、海面は現在より120～130 m程度低下していた。②誤り。熱帯でも気温の低い高山には氷河が発達し、標高が5000 mを超えるアンデス山脈やアフリカのキリマンジャロ山などには氷河がみられる。③正しい。山岳氷河は、侵食によって尖峰のホルンや源流部の半円形の凹地であるカール、U字谷を形成する。モレーンは、氷河によって運搬された砂礫が末端などに堆積して形成される地形である。④正しい。最終氷期には、日本でも日高山脈や日本アルプス(飛騨・木曾・赤石山脈)で氷河が発達し、カールやモレーンなどがみられる。最近の研究では、飛騨山脈北西部の立山と剣岳のいくつかの雪渓が、現存する氷河と考えられている。

問6 [6] ⑧

海岸地形は、成因から沈水海岸と離水海岸に大別される。沈水海岸は、陸地の沈降や海面の上昇によって形成され、一般に海岸線は複雑になるが、沈水する地形によって海岸線は異なる。リアス海岸は、V字谷の沈水した溺れ谷の入り江が連続し、名称はスペイン北西部のリアスバハス海岸に由来する。フィヨルドは、氷河の融解後、U字谷に海水が進入して形成され、両岸は絶壁となり水深は大きく、奥行きも深い。名称は、ノルウェーで入り江をフィヨルドとよぶことに由来し、カナダ太平洋岸やチリ南部、ニュージーランド南島などにみられる。エスクチュアリー(三角江)は、大河の河口付近が沈水したラップ状の入り江で、ロンドンを流れるテムズ川やパリを流れるセーヌ川などヨーロッパ北西部に多くみられるほか、セントローレンス川やラプラタ川などもその例である。図3で海岸線が入り組んだZはリアス海岸で、図4ではキの志摩半島が該当するため、⑧が正解である。離水海岸は、陸地の隆起や海面の低下によって形成され、海底が陸上に現れるため海岸線は単調になりやすい。図3中ではXとYが該当し、Xは海岸に沿って急斜面があり、その上には平坦面が

あることから、階段状の海岸段丘と判定できる。図4では力の室戸岬が該当する。Yは遠浅の海底が隆起して形成された海岸平野で、クの九十九里浜が該当する。

## 第2問 ユーラシア大陸北部の自然と人々の生活

### 【出題のねらい】

ロシアを中心とするユーラシア大陸北部の地形、気候、住居、環境問題、土地利用、農牧業について問うた。ロシアとその周辺諸国は、苦手とする人の多い地域であるが、教科書には近隣諸国の一として記載されているので、基本事項からしっかりと学習しておこう。

### 【設問別解説】

#### 問1 [7] ③

①正しい。Aは、黒海とカスピ海の間に位置するカフカス山脈で、新期造山帯のアルプス・ヒマラヤ造山帯に位置し、最高峰は5642mに達する。ロシアとグルジア・アゼルバイジャンとの国境として利用されている。②正しい。Bは、古期造山帯に位置するウラル山脈(最高峰は1894m)で、全体に低くなだらかな山々が連なっている。東経60度付近に位置し、西側のヨーロッパと東側のアジア(シベリア)の境界となっている。③誤り。Cは中央シベリア高原で、安定陸塊に位置し、西側をエニセイ川が、東側をレナ川が流れている。BとCの間には、オビ川流域に広がる低湿な西シベリア低地が広がっている。④正しい。Dは、新期造山帯の環太平洋造山帯に位置するカムチャツカ半島で、活動的な火山が多く分布し、地震の発生も多い。

#### 問2 [8] ④

アル海の周辺の中央アジアには乾燥帯が広がっているので、図2中で最も降水量が少ない①はアンガバートである。緯度が低いため、気温が最も高いことから判定してもよい。モスクワの位置する東ヨーロッパ平原から中央シベリア高原付近にかけては亜寒帯湿潤気候(Df)が分布し、バイカル湖付近より東側の地域には亜寒帯冬季少雨気候(Dw)が分布している。冬季の気温は東シベリアのレナ川流域付近が最も低く、北半球の寒極とよばれる。よって、冬季の降水量が少ないDwの③と④がイルクーツクかウラジオストクで、冬季がより低温で年較差が大きい④が内陸のイルクーツク、③はウラジオストクである。②は年中湿潤なDfのモスクワである。

#### 問3 [9] ④

写真1は、高床式住居を撮影したものである。図

1中のG地点を含むシベリア東部は、冬季寒冷なため、永久凍土がバイカル湖の南側まで分布している。夏季に地表付近は融けるので、森林が分布しているが、建物から出る熱で凍土が融解すると、建物が沈降したり傾いたりする。このため、写真のように高床式にしたり、建物と地面との間に断熱材をはさんだりして、凍土の融解を防いでいる。よって、④が正解である。高床式住居は、一般的には湿潤な熱帯に多くみられ、風通しをよくし、害獣の進入を防ぐために造られる(②)。①シベリアの北極海に注ぐ河川の流域では、低緯度の上流域から融雪が進み、凍ったままの下流域に流れ込むため、春には増水し洪水が発生する。③シベリアは冬季寒冷ではあるが、高気圧に覆われ降雪は少ないので、北陸地方のような豪雪はみられない。

#### 問4 [10] ①

世界最大の面積をもつカスピ海の西側には古くから開発されたバクー油田があり、周囲や湖底には油田が多いため、水質汚染が進んでいる(イ)。中央アジアの乾燥帯に位置するアラル海では、ソ連時代から、流入するアムダリア川とシルダリア川から灌漑用水を取水して綿花栽培が行われ、アラル海とカスピ海を結ぶカラクーム運河も建設された(途中で建設中止)。このため、アラル海に流入する水量が減少し、アラル海は面積が縮小した(ア)。世界最深のバイカル湖は、世界一の透明度を誇っていたが、周辺での工業化に伴う排水の流入によって水質の悪化が進んでいる(ウ)。

#### 問5 [11] ③

4か国のうち、モンゴルは乾燥帯に位置しているため、牧場・牧草地の割合の高い①と判定できる。羊や馬の遊牧が盛んである。フィンランドは、隣国のスウェーデンとともにヨーロッパでは森林の割合が高いことから、②が該当する。冷涼で土地もやせているため耕地の割合は低い。ウクライナは、国土が低平で、北部の亜寒帯湿潤気候地域では混合農業が行われている。南部の黒海沿岸はステップ気候で、腐植層の厚い肥沃な黒色土のチエルノーゼムが分布し、小麦などの栽培が盛んである。このため耕地の割合が高いので、④が該当する。ロシアは③で、南部では耕地がみられるが、東部のシベリアは森林に覆われている。しかし、寒冷な北極海沿岸にはツンドラが広がるため、森林面積は世界一だが、その割合はフィンランドほど高くない。

#### 問6 [12] ③

小麦は、ウクライナからカザフスタンにかけて広がる肥沃な黒土地帯が生産の中心なので、ここに

国土が含まれるロシア、ウクライナ、カザフスタンが上位のYが該当する。この3か国では近年生産や輸出が増加し、世界順位は、生産(2009年)がロシア3位、ウクライナ10位、カザフスタン12位、輸出(2008年)がロシア4位、ウクライナ7位、カザフスタン9位である。綿花は、中央アジアでの灌漑農業による生産が多く、ウズベキスタンの生産(2009年)は世界5位、輸出(2008年)は世界4位である。よって、ウズベキスタンが1位で、中央アジア諸国が上位を占めるXが該当する。羊は乾燥した草原での飼育が多いことから、中央アジアで面積の広いカザフスタンとトルクメニスタンが含まれるZが該当する。

### 第3問 世界のエネルギー・鉱産資源

#### 【出題のねらい】

エネルギー資源、電力、各種鉱産資源について幅広く出題した。エネルギーについては国による供給構成の違い、鉱産資源については産地の分布も重要なことで、統計と分布図をしっかりみて、知識を定着させておこう。

#### 【設問別解説】

##### 問1 [13] ④

エネルギーは、天然の資源をそのまま利用する一次エネルギー(石炭、原油、天然ガス、薪、水力、風力など)と、それらを加工・変形した二次エネルギー(電力、液化天然ガス、木炭など)に分けられる。一次エネルギーの1人当たり供給は、エネルギー多消費型の先進国で多く、発展途上国では少ないので、①、②はアメリカ合衆国かロシア、③、④は中国かブラジルである。ロシアは、問2の表1からもわかるように、化石燃料の輸出が非常に多いので、自給率の高い②である。1991年のソ連崩壊後は経済が後退し、1人当たり供給も減少したが、今世紀に入り、エネルギー資源の輸出増加と価格高騰によって経済は好転し、1人当たり供給もやや増加している。アメリカ合衆国は①で、1人当たり供給

は、カナダとともに世界トップクラスであるが、原油、天然ガスの世界一の輸入国で、エネルギーは自給できていない。中国は、近年、急速な工業化により経済成長が著しく、1人当たり供給も急増しているが、一方で自給率は低下しているので④が該当する。特に今世紀に入ってから1人当たり供給の増加が著しいことが図1から読み取れる。ブラジルは③で、ロシア、インド、中国とともにBRICsとよばれ、近年、成長が続いている、1人当たり供給も増加している。ブラジルはほぼ全土が安定陸塊で、石炭(古期造山帯に多い)の産出は少なく、原油も産出しなかったため、原油の輸入が多く、水力開発によって発電に占める水力の割合も高い。しかし、1990年代からリオデジャネイロ沖の海底油田の開発が進み、現在は原油の自給が可能になったため、一次エネルギー自給率も上昇している。

##### 問2 [14] ③

Aは、オーストラリアから石炭と判定する。下の表①からもわかるように、オーストラリアは、化石燃料の中では石炭だけが生産上位国に入っている(ただし、ウランの生産はカナダ、カザフスタンに次ぐ世界3位)、古期造山帯に属する東部のグレートディヴィアイディング山脈に炭田が多い。人口が少なく国内需要が少ないため、輸出が多くなっている。輸出2位のインドネシアと3位のロシアは、生産ではそれぞれ6位と7位に入っている。インドネシアは新期造山帯に属しているため高品質の石炭は少ないが、近年石炭生産が急増し、日本では発電用の燃料炭の最大の輸入先となっている。なお、石炭生産世界一の中国は、世界生産の約1/2を占めるが、経済成長による需要増加で、2009年には石炭の純輸入国となった。Bは、サウジアラビアから原油と判定する。原油生産上位5か国のうち、アメリカ合衆国は輸入1位、中国は輸入3位で、輸出上位国はこれらを除いた国になる。Cはロシアから天然ガスと判定する。ロシアからはヨーロッパ各国に向けて原油とガスのパイプラインが建設されており、ヨーロ

表① 石炭・原油・天然ガス・ウランの生産上位国

(単位：%)

	石炭	原油	天然ガス	ウラン
1位	中国	52.4	ロシア	14.1
2位	アメリカ合衆国	9.7	サウジアラビア	11.5
3位	インド	9.2	アメリカ合衆国	7.6
4位	オーストラリア	5.4	中国	5.6
5位	南アフリカ共和国	4.7	イラン	5.1

統計年次は、石炭とウランが2008年、原油が2010年、天然ガスが2009年。

『世界国勢図会』により作成。

ツバ諸国にとってロシアは重要なエネルギー輸入先となっている。アメリカ合衆国は、原油とともに天然ガスも世界一の輸入国で、自給率は86.9%(2008年)であるが、これまで採掘が困難であった硬い頁岩(シェール)層に含まれるシェールガスとよばれる天然ガスの生産が増加したため、2009年には生産がロシアを上回って世界一となり、今後は輸出も増加すると予想されている。輸出3位のノルウェーは、北海で原油と天然ガスを産出するが、人口が488万人(2010年)と少ないため、原油輸出でも7位に入っている。

問3 [15] ①

発電エネルギー源別割合(2008年)は、世界全体では火力が68.8%，水力が16.2%，原子力が13.5%で、火力中心となっているが、図2のように、水力や原子力が中心の国もある。水力中心の①はカナダ(水力58.7%)で、他に水力中心の国としてはブラジル(79.8%)、ノルウェー(98.5%)がある。原子力中心の②はフランス(原子力76.4%)である。原子力発電は、1970年代の石油危機以降、代替エネルギーとしてエネルギー自給率の低い国を中心に広まり、④の韓国では33.8%，日本でも23.9%を占める。地熱・新エネルギーの割合が高い③はスペインである。地中海性気候地域の広いスペインでは、太陽光発電の導入が進み、設備容量は2009年にはドイツに次ぐ世界2位となっている(日本が3位)。また、風力発電設備容量(2010年)では、中国、アメリカ合衆国、ドイツに次ぐ4位に入っている。なお、北海に突き出た半島と島からなり風力を利用しやすいデンマークでは、風力発電が発電量の19%(2008年)を占めている。

問4 [16] ②

①正しい。インドなど発展途上国では、木材の大部分は薪炭として燃料用に使用される。また、家畜の糞尿から得られるメタンガスも利用されている。インドでは、このような「可燃性再生可能エネルギーおよび廃棄物」が、一次エネルギー供給の26.3%を占め、石炭(42.1%)に次いで多い。②誤り。太陽光発電は、太陽電池パネルなど設備費用が高いため発展途上国ではほとんど普及していない。エジプトは原油と天然ガスの生産が多く、発電量の88.1%が火力で、ナイル川にアスワンハイダムが建設されているため、水力も11.2%ある。③正しい。地熱発電は、火山や温泉などが多い新期造山帯を中心に行われ、ニュージーランドでは、火山の分布する北島で盛んである(総発電量の9.6%)。④正しい。ブラジルでは、石油危機に際してガソリン価格が高騰した

ため、サトウキビから造るバイオエタノールを混合して利用するようになった。地球温暖化に対して、バイオ燃料は二酸化炭素を排出しないとみなされたため、近年は各地でバイオ燃料が生産されるようになった。液体バイオ燃料は、トウモロコシを原料とするアメリカ合衆国が世界一の生産国で、ブラジルは2位である(以上、統計は2008年)。一方で、バイオ燃料用への利用が増えた農産物は価格が上昇し、食料問題にも影響している。

問5 [17] ④

①はLのアメリカ合衆国である。鉄山はスペリオル湖の西にあるメサビなど五大湖周辺に多く、ア巴拉チア炭田と結びついて、付近は鉄鋼業の中心となった。鉄山開発が古く、近年は鉄鉱石の生産が減少するとともに、鉄鋼生産も減少傾向にあるため輸入も減少している。②は「世界一の輸入国」からJの中国である。フーション炭田と結びついたアンシャン鉄山など東部に鉄山が多く、鉄鉱石生産は世界一であるが(2009年は、中国、オーストラリア、ブラジル、インド、ロシアの順)、粗鋼生産が世界全体の44.3%(2010年)を占めることからわかるように、鉄鉱石輸入も日本を抜いて世界一となっている。③は「世界一の輸出国」からKのオーストラリアである。北西部のピルバラ地区にはマウントホエールバックなどの鉄山が集中し、鉄道で港まで運ばれ、中国や日本、韓国などへ輸出されている。④はMのブラジルである。鉄山は、南東部のイタビラやアマゾン盆地のカラジャスなど東部に多く、輸出もオーストラリアに次ぐ2位である。一方、国内の鉄鋼業でも利用され、粗鋼生産は世界9位である。

問6 [18] ①

表2の鉱産資源は、①がボーキサイト、②がスズ鉱、③が銅鉱、④がニッケル鉱である。ボーキサイトは、熱帯のラトソルが表層に残った鉄やアルミニウムの酸化物により赤色を呈することからわかるように、赤色土の分布する熱帯・亜熱帯に多く埋蔵されている。生産1位は北部で生産の多いオーストラリアであるが、判定の鍵となる国は5位のギニアで、6位のジャマイカも覚えておくと、分布図でも判定しやすい。スズ鉱は、かつてはマレーシアやインドネシア、タイなどマレー半島周辺地域での生産が多かったが、現在は南アメリカでの生産が増加し、判定にはボリビアがヒントとなる。ただし、分布図では、マレー半島周辺に鉱山が集中しているので注意しよう。銅鉱は新期造山帯に多く埋蔵され、分布図ではアンデス山脈とロッキー山脈に鉱山が集中している。生産1位のチリは必ず覚えよう。④は

ニッケル鉱で、5位に入っているニューカレドニア（フランス領でオーストラリアの東に位置する）がポイントである。

以下の文章は、軽金属の代表であるアルミニウムの説明で、アルミサッシや航空機の機体などさまざまな分野で使用されている。原料はボーキサイト（①）で、精錬の際には大量の電力を必要とするため、安価な電力が得られることがアルミニウム工業の立地には必須である。アルミニウムの生産上位国（2009年）は、中国、ロシア、カナダ、オーストラリア、アメリカ合衆国、ブラジル、インド、ノルウェーであるが、カナダとノルウェーは、水力が発電の中心で、原料を産出しないが生産が多い。日本では、石油危機後、電力費が高騰して競争力を失い、現在、生産はほとんど行われていない。

#### 第4問 世界の結びつき

##### 【出題のねらい】

交通、貿易、観光、援助、通信、国家群について出題した。学習が疎かになりやすい分野であるが、国による違いがかなり明瞭な統計も多いので、データをしっかり確認して思いこみによる間違いをしないようにしてほしい。

##### 【設問別解説】

###### 問1 [19] ③

①正しい。日本の新幹線のような高速鉄道は、韓国や中国、台湾でも運行されている。ヨーロッパでもフランスのTGVやドイツのICEなど数か国で運行されている。②正しい。アフリカで、熱帯雨林や砂漠などが広がり、道路や鉄道が未整備の地域では、航空交通が長距離旅客輸送を担っている。③誤り。アメリカ合衆国のような国土の広い国では、貨物輸送は、自動車よりも安価に重量物を長距離輸送できる鉄道が中心となっている。ただし、アメリカ合衆国での旅客輸送は自動車が中心で、鉄道の利用は極めて少ない。④正しい。ヨーロッパ中部では、平野が広がって河川の勾配が緩やかであり、西岸海

洋性気候で年中平均した降水がみられるため河川流量の変化も少なく、内陸水運が発達してきた。ライン川やドナウ川などの国際河川やセーヌ川、ローヌ川などの可航河川は運河で結ばれ、水運は、内陸の工業地域の物資輸送に貢献してきた。

###### 問2 [20] ③

一般に、付加価値の高い工業製品を輸出する先進国では、1人当たり輸出額が多くなるので、それが最も少ない④は発展途上国の中華人民共和国である。世界の工場とよばれるほど工業生産が盛んであり、輸出額に占める工業製品の割合は非常に高い。①～③は先進国であるが、①と②は、1人当たり輸出額が多く、輸出依存度も高い。ヨーロッパでは、EU・EFTA加盟国間などで関税が撤廃されているため、域内貿易が盛んで、経済力に比べて輸出額の大きい国が多い。特に、中継貿易の伝統を持つ小国オランダやベルギーでは輸出依存度が高いので、①がオランダである。②はノルウェーで、輸出1位は原油、2位は天然ガスなので、工業製品の割合は小さい。③は日本で、工業製品の割合は高いが、人口が多く国内需要も多いため、輸出依存度は低く、1人当たり輸出額も少ない。アメリカ合衆国も日本と同様で、輸出依存度は7.5%と低く、1人当たり輸出額も3,434ドルと少ない。一方、韓国では、それぞれ43.4%と7,539ドルで、輸出指向が強い。

###### 問3 [21] ④

ヨーロッパは緯度が高く、冷涼なため、下の表②からわかるように、夏には温暖で好天に恵まれる地中海周辺への観光客が多い。よって、外国人旅行者受入数の多いBとCがスペインかフランスで、Aがドイツである。ドイツは、ロシアを除くヨーロッパで人口が最も多く、経済水準も高いため、海外旅行者数と国際旅行支出は世界一である（ヨーロッパでは多くの国が国境を接し、移動が容易なため海外旅行者数が多い）。Bは、Cより海外旅行者数が多く、国際旅行支出も多いことから、スペインより人口が多く、経済水準も高いフランスと判定できる。フラン

表②

	海外旅行者数 (万人)	外国人旅行者受入数 (万人)	国際旅行収入 (億ドル)	国際旅行支出 (億ドル)
1位	ドイツ	7,300	フランス	7,680
2位	イギリス	6,901	アメリカ	5,488
3位	アメリカ	6,368	スペイン	5,223
4位	ポーランド	5,024	中国	5,088
5位	中国	4,584	イタリア	4,324

統計年次は、海外旅行者数が2008年、その他は2009年。

『観光白書』により作成。

ンスは外国人旅行者受入数が世界一である。Cはスペインで、夏のバカンスでイギリスやドイツ、フランスなどから長期滞在の旅行者が流入するため、国際旅行収入はヨーロッパで最も多い。

問4 [22] ①

ODA(政府開発援助)は、OECD(経済協力開発機構)の下部機関であるDAC(開発援助委員会)を通じて、先進国から発展途上国へ供与される資金援助である。一般的に、ODAは、地理的に近いか、歴史的に関係の深い国・地域に対して供与額が多い。よって、日本が1位となっている①と②は、アジアのベトナムかオセアニアのフィジーで、ベトナムは、かつてフランスの植民地となっていたため、フランスが2位に入っている①が該当する。②はフィジーで、地理的に近いオーストラリアが2位、ニュージーランドが3位に入っている。③はフランスが1位で、3位までをヨーロッパ諸国が占めるため、ヨーロッパに近いアフリカで、フランスの植民地であったアルジェリアが該当する。④はエクアドルで、地理的に近いアメリカ合衆国に統いて旧宗主国スペインが2位に入っている。

問5 [23] ④

固定電話は、各戸に回線を引く必要があり、道路や上下水道などとともにインフラ整備の進んだ先進国で早くから普及したので、図2で1980年から契約数の多いJとLは、先進国のイギリスか日本で、日本は人口がイギリスの約2倍あるため、より契約数の多いJが該当し、Lはイギリスである。KとMは、1980年の契約数には差がないが、Mは1980年代から増加し、Kは遅れて1990年代に増加している。よって、より早く工業化が進み経済が発展した韓国がMで、Kはインドである。表3でも、Kは100人当たり固定電話契約数が極めて少ないとから、発展途上国のインドとわかる。あるいは、図2の固定電話契約数と表3の100人当たり固定電話契約数から人口が計算できるので、人口の多いインドをKと判定することもできる。移動電話(携帯電話)は、1990年代から先進国で普及はじめたが、有線通信の固定電話と異なり、無線通信であるため基地局を設置するだけで普及を進めることができる。このため、インフラ整備の遅れた発展途上国でも近年急速に普及しており、表3をみても、インドの100人当たり移動電話契約数は先進国に近づいている。図2で、2000年代に入って固定電話契約数が停滞あるいは減少しているのは、移動電話が普及したためであり、特にJの日本では、固定電話契約数の減少が著しい。

問6 [24] ①

輸出額と一次エネルギー供給量は、先進国で多いので、人口の割合だけが高いXは、発展途上国の国々を中心に構成されるASEAN(東南アジア諸国連合)である。人口は、インドネシアが約2.4億人、フィリピンとベトナムが約9千万人、タイが約7千万人である。Yは、輸出額の割合が特に高いことから、域内貿易の盛んなEU(ヨーロッパ連合)と判定する。ドイツは、GDP(国内総生産)がアメリカ合衆国の1/4弱しかないが、輸出依存度が高く、輸出額はアメリカ合衆国とほぼ同額である。ZはNAFTA(北米自由貿易協定)で、カナダとアメリカ合衆国の1人当たり一次エネルギー供給量が世界最高水準で、ヨーロッパ諸国の2倍程度もあるため、一次エネルギー供給量の割合が高くなっている。

## 第5問 東南・南アジア地誌

【出題のねらい】

東南アジア、南アジアの自然、産業、社会について出題した。近年経済発展が続いている地域であるが、経済格差は大きいので、発展の歴史を知るとともに、言語、宗教、旧宗主国との違いについても学習しておこう。

【設問別解説】

問1 [25] ②

東南・南アジアの北半球側では季節風(モンスーン)が卓越し、海洋から湿った南西季節風が吹く夏季は雨季、大陸から乾いた北東季節風が吹く冬季は乾季となる地域が多い。しかし、インド、パキスタン国境付近より西側では乾燥気候となっており、地図帳でインド・パキスタン国境付近に大インド砂漠があることを確認しておこう。よって、Aは少雨の④が該当する。また、Bは、季節風の影響で夏季に多雨、冬季に少雨となるので②が該当する。一方、赤道付近には年中高温多雨の熱帯雨林気候が分布するので、赤道付近のDは①が該当する。また、北半球と南半球では季節が反対になるため、赤道付近の熱帯雨林気候の両側に広がるサバナ気候などの雨季と乾季のある地域では、南北半球で雨季と乾季の時期が反対になる。よって、南半球に位置するCは、②と雨季と乾季の時期が反対の③が該当する。

問2 [26] ③

米は、年降水量1000mm以上の地域に適し、モンスーンアジアで世界の9割が生産されている。生産上位4か国は、中国、インド、インドネシア、バングラデシュで、モンスーンアジアの人口上位4か国に対応する。一方、小麦は米より降水量が少ない地

域で栽培され、インドは中国に次ぐ世界2位の生産国で、パキスタンは8位に入っている。トウモロコシは米よりやや気温の低い地域で栽培されるが、熱帯でも栽培され、生産ではインドネシアが5位、インドが6位に入るが、アジアでは米、小麦に比べると生産量は少ない。よって、国土の大部分がガンジスデルタに位置し、稲作が盛んなバングラデシュで割合の高いアが米で、乾燥気候地域が広いパキスタンで割合の高いイが小麦、全体に割合の低いウがトウモロコシである(以上、統計は2009年)。

### 問3 [27] ②

①は自動車工業からタイと判定する。チャオプラヤ川の河口付近に位置する首都バンコクの周辺には、日本企業を中心とする自動車関連工業が集積し、東南アジアのデトロイトとよばれている。日本企業の進出は、円高が進んだ1980年代後半から本格化し、タイの自動車生産台数は東南アジア最大である。②はアジアNIEsからシンガポールと判定する。小さな島国で資源の乏しいシンガポールでは、1970年代に外資を導入して急速に工業化を進めて経済成長を達成し、韓国、台湾、香港とともにアジアNIESとよばれるようになった。近年は付加価値の高い先端産業の導入を図り、1人当たりGNI(2009年)は37,542ドルで、日本(40,943ドル)とほぼ並んでいる(韓国は17,315ドル)。③はドイモイ政策や1995年のASEAN加盟からベトナムと判定する。ベトナム戦争後、南北ベトナムが統一され、社会主義国であるが、1986年のドイモイ(刷新)政策による市場経済の導入や、1995年のASEAN加盟によって、安価な労働力を求めて日本や韓国、シンガポールなどの企業が進出した。繊維工業に続いて機械工業も発達しているが、日本の衣類輸入先としては中国(82.2%)に次ぐ2位(4.5%)となっている(2010年)。④は国内資源を利用した鉄鋼業からインドと判定する。インドは、鉄鉱石生産世界4位(2009年)、石炭生産世界3位(2008年)で、鉄鋼業は第二次世界大戦前から発展し、2010年の粗鋼生産は世界5位であ

る。また、デカン高原などでは綿花栽培が行われ、綿工業も盛んである。独立後、インドでは国家主導の計画経済のもとで、軽工業品から自動車、航空機まで国内自給する工業化を進めたが、国際競争力がなく経済が停滞したため、1991年に新経済政策を導入し、経済の自由化を進めた。その後、外資の進出が増加し、南部のバンガロールではソフトウェア産業が集積し、インドのシリコンヴァレーとよばれるようになった。また、所得の上昇による購買力の増加で自動車生産も盛んになり、2010年には世界7位の生産国となっている。

### 問4 [28] ①

①と②には液化天然ガスと原油が含まれることから、これらの生産が多いインドネシアかマレーシ亞と考える。①は機械類が2位に入っているので、東南アジアではシンガポールに次いでタイとともに工業化が進んだマレーシ亞である。マレーシ亞には、日本の電気・電子関連企業が多く進出しており、電気機械や電子部品の輸出が多い。また、かつてマレーシ亞からは木材(原木)の輸入が多かったが、現在は加工された合板が輸入されている。下の表③でマレーシ亞の輸出2位に入っているパーム油(油ヤシから搾油)は、マレーシ亞からの輸入品の6位に入っている。②はインドネシアで、第3問でもみたように、石炭は世界2位の輸出国で、日本の輸入先としてもオーストラリアに次ぐ2位である。③は果実から、バナナ輸出世界3位(2008年)のフィリピンと判定する。④は魚介類からエビ養殖の盛んなタイと判定する。天然ゴムはタイ、インドネシアが世界1、2位の生産・輸出国で、インドネシアからの輸入品の6位にも入っている。日本は東南アジア諸国から農産物や鉱産資源のような一次産品の輸入が多いが、各国の輸出額に占める工業製品の割合は、フィリピン85.3%、タイ71.6%、マレーシ亞69.4%と5割を超えており(インドネシアは40.1%)。

### 問5 [29] ①

問題の文章は①シンガポールについて述べたもの

表③ 輸出上位品目

	マレーシ亞	インドネシア	フィリピン	タイ
1位	機械類	石炭	機械類	機械類
2位	パーム油	機械類	自動車	自動車
3位	液化天然ガス	パーム油	衣類	石油製品
4位	原油	原油	精密機械	魚介類
5位	石油製品	液化天然ガス	野菜・果実	プラスチック

統計年次は2009年。

『世界国勢図会』により作成。

である。イギリス領であったマレー半島は、1957年にマラヤ連邦として独立し、1963年にはシンガポールとボルネオ(カリマンタン)島のサバ、サラワクが加わってマレーシア連邦となった。しかし、主に商工業に従事し所得の高かった中国系、インド系住民に対して農業中心で所得の低かった先住のマレー系住民の地位を高めるために、マレー系住民を優遇する政策がとられ、マレー語が国語、イスラームが国教とされた。これに対して、中国系住民が7割以上を占めるシンガポールは反発し、1965年にマレーシア連邦から分離独立した。民族間の融和を図るために、公用語には英語、中国語、タミル語(インド南東部のドラヴィダ語族の言語)、マレー語の四つが指定された。④東ティモールは、旧ポルトガル領で、1974年のポルトガル撤退後、独立宣言をしたがインドネシアに併合され、その後の闘争を経て2002年に独立を果たした。

問6 [30] ④

①は、パキスタンやバングラデシュ、インドネシアなどが含まれることからイスラム教徒が多数を占める国である。イスラーム(イスラム教)は、アラビア半島で誕生し、北アフリカや中央アジアなどの乾燥地域を中心に広まったが、南アジアや東南アジアにも伝來した。イギリス領インドは、ヒンドゥー教のインド、イスラームのパキスタン(1971年に東パキスタンはバングラデシュとして分離独立)、仏教のスリランカに分かれて独立した。イスラームは、東南アジアでは、インドネシア(イスラム教徒数は世界一)、マレーシア、ブルネイで多数を占めている。②は、南アジアの大部分とミャンマー、マレーシアなどが含まれることから旧イギリス領の国である。インドシナ半島のベトナム、ラオス、カンボジアはフランス領で、英仏領に挟まれたタイは緩衝国として独立を保っていた。また、インドネシアはオランダ領で、フィリピンは1901年にスペイン領からアメリカ合衆国領に代わったことを覚えておこう。③と④は、東南アジアの国ばかりが含まれるが、③にはタイが含まれることから ASEAN 発足時の加盟国と判定する。ASEAN(東南アジア諸国連合)は、1967年に、当時の社会主义国に対抗する目的も持つて資本主義国で結成された。原加盟国は、タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、シンガポールの5か国で、1984年にはイギリスから独立したブルネイが加盟し、東西冷戦終結後の1995年には社会主義国としてベトナムが最初に加盟、その後、ラオス、ミャンマー、カンボジアが加盟して10か国で構成されている。④は、マレー半島と島嶼部

の国が含まれるのでオーストロネシア語族(南方の島々という意味)の言語が主に使用されている国である。マレー語、インドネシア語、フィリピン語などがあり、遠くポリネシアなどの太平洋の島々やアフリカの東に位置するマダガスカルでもオーストロネシア語族の言語が使用されている。他の語族として、タイなどインドシナ半島諸国では主にシナ・チベット語族の言語が使用され、インドなどの南アジアでは主にインド・ヨーロッパ語族の言語が使用されている。また、インドでは、南部でドラヴィダ語族の言語が使用されているので、地図帳などで確認しておこう。

## 第6問 アングロアメリカ地誌

### 【出題のねらい】

アングロアメリカの自然、産業、人口、民族などについて幅広く出題した。アングロアメリカは、アメリカ合衆国とカナダの2か国で構成されるが、アメリカ合衆国については州別統計も出題されるので、地図を利用した学習を通して、地域的特徴を把握してほしい。

### 【設問別解説】

問1 [31] ②

①は、乾燥地域を流れるところから、砂漠を貫流し、カリフォルニア湾に注ぐB(コロラド川)と判定できる。中流部の高原に刻まれた深い峡谷はグランドキャニオンとよばれ、1000 m を超える深さの絶壁に囲まれた峡谷が400 km 以上にわたって続く。②は、森林に覆われ林業の盛んな北西部のワシントン州やオレゴン州を流域にもつA(コロンビア川)で、これが正解である。アメリカ合衆国本土で活動的な火山がみられるのは北西部のカスケード山脈のみで、山脈の中部をコロンビア川が横断している。1980年の大規模な噴火で山頂が400 m 近く低下したことで知られるセントヘレンズ山は、コロンビア川下流域にある。中流部にはコロンビア盆地があり、小麦の生産が多い。③は、五大湖を水源とするD(セントローレンス川)で、エリー湖とオンタリオ湖の間には大規模なナイアガラ滝がある。勾配が緩やかで土砂運搬量が少ないため、河口には沈水によって形成されたラップ状の入り江であるエスチュアリー(三角江)がみられる。④は、北アメリカ大陸では最長で、最大の流域面積をもつC(ミシシッピ川)である。ミシシッピ川は広大な構造平野である中央平原を流れ、河口にはメキシコ湾につき出した鳥趾状三角州が発達している。

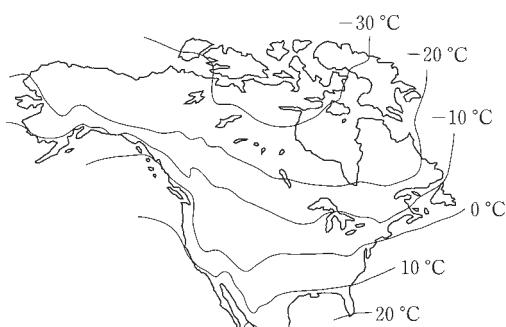
問2 [32] ①

大陸を構成する岩石と海洋を構成する水とでは比熱が異なり、暖まりやすく冷めやすい大陸は、海洋に比べ、夏は高温、冬は低温となる。したがって、同緯度で比較して沿岸部より内陸部が高温なら夏、低温ならば冬である。これを等温線でみると、大陸部で低緯度側に凸であれば冬、高緯度側に凸であれば夏であり、図2の月平均気温は、等温線が低緯度側に凸となっているので、1月と判定できる(図①参照)。

降水量は、雨季と乾季が明瞭な地域から判定し、北アメリカでは、アメリカ合衆国本土の西岸(太平洋岸)に注目する。この地域は、夏季は亜熱帯高圧帯の影響で乾季、冬季は亜寒帯低圧帯の影響で雨季となる地中海性気候(Cs)がみられる。図2の月降水量は、この地域で雨が多いことから1月と判定できる。7月は反対にこの地域が少雨となっていることが判定のポイントである。

### 問3 [33] ②

分布図の一部を枠で切り取って表示する図は、最近のセンター試験で出題されている。このような図の判定には、全体の分布パターンをしっかりと把握しておく必要がある。ここで取り上げた農業地域区分図は、教科書や地図帳に掲載されているものである。アには酪農が含まれ、酪農は、冷涼で氷河の侵食により土地がやせていて穀物栽培に適さない五大湖周辺でみられることから、Hが該当する。アの企業的穀物農業は、春小麦地帯にあたる。イにはプランテーション農業が含まれ、アングロアメリカでプランテーション農業がみられるのは、ミシシッピ川下流域の綿花地帯だけなので、Jと判定する。ウはIで、西から順に、グレートプレーンズの肉牛の放牧地帯(企業的牧畜)、冬小麦地帯(企業的穀物農業)、トウモロコシ地帯(混合農業)がみられる。



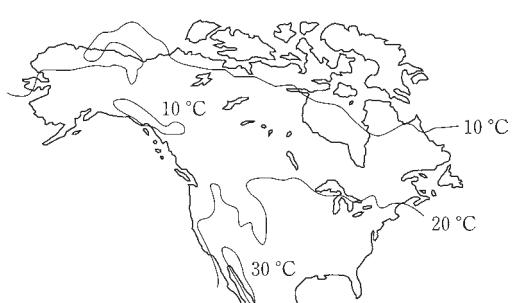
1月平均気温

### 問4 [34] ④

①正しい。カナダは、18世紀にイギリス・フランスの植民地争奪を経てイギリス領となり、1867年には自治領となった。完全独立は1926年であったが、独立後もイギリス連邦(旧イギリス領の国々で構成されている)の一員で、形式的にはイギリス国王を元首とする立憲君主国である(オーストラリアやニュージーランドも同様)。②正しい。かつてフランス領であったケベック州は、現在でもフランス系が人口の約80%を占めている。ケベック州では、カナダからの独立を問う州民投票が過去2回も行われた。このためカナダ政府は、全体では少数派であるフランス系の立場を尊重して英語とともにフランス語も公用語とし、北部のヌナブト準州では先住民のイヌイットの自治権を認めるなど、多文化主義を掲げている。③正しい。カナダはアメリカ合衆国、メキシコとNAFTA(北米自由貿易協定)を結成している。このためカナダの輸出の75%、輸入の51%は、アメリカ合衆国を相手先としている(2009年)。④誤り。カナダの人口最大都市はトロント(250万人)、第2位がモントリオール(162万人)で、ともに首都ではない。オタワ(人口81万人)は、フランス系住民とイギリス系住民との対立を避けるために、フランス系住民の多いケベック州とイギリス系住民の多いオンタリオ州との境界に置かれた首都である(人口は2006年)。

### 問5 [35] ②

アメリカ合衆国で製造品出荷額が特に多いのはテキサス州とカリフォルニア州で、①は化学が半分以上を占めることから、メキシコ湾岸油田を背景に石油化学工業が盛んなQ(テキサス州)と判定できる。②は、シリコンバレーを中心に電子機器など機械工業が立地するP(カリフォルニア州)である。農業



7月平均気温

図①

生産額が国内最大で、食品工業も発達している。製造品出荷額の3位と4位は、R(イリノイ州)とS(オハイオ州)であるが、その判定はやや難しい。③は、機械工業や金属工業の割合が高いことから、自動車工業の中心であるデトロイト(ミシガン州)に近く、鉄鋼業や自動車工業が発達してきたエリー湖の南側のSである。④は、食品工業の割合がやや高いことから、プレーリーのトウモロコシ地帯や小麦地帯などを後背地にもつRで、中心都市シカゴには国内最大の穀物・食肉取引所がある。

問6 [36] ④

アメリカ合衆国では、1970年代にエネルギー資源が豊富で賃金も安価な南部のサンベルト(北緯37度以南)で工業化が進み、一方、古くから鉄鋼業や自動車工業が発達し、工業の中心となっていた五大湖・メガロポリス周辺のスノーベルトは衰退はじめた。雇用の増えたサンベルトでは人口が流入して増加し、スノーベルトでは減少あるいは停滞したので、五大湖・メガロポリス付近が低位となっているZが人口増加率である。サンベルトに加えてロッキー山脈周辺の州でも人口増加率が高いのは、もともと人口が少ないところに、先端技術・情報産業、サービス産業の発達によって人口が流入したからである。また、サンベルトの中でもミシシッピ川の河口部のルイジアナ州やミシシッピ州の人口増加率が低い背景には、貧困に加え、2005年にニューオーリンズ付近を襲ったハリケーン(カトリーナ)による高潮

の被害の影響で復興が遅れていることがある。

年齢別人口構成は人口移動の影響を受け、若年層の流入が多く人口増加率の高い地域では、出生率も高いため65歳以上の人口割合は低く、若年層の流出が続く地域では高くなる傾向がみられる。したがって、スノーベルトで高く、サンベルトで低いXが65歳以上の人口割合である。ただし、サンベルトのフロリダ州は例外で、温暖な気候に恵まれ、老後を過ごすため退職した高齢者の流入が多いことから人口増加率が高く、65歳以上の人口割合は国内で最も高い。

ラテンアメリカ出身でスペイン語を母語とするヒスパニックは、メキシコからの流入が最も多いため、ヒスパニックの人口割合は、メキシコと国境を接する州がすべて高位になっているYが該当する。また、キューバなどカリブ海諸国からの流入も多いため、フロリダ州も高位となっている。北東部の一部(ニューヨーク州など)で高いのは、プエルトリコからの流入が多いためである。プエルトリコはかつてスペイン領であったためスペイン語を話す人が多いが、19世紀末にアメリカ合衆国領となってアメリカ合衆国本土への移住が自由となり、最大の都市であるニューヨークに職を求めて移住した人々が多く、ニューヨークにはプエルトリコ系住民の多い地区もみられる。

●写真提供

帝国書院

# 【公 民】

## ■ 現代社会 ■

### 【解答・採点基準】 (100点満点)

問題番号	設問	解番号	正解	配点	自己採点
第1問	問1	1	②	3	
	問2	2	③	3	
	問3	3	④	3	
	問4	4	①	3	
	問5	5	④	2	
	問6	6	①	3	
	問7	7	③	3	
	問8	8	④	2	
第1問 自己採点小計			(22)		
第2問	問1	9	④	3	
	問2	10	③	2	
	問3	11	⑥	3	
	問4	12	②	3	
	問5	13	④	3	
第2問 自己採点小計			(14)		
第3問	問1	14	①	3	
	問2	15	②	2	
	問3	16	①	3	
	問4	17	③	3	
	問5	18	④	2	
	問6	19	②	3	
	問7	20	④	3	
	問8	21	⑤	3	
第3問 自己採点小計			(22)		
第4問	問1	22	①	3	
	問2	23	②	2	
	問3	24	②	3	
	問4	25	③	3	
	問5	26	②	3	
第4問 自己採点小計			(14)		

問題番号	設問	解番号	正解	配点	自己採点
第5問	問1	27	④	3	
	問2	28	①	2	
	問3	29	④	3	
	問4	30	⑥	3	
	問5	31	③	3	
第5問 自己採点小計			(14)		
第6問	問1	32	③	3	
	問2	33	①	2	
	問3	34	④	3	
	問4	35	⑥	3	
	問5	36	⑤	3	
第6問 自己採点小計			(14)		
自己採点合計			(100)		

### 【解説】

#### 第1問 統治機構をめぐる諸問題

##### 【出題のねらい】

本問は、「国と地方の代表制の違い」に焦点をあてたリード文を素材として、地方自治、権力分立、国会や内閣、行政の民主化などについて出題した。この分野は、憲法の規定をしっかり押さえることに加え、現実の動向についても整理しておくことが大切である。

##### 【設問別解説】

###### 問1 1 ②

日本国憲法第96条1項は、憲法改正の承認には、憲法改正の国民投票において「その過半数の賛成を必要とする」と規定している。なお、国民投票法(2007年制定、2010年施行)では、この点につき、「その過半数」を、国民投票における有効投票総数の過半数と規定している。

①日本国憲法第96条は、「この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し」と規定している。したがって、「各議院の総議員の過半数の賛成」という記述は誤り。③国民投票法では、憲法改正の国民投票の投票資格は、満18歳以上の日本国民とされている(ただし、公職選挙法上の選挙権年齢や民法上の成年年齢など、必要な改正が行われるまでは、満20歳以上の国民と規定している)。したがって、「国籍にかかわりなく…投票資格を有する」という記述は誤り。④日

本国憲法第96条2項は、「憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一緒に成すものとして、直ちにこれを公布する」と規定している。したがって、「内閣総理大臣が国民の名でこれを公布する」という記述は誤り。

#### 問2 [2] ③

日本国憲法第54条2項は、「衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、**参議院の緊急集会**を求めることができる」と規定している。なお、緊急集会でとられた措置は、あくまで臨時のものであって、次の国会開会の後10日以内に、衆議院の同意を得なければ、その効力を失う(日本国憲法第54条3項)。

①国会の両議院には、予算・法務・農林水産など、専門分野ごとに組織される委員会がある。国会における議案の実質的審議は、通常、**本会議**ではなく委員会で行われる(委員会中心主義)。したがって、「法律案の実質的審議」は本会議で行われるとする記述は適当でない。②「予算」を法律案に置き換えると適当な記述となる(日本国憲法第59条2項)。予算に関する**衆議院の優越**について、日本国憲法第60条2項は、「参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて30日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする」と規定している。④歳費は、議員の職務に対する報酬であり、相当額とは「一般職の国家公務員の最高の給与額より少くない」(国会法第35条)額とされている(歳費特権)。ただし、財政などの状況に応じて、日本国憲法や国会法が定める条件を満たす範囲で減額されることはあり得る。したがって、「在任中の減額は禁止されている」とする説明は誤り。なお、裁判官は、憲法上、在任中の報酬の減額は禁止されている。

#### 問3 [3] ④

本問の各選択肢の記述内容自体はそれぞれ正しい。本問は設問文で示した条件に適合しているかどうかの判断力を問うものである。国会を構成する両議院には、それぞれ議院の内部組織や運営について、他の議院や他の機関から干渉を受けることなく、自主的に決定し運営していく権能(議院の自律権)が認められており、これに該当するものが正解となる。各議院がもつ院内秩序をみだす議員に対する懲罰権は、院内の秩序を維持し会議の円滑な運営

を図ることを目的とした権能であり、運営に関する議院の自律権の例である。なお、日本国憲法によれば、各議院には、運営に関する自律権として議員懲罰権や議院規則制定権などが認められている(日本国憲法第58条2項)。また、内部組織に関する議院の自律権には、議員の逮捕の許諾及び会期前に逮捕された議員の釈放要求請求権(同第50条)、議員の資格争訟の裁判権(同第55条)、役員選任権(同第58条1項)などがある。

①法律案は、地方特別法など一部の例外を除いて、国会以外の機関関与を必要とすることなく、両議院で可決したときに法律となる(日本国憲法第59条1項)という趣旨の記述は正しいが、これは国会の立法権についての記述であって、議院の自律権に関する記述ではない。②国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する**弾劾裁判所**を設けることができる(同第64条1項)という記述は正しいが、この記述も国会の司法監督権についての記述であって、議院の自律権に関する記述ではない。③日本国憲法第44条は、「両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって差別してはならない」と定めているが、この規定も議院の自律権に関するものではない。

#### 問4 [4] ①

**内閣総理大臣**は、**国務大臣**を任命し任意に罷免することができる(日本国憲法第68条1項・2項)。

②日本国憲法第68条1項は、「内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。但し、その過半数は、**国会議員**の中から選ばなければならない」と規定している。したがって、「国務大臣の過半数を国会議員以外の者から任命しなければならない」という記述は誤り。③日本国憲法が定める内閣が総辞職しなければならないケースは、次の(1)~(4)である。

- (1) 衆議院で**不信任決議案**が可決(あるいは**信任決議案**が否決)され、10日以内に衆議院を解散しないとき(日本国憲法第69条)
- (2) 内閣総理大臣が欠けたとき(同第70条)
- (3) 衆議院の**解散**に伴う総選挙後に、**特別国会**が召集されたとき(同第54条、第70条)
- (4) 衆議院の**任期満了**に伴う総選挙後に、**臨時国会**が召集されたとき(同第70条)

したがって、憲法上、閣議決定ができない場合に内閣が総辞職しなければならないという記述は誤り。なお、閣議は、慣行上、全会一致制を採用して

おり、國務大臣のうち一人でも反対すれば意思決定を行うことはできない。④日本国憲法第72条は、「内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出…する」と定め、さらに内閣法第5条は「内閣総理大臣は、内閣を代表して内閣提出の法律案…を国会に提出…する」と規定している。したがって、「内閣は国会に法律案を提出することができない」とする記述は誤り。実際に内閣提出法案の数が多いし、その成立率は高い。

問5 [5] ④

A：「人及び市民の権利宣言」が入る。1789年に出された人及び市民の権利宣言(フランス人権宣言)は、「権利の保障が確保されず、権力の分立が定められていないすべての社会は憲法をもつものではない」(第16条)と述べ、権力分立の原理を立憲政治に不可欠な要素としている。なお、世界人権宣言(1948年に国連総会で採択)は、すべての人及びすべての国が尊重しなければならない人権の共通基準を示したことで知られる文書である。

B：「モンテスキュー」が入る。フランスの啓蒙思想家モンテスキュー(1689～1755)は、主著『法の精神』でフランスの絶対王政を批判し、国家権力を立法権、行政権、司法権の三権に分ける権力分立論を説いた。アメリカの大統領制は、この三権分立論の影響を受けているとされる。なお、イギリスの政治学者ブライス(1838～1922)は、「地方自治は民主主義の最良の学校である」と述べ、身近な地域での自治を通じて、民主政治を運営していく能力や方法を身につけることができるとして、民主主義にとっての地方自治の大切さを説いたことで知られる人物である。

C：「全国人民代表大会」が入る。中国やかつてのソ連などの社会主義国に特徴的な政治体制である民主主義的権力集中制(民主集中制)とは、労働者階級を中心とする人民の代表が権力を掌握する体制を言う。中国では、憲法上、全国人民代表大会(全人代)が最高国家権力機関であり、そこに権力が集中している。なお、国务院とは、中国の最高行政機関である(その長は国务院総理)。

以上のことから、最も適当な組合せは④となる。

問6 [6] ①

パブリックコメント(意見公募手続)とは、行政機関が命令などを制定するにあたって原案を事前に公表し、国民・住民から意見や情報を募集する制度のこと、2005年の行政手続法の改正により、国の制度としても導入されたものである。地方自治体の中にも、政策形成に民意を反映させるため、パブリッ

クコメントの制度を導入し、広く地域住民から意見を集め、それを参考にして政策決定を行うところが少くない。

②地方自治法は、住民の地方自治への参加を保障するために各種の直接請求権を認めている。条例の制定・改廃の請求は、その地方自治体における有権者の50分の1以上の署名を集め、首長に対して行う。この場合、首長はこれを議会に付議し、結果を公表しなければならない。したがって、「監査委員」に対して請求するという記述も、「住民投票においてその過半数の同意」があれば「その条例が制定・改廃される」という記述も誤り。③副知事や教育委員に対する解職請求を行えるという点は正しいが、副知事や教育委員は「住民による直接選挙で選出」されるわけではないので、この記述は誤り。副知事については、知事が議会の同意を得て選任し、教育委員については、首長が議会の同意を得て選任する。④住民投票条例に基づいて地方自治体が行う住民投票の結果には法的拘束力がない。したがって、「結果には法的な拘束力がある」とする記述や、「首長や地方議会はその投票結果に従わなければならない」とする記述は誤り。

問7 [7] ③

行政指導は實際に行われており、それが法律で禁止されているという記述は誤り。行政手続法(1993年制定)は、行政の公正の確保と透明化を図ることを目的として、行政処分や行政指導、届出などの行政手続に関し共通事項などを定めている法律である。なお、行政指導とは、行政官庁が所管の事務に關し、業界などに対し、法的な強制ではなく、指導・助言・勧告という形で、相手方の同意や自発的な協力を得て、ある政策目的を実現しようとするものと言う。

①オンブズマン(行政監察官)とは、住民の立場から行政活動を監視し、行政の公正化・適正化を目指す機関を言い、19世紀初めにスウェーデンで誕生した。具体的には、住民の訴えに基づいて行政運営を監視・調査し、是正勧告などを行う。日本の場合、条例に基づいてオンブズマンを設置する地方自治体は少なくないが、国政レベルでは導入されていない。②情報公開法(1999年制定)の開示請求の対象となる文書は、中央省庁が保有する行政文書、すなわち、国の行政機関の職員が職務上作成し、組織的に用いるものとして行政機関が保有している文書である(写真、フィルム、図面、電子的な媒体に記録された情報なども含まれる)。なお、情報公開法は、何人に対しても(外国人や未成年者、企業などの法

人を含む)中央省庁の行政文書に対する開示請求権を認めている。ただし、個人が特定できる情報や安全保障に関する文書など、公開義務のないものもある。④日本国憲法下では、法律の規定を実施するのに必要な場合や法律の委任のある場合に、行政府は命令を制定することができる(前者を執行命令、後者を委任命令という)。行政権が肥大化した今日、法律では大枠だけを決め、細部に関しては行政府の立法に委ねる委任立法がしばしばみられる。

問8 [8] ④

地方分権改革を推進するため、1999年に地方自治法が改正され、地方自治体の事務に対する国の関与の違法性などを審査する機関として、総務省に国地方係争処理委員会が新設され、国が行う権力的な関与に対して不服があれば、地方自治体の首長その他の執行機関は、国地方係争処理委員会に審査の申出を行うことができるようになった。したがって、国地方係争処理委員会が「廃止された」という記述は誤り。

①従来、都道府県が地方債を起債する場合には総務大臣の許可が必要とされたが、2006年度から許可制は廃止され、事前協議制に移行した。②1999年に制定された地方分権一括法(2000年施行)により、国の関与が強かった従来の機関委任事務が廃止され、地方自治体の事務は、地方自治体の裁量に委ねられる自治事務と、国が果たすべき事務のうち法令により地方自治体に処理が委任される法定受託事務の二つに再編された。この改革により、国の指揮監督の下におかれる事務のあり方、すなわち中央集権的なあり方が見直され、地方自治体が自主的に責任をもって決定し執行する事務の占める比重が高まった。③地方税には、住民税や固定資産税など地方税法に規定のある税目のほか、地方税法に規定のない法定外税がある。地方分権一括法の施行に伴って、法定外税について、従来から許可制であった法定外普通税(使途が限定されない)についても、従来は設けることのできなかった法定外目的税(使途が限定される)についても、事前協議・同意制が採用され、総務大臣との間で事前に協議しその同意が得られれば、条例に基づいて新設できるようになった。

## 第2問 情報化の進展

### 【出題のねらい】

本問は、近年のイスラーム諸国の反政府運動の動きや情報通信技術に関連する問題を出題した。また、調べ学習に関して、収集したデータをグラフ化する際のグラフの選択についても出題した。現在もジャスミン

革命の影響を受けたイスラーム諸国やアジア諸国の動きは予断を許さない状態が続いている。これを機会に、これらの動向についても関心をもち、テレビや新聞の報道に注目するようしよう。

### 【設問別解説】

問1 [9] ④

2010年以来、アラブ諸国で大規模な反政府(民主化要求)デモや抗議活動が起きている。これは一般に、1968年にチェコスロバキアで起こった民主化運動を意味する「プラハの春」にならって「アラブの春」と呼ばれる。この運動の発端となったチュニジアでは、23年間にわたり独裁体制を維持してきたベニアリ政権に終止符が打たれた。このチュニジアの民主化はジャスミン革命と呼ばれている。エジプトでも2011年に大規模な反政府デモが勃発し、ム巴拉ク政権が崩壊した。リビアでもカダフィ政権が崩壊した。こうしたデモ・抗議活動は、2012年に入っても継続しており、北アフリカ諸国以外にも広がりをみせている。

①イスラーム教は唯一神アッラーへの信仰を宗旨とする宗教であるが、分派が存在しないわけではない。スンナ(スンニー)派がイスラーム教徒の90%以上を占めている一方、シーア派などの分派も存在する。②イスラーム教の聖典クルアーン(コーラン)は、アッラーが人類を救うために最終かつ最大の預言者ムハンマド(571頃~632)に下した啓示をまとめたものであって、ムハンマドの「啓示」を記したものではない。また、ムハンマドは預言者であって神の子ではない。③イスラーム教の特徴の一つに、日常生活にイスラームの教えが深く浸透していることがあげられる。クルアーンに基づくシャリーア(イスラーム法)が婚姻や契約などの日常生活を規律しているのである。イスラームの教えが日常生活を規律している例としては、イスラーム金融が近年話題となっている。イスラーム教では利子を取ることが禁止されており、その教えに従った金融の方式がイスラーム金融である。

問2 [10] ⑧

日本国憲法上、検閲は禁止(第21条2項)されているので、「日本では報道に行政機関による検閲が行われている」という記述は誤り。なお、新聞社やテレビ局などのマスメディア(マスコミ)を、立法、行政、司法の三権に次ぐ「第四の権力」と呼ぶ場合があるという記述は正しい。

①人々の行動や考え方が画一化するというのは、現代の大衆社会の特徴の一つであるが、マスメディアにはそれを助長する働きがあると言われている。

リップマン(1889～1974)が指摘したステレオタイプ化された観念(④で解説)は、マスメディアによる「画一化」の一例と言える。②センセーショナリズム(煽情主義)とは、故意に聴衆・大衆の感情を煽り、搔き立てるようなやり方で注目・関心を集めたり、思い通りの方向に動かしたりしようとする手法のことである。④ステレオタイプとは、紋切型の態度というほどの意味で、判で押したように同じ考え方や態度や見方が、多くの人に浸透している状態を言う。「日本人は、眼鏡を掛け、出っ歯で背が低く、首にカメラを掛けている」というかつての西洋人の日本人に対する観念などがそうした例である。

### 問3 [11] ⑥

設問文を丁寧に読み解き、具体例などを思い浮かべて考えれば正解に至ることができる。

A：図の一番左の「散布図」とは、縦軸、横軸に二つの項目の量や大きさなどを対応させ、データを点で示したものであり、二つの項目の分布や相関関係を把握しやすいという特質がある。したがって、このグラフがウの質問に対する「YES」となり、Aにはウが入る。

B：図の左から2番目の「円グラフ」は、丸い图形を扇形に分割し構成比を表したグラフであり、円グラフ内の扇形で示される各項目の全体の中での構成比をみる場合などに有効である。したがって、このグラフがイの質問に対する「YES」となり、Bにはイが入る。

C：図の左から3番目の「折れ線グラフ」は、多くの場合、横軸に時間を取り、時間の経過にしたがって変化する数値の変化を表すのに用いられる。したがって、このグラフがアの質問に対する「YES」となり、Cにはアが入る。

図の一番右の「棒グラフ」は、長方形の棒の長さで何らかの値を表現するグラフであり、二つ以上の値を比較するのに使われる。

以上のことから、最も適当な組合せは⑥となる。

### 問4 [12] ②

日本では、電気通信に関する秩序維持を図り、高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的とした不正アクセス禁止法(不正アクセス行為の禁止等に関する法律)が施行されている。この法律により、インターネットなどの通信において、クラッキング(コンピュータ・ネットワークに繋がれたシステムへ不正に侵入し、コンピュータシステムを破壊・改竄するなど、コンピュータを不正に利用すること)などの不正アクセス行為とその助長行為が処罰される。

①日本では、通信傍受法(犯罪捜査のための通信傍受に関する法律)が施行されており、捜査機関による通信の傍受が可能である。ただし、通信傍受による捜査が許容される犯罪は、特定の組織犯罪(薬物関連犯罪、銃器関連犯罪、集団密航、組織的殺人)の捜査に限定されており、また、通信傍受は裁判官が発付する傍受令状に基づいて行われる。したがって、「令状」が不要とする点でも、「あらゆる犯罪捜査」としている点でも誤りである。③住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)とは、各地方自治体が保有する住民基本台帳のコンピュータ・ネットワーク化を図り、全国共通で本人確認ができるシステムのことである。このシステムによって電子データ化される情報は、住民票コードおよび4情報(氏名、生年月日、性別、住所)と、変更情報と呼ばれるそれらの変更履歴(変更年月日と変更理由)である。所得・病歴などは管理の対象外である。④2012年現在、光ファイバー敷設をはじめとする「情報インフラの…整備の必要はなくなっている」程には普及していない(総務省の発表によれば、2011年9月末現在、光ファイバー網を利用しないADSLなどを含めた全世帯数に対するブロードバンドサービスの普及率は69.0%)。

### 問5 [13] ④

メディアを活用できる能力や情報を批判的に読み解いて真偽を明らかにし、必要な情報を引き出せる能力は、メディアリテラシー(情報リテラシー)と呼ばれる。アカウンタビリティとは、説明責任と訳され、企業や行政機関などが社会的合意を取り付けるために、外部のステークホルダー(企業であれば顧客など、行政であれば管轄地域の住民などの利害関係者)に業務活動などについて事前・事後に説明する責任のことを言う。

①②③はいずれも正しい。①総務省「情報通信白書(平成16年版)」によれば、ユビキタス社会とは、「いつでも、どこでも、何でも、誰でもアクセスが可能」なネットワーク環境のことである。②プライバシーの権利は、かつては「私生活をみだりに公開されない権利」と考えられていたが、現在ではそれに加え、自己情報についての開示・訂正の請求権などを含む自己情報コントロール権(自己情報管理権)としても捉えられている。③SOHOとは、英語の Small Office, Home Office の略称であり、一般に、情報ネットワーク技術・IT 技術の進歩によって発展した新しい勤務形態、すなわち情報ネットワークを用いて自宅近郊の事務所や自宅などで仕事をすること、あるいはその事業主を意味する。

### 第3問 日本経済の歩み

#### 【出題のねらい】

1985年のプラザ合意以降の日本経済の歩みを主題としながら、それ以前の戦後復興期や高度経済成長期の基本事項、現代日本経済の時事的動向などを取り上げた。併せて、日本の農業問題や中小企業問題、国民所得や産業構造など、関連事項を幅広く出題した。本番のセンター試験では、このように多岐にわたる分野がまとめて出題されることが多いので、対応できるようにしておこう。

#### 【設問別解説】

##### 問1 [14] ①

傾斜生産方式の内容は正しいが、1955年ごろから始まった高度経済成長以前の戦後復興政策なので、高度経済成長の要因としては適当でない。傾斜生産方式は、1946年暮れに導入が決定され、翌年から実施された政策で、政府系金融機関の復興金融金庫が、石炭や鉄鋼をはじめとする基幹産業に重点的に資金を供給し、第二次世界大戦後の経済復興を進めようとしたものである。

②伝統的な節約精神や、住宅資金・老後資金などへの備えが要因となって、高度経済成長期の家計の貯蓄率は非常に高かった。銀行預金となった貯蓄は企業に貸し出されて(間接金融)、設備投資にあてられた。そのときに、鉄鋼や化学繊維をはじめとして、多くの産業で欧米先進国から技術導入が図られ、イノベーション(技術革新)が進んだ。一方、郵便貯金となった貯蓄は、財政投融資の仕組みを通じて産業関連社会資本の整備にあてられた。③敗戦直後のベビーブームによって高い出生率が復活し(後の「団塊の世代」)、義務教育で基礎学力が確保された上に、当時は進学率が低かったので中学卒や高校卒で就職する者も多かった。これが、安価で良質の労働力を供給する源泉となった。④1973年の第一次石油ショック以前は、欧米の石油資本(メジャーズ)を通じて先進国に安価な原油が供給されていた。また、高度経済成長期の前半(1960年代前半まで)は貿易収支がしばしば赤字となっていたが、後半になると日本企業の国際競争力が強化されて輸出が成長の原動力となった。

##### 問2 [15] ②

経済のサービス化・ソフト化というのは、この選択肢にあるように、情報産業や流通産業などの比重が高まることで、現在ではGDPでも就業人口でもその約7割が第3次産業で占められている。

①経済のサービス化・ソフト化は、同時に情報化的進展を伴う。このため、資源・エネルギー多消費

型の鉄鋼や石油化学などの「重厚長大」型産業に代わって、省エネ・省資源型の半導体やコンピュータなどの「軽薄短小」型産業が経済の中心となる。この変化は、石油ショック以降の省資源・省エネルギー型の産業構造への転換とも一致していたのである。③例えば有料のコンピュータ・ソフトやゲーム・ソフトが違法にコピーされれば、メーカーは開発費用などのコストを回収できない。そこで、著作権などの知的財産権の保護が課題となり、国内だけでなく、国際的にも、その保護の取組みが行われてきた。④外食産業をみればわかるように、サービス業では機械化による省力化を進めることができない。その割には、サービスの単価は高くななく生産性が高い。こうした条件の下で少しでも利益を増やそうとすれば、人件費を下げるためにアルバイトやパートなど、非正規社員の比重を高めることになる。

##### 問3 [16] ①

高度経済成長期の中小企業の典型的な方方は、伝統工芸品を作るような地場産業や、大企業に部品を供給するような下請け企業だった。しかし、その後は問題文にあるベンチャービジネスのように、大きな企業規模を必要としない分野で、独自の技術や市場をもって高い収益をあげるような中小企業が増加してきた。また、下請け企業も特定の大企業の系列から離れ、独自の技術を武器として複数の大企業に部品や原材料を供給するタイプのものが増えていく。

②現在の会社法では、最低資本金の制限は設けられていないので、資本金1円でも株式会社を設立できる。③この選択肢の数字は逆転していて、製造業では中小企業が事業所数では10割近く、従業者数では7割を占めているのに、製造品出荷額では5割を占めるにすぎない。つまり、大企業に比べて中小企業の生産性は低い。④証券取引所に上場する、つまり市場で株を売買できるようにするために資本の規模や業績など厳しい審査の条件がある。したがって、新興のベンチャービジネスなどの中小企業が、東京証券取引所第1部のような既存の市場に、大企業と同じ条件で上場するのは難しい。そこで、東京証券取引所のマザーズや大阪証券取引所のジャスダックのような新興株式市場が設置されている。

##### 問4 [17] ③

アメリカは1980年代の前半に高金利政策をとったため、世界中から資金が流入してドル高となり、貿易赤字に悩まされていた。そこで、貿易収支改善のために、輸出に有利、輸入に不利なドル安の方向へ誘導する市場介入がプラザ合意で取り決められた。

①貿易収支の赤字と財政赤字という「双子の赤字」に悩まされていたのは、日本ではなくアメリカである。日本の貿易収支の赤字化は、2011年の出来事である。②主要国が変動為替相場制に移行したのは、ドル・ショック(ニクソン・ショック、1971年)後の1973年で、IMFも1976年のキングストン合意でこれを公認した。④プラザ合意に財務相・中央銀行総裁が参加したのはG5(アメリカ・日本・イギリス・フランス・西ドイツ)で、ニューヨークのプラザホテルに集まつたのでこの名で呼ばれている。サミット(主要国首脳会議)は、第1次石油ショック後の1975年から継続して開かれ、参加国は当初の6か国から後にカナダ、ロシアが加わり、現在は8か国(G8、アメリカ・日本・イギリス・フランス・ドイツ・イタリア、カナダ・ロシア)になっている。

問5 [18] ④

株や土地などの資産価格が上昇すれば、資産をもつ者ともたない者との経済格差は、当然拡大する。また、実際にはそれを売却しなければ利益は得られないが、資産の値上がりが消費や投資を拡大する資産効果も現れる。

①好況を背景として個人消費が拡大し、高額のブランド商品や貴金属、高級料理店などの贅沢な財・サービスへの浪費が、大きな話題となった。②プラザ合意の後、円高不況を懸念する日本銀行が金融緩和政策を続け、銀行は多くの余剰資金を抱えるようになった。一方、この資金を銀行から借り入れた企業は、本業よりも株や土地などの値上がり益で収益を増やそうとして、いわゆる「財テク」と呼ばれる行動をとるようになった。⑥バブルによる消費がレジャー需要を拡大し、これを見込んで地方自治体が民間企業と共に第三セクターを設立し、宿泊施設などのリゾート開発を進める動きが活発になった。バブル経済崩壊後、こうしたリゾート施設は採算がとれず、その多くが現在までに破たんしてしまった。

問6 [19] ②

A：アのトレーサビリティ・システムとは、食品の安全性を確保するため、生産・流通の履歴を追跡できるようにする仕組みで、スーパーの野菜売り場で商品のバーコードを読み込むと産地や流通経路などが携帯端末に表示されるのが、その一例である。これはAのような希望に対応している。

B：イのスローフードとはファストフードをもじった言葉で、農業分野の大企業(アグリビジネス)や巨大な外食チェーンなどが供給する、画一的で場合によっては健康を害するような食品(ジャンクフード)の広がりを防ぐために、伝統的な食文化や食生

活を守ろうとする運動のスローガンである。イタリアから草の根的に拡大し、日本でもNPO法人が設立されている。これは、Bの理念に対応する。

C：ウのエコ・ツーリズムは、自然環境や伝統文化を楽しみ、その保全に協力する旅行のことで、食料・農業・農村基本法にもうたわれている「国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承」という農業の多面的機能の發揮にかかわるので、Cに対応する。

D：オのフード・マイレージは、食料購入量(または輸入量)に産地(または輸出国)から消費地までの輸送距離を掛けて算出される数値である。遠隔地から食料を輸送するとトラックや航空機・船舶などの排出する二酸化炭素を増大させるので、フード・マイレージを小さくすれば環境への負荷を減らすことができる。これは、できるだけ「地産地消」に努めようというDの考え方につながる。ただし、これは和製英語で、本来はイギリスでフード・マイルズ(Food Miles)という概念として提唱された。

以上のことから最も適当な組合せは、②となる。これらの用語は時事的なものだが、教科書のコラムなどにも載っているので覚えておこう。

なお、エのリサイクルは環境保全のために廃棄物から有用な資源を取り出して再生・利用すること、カのミニマム・アクセスはGATT(関税と貿易に関する一般協定)のウルグアイ・ラウンドを契機に設定された米の最低輸入量のことである。

問7 [20] ④

規制緩和や民営化などの改革は、バブル崩壊と直接は関係ないが、1980年代からアメリカのレーガン政権やイギリスのサッチャー政権など小さな政府を志向する先進国で広がった政策である。例えば、日本では1980年ごろからの金融の自由化、1980年代の三公社の民営化、1996年からの日本版金融ビッグバン、2000年代の小泉政権の下で推進された構造改革、日本道路公団や郵政の民営化など、現在でも広く推進されている。

①第2次石油ショックはイラン革命を要因として1979年に起こったので、この設問で問われている期間には該当しない。②バブル崩壊後に問題となった不良債権というものは、銀行が企業に貸し出した不動産購入資金が、不動産価格の下落によって回収困難または回収不能となり、担保価値も減少してしまったもので、債権(借金の返済を求める権利)をもつのは企業ではなく銀行である。また、バブル崩壊後は、銀行が新たな貸出しを抑制し、いわゆる貸し渋りという現象が現れた。③政府の一般会計に占める

公共事業費の比率は、バブル崩壊後にいったん上昇したもので、1990年代末からはほぼ一貫して低下を続けている。

問8 [21] ⑤

A：国内総生産(GDP)は、国内で1年間に生産された財・サービスの総額から、原材料などの中間生産物の価額をマイナスして算出され、1年間に国内で生み出された「付加価値」の合計額を表している。

B：GDPの中には、国内で外国人(外国企業)の活動によって生み出された付加価値(「海外へ支払った所得」、海外に対する所得)が含まれているが、国民(国内企業)が海外で生み出した付加価値(「海外から得た所得」、海外からの所得)は海外の当該国のGDPに含まれることになる。したがって、GDPに含まれるのは「海外から得た所得」である。

C：GDPの増加率を経済成長率と呼ぶが、市場価格をそのまま集計した名目GDPは、生産の実体にかかわらず物価変動によって上下してしまう。例えば、生産量は増加していないのに、物価が上昇すれば、物価が上昇した分名目GDPも増加し、「大きな」数値となってしまう。そのため、実体経済を分析するためには名目GDPを物価指数(GDP デフレーター)で修正した実質GDPが使われる。

以上のことから、最も適当な組合せは⑤となる。

#### 第4問 雇用をめぐる問題

##### 【出題のねらい】

本問は、雇用をめぐる問題についての基本事項を確認することを目的としている。労働法制を中心に、労働問題に関する基本用語、今日の現状と課題などについて知識と理解を深めてもらいたい。

##### 【設問別解説】

問1 [22] ①

ア：勤続年数が長くなるにつれて賃金が上昇している国はAとBなので、A、Bは、日本かドイツのいずれかであるとわかる。

イ：勤続年数1～5年(日本は1～4年)と20～29年の賃金を比べて、格差が最も大きな国はAなので、Aがドイツであることがわかり、その結果Bが日本であるということになる。

ウ：勤続年数が20年を過ぎると賃金が低下しているのはDなので、Dがフランスであることがわかる。残ったCがイギリスとなる。

以上のことから、最も適当な組合せは①となる。

問2 [23] ②

労働基準法の第3条は「使用者は、労働者の國

籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない」としている。

①労働基準法は、一週当たりの休日について、「使用者は、労働者に対して、毎週少くとも1回の休日を与えなければならない」(第35条)としているだけであって、週休二日制を規定しているわけではない。③労働基準法は、「使用者は、満18才に満たない者を午後10時から午前5時までの間において使用してはならない」(第61条)と規定し、年少者の深夜労働については原則として禁止している。しかし、高齢者についての規制はない。④は労働基準法ではなく、男女雇用機会均等法についての記述である。セクシャルハラスメント(セクハラ)とは、労働条件において不利益を与えたり職場環境を害したりするような性的な言動のことを言う。現行の男女雇用機会均等法では、セクシャルハラスメントの防止措置を講じることを事業主に課している。

問3 [24] ②

「雇止め」とは、有期の労働契約において、契約の更新をせずに契約期間の満了をもって退職させることを言う。バブル経済崩壊後、企業は正規従業員に代えて有期の非正規従業員(派遣社員・契約社員・パート社員)の雇用を増やした。現在、雇用労働者のうち3人に1人は非正規雇用の労働者である。こうした現状の下で、景気が停滞していることもあります、雇止めを行う企業が増え、職を失い生活困難となる労働者が多く現れしたことから社会問題化した。厚生労働省も「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」を策定するなど、雇止めをめぐるトラブル防止のための対策を講じている。

①障害者雇用促進法に基づいて、民間企業には従業員の1.8%、国・地方公共団体・特殊法人等には職員の2.1%、都道府県等の教育委員会では職員の2.0%を障がい者雇用にあてることが義務づけられている。なお、この法定雇用率について、その引き上げが検討されている。(2012年5月現在)③高齢者雇用安定法が2004年に改正され、65歳未満の定年の定めをしている事業主は、定年年齢の65歳までの段階的引き上げ、継続雇用制度の導入、定年の定めの廃止のいずれかの措置を講じることを義務づけられることになった。したがって、定年年齢が引き下げられたという趣旨の記述は誤り。④出入国管理及び難民認定法は、日本で就労できる在留資格を定めている。現在のところ、永住外国人など就労制限のない一部の人を除き、原則として、外国人はいわゆる「単純労働」に従事することができない。

問4 [25] ⑧

A：フレックスタイム制とは、一週の労働時間が平均して法定労働時間(40時間)を超えない範囲内で一定期間の総労働時間を予め定めておき、労働者はその枠内で各日の始業時刻と終業時刻を自主的に決めて働くことができる制度のことである。したがって、イがこれに該当する。

B：ワークシェアリング(仕事の分かち合い)とは、労働者1人当たりの労働時間を減らすことで、雇用を維持したり、失業者の雇用機会を拡大したりすることを言う。したがって、アがこれに該当する。

C：裁量労働制とは、仕事の進め方・労働時間の管理を労働者の裁量に委ねる就業形態を言う。裁量労働制では、労働者に委ねた業務について、実際の労働時間にかかわりなく労使協定で予め定めた労働時間で働いたものとみなされる。したがって、ウがこれに該当する。

以上のことから、最も適当な組合せは③となる。

問5 [26] ②

育児・介護休業法は、育児休業に関して、「労働者は、…その事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができる」(第5条)と規定し、育児休業の取得を女性労働者に限定しているわけではない。したがって、「女性労働者に限って」という記述は誤りである。また同法は、「事業主は、労働者が育児休業申出をし、又は育児休業をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない」(第10条)とし、事業主による不利益な取扱いを禁止している。

①労働基準法は、女性労働者(母性)保護のため、「使用者は、6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない」、「使用者は、産後8週間を経過しない女性を就業させてはならない」(第65条)と産前・産後休暇について規定している。③男女雇用機会均等法は、募集・採用・配置・昇進・教育訓練・定年・解雇などについて、性別を理由とする差別的取扱いを禁止している。④日本は、1985年に女性差別撤廃条約を批准し、同時に男女雇用機会均等法を制定するなど、女性労働者の地位の向上を図ってきた。

## 第5問 国際社会の平和と安全の維持

【出題のねらい】

本問では、国際社会の平和と安全の維持をめぐって、国際連合(国連)の平和と安全の維持の仕組み、地

域紛争、国際司法裁判所と国際刑事裁判所、国際的な安全保障の仕組み、日本の安全保障などに関する出題した。

【設問別解説】

問1 [27] ④

国際連合の信託統治理事会は、1994年に最後の信託統治地域であったパラオが独立したことにより、その後、活動を休止している。

①国際連盟は、総会や理事会の決定について全会一致を原則としていたため、機動的な意思決定が困難であった。②国際連盟は、通商・金融・交通に関する経済制裁などの非軍事的制裁しか行えず、軍事的制裁を行うことはできなかった。そのため、侵略国などに対して効果的な制裁措置を講じることが困難であった。③国際連合の安全保障理事会の常任理事国(アメリカ、イギリス、フランス、ロシア、中国)は、安全保障理事会の「手続事項以外の事項」すなわち実質事項の決議に関して拒否権を有する。ただし、決議の棄権は拒否権の行使にあたらないとされる。

問2 [28] ①

国際司法裁判所(ICJ)は強制管轄権を有しないため、裁判を開始するには紛争当事国の同意が必要である。

②国際刑事裁判所(ICC)は、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪、侵略犯罪(侵略犯罪に関する管轄権は当分の間行使しない)の四つの個人の犯罪についての管轄権を有している。薬物や銃器の密輸、密航などの犯罪に関する管轄権はない。③国際司法裁判所に訴えを提起することができるのは国家だけであり、個人は訴えを提起することができない。④国連の安全保障理事会の常任理事国の中、アメリカ、中国、ロシアは、国際刑事裁判所の設立に関する条約を批准していない。なお、日本は、2007年に批准している。

問3 [29] ④

パレスチナ問題をめぐって、1993年に、パレスチナ解放機構(PLO)とイスラエルとの間で暫定自治協定(オスロ合意)が結ばれたものの、紛争が終結したとは言えない状態が続いている。また、2011年、パレスチナは、国連への加盟を申請したが、国連はこれを承認していない。なお、同年、国連の総会で、パレスチナのユネスコ(国連教育科学文化機関)への加盟は承認された。

①グルジアでは、1989年ごろから、南オセチア及びアブハジアで分離独立運動が高揚し、グルジア政府軍との間で衝突が起きていた。2008年には、南オ

セチアにおいて、グルジア軍と独立を支持するロシアとの間で軍事衝突に発展した。その後、ロシアは、南オセチアとアブハジアの独立を一方的に承認する大統領令を発布したが、グルジアはこれに抗議してロシアとの国交を断絶した。**②**スーダンでは、2011年、黒人・非イスラーム系を中心とする南部が、住民投票を経て、**南スーダン**として分離・独立し、同時に国連にも加盟した。**③**分離独立をめぐってセルビアとの間で紛争が続いているコソボは、1999年に国連の暫定統治下に入った。その後、2008年に独立を宣言し、日本をはじめ多くの国がその独立を承認したが、セルビアはコソボの独立を認めていない(2012年4月現在)。

問4 [30] ⑥

**A**：対立関係にある国家・国家群(軍事同盟など)の間の軍事力を均衡させることによって互いに攻撃しえない状況をつくり平和を維持しようとする国際的な安全保障の仕組みを**勢力均衡方式**と言う。これに対して、対立関係にある国を含めて相互に武力の不行使を約定し、それに違反した国に対しては共同で制裁を加え、平和の維持・回復を図ろうとする仕組みを**集団安全保障方式**と言う。国際連盟は、第一次世界大戦を勢力均衡方式によっては阻止しえなかつたことを教訓に集団安全保障方式を採用し、国際連合もこの方式を継承した。したがって、**A**には「集団安全保障」が入る。

**B**：国連憲章に規定されている**国連軍**は今日まで結成されておらず、湾岸戦争におけるように、安全保障理事会の決議や勧告を受けて編制され、各国の裁量・責任において派遣される**多国籍軍**が武力攻撃を行う例が少なくない(国連の決議や勧告を受けずに編制された多国籍軍もある)。したがって、**B**には「多国籍軍」が入る。なお、**平和維持軍(PKF)**は、一般に軍事的制裁、軍事的強制措置を目的とするものではなく、当事国の受け入れの同意に基づいて展開される「戦わない軍隊」と呼ばれている国連の活動である。

**C**：国連は、自国が急迫不正の侵略を受けたときに自衛行動をとる**個別的自衛権**のみならず、自国が攻撃されていなくても、同盟国に対する攻撃を自国に対する攻撃とみなしてその同盟国とともに共同防衛行動をとる**集団的自衛権**を認めている。日本政府は、個別的自衛権は行使できるが、日本国憲法上、集団的自衛権は行使できないとしている。したがって、**C**には「集団的自衛権」が入る。

以上のことから、最も適当な組合せは**⑥**となる。

問5 [31] ⑧

2003年に**武力攻撃事態対処法**など有事関連三法が、2004年に**国民保護法**など有事関連七法が、それぞれ制定され、自衛隊やアメリカ軍が日本国内で円滑に行動できるようになるなど、日本有事に備えた**有事法制**が整えられた。

**①**核兵器を「もたず、作らず、もち込ませず」とする**非核三原則**は、1960年代後半に、佐藤栄作首相(在任1964~72)が表明し、1971年には国会決議でも確認されるなど、今日まで国の基本政策とされてきた。しかし、「憲法に規定されている」ものではなく、法制化もされていない。**②**自衛隊の最高指揮権は、自衛隊法上、防衛大臣ではなく内閣総理大臣にある。防衛大臣は、自衛隊の隊務を直接統括する。**④**イラク戦争(2003年)に伴って制定された法律は、テロ対策特別措置法ではなく**イラク復興支援特別措置法**である。テロ対策特別措置法は、アメリカのアフガニスタン戦争(2001年)を後方支援する目的で制定されたものである。また、イラク復興支援特別措置法に基づいて自衛隊が派遣されたのは、政府が「戦闘地域」ではなく「非戦闘地域」であるとした地域であり、また、自衛隊が行ったのはイラクの復興支援であって、アメリカ軍への軍事支援ではない。

## 第6問 国際経済の動向

【出題のねらい】

本問では、近年の国際経済の動向に関する時事的な問題を中心に出題した。TPP(環太平洋パートナーシップ協定)への参加をめぐる議論や、原油価格の高騰への懸念にみられるように、国際経済の動向は日本経済や私たちの生活に大きな影響を及ぼす。センター試験では時事的な動向も問われる所以、本問の復習をしっかり行うだけでなく、新聞などの報道にも目を配って国際経済の動きをチェックしておこう。

【設問別解説】

問1 [32] ⑧

BRICS(ブラジル、ロシア、中国、インド、南アフリカ)などの新興国には、世界的な規模で事業を展開する**多国籍企業**が誕生している。例えば、日本でも有名なパソコンメーカーであるレノボ社は中国企業であるが、アメリカのIBM社からパソコン部門を買収し、本社を中国からアメリカに移転して、世界的な規模で事業を行っている。また、「ナノ」という安価な小型車を販売して話題になったインドの自動車会社タタ・モーターズは、イギリスのジャガー社を買収したり、タイに合弁の工場を設立したりするなど多国籍企業として活動している。

①2011年度の日本の**対外直接投資**(日本の海外向け投資)は9兆1180億円の純増で、**対内直接投資**(外国による日本向け投資)は1832億円の純減である(財務省の時系列データにおける対外・対内直接投資総括表より)。つまり、日本企業(日本の居住者である外国企業を含む)が活発な海外進出を行っている一方で、外国の企業は日本から出て行っているということである。日本企業の海外進出の活発化は、円高の進行(円高は輸出には不利であるが、対外直接投資には有利に働く)、国内の高い人件費や高い**法人税**、**自由貿易協定**交渉における政府の対応の遅れ、東日本大震災以降の不安定な電力供給といった要因によるものと考えられる。このような日本企業の海外進出の活発化によって、国内の生産量が減少して雇用も減少する「**産業の空洞化**」が生じるという懸念が高まっている。②中小企業庁の『中小企業白書(2011年版)』によれば、海外に子会社をもつなど直接投資を行っている中小企業の数は大企業に比べて少なく、また、中小企業の中で海外に進出している企業はわずかな割合にとどまっている。しかしながら、近年では海外進出する中小企業の数は確実に増加する傾向にある。④外国企業を受け入れれば雇用の拡大や優秀な技術の導入などのメリットがあるため、外国企業への優遇措置をとって誘致を進める国がみられる。例えば、中国では1979年から**経済特区**を設定して先進国企業の受け入れを進めてきた。

問2 [33] ①

中国の新車販売台数は、2009年に前年比42.6%増の1360万台を記録し、米国を抜いて世界一の販売台数となった。2010年には自動車の販売台数・生産台数ともに1800万台を超えている。このような有望な自動車販売市場である中国には日本や欧米の自動車メーカーが進出し、中国メーカーとの**合弁会社**が多く設立されている。現在、中国には120社を超える自動車メーカーが乱立しており、今後は業界の再編が進むとみられている。

②ベトナムで採用された**市場経済**の導入を進める政策は**ドイモイ(刷新)政策**と呼ばれている。ドイモイ政策は1986年の第6回共産党大会で採択され、以後ベトナム政府は、市場経済の導入と対外開放を進めてきた。その結果、1995年には**ASEAN(東南アジア諸国連合)**に加盟し、1998年には**APEC(アジア太平洋経済協力会議)**に正式に参加するなど、ベトナムは国際経済とのつながりを強めている。③ロシアでは旧ソ連時代に**ペレストロイカ(改革)**と呼ばれる政策が採用され、政治面では言論の自由化や**情報公開(グラスノスチ)**による民主化、軍縮と緊張緩和

を進める**新思考外交**が推進されたが、ソ連崩壊後、市場経済化が進められてきた。④キューバの社会主義政権は崩壊していない。キューバは、政治的に対立するアメリカから経済制裁を課せられ、長らく経済の不振に苦しんできた。そこで、経済の再建を図るために2011年の共産党大会では市場経済の導入を進めることが決定された。

問3 [34] ④

**NAFTA(北米自由貿易協定)**は、1994年に発効したアメリカ・カナダ・メキシコの3か国間での協定である。協定は、対外共通関税の設定や労働力移動の自由化を含まないが、加盟国の相互の投資や貿易の拡大を促してきた。

①日本はシンガポールやインドネシア、フィリピンなどの東南アジア諸国だけでなく、イスラエルやメキシコ、チリなどとも**EPA(経済連携協定)**を締結している。②**TPP(環太平洋パートナーシップ協定、環太平洋経済連携協定)**は、ニュージーランドやシンガポールなど4か国で結ばれた「環太平洋戦略的経済連携協定(Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement: 通称 P 4 協定)」にアメリカやオーストラリアなどが参加して締結を進めている広域的な経済連携協定である。日本政府も強い関心を示しているが、農業や医療関連団体などからは締結への強い反対の声が上がっている。③南米の経済統合としては、ブラジル、アルゼンチンなどの**MERCOSUR(メルコスール、南米南部共同市場)**が有名である。その他にも南米の12か国が参加する南米諸国連合やボリビアやコロンビアなど4か国からなるアンデス共同体がある。アフリカにも、ナイジェリアやガーナなど15か国が参加する西アフリカ諸国経済共同体や、カメルーンやチャドなど6か国による中部アフリカ経済通貨共同体がある。

問4 [35] ⑥

**A・B・C**の3か国が日本・アメリカ・中国のいずれであるかを確定するために、**A**から順に輸出・輸入の特徴を確認しよう。まず、**A**は、輸出に占める割合は最大であるが、輸入に関しては**B**よりも低い割合となっている。**B**は、輸出は**A**よりも割合が低いが、輸入では14%と非常に大きな割合を占めている。**C**は、輸出入とも5%と**A・B**両国よりも低い割合となっている。

以上を踏まえると次のように確定できる。すなわち、世界最大の輸入国であり、巨額の**貿易赤字**を計上しているのがアメリカであることから、**B**がアメリカだとわかる。また、「世界の工場」と呼ばれ、輸出の拡大を通じた経済成長を達成してきたのが中

国であること、また貿易規模でみると、現在では日本よりも中国の方が大きいことから、Aが中国であり、Cが日本であるとわかる。

以上のことから、最も適当な組合せは⑥となる。

問5 [36] ⑥

A：海外の投資家が資金を引き揚げる際には、資金受入れ国(投資先の国)の通貨を売ってドルなどの通貨を買うことになるので、外国からの資金が引き揚げられると資金受入れ国の通貨は「下落」する。

B・C：アジア通貨危機に際して、IMF(国際通貨基金)はタイ、インドネシア、韓国に緊急融資を行った。したがって、Bには「IMF」が、Cには「金融支援」が入る。

以上のことから、最も適当な組合せは⑥となる。

設問文で取り上げられているタイの通貨危機の経緯を確認しておこう。タイ経済は1980年代以降、外国企業の進出や輸出の拡大などで高度経済成長を遂げてきたが、1990年代になると海外から巨額の資金が流入して、不動産部門を中心に景気が過熱し、バブル経済の様相を呈し始めた。ところが、1996年に貿易収支が赤字に転じるなど経済成長に陰りがみえ

るようになると、資金は流出し始めた。そのため、**外国為替市場**ではタイの通貨バーツを売りドルを買う取引が増加して、バーツの対ドル相場への下落圧力が強まった。タイはドルに対して為替相場を固定する釘付け制度を採用していたので、バーツの対ドル相場を維持するために通貨当局は外国為替市場でバーツの買い支えを実施した。しかし、この通貨当局によるバーツ防衛策にもかかわらず、バーツ売りの圧力は止まず、**変動為替相場制**への移行を余儀なくされた。変動為替相場制への移行後も、バーツは引き続き下落していった。このようなバーツの下落は、タイの輸出にとっては有利ではあったが、一方で輸入コストの上昇と**対外債務返済**を困難にした。また、タイはバブル経済崩壊による経済停滞にも苦しむことになった。そして、設問文にあるように、タイで発生したこの通貨危機は他のアジア諸国にも波及していった。このような通貨危機の発生に対しては、IMFや先進諸国が金融支援を実施することで対応してきた。タイの通貨危機に対しては、1997年にIMFや日本によって約172億ドルの金融支援が実施された。

# 倫 理

## 【解答・採点基準】 (100点満点)

問題番号	設問	解 答 番 号	正解	配点	自己採点
第1問	問1	1	③	3	
	問2	2	④	3	
	問3	3	④	2	
第1問 自己採点小計			(8)		
第2問	問1	4	①	2	
	問2	5	④	2	
	問3	6	②	3	
	問4	7	③	3	
	問5	8	④	3	
	問6	9	③	3	
	問7	10	①	3	
	問8	11	③	3	
	問9	12	④	2	
第2問 自己採点小計			(24)		
第3問	問1	13	④	2	
	問2	14	③	3	
	問3	15	②	2	
	問4	16	④	2	
	問5	17	③	3	
	問6	18	①	3	
	問7	19	④	3	
	問8	20	②	3	
	問9	21	④	3	
第3問 自己採点小計			(24)		
第4問	問1	22	⑤	3	
	問2	23	②	2	
	問3	24	③	2	
	問4	25	④	3	
	問5	26	①	2	
	問6	27	⑥	3	
	問7	28	③	3	
	問8	29	②	3	
	問9	30	①	3	
第4問 自己採点小計			(24)		

問題番号	設問	解 答 番 号	正解	配点	自己採点
第5問	問1	31	①	2	
	問2	32	②	3	
	問3	33	⑤	3	
	問4	34	②	2	
	問5	35	②	2	
	問6	36	③	2	
	問7	37	①	3	
	問8	38	④	3	
第5問 自己採点小計			(20)		
自己採点合計			(100)		

## 【解説】

### 第1問 青年と心理

#### 【出題のねらい】

本問は、青年期における人間形成をテーマに、マズローの欲求階層説、フロイトの精神分析学、防衛反応、レヴィン、エリクソン、ルソーによる青年期の定義、青年期の発達課題などについて出題した。これらはセンター試験でも頻出の分野であるが、基本事項を確実に習得すれば高得点を期待できる。個々の基本事項を習得する際には、それらを単に丸暗記するのではなく、自らの問題として取り組む姿勢を心がけてほしい。なお、図表の読み取り問題も出題した。

#### 【設問別解説】

##### 問1 1 ③

無意識に着目し精神分析学を創始したフロイト(1856~1939)は、人間の心的活動を、意識の領域にある自我(エゴ)、無意識の領域にある超自我(スーパーエゴ)、イド(エス)の三者のダイナミックな関係によって説明した。リビドーは、このうちイド(原始的な本能のたまり場)に存在して欲求の源泉となる性的エネルギーを意味する。

①アメリカの心理学者マズロー(1908~70)は、人間の欲求を、生理的欲求・安全の欲求・所属と愛情の欲求・自尊(尊重)の欲求・自己実現の欲求の五つの階層に区分し、低次の欲求が満たされたるとより高次の要求が生じるとする欲求階層説を主張した。このうち、マズローが最上位に位置づけた欲求は、理想に向かって自己的能力を高めていくとする自己実現の欲求である。マズローの欲求階層説では、他者からの尊敬や承認を求める自尊(尊重)の欲求は、自己実現の欲求の一つ下に位置づけられている。②

「反動形成」を葛藤に直せば正しい記述となる。反動形成は無意識のうちに自我崩壊を防ぐ仕組みである防衛反応(機制)の一つであり、欲求をそのまま満たすことができない場合に無意識にそれと正対の行動をとってしまう心の働きを言う。なお、この他の防衛反応(機制)として、合理化・抑圧・同一視・逃避・退行・代償・昇華などがある。④「防衛反応」を近道反応に直せば正しい記述となる。近道(攻撃)反応は、満たされない欲求を、他の人やものに八つあたりして解消するなど短絡的・衝動的な方法で解消しようとするものである。

問2 2 ④

「職業に就いて経済的にも自立する」を、経済的自立の準備をするに直せば正しい記述となる。アメリカの教育学者ハヴィガースト(1900~91)は、青年期の発達課題として、同年齢の男女との洗練された新しい交際を学ぶこと、男性または女性としての社会的役割の学習、自己の身体の構造を理解し身体を有効に使うこと、両親や他の大人から情緒的に独立すること、経済的独立についての自信を持つこと、職業選択や結婚・家庭生活のための準備をすること、市民として必要な知識と態度の発達、社会的責任のある行動を求め成し遂げること、行動の指針としての価値や倫理体系を学習することを挙げている。したがって、経済的自立を達成するのは青年期より後の時期の課題である。

①ドイツの心理学者レヴィン(1890~1947)は、青年を、もはや子どもではないが完全な大人とも言えないマージナルマン(境界人・周辺人)と位置づけた。②アメリカの心理学者エリクソン(1902~94)は、青年期を大人としての社会的責任や義務を猶予されているモラトリアムの時期と位置づけた。エリクソンは、この期間を通じて、ある程度一貫した自己像を築き上げること(アイデンティティの確立)を青年期の発達課題とした。③フランスの啓蒙思想家ルソー(1712~78)は、主著『エミール』において「われわれはいわば二度生まれる。一度目はこの世に存在するために。二度目は生きるために」と述べ、人としての生命を授かる第一の誕生に対して、青年期を一人の男性や女性として生きるために「第二の誕生」の時期であるとした。

問3 3 ④

「自分を生かすこと」は、日本では第5位になっているが、他の国ではいずれも第5位以内には入っていない。

①②③は次の点で不適当である。①「仕事内容」は、日本では第1位、韓国とアメリカでは第3位、

フランスでは第2位となっているが、イギリスでは上位5位までに入っていない。②「収入」は、韓国では82.7%，アメリカでは88.7%，イギリスでは81.4%と8割を超えており、日本では67.8%，フランスでは76.8%と8割を下回っている。③「労働時間」は、アメリカでは73.9%，イギリスでは65.2%と5割を上回っているが、日本では46.2%，韓国では45.4%，フランスでは38.2%と5割を下回っている。

## 第2問 西洋思想の源流

## 【出題のねらい】

本問は、幸福とは何かをテーマに、ギリシア哲学、キリスト教などの西洋の源流思想およびイスラーム教の要点を幅広く取り上げ、基本的な知識と理解を総合的に試すことをねらいとしている。あわせて、センター試験で頻出の資料文読解問題や本文の内容の読み取り問題も出題した。

## 【設問別解説】

問1 4 ①

人間の理性によって自然や事物を支配する普遍的・客観的な原理を捉えようとする態度は、古代ギリシアの自然哲学に始まったとされている。自然哲学者たちは、万物の根源(アルケー)を探求した。ピュタゴラス(前6世紀ごろ)は、アルケーを数と捉え、天体の数的比例関係に見られるように万物は数的比例関係に従って秩序ある調和(コスモス)を形成していると説いた。

②「ヘラクレイトス」をタレスにすれば正しい記述になる。哲学の祖とされるタレス(前624?~前546?)は「万物の根源は水である」と述べ、あらゆる生き物は水がなくては生きていけないという経験的事実などから出発して、自然も絶えず生滅変化する生命体であり、その根源は水であると説いた。③「デモクリトス」をヘラクレイトスにすれば正しい記述になる。ヘラクレイトス(前540?~?)は「万物は流転する」と述べ、つねに流転して止まないこの世界の根源は、永遠に生きる火であると説いた。④「タレス」をデモクリトスにすれば正しい記述になる。デモクリトス(前460?~前370?)は、万物の根源を原子(アトム)と捉え、原子とその運動の場である空虚(ケノン)からこの世界は構成されており、世界のあらゆる現象は、原子の離合集散の運動によって説明できるとした。

問2 5 ④

古代ギリシアにおいて、神話的世界觀を排除して、人間の持つ理性(ロゴス)を用いて自然や事物の

本質を探求しようとする態度は、自然哲学とともに始まった。ロゴスとは、本来は「ことば」を意味するものであるが、言葉によって言い表される「論理」、論理を生み出す合理的思考すなわち「理性」、その理性によって捉えられる自然と人間を支配する「理法」を意味するようになった。そして、理性を働かせて冷静に物事をながめることによって、その本質や客観的な原理を探求する態度が観想(テオーリア)である。

プシュケーとは、ギリシア語で「魂(精神)」を意味する。ケノンは、アトムの運動の場としての空虚のこと(問1の④の解説を参照)。ドクサとは、ギリシア語で思い込みを意味し、プラトンは根拠のある真なる知(エピステーメー)に対して、根拠のない主観的な知のことをドクサと呼んだ。

### 問3 [6] ②

ソクラテスのいう問答法(対話法)は、相手との問答を繰り返すことによって、相手に無知を自覚させ、思索を深めさせて真の知に至らしめる方法である。すなわち、知識を教えるのではなく、相手が自ら知を深めていくのを手助けする知の助産術を意味する。したがって、問答を「自問自答」としている点でも、また、「それ(真理)を他人に伝授する」としている点でも、ソクラテスの問答法の説明として誤っている。

①「無知の知」の自覚、真の知を愛し求める「フィロソフィア(哲学)」の説明として正しい。③「魂の配慮(世話)」の説明として正しい。④「善く生きること」すなわち徳を持つことの説明として正しい。

### 問4 [7] ③

資料文は、プラトン(前427～前347)の『国家(下)』(藤沢令夫訳、岩波文庫)の中で、プラトンが太陽の比喩を用いてイデア(実相)について述べている部分の一節を引用したものである。プラトンによれば、「見られる世界」すなわち現象界においては、太陽の光によってすべてのものが見られるように、「思惟によって知られる世界」すなわちイデア界に君臨する善のイデアは、「すべて正しく美しいもの」すなわち善・美の事柄を生み出す原因であり、思慮ある行いをしようとする者は、この究極の善のイデアを見なければならない。

①プラトンは、イデア界を「知的世界」、「思惟によって知られる世界」と述べており、当然、イデア界に君臨する善のイデアは、感覚ではなく思惟によってのみ知ることができる。したがって、「究極のイデアを明確に認識しようとする者は自ら

の感覚をより鋭く研ぎ澄まさなければならない」という記述は誤りである。②資料文で「知的世界には…〈善〉の実相(イデア)がある」「この〈善〉の実相こそはあらゆるものにとって…生み出す原因である」と述べられていることからもわかるように、プラトンの言うイデアは、現象界の個々の事物に内在するものではなく、現象界とは別のイデア界の存在である。したがって、プラトンが、善のイデアを「現象界における個々の事物に内在する真の実在」と捉えたという記述は誤りである。イデアに相当する事物の本質をエイドス(形相)と呼び、それを現象界における個々の事物に内在すると捉えたのは、プラトンの弟子のアリストテレス(前384～前322)である。④プラトンは真の実在であるイデア(実相)は、「思惟によって知られる」と述べており、「思惟によって真の実在を認識できるというのは、…単なる人間の思い上がりにすぎない」という記述は誤りである。

### 問5 [8] ④

アリストテレスは、幸福こそが人間の究極の目的であり、最高善であると考えた。そして、その幸福すなわち最高善は、人間固有の働きである理性を最高度に発揮する観想(テオーリア)的生活の中にあると説いた。

①ゼノン(前335?～前263?)を祖とするストア派のアバティア(情念に動かされない心の状態)についての記述である。②エピクロス(前341?～前270?)のアタラクシア(魂の平安)についての記述である。③哲学は、魂を肉体という牢獄から解放するための「死の修練」であるとしたプラトンの考えについての記述である。

### 問6 [9] ③

ソクラテス、プラトン、アリストテレスのいずれにとってもポリスの市民としての義務を果たすことは当然のことであり、ポリスの中で自らの理性に従って純粋に真理を求める観想(テオーリア)的生活こそが、幸福な生活にほかならなかった。

①ポリスの市民の幸福觀と言っても、すべての市民が同じ幸福觀を共有しているとは限らない。例えば、普遍的な価値の存在を肯定する者とそうでない者との幸福觀はおのずから異なるだろう。②思慮を働かせ真理を求めるに気を遣い、魂をできるだけ善いものにすることが幸福だとしたソクラテスからすれば、金銭や地位や名誉にばかり気を遣うような生活は、決して幸福な生活とは言えないだろう。④キリスト教における信仰人としての幸福觀の説明である。

問7 [10] ①

イエス(前4?~30?)は、「私が律法や預言者を廃するために来たと思ってはならない。廃するためではなく、成就するために来たのである」と述べているから、「律法を否定した」というのは誤りである。イエスは、律法の形式的な遵守ではなく律法を内面化すること、つまり一人ひとりの人間がその全存在をかけて神と向き合い、神に対する敬虔な信仰を持つことが「律法の成就」すなわち神による救済にほかならないとしたのである。

②パウロ(?~前60?)は、原罪を負った人類を救うために、神がそのひとり子であるイエスをキリスト(救世主)としてこの世に送り、十字架のイエスを生贋として人類の罪をあがなった(贖罪)と考えたのである。③アウグスティヌス(354~430)は、人間は神の恩寵によってのみ救われる説き、その救いを仲介する神の地上における代理者が教会であると主張した。④スコラ哲学の大成者とされるトマス・アクィナス(1225?~1274)は、人間の理性に基づく真理の探求は、神が創造した自然の秩序の探求にほかならないとし、信仰の優位を前提として理性と信仰の調和を図ろうとした。

問8 [11] ③

イスラーム圏では、今日、欧米的な近代化に抵抗してイスラーム信仰を中心とした政治体制や社会制度を実現しようとする運動が見られる。

①ムハンマド(マホメット、570?~632)は、「救世主」ではなく、預言者のひとりであり、かつ最大にして最後の預言者であるとされている。また、ムハンマドがアッラーから下された啓示を記したとされる『クルアーン(コーラン)』は、「唯一の聖典」ではなく、ユダヤ教の『旧約聖書』もキリスト教の『新約聖書』も聖典(啓典)として尊重されるが、『クルアーン』は神がムハンマドを通じて与えた最終的な啓示とされている。②「神の子」を天使、「救世主」を預言者にすれば、六信の内容として正しくなる。また、「罪の告白」を信仰の告白にすれば五行の内容として正しくなる。イスラーム教では、神の子や救世主の存在は認められない。④イスラーム教では、聖俗を区別しないので神に仕える特別な存在としての「聖職者」は存在しない。

問9 [12] ④

本文の最終段落で「古来、万人共通の普遍的な幸福は存在しないという考え方と、万人共通の普遍的な幸福が存在するという考え方があり」と述べていること、また、本文第2段落で「彼ら(ソフィスト)は、…普遍的な真理や価値には懷疑的であった」と述べ

ていること、さらに、本文第3段落で「相対主義の立場を批判し、アテネの正義と秩序の回復を求め、普遍的な真理を探求し、人間としていかに生きるべきかを説いたのがソクラテスであった」、「弟子のプラトンは、こうした師の精神を受け継ぎ」、その弟子の「アリストテレスもプラトン哲学の強い影響を受けた」と述べていることから、④が正解となる。

①本文第4段落に、ヘレニズム期には「理性を有する限り人間はすべて世界市民として同胞であり、平等であるという思想も登場した」と述べられているから、「世界市民としての人間の生き方は否定された」という記述は適当でない。②本文第4段落に「ヘレニズムの思想・文化は、後にヘブライの地に成立したキリスト教が西洋世界へ広まり、やがて民族や国家の枠を超えた世界宗教となっていく精神的土壤となった」と述べられているので、「ヘレニズムの影響は見られない」という記述は適当ではない。③本文第2段落で、ソフィストは、「普遍的な真理や価値には懷疑的であった」と述べられているので、「普遍的・客観的な真理を探求する態度は、ソフィストによって深められ」という記述は適当でない。

### 第3問 江戸時代の思想

#### 【出題のねらい】

朱子学、陽明学、古学などの儒学を中心に、国学や民衆思想、洋学の系譜など、江戸時代の思想の特徴やそれらが生まれた背景について、幅広く出題した。江戸時代の思想は、センター試験において頻出分野であり、これを機に知識を整理しておきたい。

#### 【設問別解説】

問1 [13] ④

五山の禅僧であった藤原惺窓(1561~1619)は、仏教は人倫の道を軽視しているとして還俗し、儒学者となった。彼は、近世儒学の祖と言われ、江戸幕府に弟子の林羅山を推挙したことでも知られる。

①②③も朱子学者である。①貝原益軒(1630~1714)は、朱子学だけでなく、医学、民俗、歴史、教育など幅広い分野で業績を残した。主著に『養生訓』などがある。②木下順庵(1621~98)は、京都東山に塾を開き、新井白石(1657~1725)や雨森芳洲(1668~1755)などを育てた。③佐藤直方(1650~1719)は、山崎闇斎(1618~82)の弟子であるが、後に闇斎の説いた垂加神道を批判し、破門された。①②③の人の名はいずれもやや細かい知識に属するが、正解の④は基本的知識として覚えておきたい。

問2 [14] ③

③「新井白石」ではなく大塩平八郎(1792～1837)についての記述である。新井白石は、朱子学者として仁政に基づく政治(正徳の治)を説くとともに、『西洋紀聞』を著し、西洋の科学技術を高く評価した。

①林羅山(1583～1657)は、「天は高く地は低し、上下差別あるごとく、人にも又君は尊く、臣は卑しきぞ」と述べ、封建的な身分制度や道徳を自然の理(上下定分の理)として正当化した。②山崎闇斎は、朱子学の理と日本神話の神との融合を説く垂加神道を唱え、のちの尊王思想にも影響を及ぼした。④雨森芳洲は、対馬藩に仕えて、朝鮮との外交に尽力した。「誠信之交」(互いに欺かず争わず、誠心の基本精神による交際)を外交の基本姿勢に据えた。

問3 [15] ②

山鹿素行(1622～85)の著書は『聖教要録』。彼は、泰平の世においては「弓馬の道に精通した戦闘者」としての武士のあり方を称揚する旧来の武士道を見直す必要があるとし、武士は「農工商の三民の道徳的指導者」となるべきだとする士道を説いた。

他の語句についても説明しておこう。『葉隱』は山本常朝(1659～1719)の著書。同書の中の「武士道と云は、死ぬ事と見付けたり」という言葉は伝統的な武士のあり方を象徴するものとして有名。『語孟字義』は伊藤仁斎(1627～1705)の著書で、彼はこれによって、『論語』や『孟子』(語孟)を体系的に解釈し、古義学を確立した。古道とは、仏教や儒学などの外来思想を排斥し、『古事記』や『日本書紀』に示された神々の事績を意味するものとして押されておこう。天道とは、二宮尊徳(1787～1856)の思想の根幹となる教えの一つである。彼は、農業は自然の営みである天道と、人間の働きである人道の両者によって成り立っていると説いた。

問4 [16] ④

④「荻生徂徠」ではなく本居宣長(1730～1801)についての記述。本居宣長は、『源氏物語』の研究を通じて「もののあはれ」を知ることの大切さを説いた。「もののあはれ」とは、人間が物事に触れた時に生じるしみじみとした感動を言う。彼は、美しいものを見て、素直に美しいと感じる心の動きこそ文芸の本質であり、人間らしい生き方の根本にあるべきものだと考えた。

①②⑧は、いずれも荻生徂徠(1666～1728)についての記述として正しい。彼は、古文辞学を提唱し、六經(『易經』『詩經』『書經』『春秋』『礼記』『樂經』)などの中国の古典や聖人の文辭を研究することを通じて、古代中国の聖人が制作した道(先王之道)

こそが、天下を安泰にするための道(治國平天下の道)であると説いた。それは①君主や聖人が天下を治め、民を安げるために作った経世済民の道であり、具体的には、②儀礼・音楽・刑罰・政治などの制度(礼樂刑政)である。③荻生徂徠は、赤穂浪士の討ち入り問題について、主君の仇討ちが幕府の秩序を乱す場合には不義になるとして、赤穂浪士の処罰に賛成した。

問5 [17] ③

日本の陽明学の祖とされる中江藤樹(1608～48)は、孔子が親子の情愛として説いた「孝」を、すべての人間関係を成り立たせる普遍的な愛、さらには宇宙万物を貫く道理として説いた。

①伊藤仁斎についての記述である。伊藤仁斎は、古義学を提唱し、『論語』を「最上至極宇宙第一の書」であると評価した。そして、「仁」や「愛」を実現するために、自他を偽らない純粹な心である「誠」が必要だと説いた。②古学派に関する記述である。古学派には、山鹿素行の説いた古学だけでなく、伊藤仁斎の古義学や荻生徂徠の古文辞学が含まれる。古学は、朱子学や陽明学のように後代の儒学者の解釈に頼ることなく、孔子・孟子などの原典を直接読むことの重要性を説くものである。④中江藤樹は、「時・処・位」に応じた道徳を実践していくことが必要だと説いた。

問6 [18] ①

「聖人は不耕にして、衆人の直耕、転業の穀を貪食し、口説をもって直耕転職の天子なる衆人を誑かし、自然の天下を盗み、上に立ちて王と号す」という言葉は、安藤昌益(1703～62)によるものである。彼は、幕藩体制を守ることを口実に、農業に従事せず、農民に寄生する武士たちを不耕貪食の徒だと批判した。すべての人が農業に従事するという万人直耕の社会を自然世と呼んで理想とした。

②石田梅岩(1685～1744)の言葉である。石田梅岩は、士農工商は職分の別による社会的分業であると説き、それぞれの職分を全うし、正直と僕約の道に生きることの重要性を説いた。③横井小楠(1809～69)の言葉である。開国論者であった彼は、幕府の鎖国体制を批判し、東洋の精神的伝統のうえに、西洋の知識・技術を受容していくべきだとする和魂洋才を説いた。④二宮尊徳の言葉である。彼は、報徳思想を説き、天道の恩に報いるとともに、人道を全うするために、「分度」と「推讓」が重要だと説いた。「分度」とは自分の経済力に応じた合理的な生活設計を立てることで、「推讓」とは僕約によって生じた余剰を他の人々に譲ることを意味する(二宮

尊徳については、問3の解説も参照)。

問7 [19] ④

平田篤胤(1776～1843)は、復古神道を説いた人物として知られる。復古神道とは、儒学や仏教の影響を排して、天皇を中心とした日本古来の神の道への復帰を説く神道説である。平田篤胤の説く復古神道は、天皇の絶対性や他国に対する日本の優越性などを強調したものであり、幕末の尊王攘夷思想に大きな影響を与えた。

①世阿弥(1363?～1443?)に関する記述である。彼は、能楽の理論を示した『風姿花伝』を著し、能楽の神髄を幽玄の美に見いだした。ちなみに、契沖(1640～1701)は、『万葉集』や『古今集』などを、実証的に研究した国学者である。②賀茂真淵(1697～1769)は、『万葉集』などの古典の研究を通じて、素朴で力強い「高く直き心」と、男性的でおからかわ歌風である「ますらおぶり」に、日本人の理想の精神を見いだした。③本居宣長は、儒学や仏教など外来の思想に感化された精神を「漢意」と呼んで批判し、日本人固有の精神である大和心や共同体に融合する心でもある清明心を高く評価した。また彼は、「よくもあしくも生まれつきたるままの心」を「真心」と呼び、それを日本古来の精神として尊重した。

問8 [20] ②

A：高野長英(1804～50)に関する記述である。彼は『戊戌夢物語』を著してイギリスの強さと危険性を警告するとともに、幕府の鎖国政策を批判し、そのために投獄された(蛮社の獄)。B：佐久間象山(1811～64)に関する記述である。朱子学を学んだ彼は、朱子学の道徳性を高く評価した。また、アヘン戦争で中国がイギリスに敗れたことに衝撃を受け、「夷の術を以て夷を防ぐより外これ無し」と考え、「東洋道德、西洋芸術」という言葉で西洋の科学技術を積極的に取り入れる必要性を説いた。C：吉田松陰(1830～59)に関する記述である。幕末の尊王思想家であった彼は、松下村塾を開き、伊藤博文(1841～1909)など多くの弟子を育成した。吉田松陰は、「一君万民」論を説き、志士は身分や家柄を捨てて一草莽(在野人)として立ち上がりという草莽崛起の思想を主張し、幕府から危険視されて安政の大獄で刑死させられた。以上の組合せから、正解は②である。

ちなみに、緒方洪庵(1810～63)は、江戸時代の蘭学者であり、大坂で蘭学塾の適塾を開き、福沢諭吉(1834～1901)など多くの逸材を育てた人物である。また、杉田玄白(1733～1817)は、前野良沢(1723～

1803)とともに、西洋医学の解剖学書を翻訳して(『解体新書』)、蘭学の発展に大きな役割を果たしたこと知られる。

問9 [21] ④

本文の最終段落で、江戸時代には人・モノ・情報の流通網が整備されるとともに、思想と思想が衝突し、議論できる基盤があったことが述べられている。

①本文第1段落では、江戸時代は平和な時代であり、徳川家を頂点とする幕藩体制はおよそ260年あまり維持されたとあるので誤り。②本文第3段落では、儒学をめぐる様々な思想が、商人や農民などの民衆に目を向けた思想を生み出す契機ともなったがあるので誤り。③本文第3段落では、儒学の中でも、古学派の山鹿素行や陽明学派の中江藤樹から批判されたことが述べられているから誤り。

## 第4問 市民社会の倫理

### 【出題のねらい】

本問は、市民社会の倫理に関する基本事項を問うものである。近代市民社会を支える倫理という観点から、ロックの社会契約説、ルソーの社会的自由についての文章の読み取り問題、アダム・スミスの共感、ベンサムやJ.S.ミルの功利主義、カントやヘーゲルの思想などを取り上げた。

### 【設問別解説】

問1 [22] ⑤

ア－C フランスの啓蒙主義の思想家であるモンテスキュー(1689～1755)は、『法の精神』を著し、国家権力を立法権・行政権(執行権)・司法権の三権に分け、三権相互の抑制と均衡によって権力の乱用を防止すべきであるとする三権分立を唱えた。

イ－B フランスのモラリストであるモンテニュ(1533～92)は、『エセー(隨想録)』を著し、「私は何を知っているか(ク・セ・ジュ)」という自己省察の精神に立脚して、偏見・傲慢・宗教的不寛容などを戒め、真理に対する謙虚さを説いた。なお、モラリストとは、人々の行動や心理を見つめ、人間としてのるべき姿(モラル)を探求した思想家をいう。

ウ－D フランスの代表的な啓蒙思想家であるヴォルテール(1694～1778)は、『哲学書簡』や『寛容論』などの著作において、イギリスの社会制度を紹介しつつ自国の絶対王政を批判し、宗教的寛容や言論・出版の自由などを説いた。

エ－A オランダの法学者グロティウス(1583～1645)は、『戦争と平和の法』を著し、人間社会には理性に根ざした普遍的な法(自然法)があるという立

場から、国際社会にも諸国家が従わなければならぬ法(国際法)が存在すると主張した。

以上より、最も適当な組合せは⑤となる。

問2 [23] ②

イギリスの思想家ロック(1632～1704)は、『市民政府論(統治論)』において、②で述べられているような抵抗権(革命権)の思想を説いた。ロックによれば、国家や政府が組織される前の自然状態において、人間は生まれながらに生命・自由・財産(労働の成果)についての自然権を持ち、自然法が支配するある程度平和な状態の中で暮らしていたが、そこでは成文法や裁判官が存在しないため、自然権の保護が不確実となる。そこで、自然権を確実に保障するため、人々は契約を結んで国家・政府を作り、これに権力(自然法の解釈・執行、処罰の権力)を信託(=自然権を保障するという条件付きで譲渡)し、政府が自然権を侵害した場合には、人は信託に反するものとして、これに抵抗し、政府を変更することができると主張した。

①イギリスの思想家霍ップズ(1588～1679)が、著書『リヴァイアサン』の中で述べた思想である。③ロックは無神論者ではなく、キリスト教の信仰を否定していない。ただし、王権神授説批判と社会契約に関する記述は正しい。④フランスの学者であるデカルト(1596～1650)の思想についての記述である。

問3 [24] ③

資料文によれば、人々が社会契約によって手に入れるものは、市民(社会)的自由と所有権であるが、ここで言う所有権は、法律上の権限の上に成り立つものであり、暴力の結果である占有とは異なる。したがって、社会契約によって市民的自由を獲得した後では、暴力によって獲得した占有は、法律上の権限を持つ所有権とは認められないことが資料文から読み取れる。〔なお、資料文は、ルソー著(桑原武夫・前川貞次郎訳)『社会契約論』岩波文庫に拠った。ただし、一部の字句を修正してある。〕

①②④は、いずれも資料文から読み取ることができる内容である。

問4 [25] ④

イギリスの経済学者・道徳哲学者であるアダム・スミス(1723～90)は、『国富論(諸国民の富)』において、人々の利己心に基づく行動が「見えざる手」に導かれて、社会全体の利益を増大させると説いた。ただし、単なる恣意的な自由が社会全体の利益増大をもたらすと説いたわけではない。スミスは、『道徳感情論』において、公平な第三者の共感とい

う道徳的な感情が、利己心に基づく各人の行動を内面から規制することで私益と公益との調和が図られ、市民社会の秩序が保たれると説いたのである。

①大陸合理論とイギリス経験論を総合したカント(1724～1804)の認識論についての記述である。②マルティア・セン(1933～)のケイパビリティ(潜在能力)についての記述である。センは、福祉を所得や富の量で捉えてその公正な配分を説くロールズ(1921～2002)の思想を批判し、自ら価値があると認めるような諸目的を追求する自由を意味するケイパビリティ(潜在能力)=生き方の幅を各人にに対して等しく保障することこそが重要であると説いた。③ベンサム(1748～1832)の制裁についての記述である。

問5 [26] ①

ベンサムは、人間の本性は快楽を求めて苦痛を避けようとするものであるから、幸福とは快楽の増大あるいは苦痛の減少であると捉え、この意味での幸福を実現するのに有効であるかどうかという功利(有用性)の観点からすべての行為の善悪を判断すべきであるという功利主義を主張した。そして彼は、その前提として、快楽を、強さ、持続性、確実性、実現の時期の近さ、多産性、純粹性、範囲の七つの基準によって、量的に計算することが可能であると説いた。また、身体的な快楽と精神的な快楽に質的な違いはないと主張した。

②ベンサムは、行為の「動機」よりも行為がもたらす「結果」を重視した。行為の動機を重視したのは、カントである(カントについては、問7の解説を参照)。③スペンサー(1820～1903)が説いた社会進化論についての記述である。④ベンサムは、一人は必ず一票として計算されなければならないという考え方から、普通選挙制度の導入を主張した。

問6 [27] ⑥

J.S.ミルは、その著作『自由論』において、各人の個性を自由に伸ばすことがその人にとっての幸福であり、また社会全体の幸福を増進するとして、個人の自由に対する制限は、他者への危害を防止する場合に限られるべきであるとし、たとえある行為がその行為者自身に有害であるとしても、それだけの理由で自由をむやみに制限してはならないと説いた。個人の自由に対するこのような考え方は、他者危害の原則と呼ばれる。なお、J.S.ミルは、快楽はすべて量的に計算できるというベンサムの考え方を修正し、快楽には量的に計算できない質的な違いがあることを認め、感覚的な快楽よりも精神的な快楽のほうが優ると説いた(質的功利主義)。また彼は、功利主義の理想は、行為者自身の最大幸福では

なく、社会全体の最大幸福を目標とする利他主義にあるとして、利他主義こそ最も優れた精神的快楽を与えるものであり、眞の幸福につながると説いた。

なお、『啓蒙とは何か』はカントの著作である。また、『寛容論』はヴォルテールの著作である。

問7 [28] ③

カントは、行為の善さを「結果」の善さではなく「動機」の善さにあるとした。つまり彼は、この世で無条件に善と見なすことができる善意志(動機の善さ)だけであると主張した。そして彼は、外面向的な行為の正しさだけが求められる「適法性」と、純粋な義務の念に基づく行為だけが持つ「道徳性」を区別し、適法性を持つにすぎない行為には、道徳性は認められないと考えた。「高齢者に席を譲ることは当然の義務であると考えて席を譲る」ことは、義務の念を行動の動機としていることから、道徳性を持つと言える。

① ②どちらも適法性を持つにすぎない行為であるから、道徳性を持たない。④仮言命法に従った行動であるから、道徳性を持たない。カントによれば、人間の意志に対する理性の命令の形式には、仮言命法と定言命法の二つがある。仮言命法は、「もし他人から好かれたいのなら親切にせよ」という形の条件付きの命令であり、定言命法は「他人には親切にせよ」という形の無条件の命令である。そして、道徳法則は定言命法の形をとらなければならぬということがカントの考え方である。

問8 [29] ②

ヘーゲル(1770~1831)は、法の客觀性と道徳の主觀性をともに生かしながら統一したものを人倫と呼び、この人倫としての共同体において、個人的自由と社会的自由がともに実現されると説いた。そして、人倫を家族・市民社会・国家の三段階で考え、国家の段階において、家族の愛情によるつながり(共同性)と市民社会での個人の自立性(独立性)とが統合された最高の人倫が実現すると説いた。

①カント(1798~1857)の実証主義についての記述である。③カントが説いた人格についての記述である。④デカルトの物心二元論についての記述である。

問9 [30] ①

本文第1段落の「イギリスでは、商業や工業の発達に伴って早くから市民階級が台頭し、封建的な束縛からの解放を求める動きが広がった」という記述から、①のような内容を読み取ることができる。

②本文第2段落では、イギリスの思想家であるベンサムやJ.S.ミルが自由の制限を前提とし、制限

を守らせるための制裁について思想を展開していることが述べられている。③本文第3段落では、ドイツ観念論の思想家であるヘーゲルが自由を現実の社会や歴史の中で捉えるべきことを説いたことが述べられている。④本文では、平等と自由の対立については、何も述べられていない。

## 第5問 情報化社会の特質と倫理

### 【出題のねらい】

本問では、情報化社会の進展によりもたらされた恩恵と問題を主なテーマとし、現代人の特徴を指摘した思想家や情報化の進展に関する日本の現状などについて問い合わせ、また、論理的思考力を試す問題や、本文の内容の読み取り問題も出題した。現代の思想や情報化社会の現状については、理解が不十分な受験生も少なくないと思われる所以、この機会に学習を深めておいてほしい。

### 【設問別解説】

問1 [31] ①

インターネットで提供される情報が、その受け手に対して及ぼす影響力は、近年のインターネットの普及により、ますます大きくなっている。こうした影響力を悪用して、世論を特定の方向へ導くことは可能であり、「世論が特定の方向へ操作される余地はほとんどなくなった」とは言えない。

②インターネット上において、コンピュータやインターネットの技術を悪用した犯罪(サイバー犯罪)が引き起こされることがしばしばある。ハッカーとは、一般に、コンピュータのネットワークから公的機関や企業などのコンピュータシステムに不正に侵入し、データを破壊したり盗んだりする者を指して用いられる言葉である。④Web上でのコミュニケーションは、生身の他者に触れず、文字や画像を通じて間接的に行われるものであり、かつ匿名性を持つ場合が多いことから、他者を誹謗中傷するような、配慮に欠けたものになってしまふことがある。したがって、電子ネットワーク上で守るべきエチケットであるチケットを意識すべきである。④インターネットが急速に普及したことから、インターネットを活用して情報収集やコミュニケーションを行う人が増えている。だが、インターネットの使用に依存するような状況に陥ると、インターネットで提供される仮想現実(バーチャル・リアリティ)と現実との区別があいまいになり、現実の世界でのコミュニケーションに支障を来すこともある。

問2 [32] ②

a ユビキタスとは、「いつでも、どこでも、

誰でもネットワークに接続できる環境」という意味であり、近年ではIT(情報通信技術)の進展によるユビキタスの実現への期待が高まっている。

なお、アカウンタビリティは、政府などの公的機関や企業などの負う説明責任を表す言葉として使われるものである。

**b** デジタルデバイドとは、コンピュータやインターネットについての習熟度や、経済的格差などによって、情報技術を使いこなせる者と使いこなせない者の間に生じる様々な格差を指す言葉である。

なお、テクノストレスは、コンピュータ機器を恒常に使い続けることにより生じる精神的不安定や肉体的苦痛などを指す言葉であり、モラルハザードは、「倫理の欠如」とも訳され、自己の利益を追求するあまり社会全体の利益を考慮する意識を欠いてしまう状況を表すときに用いられる言葉である。

#### 問3 [33] ⑤

ア フランスの哲学者フーコー(1926~84)は、近代的理性は、社会の規範にかなつたものを「理性的なもの」とし、それにそぐわないものを「狂気」と見なし、排除したり差別したりしてきたと批判した。そして彼は、このような性質を持つ近代的理性は、社会から逸脱した「狂気」を封じ込め、人間を同質化して社会に順応させようとする一種の権力として現代を支配していると主張した。

イ フランクフルト学派に属するアドルノ(1903~69)は、ファシズムを生み出した現代の人々の心理的傾向を分析し、権威のある者には絶対的に服従し、自分より弱いと見なした者には攻撃的な態度をとる権威主義的パーソナリティを、現代人の社会的性格として指摘した。

ウ 政治学者のアーレント(1906~75)は、第二次世界大戦の要因となった全体主義の台頭を防ぐために、どのような社会が築かなければならぬかを検討した。また、彼女は、生命を維持するための「労働」と、生活用具や芸術作品を制作する「仕事」を区別するとともに、言語により人間同士の意思疎通がなされる「活動」を重視した。アーレントは、「活動」が行われることで公共的な空間が生まれ、そこで人間は互いの個性を認め合う公共性を持つことができるようになるが、経済機構が拡大した現代においては、「労働」の領域が大きくなりすぎ、人々の公共性が失われていると主張した。

エ アメリカの社会学者リースマン(1909~2002)は、現代の大衆の社会的性格を、他人指向型という言葉で表した。彼によれば、巨大な社会の中で孤独や不安を感じている現代の大衆は、他の行動を常

に気にかけ、他人と同調することで安心を得ようとする社会的性格が見られると指摘した。

以上より、最も適当な組合せは⑥となる。

#### 問4 [34] ②

1999年に制定された情報公開法は、行政機関の保有する情報(行政文書)について、誰でも開示を請求することができることを規定している。ただし、安全保障に関わる情報や個人情報などは開示されず、その開示の是非は、その情報を保有する省庁の長が判断する。

①2003年に個人情報保護法が制定され、報道機関が報道目的で情報を取得する場合、民間の事業者の保有する情報について、適切な取り扱いをすることが事業者に義務づけられた。③著作権法は、音楽CDや書籍などに関する著作権の保護を図る法律である。同法では著作物の複製について規制しているが、個人的に使用する目的での複製は認めている。したがって、「音楽CDや書籍などの複製が、私的に使用することを目的とする場合も含め、一切禁止されることになった」というのは誤り。④日本国憲法第21条では、表現の自由が規定されており、テレビや新聞などの報道は、公権力に拘束されることなく自由に行われるべきである。「政府が事前に審査すること」は、日本国憲法第21条で禁じる「検閲」に該当するので誤り。検閲を認めると、政府に都合の良い報道しかされなくなり、報道機関の表現の自由が侵害されることになる。

#### 問5 [35] ②

ドイツの社会学者マックス・ウェーバー(1864~1920)は、現代の組織の巨大化した組織を効率的に運営する仕組みである官僚制の特徴を分析した。その主な特徴は、以下のとおりである。

- (1) 規則により、職務区分が明確化されている。
- (2) ピラミッド型の序列に従って、上意下達の命令系統が成立している。
- (3) 文書に基づいて事務処理がなされる。
- (4) 構成員の配置は能力や資格により決定される。
- (5) 特定の分野に長けている専門的職員が存在する。

したがって、①は上記の(3)、③は(2)、④は(4)と合致するが、②は(1)と矛盾する。

#### 問6 [36] ③

ガソリン1リットルで走行できる距離が長い(つまり燃費が良い)自動車を使用すれば、ガソリンにかかるコストを抑えることができる。したがって、

この点を強調したプレゼンテーションは、コスト削減に貢献することをアピールすることになるから、必要な情報を提供している例と言える。

①すでに球場にいる客に、球場までの交通の便をアピールすることは意味がなく、また、「野球の観戦をより楽しんでもらうため」の情報を提供することにもならない。②掃除機本体のカラーが選べることを強調しても、掃除機の吸引力が高いことをアピールすることにはならない。④食材の仕入価格は、「料理の原材料が安全であること」とは直接の関係がない。

問7 [37] ①

フランクフルト学派に属するハーバーマス(1929～)は、理性は本来、主観的な目的を達成するための手段(道具的理性)としての側面だけではなく、他者とのコミュニケーションを重ねていく対話的理性(コミュニケーション的理性)としての側面も持っていると主張した。彼によれば、人間同士が対話的理性により、論拠に基づいて他者を尊重しながら自由に意見を述べ合えば、互いの理解が深まり、何らかの合意を形成することが可能となる。このような合意に基づいて、技術により支配されがちな人間社会のあり方が改善されなければならないと彼は主張した。

②オーストリアの学者ウィトゲンシュタイン(1889～1951)についての記述である。彼によれば、言語で表現されるものは、ある事実を正確に表している場合、真理を表していると言える。しかし、「神」や「人生の意味」などは、経験的に真偽が検証できるものではない。したがって、このような事柄については、言語を用いて真理としてそれを表すことができないので、沈黙すべきであると主張した(『語り得ぬことについては沈黙しなければならない』)。⑧構造主義についての記述である。構造主義とは、人間の理性や主觀を超えた、社会の中に潜み人間を規定する「構造」のあり方を探求しようとする考え方である。構造主義の代表的な思想家であるフランスのレヴィ＝ストロース(1908～2009)は、アマゾンの部族の調査を進めていく中で、西洋文明化されていない「未開社会」の親族体系や神話の中に、社会やそこに住まう者を規定する「構造」を見いだした。そして、文化と自然の調和を図る「未開社会」の野生の思考は、西洋の科学的思考と比較して決して劣っているものではないと主張した。④ドイツの実存主義の哲学者ハイデッガー(1889～1976)の思想である。彼によれば、自分自身に関心を持ち自分が存在する意味を問う人間は、単なる「存在

者」ではなく、「現存在」と呼ばれるべきものである。現存在である人間は、この世界の中で、常に周りの他者や世間にに対して関わりを持つとうとする(世界-内-存在)。その中で人は、他者を気にかけながら日常の生活に埋没している「ひと(ダス・マン)」になってしまっていると彼は指摘した。そして、日常生活に埋没することで失われた本来の自己を取り戻すために、人間は、自らが「死への存在」であることを自覚し、死に向かっている今の自分がいかに生きるべきかを考えなければならぬと彼は主張した。

問8 [38] ④

本文最終段落の2行目以降に、「インターネットが持つ『気楽さ』や『容易さ』に逃げ込んでばかりいるのは問題である」という記述がある。さらに同段落の3行目以降に、「他者と正面から向き合い、他者を理解し受け入れようとする努力が必要な時もある」と述べられ、5行目以降では「情報の真偽を検討し、自分にとって必要な情報を選び取る能力を身につけることも大切である」と書かれていることから、この選択肢が正しいと判断できる。

①本文第1段落の2行目以降では、メールなら言いたいことも言えるという人が少なからずいる理由として、「実際に相手と顔をつきあわせていると、…言いたいことが言えなくなる。しかし、…電子メールを通じてなら、相手の反応をその場で直接感じることは避けられる」ことを挙げている。この選択肢では、そうした理由を、「メールを見た相手がどう反応したのかを直接知ることができる」ことであると述べているので、誤り。②本文第3段落の4行目以降で、情報をすぐに調べることができるというインターネットの特性は、「これまでの情報化社会の進展の過程で普及した他の情報収集ツールと比較しても際立ったもの」だと述べている。この選択肢では、インターネットのこうした特性が「他の情報収集ツールと同様である」としているので、誤り。また、インターネットに、「それを誰でも活用できるというところ」に大きな特徴があるということは、本文には書かれていない。③本文最終段落では、インターネットの技術の向上だけではなく、他者と向き合い理解しながら交流しようとする努力や、情報を取捨選択する能力を身につけようとする努力を積み重ねることが、「人々や社会のあり方を良い方向に導く」と書かれている。この選択肢は、「インターネットに関する技術が向上」すれば、それだけでインターネットに関わる問題が解決するかのように述べているので、本文の内容とは異なる。

## ＝＝＝ 政治・経済 ＝＝＝

### 【解答・採点基準】

(100点満点)

問題番号	設問	解番	答号	正解	配点	自己採点
第1問	問1	1	②	2		
	問2	2	⑥	2		
	問3	3	②	3		
	問4	4	④	3		
	問5	5	②	2		
	問6	6	④	3		
	問7	7	③	2		
	問8	8	③	2		
	問9	9	④	3		
	問10	10	①	2		
第1問 自己採点小計				(24)		
第2問	問1	11	①	3		
	問2	12	②	2		
	問3	13	②	3		
	問4	14	④	3		
	問5	15	③	2		
	問6	16	③	3		
	問7	17	②	3		
第2問 自己採点小計				(19)		
第3問	問1	18	②	2		
	問2	19	②	3		
	問3	20	①	3		
	問4	21	④	3		
	問5	22	①	3		
	問6	23	②	3		
	問7	24	④	2		
第3問 自己採点小計				(19)		
第4問	問1	25	③	3		
	問2	26	④	2		
	問3	27	④	3		
	問4	28	②	3		
	問5	29	⑤	3		
	問6	30	②	3		
	問7	31	②	2		
第4問 自己採点小計				(19)		

問題番号	設問	解番	答号	正解	配点	自己採点
第5問	問1	32	④	3		
	問2	33	②	2		
	問3	34	⑤	2		
	問4	35	②	3		
	問5	36	③	3		
	問6	37	②	3		
	問7	38	④	3		
第5問 自己採点小計				(19)		
自己採点合計				(100)		

### 【解説】

#### 第1問 民主社会と法

##### 【出題のねらい】

本問は、民主社会と法、とりわけ近代民主国家の基本原理である立憲主義をテーマに据えながら、人権宣言、社会契約説、権力分立、法の支配、違憲審査制度、国政の民主的統制、選挙の一般的原則、政党に関する基礎知識など、幅広く問うことをねらいとしている。

##### 【設問別解説】

###### 問1 1 ②

一般に、領域・国民・主権を、国家の三要素という。領域とは、国家の排他的支配が及ぶ範囲(領土・領海・領空)をいう。また、主権は、フランスの政治思想家ボーダン(1530~96)が初めて体系的に論じ、国家権力の最高・独立性(主権国家というときの「主権」)、国政についての最高決定権(国民主権というときの「主権」)、領域内を支配する統治権という三つの意味がある。このうち、国家の三要素としての主権は、統治権を意味する。

###### 問2 2 ⑥

A(国会の裁判所に対するコントロール)に該当するのは、弾劾裁判所の設置である。国会は、衆参両議院からそれぞれ7名ずつ選出された14名の裁判員から成る弾劾裁判所を設置し、職務上の義務に著しく違反し、または職務をはなはだしく怠った裁判官や、裁判官としての威信を著しく損う非行があった裁判官を弾劾裁判によって罷免することができる(弾劾裁判所の設置については日本国憲法第64条)。なお「裁判所の内部規律に関する規則の制定」は、最高裁判所の権限に属する(第77条)。また「下級裁判所裁判官の任命」は、最高裁判所の指名した者の名簿によって、内閣が行うことになっている(第80

条1項)。したがって、いずれもAには当てはまらない。

B(内閣の裁判所に対するコントロール)に該当するのは、下級裁判所裁判官の任命である。すでに説明したとおり、「彈劾裁判所の設置」は、国会の裁判所に対するコントロールであるし、「裁判所の内部規律に関する規則の制定」は、最高裁判所の権限に属する。また、「行政訴訟の終審裁判」については、憲法上「行政機関は、終審として裁判を行ふことができない」(第76条2項)とされており、内閣の裁判所に対するコントロールとはなり得ない。

C(内閣の国会に対するコントロール)に該当するのは、衆議院の解散(第7条3号・第69条)である。「国政調査権」(第62条)は、国会各議院の内閣や裁判所に対するコントロールである。ただし、裁判所に対する国政調査については、司法権の独立を侵すような内容の調査(判決内容の当否に関する調査など)はできないとされている。

### 問3 [3] ②

アには「議会」が入る。イギリス『権利章典』(1689年)とは、名誉革命後の権利宣言に法的効力を与えるために議会によって制定された法律であり、国会の同意なき法律の執行停止や適用免除を違法とし、また、国民(臣民)が古来よりもつ諸権利や自由を確認することなどを内容としている。成文憲法典をもたないイギリスにおいて、この『権利章典』は今もなおその効力を保ち、実質的な憲法の一部を構成している。

イには「幸福と安寧」が入る。『ヴァージニア権利章典』(1776年)は、財産を取得・所有し、幸福を追求する手段を伴う権利・自由を、自然権(人間が生まれながらにしてもつ権利／天賦人権)として宣言しており、同年のアメリカ独立宣言に大きな影響を与えた。

ウには「権力の分立」が入る。フランスの『人および市民の権利宣言』(1789年)は、一般に『フランス人権宣言』と呼ばれ、自由・所有権・安全および圧制への抵抗を自然権として宣言し(第2条)、また、権利の保障と権力の分立を憲法の本質的要素とした(第16条)ことなどが知られる。

以上より、正しい組合せは②となる。

### 問4 [4] ④

ルソー(1712~78)は、社会契約を、公益をめざす人民共通の意志である一般意志に全面的に従うという合意であると捉えた。ルソーは、私有財産制と共に始まった文明状態において失われた自由を回復するために、一般意志の下に新たな共同社会を創りあ

げるべきことを説いたのである。そして、一般意志は代表され得ないとする立場から、間接民主制(代表民主制)ではなく直接民主制を主張した。

①ホップズ(1588~1679)は自然権を自己保存の権利と捉え、国家が成立する以前の自然状態を、人々が自己保存をめぐって互いに争い合う「万人の万人に対する闘争状態」であると考えた。自然権を、各人が自らの生命、自由、財産を平穏に享受する権利(所有権)と捉えたのは、ホップズではなくロック(1632~1704)である。②ルソーは、自然状態について、各人が自由を享受し、自己愛と共に他人に対する憐憫の情を有していた理想的な状態と考えた。しかし、上述のように、ホップズは自然状態を「万人の万人に対する闘争状態」であると解しており、「自然状態を、人々が平和のうちに共存する理想的な状態である」とは考えていなかった。③社会契約を、自然権を国家に対して全面的に譲渡する人民の合意であると捉えたのは、ホップズである。ロックが考える社会契約とは、ホップズのような自然権の全面譲渡を内容とするものではなく、あくまでも自然権を守るために権力を政府に信託するものである。したがって、政府がその信託に違反した場合、人々は政府に抵抗し、政府を変更することができる(抵抗権・革命権)。また、ルソーは、先に述べたように、社会契約を一般意志に全面的に従う合意と捉えた。

### 問5 [5] ②

地方特別法とは、日本国憲法第95条の「一の地方公共団体のみに適用される特別法」のことである。同条は、地方特別法について、「法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない」と規定し、住民投票による国民(住民)の直接民主主義的制度を採用している。日本国憲法上の直接民主主義的な制度としては、他にも最高裁判所裁判官の国民審査(第79条2項・3項)と憲法改正の国民投票(第96条1項)がある。

③④のような制度は、日本国憲法上、存在しない。なお、地方自治レベルでは、地方自治の本旨(第92条)としての住民自治に沿う制度として、地方自治体の長や議員などの直接選挙(第93条2項)のほか、住民による条例の制定・改廃請求、事務監査請求、議会の解散請求、長・議員の解職請求、その他役員の解職請求などの直接請求の仕組みがある(地方自治法)ことを押さえておこう。

### 問6 [6] ④

法の支配とは、国家権力の発動を「法」で拘束す

ことによって、国家による専断的な支配を排し、国民の権利・自由を保障しようとする、自由主義的な原理をいう。法の支配における「法」とは、いかなる内容であっても良いというわけではなく、個人の権利・自由を尊重するものであることが求められる。これに対して、選択肢④の「個人の権利は法律が認める範囲内でのみ保障され、法律によって自由に制約できる」というのは、「法の支配」ではなく、19世紀のドイツで発達した法治主義の「法律の留保」という考え方である。このような形で権利が恣意的に制約できるとするなら、法による権利の保障は有名無実化してしまう。実際、この考え方方に立つ戦前の大日本帝国憲法の下では、治安維持法(1925年)など悪法による人権の抑圧・侵害が横行した。

①法の支配は、為政者の恣意的な支配を意味する人の支配と対置される概念である。17世紀のイギリスの裁判官エドワード・コーク(クック: 1552~1634)がジェームス1世を諫める際に援用したブラクトン(13世紀)の言葉「国王といえども神と法の下にたつ」は、人の支配に対する法の支配の意味を端的に言い表している。②法の支配の考え方は、中世以来のイギリスで確立したコモン・ロー(裁判所が判例を通じてつくりあげた判例法の体系で、議会の制定する法と区別される)を背景に発達した。③法の支配における「法」とは、いかなる内容であってもよいというわけではなく、個人の権利・自由を尊重するものであることが求められる。この点については、上記④の解説を参照。

#### 問7 [7] ③

すべての皇室財産は国に属する。皇室の費用は予算に計上して、国民の代表機関である国会の議決を経なければならない(日本国憲法第88条)。したがって、天皇が「皇室財産を自由に処分することができる」という説明は誤りである。

①④予算・決算に国会を通じて民主的コントロールを及ぼそうとする趣旨である(第86条、第90条1項)。②このような考えを租税法律主義という。これも、国民に経済的負担を強いる租税の賦課・徵収について、国民の代表機関である国会が定立する法律の根拠を求める点で、民主的統制としての性格を有する(第84条)。

#### 問8 [8] ③

たとえば、アメリカの大統領選挙は間接選挙である。アメリカでは、有権者が大統領を直接選出するのではなく、まず一般選挙において大統領選挙人を選出し、大統領選挙人が選挙人投票を行って大統領を選出する仕組みになっている。また、ドイツの大

統領の選出も、ドイツ連邦議会議員と各州議会代表によって構成される連邦会議を通じて選出されるという形を採る。一方、フランスやロシアの大統領は国民による直接選挙を通じて選出される。

①「各有権者の投票価値を均等に扱う選挙制度」とは、普通選挙ではなく平等選挙である。②「納税額や財産の多寡などを選挙権の要件としない選挙制度」とは、平等選挙ではなく普通選挙である。今日では、納税額や財産の他にも、さらに人種・信条・性別・門地・教育などを選挙権の要件としないことを含むと考えられている。④日本を含め多くの国々が任意投票制(自由投票制)を採用している。

#### 問9 [9] ④

日本国憲法第81条は、裁判所の違憲審査権について、「一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限」であると規定している。このように、日本の裁判所の違憲審査権は、国会が制定する法律だけではなく、広く行政機関の行う処分についても及ぶ。

①アメリカは、日本と同様に、通常の司法裁判所が具体的な訴訟事件を解決するのに必要な限りにおいて違憲審査権を行使する(付隨的違憲審査制)。したがって、通常の裁判所と区別される特別な憲法裁判所は設置されていない。これに対して、ドイツやイタリアでは、具体的な訴訟事件を離れて、憲法裁判所などが抽象的に法令およびその他の国家行為について違憲審査を行う(抽象的違憲審査制)。②ドイツ連邦憲法裁判所による違憲審査は、法律の憲法適合性審査にも及ぶ。③付隨的違憲審査制を採る日本では、下級裁判所であっても、具体的な訴訟事件を解決するために必要な範囲内で違憲審査権を行使できる。

#### 問10 [10] ①

日本国憲法には、政党に関する直接規定する条文はない。ただし、政党は「政治的結社」であり、その設立と活動の自由は、基本的に日本国憲法第21条の「結社の自由」によって保障される。

②アメリカは典型的な二大政党制の国である。アメリカでは議会における議員の大多数が共和党ないし民主党のいずれかに所属し、19世紀半ば以降の歴代大統領もみな共和党か民主党のいずれかに所属している。③政党は、当初、資産や教養をもつ少数の人々による名望家政党が中心であったが、その後、選挙権の拡大に呼応して、多数の有権者を組織する大衆政党へと変化・発展した。④政党内閣とは、議会で多数を占める政党(複数政党による連立も含む)を基礎に成立する内閣をいう。1898年の憲政党を中

心とした第一次大隈内閣が日本初の政党内閣であるといわれる。その後、大正時代には、いわゆる**大正デモクラシー**を背景に原敬や加藤高明らを首班とする政党内閣が誕生し、戦前の政党内閣の流れを定着させた。

## 第2問 日本国憲法における人権保障

### 【出題のねらい】

本問は、日本国憲法で保障されている基本的人権の内容だけでなく、「公共の福祉」による人権の制限、現代社会にみられるさまざまな差別問題やそれに対する取組み、人権保障に関する判例、明治憲法と日本国憲法の比較など、人権に関して幅広く問うものである。この機会に日本国憲法の人権規定をよく読み、その内容を正確に把握しておこう。

### 【設問別解説】

#### 問1 [11] ①

日本国憲法は、基本的人権を「侵すことのできない永久の権利」(第11・97条)と規定し、法律をもってしても、むやみに制限したり奪うことができない自然権としての性格をもつ権利として保障している。しかし、だからといって、人権の行使がいかなる場合においても無制限に認められるということではなく、憲法は、人権を制約する原理として「公共の福祉」という概念を採用している(第12・13・22・29条)。

設問にもあるように、人権の行使が公共の福祉により制約される場合は二つあるとされる。一つは、人権相互の矛盾・衝突を調整するための制約である。これは、すべての人に人権を公平に保障するための制約であり、この意味での制約は、すべての人権に内在しているとされる。たとえば、出版社の表現の自由が特定の個人のプライバシー権や名誉権を不當に侵害するという理由で制約される事例は、この意味における人権の制約に該当する。もう一つは、政策的観点からの制約で、特定の政策目的のために経済の自由が制約される場合である。たとえば、独占禁止法による企業の経済活動の規制は、この意味における制約に該当する。

#### 問2 [12] ②

かつての在外投票制度(海外に3か月以上在住する日本人有権者に、比例代表選挙に限り在外公館などの投票を認める)について、最高裁判所は、在外選挙の対象を衆参両院の比例代表選挙に限定していた公職選挙法の規定を違憲と判断した(2005年)。これを受けて公職選挙法が改正され、海外に在住する日本人有権者は、比例代表選挙だけでなく、衆議

院の**小選挙区選挙**と参議院の**選挙区選挙**についても投票できるようになった。

①日本国憲法は「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」(第15条1項)とし、国民による**公務員の選定罷免権**を保障している。ただし、ここでいう公務員は議員などを指し、すべての公務員の選定・罷免を国民が直接行えるわけではない。③日本国憲法は、「何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、國にその補償を求めることができる」(第40条)とし、国民に**刑事補償請求権**を保障している。④2002年、最高裁判所は、書留郵便について國の賠償責任を郵便物の紛失や毀損などに限定した郵便法の規定を、日本国憲法第17条の**國家賠償請求権**に反するとした(郵便法免責規定違憲判決)。

#### 問3 [13] ②

民法は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の姓を称する」(第750条)とし、夫婦はどちらかの姓(氏)を選ぶことを定めているが、実際には、夫婦の大半は女性が改姓し、夫の姓を名のっている。そこで、婚姻時に夫婦の姓(氏)を統一せず、夫婦が婚姻前のそれぞれの姓をそのまま名のることができる夫婦別姓を選択することができる**選択的夫婦別姓**の採用を求める声もあるが、実現には至っていない。

①外国人登録法は、1年以上日本国内に居住する外国人に対して、指紋の押捺を義務づけていたが、1999年、同法改正により**指紋押捺制度**は全廃された。なお、これとは別に、テロを未然に防ぐことを目的として、2006年に出入国管理及び難民認定法が改正され、日本に入国する16歳以上の外国人に対して、原則として指紋採取と顔写真撮影を義務づけている。③日本では、人種差別撤廃条約の批准に際して、アイヌ文化振興法が制定された(1997年)。これに伴い、アイヌの日本への同化を目的とする北海道旧土人保護法は廃止された。④日本では、女性差別撤廃条約の批准に際して、男女雇用機会均等法が制定され(1985年)、雇用面における男女の均等な機会や待遇を保障することを定めている。

#### 問4 [14] ④

2010年、最高裁判所は、北海道砂川市が空知太神社に市有地を無償で提供していた行為について、日本国憲法が定める**政教分離の原則**(第20条3項、第89条)に反するとし、違憲判決を下した(北海道空知太神社政教分離訴訟)。政教分離の原則をめぐっては、この他に愛媛玉ぐし料訴訟違憲判決がある

(1997年)。

①大日本帝国憲法(明治憲法)は、自由権を中心とした民の権利を保障しており、信教の自由と表現の自由についても不十分ながら規定していた。明治憲法に規定がなく、日本国憲法で新たに保障されるようになった人権には、思想・良心の自由や学問の自由などがある。②精神の自由については、内心の自由と表現の自由に分類できるが、思想・良心の自由などの内心の自由については、他者の人権を侵害する恐れがないため、その限りでいかなる思想であっても絶対的に保障されると考えられている。③通信傍受法(1999年制定)は、組織的殺人など四つの特定犯罪に限定して、裁判官が発付する通信傍受令状に基づき、捜査機関が電話などの通信を傍受することを認めた法律である。同法は、日本国憲法で定める通信の秘密(第21条2項)を侵害する可能性があると指摘されることがあるが、最高裁判所によって違憲と判断されたことはない。

問5 [15] ③

「補償がなくても」は誤り。日本国憲法は「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」(第29条3項)と定めている。たとえば、公共の道路を建設するために、個人の土地が強制的に収用されることがあるが、この場合でも正当な補償がなされなければならない。なお、この事例は、問1の解説でも触れた政策的観点からの「公共の福祉」による制約である。

①日本国憲法は「何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない」(第33条)とし、逮捕については、現行犯の場合を除いて、司法官憲すなわち裁判官が発付する令状が必要であることを定めている(令状主義)。②日本国憲法は「何人も、実行の時に適法であった行為…については、刑事上の責任を問はれない」(第39条)とし、実行の時に適法であった行為を事後法によって処罰できないことを定めている(過及処罰の禁止)。④日本国憲法は「何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない」(第22条2項)と定め、外国移住および国籍離脱の自由を保障している。

問6 [16] ⑧

明治憲法では、主権は天皇に帰属し、天皇は「統治権の総攬者」として統治権を掌握するものとされた。しかし、日本国憲法は、天皇を「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」(第1条)と定め、さらに、「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為

のみを行ひ、国政に関する権能を有しない」(第4条1項)とし、天皇の国政に関する権能を否定している。

①明治憲法で定められている臣民の権利は、自然権という考え方方に立つものではなく、天皇の恩恵によって与えられ、「法律の範囲内」における自由でしかなかった。一方、日本国憲法は、基本的人権を自然権として位置づけており、また、法律の範囲内の保障(法律の留保)という制限も付けていない。②明治憲法では、作戦・用兵の権限である統帥権は天皇の大権であった。それに対して、日本国憲法には自衛隊の指揮権についての規定はなく、自衛隊法により、自衛隊の最高指揮権は文民である内閣総理大臣に与えられている。なお、防衛大臣は、最高指揮権者である内閣総理大臣の下に位置づけられ、自衛隊の隊務を直接統括する権限を有している。④明治憲法には、地方自治に関する規定はなかったが、日本国憲法では、第8章に地方自治のための1章を設けている。

問7 [17] ②

日本国憲法は「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」(第26条)とし、国民の教育を受ける権利を保障している。

①社会権(生存権)は、プロイセン憲法ではなく、ワイメール憲法(ドイツ共和国憲法)によって初めて規定された(1919年)。③日本国憲法は、「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」(第28条)と規定しているが、国家公務員や地方公務員は、その地位の特殊性や公共性から憲法ではなく法律(国家公務員法や地方公務員法)で労働三権が制限されている。すなわち、一般の公務員は争議権が一律に否認され、警察官、刑務所職員、自衛官などは労働三権すべてが否認されている。④教科書検定制度が憲法に違反するか否かが争われた家永教科書裁判では、最高裁判所は、教科書検定制度は、日本国憲法第21条2項で禁止されている検閲には当たらず、合憲とした。また、教育の内容を決定する権利である教育権は、国民ではなく、国家にあるという判断を示した。

### 第3問 日本の司法制度

#### 【出題のねらい】

本問は、日本の司法制度をテーマとして、裁判や裁判所の仕組みについて基本的な知識や理解の程度を試すことを目的に作問した。それに加えて、裁判員制度や被害者参加制度など司法制度改革についても出題し

たので、これを機会に知識を整理しておこう。

#### 【設問別解説】

##### 問1 [18] ②

知的財産高等裁判所は東京高等裁判所の特別支部として2005年に設置された。同裁判所は、特許権や実用新案権などに関わる訴訟の控訴審や特許庁の審決取消訴訟など専門性の高い事件を扱う。なお、知的財産権訴訟の第一審は原則として東京と大阪の地方裁判所に限定され、専門的な処理体制を強化している。

①④日本国憲法第76条2項は「特別裁判所は、これを設置することができない」と規定しており、特別裁判所の設置は禁止されている。特別裁判所とは、通常の司法裁判所の系列外にあって特定の身分の人や事件などを専門的に扱う裁判所で、大日本帝国憲法下では、行政裁判所、皇室裁判所、軍法会議が設置されていた。③簡易裁判所は、下級裁判所の最下級に位置するもので、訴額140万円以下の民事訴訟の第一審、罰金以下の刑にあたる罪など軽微な犯罪についての刑事裁判の第一審を担当している。少年事件や家事審判を扱うのは、家庭裁判所である。

##### 問2 [19] ②

日本国憲法第76条3項は「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」と規定しており、裁判が公正に行われるよう、裁判官の職権の独立を保障している。その独立は行政権からの独立はもとより、司法部内における独立も意味する。したがって、裁判官は最高裁判所や各裁判所の所長など司法部内の上級裁判所や上司などからも独立して裁判を行う。これに関しては、札幌地方裁判所長が、審理中の長沼ナイキ基地訴訟の担当判事に対して書簡を送り、裁判の干渉を行ったと批判された平賀書簡事件(1969年)がある。

①日本国憲法第82条1項は「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ」と規定しており、裁判は公開が原則である。ただし、「裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる」(第82条2項)とあるように、例外も認められている。しかし、その場合でも判決は例外なく公開で行わなければならない。③裁判官の定年に関しては、憲法や法律に定めがある。最高裁判所の裁判官は、70歳に達したときに退官する(日本国憲法第79条5項、裁判所法第50条)、下級裁判所の裁判官の定年は、高等裁判所・地方裁判

所・家庭裁判所の裁判官が65歳、簡易裁判所の裁判官は70歳であり、定年に達したときには退官する(憲法第80条1項、裁判所法第50条)。④日本国憲法第78条で「裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない」と規定されているように、行政機関が裁判官の懲戒処分を行うことはできない。

##### 問3 [20] ①

国選弁護人制度が導入されているのは刑事事件だけであって、民事事件にはそのような制度はない。国選弁護人とは、日本国憲法第37条3項の「刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、國でこれを附する」とする弁護人選任権の保障を受けて、刑事訴訟法により、被告人が経済的貧困その他の事由で私選弁護人を選任できない場合、裁判所が被告人のために選任する弁護人をいう(刑事訴訟法第36条)。加えて、2004年の刑事訴訟法の改正で、拘留されている重大な犯罪を犯した疑いのある被疑者についても国選弁護人制度が導入された。

②日本国憲法第38条1項は「何人も、自己に不利益な供述を強要されない」として黙秘権を保障している。③現在の日本では、国や地方公共団体などの公権力の行使にかかる行政事件も、司法裁判所における裁判で解決が図られる。なお、戦前の日本では、行政事件の裁判は司法裁判所とは系統を異にする特別裁判所である行政裁判所において行われた。④和解は、民事事件においては、紛争の解決手段として非常に重要な役割を担っている。2010年第一審民事通常訴訟事件の既済件数は22万7435件であったが、そのうち判決が8万3796件であったのに対し、和解は7万2683件であった(『司法統計年報 平成22年度版』)。

##### 問4 [21] ④

有罪判決が確定したあとで、その判決に重大な疑いを生じさせるような新たな証拠などが発見された場合、判決を取消して審理をやり直すよう求めるこれを再審請求制度という。1975年の白鳥事件で、最高裁判所が再審の決定にあたっては「疑わしきは被告人の利益に」という原則が適用されるとする判断を示した(白鳥事件そのものについては再審が認められなかった)ことを契機に再審請求が認められる事例が増え、1983年には免田事件、1984年には財田川事件と松山事件、1989年には島田事件で、死刑判決確定後に再審・無罪判決が言い渡された。

①判決の確定前に裁判の適法性または妥当性について上級裁判所に対し判断を求める不服申立てが上

訴である。上訴には控訴(第一審判決に対する上訴), 上告(第二審判決に対する上訴), 抗告(裁判所の命令・決定に対する上訴)があるが, 刑事裁判についていえば, 被告人だけではなく, 起訴を行った検察官側にもその権利がある。②三審制とは, 上訴を認めることにより, 上級審の裁判所の判断を求めるチャンスが原則として二回ある制度のことである。民事裁判, 刑事裁判とも地方裁判所・家庭裁判所を第一審とすれば, 第三審は最高裁判所となるが, 民事裁判で簡易裁判所を第一審とした場合, 第二審が地方裁判所, 第三審が高等裁判所となる。③日本国憲法第81条は「最高裁判所は, 一切の法律, 命令, 規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である」と規定しており, 下級裁判所にも違憲審査権を認めている。したがって, 憲法判断が必要な事件についても原則として三審制が適用される。

問5 [22] ①

労働委員会が労使間の紛争の解決を図る手法には, 鞍旋(当事者間の自主的な紛争解決努力への援助), 調停(調停案を当事者に提示して, 紛争の解決を図る), 仲裁(当事者が受け入れを義務づけられる仲裁裁定を行うことによって紛争を強制的に解決する)がある。

②行政機関は前審としての裁判を行うことができる。たとえば, 公正取引委員会が行う審判は, 専門技術的な知識を備えた委員が司法に類した手続きで事実認定を行う。しかし, 日本国憲法第76条2項に「行政機関は, 終審として裁判を行ふことができない」と規定されているように, 終審として裁判を行うのは司法裁判所となる。③軍法会議とは, 軍人や軍属の軍規違反にかかる事件などについて, 軍法に従い裁判を行う特別裁判所である。明治憲法下では設置されていたが, 現行の日本国憲法は設置を禁止している(第76条2項)。したがって, 自衛隊内で起きた紛争も司法裁判所の管轄となる。④オンブズマン(行政監察官)は, 行政の監視にあたる公的機関で, 職権または申立てにより調査を行い, その結果に基づいて勧告や告発などを行う。北欧諸国を中心導入する国が増えているが, 日本では一部の地方公共団体(川崎市など)で導入されているものの, 国のレベルでは導入されていない。

問6 [23] ②

2007年の刑事訴訟法改正(2008年施行)で導入された被害者参加制度により, 殺人や傷害, 業務上過失致死傷などの刑事裁判で, 犯罪被害者やその遺族などが被害者参加人として裁判に出席し, 証人への尋

問や被告人への質問などができるようになった。

①検察審査会は, 1948年の検察審査会法に基づき, 以前から設置されている。これは, 検察官の公訴権の行使に民意を反映させ, 適正化を図るために導入された制度である。地方裁判所およびその支部の所在地に設置され, 衆議院議員の選挙権者から無作為に抽出された11人の審査員で構成される。検察官の不起訴処分の当否を審査し, 起訴相当, 不起訴不当, 不起訴相当のいずれかの議決をする。なお, 以前は, 検察審査会の議決には検察官に起訴を義務づける法的拘束力がなかった。しかし, 2004年の検察審査会法の改正によって, 起訴相当の議決後, 検察が再度不起訴処分にした場合, 同審査会が再審査し, 8人以上の多数によって起訴すべき旨の議決(起訴議決)をしたときは, 裁判所の指定する弁護士が検察官に代わって公訴を提起し, その維持にあたることに改められた。④裁判迅速化法は, 2003年に「公正かつ適正で充実した手続の下で裁判が迅速に行われること」(第1条)を目的に制定された。すべての裁判の第一審を2年以内に終えることをめざしている。他方, 公訴時効は, 犯罪を犯した者について一定の年数が経過すると公訴を提起できなくなる制度である。この制度については, 2010年4月, 「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」が成立し, 殺人の公訴時効は廃止された。その他, たとえば, 強姦致死罪など法定刑に無期の懲役・禁錮の罪は15年から30年に, 傷害致死, 危険運転致死など上限が20年の懲役・禁錮の罪は10年から20年に, それぞれ延長された。④刑事訴訟においては, 私人の起訴は認められず, 原則として検察官のみにその権限を認めている(刑事訴訟法第247条)。

問7 [24] ④

裁判員制度は, 特定の職業や立場の人に偏らず, 広く国民に裁判への参加を求める制度であるから, 原則として辞退はできないが, 例外として法律や政令で辞退事由が定められており, 裁判所によりその辞退事由にあたると認められれば辞退することができる。その辞退事由には, たとえば70歳以上の人, 地方公共団体の議員(ただし会期中に限る), 学生・生徒, 一定のやむを得ない理由により裁判員の職務を行うことや裁判所に行くことが困難な場合などがある。

①②③はいずれも正しい。

## 第4問 現代の企業

### 【出題のねらい】

本問は, 株式会社を中心とする企業の仕組みやその

現代的動向について、基本的な知識を試すことをねらいとしている。あわせて、中小企業問題や消費者問題、センター試験では頻出である図表を用いた設問も出題した。

#### 【設問別解説】

問1 [25] ③

消費者契約法は、消費者と事業者との間の契約トラブルが増えていることを背景に2000年に制定された法律で、契約をめぐる消費者の利益擁護を図ることを目的としている。この法律では、契約の際に、事業者が事実と異なる説明をしたり、都合の悪いことを知りながら隠していたなど不適切な行為があつた場合に、その契約を取り消すことができると定められている。

①クーリングオフ制度とは、特定の取引に限って、契約後の一定期間、消費者が無条件に契約を解除することができるという制度で、特定商取引法や割賦販売法などに盛り込まれている。訪問販売や電話勧誘販売であれば8日、連鎖販売取引(いわゆるマルチ商法)であれば20日というように、期間は法律によって定められているので、「いつでも解除」とする記述は不適当。また、「インターネットで購入申込みをし」た通信販売の場合については、原則としてクーリングオフは適用されない。また、普通に店舗に出向いて商品を購入した場合も、同制度は適用されない。②製造物責任法(PL法)では、商品に欠陥があった場合には、その欠陥を立証すればメーカーに対して損害賠償を求めることができる。すなわち、「メーカーの過失を立証する必要」はない。「欠陥」と「過失」を混同しないように注意しよう。

④資金の貸借にあたっては、利息制限法や出資法によって金利(利子)の上限が定められている。この上限を超える金利は違法なものとして無効となるから、「その利率で利子を支払う法的義務」は生じない。

問2 [26] ④

2005年に制定(2006年施行)された会社法は、会社企業の形態として次の四つを規定している。

企業形態	出資者
株式会社	全員が有限責任
合名会社	全員が無限責任
合資会社	有限責任と無限責任の両方
合同会社	全員が有限責任

この表と選択肢を対照すれば、「会社法に規定されており「出資者全員が有限責任」である会社形態は、合同会社であることがわかる。なお、株式会

社と合同会社の出資者はいずれも有限責任であるが、両者には違いがある。株式会社の場合は、利益の分配や議決権などについては法律で定められているのに対し、合同会社は「利益の分配や議決権などについて会社の定款で独自に定めることができる」など、企業運営の自由度が高いという点がそれである。

①有限会社は、会社法が制定される以前に存在した企業形態で、同法の制定に伴い有限会社制度は廃止された。そのため、現在では有限会社を新設することはできず、また既存の有限会社は法律上は株式会社とみなされる。②合名会社と③合資会社については表を参照のこと。

問3 [27] ④

かつて、株式会社を設立するには最低でも1000万円の資本金がなければならないとする制度(最低資本金制度)があった。しかし、会社法の制定に伴って最低資本金制度は廃止された。

①会社法に基づき、株式会社には必ず株主総会が設置される。そもそも、株式会社の最高意思決定機関は株主総会なのだから、これが設置されないとすることは考えられないだろう。②上で解説したように、株式会社の最高意思決定機関は、「取締役会」ではなく株主総会である。③株式発行によって株主から集めた(つまり株主が出資した)資本は、会社の自己資本(返済する必要のない資本)であるから、その払戻しは行われない。なお、株主は、保有する株式を売却することにより、出資した資金を回収することができる。

問4 [28] ②

資本装備率とは、従業員一人当たりの有形固定資産(機械設備や建物など)の額を表し、一般にこの率が高いと労働生産性は高くなる。したがって、「資本装備率が高いため、労働生産性が低い」という記述は不適当。事実としても、中小企業は一般に資本装備率が低いために、労働生産性が低くなっている。

①中小企業基本法は、その基本理念として「独立した中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、その経営の革新及び創業が促進され、その経営基盤が強化され、並びに経済的・社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、その多様で活力ある成長発展」(第3条)を図ることを掲げている。③大企業の下請となっている中小企業は少なくないし、④地場産業を支える中小企業が多い。

問5 [29] ⑥

日本の家計は、余剰資金を銀行に預金することが

圧倒的に多い。これに対しアメリカでは、株式投資などに充てられることが多い。以上のことから、日本で相当な割合を占めている**A**が「現金・預金」、日本ではかなり少なくアメリカで比較的割合の高い**B**が「株式・出資金」であると判断でき、残る**C**が「保険・年金準備金」であると確定する。

したがって、⑥が正解となる。

問6 [30] ②

高度経済成長期を中心に日本企業では、新たに学校を卒業した者を従業員として採用し、定年までの雇用を原則として保障するという、終身雇用制が一般的であった。そうしたことなども背景としながら、企業が従業員の生活面を手厚くサポートする様子が広くみられ、しばしば家族主義的経営とも呼ばれた。従業員向けの住宅(社宅)を整備したり、企業が従業員向けの保養所などの福利厚生施設を運営することなどは、その一例である。

①高度経済成長期には、「特定企業やグループとの間での取引関係」、すなわち系列取引が一般的であり、企業集団の枠を超えた取引は不活発であった。③高度経済成長期には、国内企業同士の大型合併はしばしばみられたものの、日本企業が「欧米企業のM&A(合併・買収)を頻繁に行」ったという事実はない。④「事業を行うことなく他社の支配を目的に株式を保有する持株会社」の設立は、第二次世界大戦後の財閥解体が行われる中で禁止されるようになった。そして、この設立が解禁されるのは、1997年の独占禁止法改正によってである。したがって、この法改正以前の高度経済成長期に、「持株会社を頂点とする強固な企業系列」が形成されているはずはない。

問7 [31] ②

「学齢期児童をフルタイム雇用する」となると、児童は学校に行って教育を受けることがきわめて困難となり、その教育を受ける権利を侵害することになる。実際、子どもの権利条約でも、子どもの教育を受ける権利を認めるとともに、子どもの労働について「締約国は、…児童の教育の妨げとなるおそれのある労働への従事から保護される権利を認めると規定している。したがって、この選択肢の記述は、「条約などで保障されている人権の擁護を取り組むこと」に反するものであり、適当でない。

①「適切な経営」は「社会規範を遵守すること」につながる。③飢餓救済の基金を設けることは飢餓に苦しむ人々の生存の権利を擁護する取組みである。④演劇コンクールの開催を支援することは「文化・芸術活動を促進する」取組みである。以上はい

ずれも設問の条件に合致する。なお、「社会規範を遵守すること」はコンプライアンスと、「文化・芸術活動を促進すること」はメセナとそれぞれ呼ばれる。

## 第5問 日本の社会保障

### 【出題のねらい】

本問は、社会保障の歴史、日本の社会保障制度の内容などについて少子高齢化の問題と結びつけて出題した。レベルは標準的で、基本的な知識があれば解ける問題が多いので、間違った箇所については必ず見直して確認しておこう。

### 【設問別解説】

問1 [32] ④

公的扶助や社会保険は、戦前の日本にも一応存在した。日本では、公的扶助の始まりは恤救規則(極貧者に対する慈惠的な救貧制度/1874年)で、最初の社会保険は健康保険法(1922年)である。したがって、「存在しなかった」は誤り。

①エリザベス救貧法(1601年)は、イギリスで制定され、生活困窮者に対する慈恵的な救貧制度で、公的扶助の始まりとされている。②ドイツの首相ビスマルクが史上初の社会保険制度(1880年代)を創設した。その一方で、彼は社会主義者鎮圧法により労働運動などを弾圧した(「アメとムチの政策」)。③社会保障法(1935)は、アメリカでニューディール政策の一環として制定され、公的扶助と社会保険を統合したものである。「社会保障」という語を初めて公式に使用したものともいわれる。

問2 [33] ②

生存権をめぐる訴訟の一つに、生活保護基準が「健康で文化的な最低限度の生活」を維持するに足りるかどうかが争われた朝日訴訟がある。この訴訟において、最高裁判所は、日本国憲法第25条の生存権規定は国政運営上の指針を示したものであって、直接個々の国民に具体的な権利を保障したものではないとする考えを示した。このような考えは、一般にプログラム規定説と呼ばれる。

①長沼訴訟(長沼ナイキ基地訴訟)と④砂川訴訟(砂川事件)は、安全保障をめぐる訴訟である。そのうち、長沼ナイキ基地訴訟では自衛隊の合憲性が争われた。この訴訟の第一審では、自衛隊に対して違憲判決が下されたが、控訴審では統治行為論(高度な政治性をもつ国家行為は裁判所の司法審査の対象とならないとする考え方)に基づいて憲法判断が回避され、上告審は高裁判決を支持した。他方、砂川事件は、日米安全保障条約とそれに基づいて日本に

駐留するアメリカ軍の合憲性をめぐって争われた事件である。この事件の第一審では，在日アメリカ軍は日本国憲法第9条が保持を禁止する「戦力」にあたり違憲であるという判決が出されたが、上告審では外国の軍隊であるアメリカ軍は憲法が保持を禁止する「戦力」にはあたらないとされた。また、日米安全保障条約については、統治行為論に基づいて憲法判断は回避された。<sup>③</sup>家永訴訟(家永教科書訴訟)は、表現の自由をめぐる訴訟の一つである。家永教科書訴訟では、文部省(現文部科学省)による教科書検定が憲法の禁止する検閲にあたるかどうかが争われた。その上告審で、最高裁判所は、教科書検定は検閲にあたらないという趣旨の判決を下した。

問3 [34] ⑥

日本の年金制度は、20歳以上の全国民を対象とする基礎年金(国民年金)に、厚生年金や共済年金などが上乗せされる構造となっており、現在までのところ完全一元化は達成されていない。民間サラリーマンは基礎年金(国民年金)と厚生年金に、公務員などは基礎年金(国民年金)と共済年金に加入している。国民年金基金は自営業者らが、任意で加入する年金である。したがって、⑥が正解となる。

問4 [35] ②

1950年の年少人口(0~14歳)の割合は、日本が35.4%，中国が33.5%，アメリカが27.0%で、30%を超えるのは日本と中国のみである。したがって、「いずれの国も30%を超える」は誤り。

①日本は1950年から2009年の間に、老人人口(65歳以上)の割合は約4.6倍に増加しているが、中国は約1.9倍しか増加していない。<sup>⑧</sup>中国は1950年から2009年の間に、年少人口の割合が約0.6倍に減少しているが、アメリカは約0.7倍しか減少していない。<sup>④</sup>2009年の生産年齢人口(15~64歳)の割合は、日本が63.9%，中国が73.0%，アメリカが67.0%で、70%を超えるのは中国のみである。

問5 [36] ⑧

1984年の健康保険法の改正以来、医療費の被保険者本人負担割合は、すでに1984年にゼロから1割に、1997年には1割から2割に引き上げられていたが、2002年の改正によって、さらに2割から3割に引き上げられた。

①1994年の厚生年金法の改正によって、厚生年金の定額部分の支給開始年齢が60歳から65歳へ引き上げられることになり、2001年度から段階的に実施された。また、2000年の改正によって、厚生年金の報

酬比例部分の支給開始年齢についても60歳から65歳へ引き上げられることになり、2013年度から段階的に実施される。したがって、「65歳から70歳へ引き上げられた」は誤り。<sup>②</sup>公的年金の財源の調達方式には、給付に要する費用を被保険者が在職中に積み立てる積立方式と、給付に要する財源をその年度の現役労働者の保険料によって賄う賦課方式がある。日本の方針は元来、積立方式であったが、今日ではその実態は賦課方式に近くなっている。したがって、「賦課方式から積立方式へ変更された」は誤り。<sup>④</sup>1973年の「福祉元年」以降、70歳以上の老人医療費は無料となったが、老人保健法(1982年)により、一部有料化された。その後、老人保健法が廃止されて、2008年から75歳以上の全国民を対象とする後期高齢者医療制度が導入され、対象者全員から保険料を徴収することになった。したがって、「70歳以上の高齢者の医療費を無料化する」は誤り。

問6 [37] ②

介護保険制度は、介護保険法(1997)に基づき、市町村(および東京23区)を運営主体として、要介護認定を受けた高齢者などに対して介護サービスの提供を行うものである。費用の1割は本人負担とし、残りは40歳以上の全国民から徴収される保険料と公費で折半される。

①介護サービスの提供は、行政から委託された民間事業者でもできる。したがって、「民間企業などが参入することを認めていない」は誤り。<sup>③</sup>「20歳以上」を40歳以上に直せば正しくなる。<sup>④</sup>介護サービスを受けようとする高齢者は市区町村の窓口へ申請し、要介護認定調査を受けることが義務づけられている。したがって「認定制度がないので…申請すればだれでも自由にサービスの提供を受けることができる」は誤り。

問7 [38] ④

A認知症の高齢者などが少人数で共同生活を送る施設をイ：グループホームという。Bだれにでも利用可能なように環境を整えたり製品のデザインを工夫するのは、エ：ユニバーサルデザインである。C高齢者などの社会生活上の不便を取り除くのは、ウ：バリアフリーである。なお、ア：ホスピスは、ちゆ治癒の見込みのない末期の患者の精神的・肉体的苦痛をやわらげる(緩和ケア)など、人間らしい安らかな死を迎えることを支援するターミナルケア(末期医療)またはホスピス・ケアを行う施設のことである。したがって、④が正解となる。

## 倫理・政治・経済

### 【解答・採点基準】

(100点満点)

問題番号	設問	解番	答号	正解	配点	自己採点
第1問	問1	1	③	2		
	問2	2	④	2		
	問3	3	③	3		
	問4	4	①	3		
	問5	5	③	3		
	問6	6	②	2		
	問7	7	④	3		
第1問 自己採点小計				(18)		
第2問	問1	8	⑤	2		
	問2	9	④	3		
	問3	10	①	3		
	問4	11	②	3		
	問5	12	⑤	2		
	問6	13	②	2		
	問7	14	①	3		
第2問 自己採点小計				(18)		
第3問	問1	15	④	3		
	問2	16	④	3		
	問3	17	①	3		
	問4	18	③	2		
	問5	19	②	3		
第3問 自己採点小計				(14)		
第4問	問1	20	①	2		
	問2	21	④	3		
	問3	22	⑥	2		
	問4	23	①	3		
	問5	24	④	2		
	問6	25	③	2		
第4問 自己採点小計				(14)		

問題番号	設問	解番	答号	正解	配点	自己採点
第5問	問1	26	②	3		
	問2	27	②	3		
	問3	28	①	2		
	問4	29	④	3		
	問5	30	①	3		
	問6	31	②	2		
	問7	32	④	2		
第5問 自己採点小計				(18)		
第6問	問1	33	③	2		
	問2	34	④	3		
	問3	35	④	3		
	問4	36	②	2		
	問5	37	⑤	3		
	問6	38	②	2		
	問7	39	②	3		
第6問 自己採点小計				(18)		
自己採点合計				(100)		

### 【解説】

#### 第1問 江戸時代の思想

##### 【出題のねらい】

朱子学、陽明学、古学などの儒学と、それを批判した国学といった江戸時代の思想の特徴や、それらが生まれた背景について、幅広く出題した。あわせて、源流思想の分野から、キリスト教の特徴についての問題とプラトンについての資料文読解問題を出題した。

##### 【設問別解説】

###### 問1 1 ③

③「新井白石」ではなく大塩平八郎(1792~1837)についての記述である。新井白石は、朱子学者として仁政に基づく政治(正徳の治)を説くとともに、『西洋紀聞』を著し、西洋の科学技術を高く評価した。

①林羅山(1583~1657)は、「天は高く地は低し、上下差別あるごとく、人にも又君は尊く、臣は卑しきぞ」と述べ、封建的な身分制度や道徳を自然の理(上下定分の理)として正当化した。②山崎闇斎は、朱子学の理と日本神話の神との融合を説く垂加神道を唱え、のちの尊王思想にも影響を及ぼした。④雨森芳洲は、対馬藩に仕えて、朝鮮との外交に尽力した。「誠信之交」(互いに欺かず争わず、誠心の基本

精神による交際)を外交の基本姿勢に据えた。

問2 [2] ④

④「荻生徂徠」ではなく**本居宣長**(1730～1801)についての記述。本居宣長は、『源氏物語』の研究を通じて「もののあはれ」を知ることの大さを説いた。「もののあはれ」とは、人間が物事に触れた時に生じるしみじみとした感動を言う。彼は、美しいものを見て、素直に美しいと感じる心の動きこそ文化の本質であり、人間らしい生き方の根本にあるべきものだと考えた。

①②③は、いずれも荻生徂徠(1666～1728)についての記述として正しい。彼は、古文辞学を提唱し、りくけい六經(『易經』『詩經』『書經』『春秋』『礼記』『樂經』)などの中国の古典や聖人の文辭を研究することを通じて、古代中国の聖人が制作した道(先王の道)こそが、天下を安泰にするための道(治國平天下の道)であると説いた。それは①君主や聖人が天下を治め、民を安ずるために作った経世濟民の道であり、具体的には、②儀礼・音楽・刑罰・政治などの制度(礼樂刑政)である。③荻生徂徠は、赤穂浪士の討ち入り問題について、主君の仇討ちあだうが幕府の秩序を乱す場合には不義になるとして、赤穂浪士の処罰に賛成した。

問3 [3] ③

日本の陽明学の祖とされる中江藤樹(1608～48)は、孔子が親子の情愛として説いた「孝」を、すべての人間関係を成り立たせる普遍的な愛、さらには宇宙万物を貫く道理として説いた。

①伊藤仁斎(1627～1705)についての記述である。伊藤仁斎は、古義学を提唱し、『論語』を「最上至極宇宙第一の書」であると評価した。そして、「仁」や「愛」を実現するために、自他を偽らない純粋な心である「誠」が必要だと説いた。②古学派に関する記述である。古学派には、山鹿素行の説いた古学だけでなく、伊藤仁斎の古義学や荻生徂徠の古文辞学が含まれる。古学は、朱子学や陽明学のように後代の儒学者の解釈に頼ることなく、孔子・孟子などの原典を直接読むことの重要性を説くものである。④中江藤樹は、「時・処・位」(時間・場所・身分)に応じた道徳を実践していくことが必要だと説いた。

問4 [4] ①

イエス(前4?～30?)は、「私が律法や預言者を廢するために来たと思ってはならない。廢するためではなく、成就するために来たのである」と述べているから、「律法を否定した」というのは誤りである。イエスは、律法の形式的な遵守ではなく律法を

内面化すること、つまり一人ひとりの人間がその全存在をかけて神と向き合い、神に対する敬虔な信仰を持つことが「律法の成就」すなわち神による救済にほかならないとしたのである。

②パウロ(?～前60?)は、原罪を負った人類を救うために、神がそのひとり子であるイエスをキリスト(救世主)としてこの世に送り、十字架のイエスを生贊として人類の罪をあがなった(贖罪)と考えたのである。③アウグスティヌス(354～430)は、人間は神の恩寵によってのみ救われるが、その救いを仲介する神の地上における代理者が教会であると主張した。④スコラ哲学の大成者とされるトマス・アクィナス(1225?～74)は、人間の理性に基づく真理の探求は、神が創造した自然の秩序の探求にほかならないとし、信仰の優位を前提として理性と信仰の調和を図ろうとした。

問5 [5] ③

資料文は、プラトン(前427～前347)の『国家(下)』(藤沢令夫訳、岩波文庫)の中で、プラトンが太陽の比喩を用いてイデア(実相)について述べている部分の一節を引用したものである。プラトンによれば、「見られる世界」すなわち現象界においては、太陽の光によってすべてのものが見られるように、「思惟によって知られる世界」すなわちイデア界に君臨する善のイデアは、「すべて正しく美しいもの」すなわち善・美の事柄を生み出す原因であり、思慮ある行いをしようとする者は、この究極の善のイデアを見なければならない。

①プラトンは、イデア界を「知的世界」、「思惟によって知られる世界」と述べており、当然、イデア界に君臨する善のイデアは、感覚ではなく思惟によってのみ知ることができる。したがって、「究極のイデアを明確に認識しようとする者は自らの感覚をより鋭く研ぎ澄まさなければならない」という記述は誤りである。②資料文で「知的世界には…〈善〉の実相(イデア)がある」「この〈善〉の実相こそはあらゆるものにとって…生み出す原因である」と述べられていることからもわかるように、プラトンの言うイデアは、現象界の個々の事物に内在するものではなく、現象界とは別のイデア界の存在である。したがって、プラトンが、善のイデアを「現象界における個々の事物に内在する真の実在」と捉えたという記述は誤りである。イデアに相当する事物の本質をエイドス(形相)と呼び、それを現象界における個々の事物に内在すると捉えたのは、プラトンの弟子のアリストテレス(前384～前322)である。④プラトンは真の実在であるイデア(実相)は、

「思惟によって知られる」と述べており、「思惟によって眞の実在を認識できるというのは、…単なる人間の思い上がりにすぎない」という記述は誤りである。

問6 [6] ②

A：高野長英(1804～50)に関する記述である。彼は『戊戌夢物語』を著してイギリスの強さと危険性を警告するとともに、幕府の鎖国政策を批判し、そのために投獄された(蛮社の獄)。B：佐久間象山(1811～64)に関する記述である。朱子学を学んだ彼は、朱子学の道徳性を高く評価した。また、アヘン戦争で中国がイギリスに敗れたことに衝撃を受け、「夷の術を以て夷を防ぐより外これ無し」と考え、「東洋道德、西洋芸術」という言葉で西洋の科学技術を積極的に取り入れる必要性を説いた。C：吉田松陰(1830～59)に関する記述である。幕末の尊王思想家であった彼は、<sup>しょうかせん</sup>松下村塾を開き、伊藤博文(1841～1909)など多くの弟子を育成した。彼は、「一君万民」論を説き、志士は身分や家柄を捨てて一草莽(在野人)として立ち上がりという草莽崛起の思想を主張し、幕府から危険視されて安政の大獄で刑死させられた。以上の組合せから、正解は②である。

ちなみに、緒方洪庵(1810～63)は、江戸時代の蘭学者であり、大坂で蘭学塾の適塾を開き、福沢諭吉(1834～1901)など多くの逸材を育てた人物である。また、杉田玄白(1733～1817)は、前野良沢(1723～1803)らとともに、西洋医学の解剖学書を翻訳して『解体新書』、蘭学の発展に大きな役割を果たしたことで知られる。

問7 [7] ④

本文の最終段落で、江戸時代には人・モノ・情報の流通網が整備されるとともに、思想と思想が衝突し、議論できる基盤があったことが述べられている。

①本文第1段落では、江戸時代は平和な時代であり、徳川家を頂点とする幕藩体制はおよそ260年あまり維持されたとあるので誤り。②本文第3段落では、儒学をめぐる様々な思想が、商人や農民などの民衆に目を向けた思想を生み出す契機ともなったがあるので誤り。③本文第3段落では、儒学の中でも、古学派の山鹿素行や陽明学派の中江藤樹から批判されたことが述べられているから誤り。

## 第2問 市民社会の倫理

### 【出題のねらい】

本問は、市民社会の倫理に関する基本事項を問うも

のである。近代市民社会を支える倫理という観点から、アダム・スミスの共感、ベンサムの功利主義、ヘーゲルの思想などを取り上げた。あわせて、現代の情報社会の特質についても出題した。この機会に、基本事項をきちんと整理しておこう。

### 【設問別解説】

問1 [8] ⑥

ア－C フランスの啓蒙主義の思想家であるモンテスキュー(1689～1755)は、『法の精神』を著し、国家権力を立法権・行政権(執行権)・司法権の三権に分け、三権相互の抑制と均衡によって権力の乱用を防止すべきであるとする三権分立を唱えた。

イ－B フランスのモラリストであるモンテニュ(1533～92)は、『エセー(隨想録)』を著し、「私は何を知っているか(ク・セ・ジュ)」という自己省察の精神に立脚して、偏見・傲慢・宗教的不寛容などを戒め、真理に対する謙虚さを説いた。なお、モラリストとは、人々の行動や心理を見つめ、人間としてのるべき姿(モラル)を探求した思想家をいう。

ウ－D フランスの代表的な啓蒙思想家であるヴォルテール(1694～1778)は、『哲学書簡』や『寛容論』などの著作において、イギリスの社会制度を紹介しつつ自国の絶対王政を批判し、宗教的寛容や言論・出版の自由などを説いた。

エ－A オランダの法学者グロティウス(1583～1645)は、『戦争と平和の法』を著し、人間社会には理性に根ざした普遍的な法(自然法)があるという立場から、国際社会にも諸国家が従わなければならぬ法(国際法)が存在すると主張した。

以上より、最も適当な組合せは⑥となる。

問2 [9] ④

イギリスの経済学者・道徳哲学者であるアダム・スミス(1723～90)は、『国富論(諸国民の富)』において、人々の利己心に基づく行動が「見えざる手」に導かれて、社会全体の利益を増大させると説いた。ただし、単なる恣意的な自由が社会全体の利益増大をもたらすと説いたわけではない。スミスは、『道徳感情論』において、公平な第三者の共感という道徳的な感情が、利己心に基づく各人の行動を内面から規制することで私益と公益との調和が図られ、市民社会の秩序が保たれると説いたのである。

①大陸合理論とイギリス経験論を総合したカント(1724～1804)の認識論についての記述である。②マルティア・セン(1933～)のケイパビリティ(潜在能力)についての記述である。センは、福祉を所得や富の量で捉えてその公正な配分を説くロールズ(1921～2002)の思想を批判し、自ら価値があると認

めるような諸目的を追求する自由を意味するケイパビリティ(潜在能力)=生き方の幅を各人にに対して等しく保障することこそが重要であると説いた。③ベンサム(1748～1832)の制裁についての記述である(ベンサムについては、問3の解説も参照)。

問3 [10] ①

ベンサムは、人間の本性は快樂を求める苦痛を避けようとするものであるから、幸福とは快樂の増大あるいは苦痛の減少であると捉え、この意味での幸福を実現するのに有効であるかどうかという功利(有用性)の観点からすべての行為の善悪を判断すべきであるという功利主義を主張した。そして彼は、その前提として、快樂を、強さ、持続性、確実性、実現の時期の近さ、多産性、純粹性、範囲の七つの基準によって、量的に計算することが可能であると説いた。また、身体的な快樂と精神的な快樂に質的な違いはないと主張した。

②ベンサムは、行為の「動機」よりも行為がもたらす「結果」を重視した。行為の動機を重視したのは、カントである。③スペンサー(1820～1903)が説いた社会進化論についての記述である。④ベンサムは、一人は必ず一票として計算されなければならないという考え方から、普通選挙制度の導入を主張した。

問4 [11] ②

ヘーゲル(1770～1831)は、法の客觀性と道徳の主觀性をともに生かしながら統一したものを人倫と呼び、この人倫としての共同体において、個人的自由と社会的自由がともに実現されると説いた。そして、人倫を家族・市民社会・國家の三段階で考え、国家の段階において、家族の愛情によるつながり(共同性)と市民社会での個人の自立性(独立性)とが統合された最高の人倫が実現すると説いた。

①カント(1798～1857)の実証主義についての記述である。③カントが説いた人格についての記述である。④デカルトの物心二元論についての記述である。

問5 [12] ⑥

ア フランスの哲学者フーコー(1926～84)は、近代的理性は、社会の規範にかなったものを「理性的なもの」とし、それにそぐわないものを「狂気」と見なし、排除したり差別したりしてきたと批判した。そして彼は、このような性質を持つ近代的理性は、社会から逸脱した「狂気」を封じ込め、人間を同質化して社会に順応させようとする一種の権力として現代を支配していると主張した。

イ フランクフルト学派に属するアドルノ(1903

～69)は、ファシズムを生み出した現代の人々の心理的傾向を分析し、権威のある者には絶対的に服従し、自分より弱いと見なした者には攻撃的な態度をとる権威主義的パーソナリティを、現代人の社会的性格として指摘した。

ウ 政治学者のアーレント(1906～75)は、第二次世界大戦の要因となった全体主義の台頭を避けるために、どのような社会が築かれなければならぬかを検討した。また、彼女は、生命を維持するための「労働」と、生活用具や芸術作品を制作する「仕事」を区別するとともに、言語により人間同士の意思疎通がなされる「活動」を重視した。アーレントは、「活動」が行われることで公共的な空間が生まれ、そこで人間は互いの個性を認め合う公共性を持つことができるようになるが、経済機構が拡大した現代においては、「労働」の領域が大きくなりすぎ、人々の公共性が失われていると主張した。

エ アメリカの社会学者リースマン(1909～2002)は、現代の大衆の社会的性格を、他人指向型という言葉で表した。彼によれば、巨大な社会の中で孤独や不安を感じている現代の大衆は、他人の行動を常に気にかけ、他人と同調することで安心を得ようとする社会的性格が見られると指摘した。

以上より、最も適當な組合せは⑥となる。

問6 [13] ②

a ユビキタスとは、「いつでも、どこでも、誰でもネットワークに接続できる環境」という意味であり、近年ではIT(情報通信技術)の進展によるユビキタスの実現への期待が高まっている。

なお、アカウンタビリティは、政府などの公的機関や企業などの負う説明責任を表す言葉として使われるものである。

b デジタルデバイドとは、コンピュータやインターネットについての習熟度や、経済的格差などによって生じる、情報技術を使いこなせる者と使いこなせない者の間に生じる様々な格差を指す言葉である。

なお、テクノストレスは、コンピュータ機器を恒常的に使い続けることにより生じる精神的不安定や肉体的苦痛などを指す言葉であり、モラルハザードは、「倫理の欠如」とも訳され、自己の利益を追求するあまり社会全体の利益を考慮する意識を欠いてしまう状況を表すときに用いられる言葉である。

問7 [14] ①

本文第1段落の「イギリスでは、商業や工業の発達に伴って早くから市民階級が台頭し、封建的な束縛からの解放を求める動きが広がった」という記述

から、①のような内容を読み取ることができる。

②本文第2段落では、イギリスの思想家であるベンサムやJ.S.ミルが自由の制限を前提とし、制限を守らせるための制裁について思想を展開していることが述べられている。③本文第3段落では、ドイツ観念論の思想家であるヘーゲルが自由を現実の社会や歴史の中で捉えるべきことを説いたことが述べられている。④本文では、平等と自由の対立については、何も述べられていない。

### 第3問 現代社会の諸側面と思想的課題

#### 【出題のねらい】

本問では、青年期の自己形成、古代ギリシアの自然哲学、イスラーム教、情報の取り扱いに関する日本の制度と現状などについて幅広い観点から出題した。この機会に、基本事項の正確な理解に努めよう。

#### 【設問別解説】

##### 問1 [15] ④

「職業に就いて経済的にも自立する」を、経済的自立の準備をするに直せば正しい記述となる。アメリカの教育学者ハヴィガースト(1900~91)は、青年期の発達課題として、同年齢の男女との洗練された関係を築くこと、男性または女性としての社会的役割の学習、自己の身体の構造を理解し身体を有效地に使うこと、両親や他の大人から情緒的に独立すること、経済的独立についての自信を持つこと、職業選択や結婚・家庭生活のための準備をすること、市民として必要な知識と態度の発達、社会的責任のある行動を求め成し遂げること、行動の指針としての価値や倫理体系を学習することを挙げている。したがって、経済的独立を達成するのは青年期より後の時期の課題である。

①ドイツの心理学者レヴィン(1890~1947)は、青年を、もはや子どもではないが完全な大人とも言えないマージナルマン(境界人・周辺人)と位置づけた。②アメリカの心理学者エリクソン(1902~94)は、青年期を大人としての社会的責任や義務を猶予されているモラトリアムの時期と位置づけた。エリクソンは、この期間を通じて、ある程度一貫した自己像を築き上げること(アイデンティティの確立)を青年期の発達課題とした。③フランスの啓蒙思想家ルソー(1712~78)は、主著『エミール』において「われわれはいわば二度生まれる。一度目はこの世に存在するために。二度目は生きるために」と述べ、人としての命を授かる第一の誕生に対して、青年期を一人の男性や女性として生きるために「第二の誕生」の時期であるとした。

##### 問2 [16] ④

「自分を生かすこと」は、日本では第5位になっているが、他の国ではいずれも第5位以内には入っていない。

①②③は次の点で不適当である。①「仕事内容」は、日本では第1位、韓国とアメリカでは第3位、フランスでは第2位となっているが、イギリスでは上位5位までに入っていない。②「収入」は、韓国では82.7%，アメリカでは88.7%，イギリスでは81.4%と8割を超えているが、日本では67.8%，フランスでは76.8%と8割を下回っている。③「労働時間」は、アメリカでは73.9%，イギリスでは65.2%と5割を上回っているが、日本では46.2%，韓国では45.4%，フランスでは38.2%と5割を下回っている。

##### 問3 [17] ①

人間の理性によって自然や事物を支配する普遍的・客観的な原理を捉えようとする態度は、古代ギリシアの自然哲学に始まったとされている。自然哲学者たちは、万物の根源(アルケー)を探求した。ピュタゴラス(前6世紀ごろ)は、アルケーを数と捉え、天体の数的比例関係に見られるように万物は数的比例関係に従って秩序ある調和(コスモス)を形成していると説いた。

②「ヘラクレイトス」をタレスにすれば正しい記述になる。哲学の祖とされるタレス(前624?~前546?)は「万物の根源は水である」と述べ、あらゆる生き物は水がなくては生きていけないという経験的事実などから出発して、自然も絶えず生滅変化する生命体であり、その根源は水であると説いた。③「デモクリトス」をヘラクレイトスにすれば正しい記述になる。ヘラクレイトス(前540?~?)は「万物は流転する」と述べ、つねに流転して止まないこの世界の根源は、永遠に生きる火であると説いた。④「タレス」をデモクリトスにすれば正しい記述になる。デモクリトス(前460?~前370?)は、万物の根源を原子(アトム)と捉え、原子とその運動の場である空虚(ケノン)からこの世界は構成されており、世界のあらゆる現象は、原子の離合集散の運動によって説明できるとした。

##### 問4 [18] ③

イスラーム圏では、今日、欧米的な近代化に抵抗してイスラーム信仰を中心とした政治体制や社会制度を実現しようとする運動が見られる。

①ムハンマド(マホメット、570?~632)は、「救世主」ではなく、預言者のひとりであり、かつ最大にして最後の預言者であるとされている。また、ム

ハンマドがアッラーから下された啓示を記したとされる『クルアーン(コーラン)』は、「唯一の聖典」ではなく、ユダヤ教の『旧約聖書』もキリスト教の『新約聖書』も聖典(啓典)として尊重されるが、『クルアーン』は神がムハンマドを通じて与えた最終的な啓示とされている。②「神の子」を天使、「救世主」を預言者にすれば、六信の内容として正しくなる。また、「罪の告白」を信仰の告白にすれば五行の内容として正しくなる。イスラーム教では、神の子や救世主の存在は認められない。④イスラーム教では、聖俗を区別しないので神に仕える特別な存在としての「聖職者」は存在しない。

#### 問5 [19] ②

1999年に制定された情報公開法は、行政機関の保有する情報(行政文書)について、誰でも開示を請求することができるることを規定している。ただし、安全保障に関わる情報や個人情報などは開示されず、その開示の是非は、その情報を保有する省庁の長が判断する。

①2003年に個人情報保護法が制定され、民間の事業者の保有する個人情報について、適切な取り扱いをすることが事業者に義務づけられた。③著作権法は、音楽CDや書籍などに関する著作権の保護を図る法律である。同法では著作物の複製について規制しているが、個人的に使用する目的での複製は認めている。したがって、「音楽CDや書籍などの複製が、私的に使用することを目的とする場合も含め、一切禁止されることになった」というのは誤り。④日本国憲法第21条では、表現の自由が規定されており、テレビや新聞などの報道は、公権力に拘束されることなく自由に行われるべきである。「政府が事前に審査する」ことは、日本国憲法第21条で禁じる「検閲」に該当するので誤り。検閲を認めるとき、政府に都合の良い報道しかされなくなり、報道機関の表現の自由が侵害されることになる。

### 第4問 民主政治の原理と日本国憲法

#### 【出題のねらい】

本問では、政党政治の歴史と現状、社会契約説、日本における国会・内閣・裁判所の相互関係、日本国憲法の人権保障を中心に出題した。あわせて、1990年代以降の日本の社会保障制度改革についての問題も作成した。これらに関する知識をきちんと整理しておこう。

#### 【設問別解説】

#### 問1 [20] ①

日本国憲法には、政党に関して直接規定する条文

はない。ただし、政党は「政治的結社」であり、その設立と活動の自由は、基本的に日本国憲法第21条の「結社の自由」によって保障される。

②アメリカは典型的な二大政党制の国である。アメリカでは議会における議員の大多数が共和党ないし民主党のいずれかに所属し、19世紀半ば以降の歴代大統領もみな共和党か民主党のいずれかに所属している。③政党は、当初、資産や教養をもつ少数の人々による名望家政党が中心であったが、その後、選挙権の拡大に呼応して、多数の有権者を組織する大衆政党へと変化・発展した。④政党内閣とは、議会で多数を占める政党(複数政党による連立も含む)を基礎に成立する内閣をいう。1898年の憲政党を中心とした第一次大隈内閣が日本初の政党内閣であるといわれる。その後、大正時代には、いわゆる大正デモクラシーを背景に政党が力を伸ばし、原敬や加藤高明らを首班とする政党内閣が誕生し、戦前の政党内閣の流れを定着させた。

#### 問2 [21] ④

ルソー(1712~78)は、社会契約を、公益をめざす人民共通の意志である一般意志に全面的に従うという合意であると捉えた。ルソーは、私有財産制と共に始まった文明状態において失われた自由を回復するために、一般意志の下に新たな共同社会を創りあげるべきことを説いたのである。そして、一般意志は代表され得ないとする立場から、間接民主制(代表民主制)ではなく直接民主制を主張した。

①ホップズ(1588~1679)は自然権を自己保存の権利と捉え、国家が成立する以前の自然状態を、人々が自己保存をめぐって互いに争い合う「万人の万人に対する闘争状態」であると考えた。自然権を、各人が自らの生命、自由、財産を平穏に享受する権利と捉えたのは、ホップズではなくロック(1632~1704)である。②ルソーは、自然状態について、各人が自由を享受し、自己愛と共に他人に対する憐憫の情を有していた理想的な状態と考えた。しかし、上述のように、ホップズは自然状態を「万人の万人に対する闘争状態」であると解しており、「自然状態を、人々が平和のうちに共存する理想的な状態である」とは考えていなかった。③社会契約を、自然権を国家に対して全面的に譲渡する人民の合意であると捉えたのは、ホップズである。ロックが考える社会契約とは、ホップズのような自然権の全面譲渡を内容とするものではなく、あくまでも自然権を守るために権力を政府に信託するものである。したがって、政府がその信託を破れば、人々は政府に抵抗し、政府を変更することができる(抵抗権・革命

権)。また、ルソーは、先に述べたように、社会契約を、一般意志に全面的に従う合意と捉えた。

問3 [22] ⑥

A(国会の裁判所に対するコントロール)に該当するのは、**弾劾裁判所の設置**である。国会は、衆参両議院からそれぞれ7名ずつ選出された裁判員より成る弾劾裁判所を設置し、職務上の義務に著しく違反し、または職務をはなはだしく怠った裁判官や、裁判官としての威信を著しく損う非行があつた裁判官を罷免することができる(日本国憲法第64条)。なお「裁判所の内部規律に関する規則の制定」は、最高裁判所の権限に属する(第77条)。いわゆる裁判所の自律的権能である。また「下級裁判所裁判官の任命」は、最高裁判所の指名した者の名簿によって、内閣が行うことになっている(第80条1項)。したがつて、いずれもAには当てはまらない。

B(内閣の裁判所に対するコントロール)に該当するのは、**下級裁判所裁判官の任命**である。すでに説明したとおり、「弾劾裁判所の設置」は、国会から裁判所へのコントロールであるし、「裁判所の内部規律に関する規則制定」は、最高裁判所の権限に属する。また、「行政訴訟の終審裁判」については、憲法上「行政機関は、終審として裁判を行ふことができない」(第76条2項)とされており、内閣から裁判所へのコントロールとはなり得ない。

C(内閣の国会に対するコントロール)に該当するのは、**衆議院の解散**(第7条3号・第69条)である。「国政調査権」(第62条)は、国会の各議院の内閣や裁判所に対するコントロールである。ただし、裁判所に対する国政調査については、司法権の独立を侵すような内容の調査(判決内容の当否に関する調査など)はできないと考えられている。

問4 [23] ①

日本国憲法は、基本的人権を「侵すことのできない永久の権利」(第11・97条)と規定し、法律をもってしても、むやみに制限したり奪うことができない**自然権**としての性格をもつ権利として保障している。しかし、だからといって、人権の行使がいかなる場合においても無制限に認められるということではなく、憲法は、人権を制約する原理として「**公共の福祉**」という概念を採用している(第12・13・22・29条)。

設問にあるように、人権の行使が公共の福祉により制約される場合は、二つあるとされる。一つは、**人権相互の矛盾・衝突を調整するための制約**である。これは、すべての人間に人権を公平に保障するための制約であり、この意味での制約は、すべての

人権に内在しているとされる。たとえば、出版社の表現の自由が特定の個人のプライバシー権や名誉権を不当に侵害するという理由で制約される事例は、この意味における人権の制約に該当する。もう一つは、**政策的観点からの制約**で、特定の政策目的のために経済の自由が制約される場合である。たとえば、独占禁止法による企業の経済活動の規制は、この意味における制約に該当する。

問5 [24] ④

2010年、最高裁判所は、北海道砂川市が空知太神社に市有地を無償で提供していた行為について、日本国憲法が定める政教分離の原則(第20条3項、第89条)に反するとし、違憲判決を下した(北海道空知太神社政教分離訴訟)。政教分離の原則をめぐっては、この他に愛媛玉ぐし料訴訟違憲判決がある(1997年)。

①大日本帝国憲法(明治憲法)は、自由権を中心にして臣民の権利を保障しており、信教の自由と表現の自由についても不十分ながら規定していた。明治憲法に規定がなく、日本国憲法で新たに保障されるようになった人権には、思想・良心の自由や学問の自由などがある。②精神の自由については、内心の自由と表現の自由に分類できるが、思想・良心の自由などの内心の自由については、他者の人権を侵害する恐れがないため、その限りでいかなる思想であっても絶対に保障されると考えられている。③通信傍受法(1999年制定)は、組織的殺人など四つの特定犯罪に限定して、裁判官が発付する通信傍受令状に基づき捜査機関が電話などの通信を傍受することを可能とした法律である。同法は、日本国憲法で定める通信の秘密(第21条2項)を侵害する可能性があると指摘されることがあるが、最高裁判所によって違憲と判断されたことはない。

問6 [25] ③

1984年の健康保険法の改正以来、医療費の被保険者本人負担割合は、すでに1984年にゼロから1割に、1997年には1割から2割に引き上げられていたが、2002年の改正によって、2割から3割に引き上げられた。

①1994年の厚生年金法の改正によって、厚生年金の定額部分の支給開始年齢が60歳から65歳へ段階的に引き上げられることになった。また、2000年の改正によって、厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢についても60歳から65歳へ段階的に引き上げられることになった。したがって、「65歳から70歳へ引き上げられた」は誤り。②公的年金の財源の調達方式には、給付に要する費用を被保険者が在職中に積

み立てる積立方式と、給付に要する財源をその年度の現役労働者の保険料によって賄う賦課方式がある。日本の方は元来、積立方式であったが、今日ではその実態は賦課方式に近くなっている。したがって、「賦課方式から積立方式へ変更された」は誤り。<sup>④</sup>1973年の「福祉元年」以降、70歳以上の老人医療費は無料となったが、老人保健法(1982)により、一部有料化された。その後、2008年に老人保健法が廃止され、75歳以上の全国民を対象とする後期高齢者医療制度が導入され、対象者全員から保険料を徴収することになった。したがって、「70歳以上の高齢者の医療費を無料化する」は誤り。

## 第5問 日本の司法制度

### 【出題のねらい】

本問は、日本の司法制度をテーマとして、裁判や裁判所の仕組みについて基本的な知識や理解の程度を試すことを目的に作問した。それに加えて、裁判員制度や被害者参加制度など司法制度改革についても出題したので、これを機会に知識を整理しておこう。

### 【設問別解説】

#### 問1 [26] ②

知的財産高等裁判所は東京高等裁判所の特別支部として2005年に設置された。同裁判所は、特許権や実用新案権などに関わる訴訟の控訴審や特許庁の審決取消訴訟など専門性の高い事件を扱う。なお、知的財産権訴訟の第一審は原則として東京と大阪の地方裁判所に限定され、専門的な処理体制を強化している。

①④日本国憲法第76条2項は「特別裁判所は、これを設置することができない」と規定しており、特別裁判所の設置は禁止されている。特別裁判所とは、通常の司法裁判所の系列外にあって特定の身分の人や事件などを専門的に扱う裁判所で、大日本帝国憲法下では、行政裁判所、皇室裁判所、軍法會議が設置されていた。<sup>⑤</sup>簡易裁判所は、下級裁判所の最下級に位置するもので、訴額140万円以下の民事訴訟の第一審、罰金以下の刑にあたる罪、選択刑として罰金が定められている罪、他の一定の軽微な犯罪についての刑事訴訟の第一審を担当している。少年事件や家事審判を扱うのは、家庭裁判所である。

#### 問2 [27] ②

日本国憲法第76条3項は「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」と規定しており、裁判が公正に行われるよう、裁判官の職権の独立を保障し

ている。その独立は行政権からの独立はもとより、司法部内における独立も意味する。したがって、裁判官は最高裁判所や各裁判所の所長など司法部内の上級裁判所や上司などからも独立して裁判を行う。これに関しては、札幌地方裁判所長が、審理中の長沼ナイキ基地訴訟の担当判事に対して書簡を送り、裁判の干渉を行ったと批判された平賀書簡事件(1969年)がある。

①日本国憲法第82条1項は「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ」と規定しており、裁判は公開が原則である。ただし、「裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる」(第82条2項)とあるように、例外も認められている。ただし、判決は例外なく公開で行わなければならない。<sup>⑥</sup>裁判官の定年に関しては、憲法や法律に定めがある。最高裁判所の裁判官は、70歳に達したときに退官する(日本国憲法第79条5項、裁判所法第50条)、下級裁判所の裁判官の定年は、高等裁判所・地方裁判所・家庭裁判所の裁判官が65歳、簡易裁判所の裁判官は70歳であり、定年に達したときには退官する(憲法第80条1項、裁判所法第50条)。<sup>⑦</sup>日本国憲法第78条で「裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない」と規定されているように、行政機関が裁判官の懲戒処分を行うことはできない。

#### 問3 [28] ①

国選弁護人制度が導入されているのは刑事事件だけであって、民事事件にはそのような制度はない。国選弁護人とは、日本国憲法第37条3項の「刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、國でこれを附する」とする弁護人選任権の保障を受けて、刑事訴訟法により、被告人が経済的貧困その他の事由で私選弁護人を選任できない場合、裁判所が被告人のために選任する弁護人をいう(刑事訴訟法36条)。加えて、2004年の刑事訴訟法の改正で、拘留されている重大な犯罪を犯した疑いのある被疑者についても国選弁護人制度が導入された。

②日本国憲法第38条1項は「何人も、自己に不利益な供述を強要されない」として黙秘権を保障している。<sup>⑧</sup>現在の日本では、国や地方公共団体などの公権力の行使にかかる行政事件も、司法裁判所における裁判で解決が図られる。なお、戦前の日本では、行政事件の裁判は司法裁判所とは系統を異にする特別裁判所である行政裁判所において行われた。

④和解は、民事事件においては、紛争の解決手段として非常に重要な役割を担っている。2010年第一審民事通常訴訟事件の既済件数は22万7435件であったが、そのうち判決が8万3796件であったのに対し、和解は7万2683件であった(『司法統計年報 平成22年度版』)。

問4 [29] ④

有罪判決が確定したあとで、その判決に重大な疑いを生じさせるような新たな証拠が発見された場合、判決を取消して審理をやり直すよう求めることを再審請求制度という。1975年の白鳥事件で、最高裁判所が再審の決定にあたっては「疑わしきは被告人の利益に」という原則が適用されるとする判断を示した(白鳥事件そのものについては再審が認められなかった)ことを契機に再審請求が認められる事例が増え、1983年には免田事件、1984年には財田川事件と松山事件、1989年には島田事件で、死刑判決確定後に再審・無罪判決が言い渡された。

①裁判の確定前にその裁判の適法性または妥当性について上級裁判所に対し判断を求める不服申立てが上訴である。上訴には控訴(第一審判決に対する上訴)、上告(第二審判決に対する上訴)、抗告(裁判所の命令・決定に対する上訴)があるが、刑事裁判についていえば、被告人だけではなく、起訴を行った検察官側にもその権利がある。②三審制とは、上訴を認めることにより、上級審の裁判所の判断を求めるチャンスが原則として二回ある制度のことである。民事裁判、刑事裁判とも地方裁判所・家庭裁判所を第一審とすれば、第三審は最高裁判所となるが、民事裁判で簡易裁判所を第一審とした場合、第二審が地方裁判所、第三審が高等裁判所となる。③日本国憲法第81条は「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である」と規定しており、下級裁判所にも違憲審査権を認めている。したがって、憲法判断が必要な事件についても原則として三審制が適用される。

問5 [30] ①

労働委員会が労使間の紛争の解決を図る手法には、斡旋(当事者間の自主的な紛争解決努力への援助)、調停(調停案を当事者に提示して、紛争の解決を図る)、仲裁(当事者が受け入れを義務づけられる仲裁裁定を行うことによって紛争を強制的に解決する)がある。

②行政機関は前審としての裁判を行うことができる。たとえば、公正取引委員会が行う審判は、専門技術的な知識を備えた委員が司法に類した手続きで

事実認定を行う。しかし、日本国憲法第76条2項に「行政機関は、終審として裁判を行ふことができない」と規定されているように、終審として裁判を行うのは司法裁判所となる。③軍法会議とは、軍人や軍属の軍規違反にかかる事件などについて、軍法に従い裁判を行う特別裁判所である。明治憲法下では設置されていたが、現行の日本国憲法は設置を禁止している(第76条2項)。したがって、自衛隊内で起こった紛争も司法裁判所の管轄となる。④オンブズマン(行政監察官)は、行政の監視にあたる公的機関で、職権または申立てにより調査を行い、その結果に基づいて勧告や告発などを行う。北欧諸国を中心に導入する国が増えているが、日本では一部の地方公共団体(川崎市など)で導入されているものの、国のレベルでは導入されていない。

問6 [31] ②

2007年の刑事訴訟法改正(2008年施行)で導入された被害者参加制度により、殺人や傷害、業務上過失致死傷などの刑事裁判で、犯罪被害者やその遺族などが被害者参加人として裁判に出席し、証人への尋問や被告人への質問などができるようになった。

①検察審査会は、1948年に制定された検察審査会法に基づき、以前から設置されている。これは、検察官の公訴権の行使に民意を反映させ、適正化を図るために導入された制度である。地方裁判所およびその支部の所在地に設置され、衆議院議員の選挙権者から無作為に抽出された11人の審査員で構成される。検察官の不起訴処分の当否を審査し、起訴相当、不起訴不当、不起訴相当のいずれかの議決をする。なお、以前は、検察審査会の議決には検察官に起訴を義務づける法的拘束力がなかった。しかし、2004年の検察審査会法の改正によって、起訴相当の議決後、検察官が再度不起訴処分にした場合、同審査会が再審査し、8人以上の多数によって起訴すべき旨の議決(起訴議決)をしたときは、裁判所の指定する弁護士が検察官に代わって公訴を提起し、その維持にあたることに改められた。②裁判迅速化法は、2003年に「公正かつ適正で充実した手続の下で裁判が迅速に行われること」(第1条)を目的に制定された。すべての裁判の第一審を2年以内に終えることをめざしている。他方、公訴時效は、犯罪を犯した者について一定の年数が経過すると公訴を提起できなくなる制度である。この制度については、2010年4月、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」が成立し、殺人の公訴時效は廃止された。その他、たとえば、強姦致死罪など法定刑に無期の懲役・禁錮の罪は15年から30年に、傷害致死、危険

運転致死など上限が20年の懲役・禁錮の罪は10年から20年に、それぞれ延長された。④刑事訴訟においては、個人の起訴は認められず、原則として検察官のみにその権限を認めている(刑事訴訟法第247条)。

問7 [32] ④

裁判員制度は、特定の職業や立場の人に偏らず、広く国民に裁判への参加を求める制度であるから、原則として辞退はできないが、例外として法律や政令で辞退事由が定められており、裁判所によりその辞退事由にあたると認められれば辞退することができる。その辞退事由には、たとえば70歳以上の人、地方公共団体の議会の議員(ただし会期中に限る)、学生・生徒、一定のやむを得ない理由により裁判員の職務を行うことや裁判所に行くことが困難な場合などがある。

①②③はいずれも正しい。

## 第6問 現代の企業

### 【出題のねらい】

本問は、株式会社を中心とする企業の仕組みやその現代的動向について、基本的な知識を試すことをねらいとしている。あわせて、中小企業問題や消費者問題、センター試験では頻出である図表を用いた設問も出題した。

### 【設問別解説】

問1 [33] ③

消費者契約法は、消費者と事業者との間の契約トラブルが増えていることを背景に2000年に制定された法律で、契約をめぐる消費者の利益擁護を図ることを目的としている。この法律では、契約の際に、事業者が事実と異なる説明をしたり、都合の悪いことを知りながら隠していたなど不適切な行為があった場合に、その契約を取り消すことができることなどが定められている。

①クーリングオフ制度とは、特定の取引に限って、契約後の一定期間、消費者が無条件に契約を解除することができるという制度で、特定商取引法や割賦販売法などに盛り込まれている。訪問販売や電話勧誘販売であれば8日、連鎖販売取引(いわゆるマルチ商法)であれば20日というように、期間は法律によって定められているので、「いつでも解除」とする記述は不適当。また、「インターネットで購入申込みをし」た通信販売の場合については、原則としてクーリングオフは適用されない。また、普通に店舗に出向いて商品を購入した場合も、同制度は適用されない。②製造物責任法(PL法)では、商品に欠陥があった場合には、その欠陥を立証すればメ

ーカーに対して損害賠償を求めることができる。すなわち、「メーカーの過失を立証する必要」はない。「欠陥」と「過失」を混同しないように注意しよう。④資金の貸借にあたっては、利息制限法や出資法によって金利(利子)の上限が定められている。この上限を超える金利は違法なものとして無効となるから、「その利率で利子を支払う法的義務」は生じない。

問2 [34] ④

2005年に制定された会社法は、会社企業の形態として次の四つを規定している。

企業形態	出資者
株式会社	全員が有限責任
合名会社	全員が無限責任
合資会社	有限責任と無限責任の両方
合同会社	全員が有限責任

以上の表と選択肢を対照すれば、「会社法に規定されており「全員が有限責任」である会社形態は、合同会社であることがわかる。なお、株式会社と合同会社の出資者はいずれも有限責任であるが、両者には違いがある。株式会社の場合は、利益の分配や議決権などについては法律で定められているのに対し、合同会社は「利益の分配や議決権などについて会社の定款で独自に定めることができる」など、企業運営の自由度が高いという点がそれである。

①有限会社は、会社法が制定される以前に存在した企業形態で、同法の制定に伴い有限会社制度は廃止された。そのため、現在では有限会社を新設することはできず、また既存の有限会社は法律上は株式会社とみなされる。②合名会社と③合資会社は、前ページの表を参照のこと。

問3 [35] ④

かつて、株式会社を設立するには最低でも1000万円の資本金がなければならないとする制度(最低資本金制度)があった。しかし、会社法の制定に伴って最低資本金制度は廃止され、たとえば「資本金1円」という株式会社の設立も可能となった。

①会社法に基づき、株式会社には必ず株主総会が設置される。そもそも、株式会社の最高意思決定機関は株主総会なのだから、これが設置されないとということは考えられないだろう。②上で解説したように、株式会社の最高意思決定機関は、「取締役会」ではなく株主総会である。③株式発行によって株主から集めた(つまり株主が出資した)資本は、会社の自己資本(返済する必要のない資本)であるから、そ

の払戻しは行われない。なお、株主は、保有する株式を売却することにより、出資した資金を回収する。

問4 [36] ②

資本装備率とは、従業員一人当たりの有形固定資産(機械設備や土地・建物など)の額を表し、一般にこの率が高いと労働生産性は高くなる。したがって、「資本装備率が高いため、労働生産性が低い」という記述は不適当。事実としても、中小企業は一般に資本装備率が低いために、労働生産性が低くなっている。

①中小企業基本法は、その基本理念として「独立した中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、その経営の革新及び創業が促進され、その経営基盤が強化され、並びに経済的・社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、その多様で活力ある成長発展」(第3条)を図ることを掲げている。③大企業の下請となっている中小企業は少なくないし、④地場産業を支える中小企業が多い。

問5 [37] ⑤

日本の家計は、余剰資金を銀行に預金することが圧倒的に多い。これに対しアメリカでは、株式投資などに充てられることが多い。以上のことから、日本で相当な割合を占めているAが「現金・預金」、日本ではかなり少なくアメリカで比較的割合の高いBが「株式・出資金」であると判断でき、残るCが「保険・年金準備金」であると確定する。

したがって、⑤が正解となる。

問6 [38] ②

高度経済成長期を中心に日本企業では、新たに学校を卒業した者を従業員として採用し、定年までの雇用を原則として保障するという、終身雇用制が一般的であった。そうしたことなども背景としながら、企業が従業員の生活面を手厚くサポートする様子が広くみられ、しばしば家族主義的経営とも呼ばれた。従業員向けの住宅(社宅)を整備したり、企業

が従業員向けの保養所などの福利厚生施設を運営することなどは、その一例である。

①高度経済成長期には、「特定企業やグループとの間での取引関係」、すなわち系列取引が一般的であり、たとえば企業集団の枠を超えた取引は不活発であった。③高度経済成長期には、国内企業同士の大型合併はしばしばみられたものの、日本企業が「欧米企業のM&A(合併・買収)を頻繁に行」ったという事実はない。④「事業を行うことなく他社の支配を目的に株式を保有する持株会社」の設立は、第二次世界大戦後の財閥解体が行われる中で禁止されるようになった。そして、この設立が解禁されるのは、1997年の独占禁止法改正によってである。したがって、この法改正以前の高度経済成長期に、「持株会社を頂点として強固な企業系列」が形成されているはずはない。

問7 [39] ②

「学齢期児童をフルタイム雇用する」となると、児童は学校に行って教育を受けることがきわめて困難となり、その教育を受ける権利を侵害することになる。実際、子どもの権利条約でも、子どもの教育を受ける権利を認めるとともに、子どもの労働について「締約国は、…児童の教育の妨げとな…るおそれのある労働への従事から保護される権利を認めると規定している。したがって、この選択肢の記述は、「条約などで保障されている人権の擁護に取り組むこと」に反するものであり、適当でない。

①「適切な経営」は「社会規範を遵守すること」につながる。③飢餓救済の基金を設けることは飢餓に苦しむ人々の生存の権利を擁護する取組みである。④演劇コンクールの開催を支援することは「文化・芸術活動を促進する」取組みである。以上はいずれも設問の条件に合致する。なお、「社会規範を遵守すること」はコンプライアンスと、「文化・芸術活動を促進すること」はメセナとそれぞれ呼ばれる。



© Kawaijuku 2012 Printed in Japan

無断転載複写禁止・譲渡禁止

手引(国地公)